

長野市公共サインガイドライン

～わかりやすい案内・標識の整備指針～

平成 25 年 3 月

長 野 県 長 野 市

はじめに

「長野市公共サインガイドライン」は、長野市全域の案内（サイン）に関する基本的な考え方と、公共サインの設置に関する留意事項をまとめたものです。

今後、長野市に案内情報を掲載または表示する際は、このガイドラインの考え方をもとに、作成・設置します。

このガイドラインの特徴は次のとおりです。

- （１）「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」のユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、案内に関するユニバーサルデザインを基本としています。
- （２）案内に関しては、案内板等のハード面の留意事項のほか、ソフト面の留意事項も重要であることから、これらの連携を図ることを目的としています。
- （３）新幹線の金沢延伸により、多くの観光客が見込まれるため、公共サインのデザイン基準、配置設置基準のほか、表示内容については、特に、外国人来訪者や、外国人在住者も考慮し、多言語表記に関する基本的な考え方を整理しています。

このガイドラインは、サインや、パンフレット、人的サービス面など、あらゆる案内に関する基本的な考え方（第Ⅰ編の１～５、７）と、**歩行者用サイン設置**に関する考え方（第Ⅰ編の６）、**多言語・多文化の表記**（第Ⅱ編）に大別できます。

第Ⅰ編 公共サインガイドライン

１．長野市公共サインガイドライン策定の趣旨と背景	ガイドラインの背景、条件整理を行っています。
２．長野市公共サインガイドラインの適用範囲	
３．「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」（ユニバーサルデザイン）するための方針	案内板や、パンフレット、人的サービス面などあらゆる案内に関しての基本的な考え方をまとめています。
４．安全・安心なまちづくりに関する案内の配慮	安全・安心なまちづくりの観点から配慮事項をまとめています。
５．メディア・ツールとの連携	案内の連携について基本的な考え方をまとめています。
６．サインの整備方針	歩行者用を対象としたサイン設置に関する基本的な考え方をまとめています。
７．サインの維持管理方針	サインの維持管理について基本的な考え方をまとめています。

第Ⅱ編 案内の多言語・多文化表記

１．英語に関する表記基準	英語表記に関する考え方、５言語６字体による単語集、事例集をまとめています。
２．単語集	
３．事例集	

目 次

第Ⅰ編 公共サインガイドライン

1. 長野市公共サインガイドライン策定の趣旨と背景	1
1.1 長野市公共サインガイドラインの趣旨	1
1.2 長野市公共サインガイドラインの位置づけ	3
1.3 長野市公共サインガイドラインの背景	4
2. 長野市公共サインガイドラインの適用範囲	5
2.1 サインの利用対象者	5
2.2 対象とするサインの種類	5
3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」 （ユニバーサルデザイン）するための方針	8
3.1 「心のバリアフリー」に関する案内の配慮	8
（1）やさしさとおもてなしによる案内	9
（2）簡略化された図、番号等による案内	9
①ピクトグラムを活用	9
②統一化されたイラスト、イメージ図を活用	12
③写真の活用	12
④番号制（路線番号方式ほか）の活用	13
⑤線種、色での工夫	14
⑥パンフレットを利用したコミュニケーションの向上	15
3.2 外国人来訪者等への配慮（多言語・多文化バリアフリー）	16
（1）案内の統一、連携による配慮	16
（2）来訪者目線での配慮	21
（3）長野を印象づける配慮	24
（4）安心して歩ける配慮（日本語表記の統一）	25
（5）多言語表記に関する基本的な配慮	28
3.3 高齢者、車いす使用者・歩行困難者、色覚障害者等への配慮	37
（1）考え方	37
（2）表示方法	37
（3）誘導サイン・位置サイン	39
（4）案内サイン	40
（5）音声案内、点字表示および触知案内板	40

4. 安全・安心なまちづくりに関する案内の配慮	41
4.1 避難場所の表示	41
4.2 AEDの表示	42
4.3 トイレの表示	43
(1) トイレを周辺案内する表示（トイレの出入口の手前まで）	43
(2) トイレ施設表示（トイレの出入口）	44
(3) トイレの英語表記：Toilets	44
5. メディア・ツールとの連携	45
5.1 情報ツール類との連携	46
5.2 具体例	46
(1) QRコードの活用	46
(2) バスの案内の活用と連携	47
(3) 観光拠点におけるメディア・ツールとの連携	48
6. サインの整備方針	51
6.1 サイン整備の基本的な考え方	51
6.2 表示デザイン基準	53
(1) 使用書体	53
(2) 文字の大きさ	54
(3) 文字の高さ	56
(4) 言語表示	57
(5) 色彩	62
(6) ピクトグラム	66
(7) その他	68
6.3 表示内容基準	69
(1) 共通基準	69
(2) 案内サイン	70
① 一般的情報（盤面の表示）	70
② バリアフリー施設、経路に関わる情報	70
③ 情報掲載基準	71
④ 表示範囲	74
⑤ 凡例・方位・スケールなど	75

(3) 誘導サイン	76
① 一般的情報	76
② 情報掲載基準	78
6.4 配置・施設整備基準	79
(1) 共通基準	79
① 配置システム	79
② 配置箇所	80
③ 構造	82
④ 照明	82
(2) 案内サイン	83
① 表示面について	83
② 本体デザイン	84
③ 配置計画と設置位置	86
(3) 誘導サイン	88
① 本体デザイン	88
② 配置計画と設置位置	89
6.5 地域の独自性の検討	92
(1) 景観への配慮	92
(2) 民間への協力依頼	94
7. サインの維持管理方針	95
7.1 維持管理方法	95
7.2 サイン機能に留意した維持・管理	97
7.3 本体のメンテナンス	98
7.4 情報のメンテナンス	99

第Ⅱ編 案内の多言語・多文化表記

1. 英語に関する表記基準	101
2. 単語集	110
3. 事例集	126

第Ⅰ編 公共サインガイドライン

1. 長野市公共サインガイドライン策定の趣旨と背景
2. 長野市公共サインガイドラインの適用範囲
3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」
（ユニバーサルデザイン）するための方針
4. 安全・安心なまちづくりに関する案内の配慮
5. メディア・ツールとの連携
6. サインの整備方針
7. サインの維持管理方針

1. 長野市公共サインガイドライン策定の趣旨と背景

1.1 長野市公共サインガイドラインの趣旨

- 長野市では、平成 27 年の新幹線金沢延伸により、今後も全国から多くの観光客、外国人来訪者が見込まれるため、公共サイン（案内および標識）の果たす役割はますます重要になっています。
- 公共サインにかかわる国の動きとしては、平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行、平成 17 年 7 月に「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定され、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。それを受けて、平成 19 年 7 月に「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）」等が策定されています。これらの策定の経過のなかで、平成 17 年 6 月には、「観光活性化標識ガイドライン」（観光面に特化したガイドライン）、平成 18 年 3 月には、「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」が策定されています。（次ページの図参照）
- 長野市においては、「長野市景観計画」や「長野市の景観を守り育てる条例・規則」を策定して、市民等との連携により、良好な景観の形成を推進しており、本計画のなかで、大規模行為は公共・民間を問わず、景観形成のための基準を定めています。小規模行為でも、民間設置のサインは、長野市の「屋外広告物条例」や「屋外広告物ガイドライン」により規制・誘導を行っていますが、公共サインは総合的に統一化・標準化されたガイドラインがないのが現状です。
- このような背景から、長野市の公共サインを今後計画・整備するうえでのガイドラインを策定することとしました。本ガイドラインに基づき、統一されてわかりやすい歩行者のための案内や、案内サイン・誘導サインを整備することで、すべての人が安全・安心で行動できるやさしい環境の整備とみんなが歩きたくなるまちの実現を図ります。

ユニバーサルデザインに関する国の動き

国土交通省 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法） H 6. 6

国土交通省 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法） H 1 2. 1 1

国土交通省 ユニバーサルデザイン政策大綱 H 1 7. 7

国土交通省 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法） H 1 8. 1 2

ユニバーサルデザインの基本的な考え方

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」
(ユニバーサルデザイン)



厚生労働省
こころのバリアフリー宣言
H 1 6. 3
～精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針～

国土交通省
観光活性化標識ガイドライン H 1 7. 6
(日本人、外国人を問わず、訪問先の地理に不案内な観光客が安心して一人歩きできる環境整備を対象)

国土交通省
公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン
H 1 8. 3
～外国人がひとり歩きできる公共交通の実現に向けて～

国土交通省
公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））
H 1 9. 7

国土交通省
外国人観光客受け入れ体制整備のための案内表示等の多言語化調査
H 2 2 年度～H 2 4 現在
外国人観光客受け入れのための多言語案内表示の調査を実施

1.2 長野市公共サインガイドラインの位置づけ

- (ア) ①公共サインの現状を把握し、課題の整理を行い、②国、県などのガイドライン等を踏まえながら、③国際化・グローバル化社会、高齢化社会、男女共同参画、色覚障害者、障害者等、近年および今後の社会情勢に対応した「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」（ユニバーサルデザイン）を基本に公共サインガイドラインを策定し、第四次長野市総合計画後期基本計画（平成 24 年 1 月）における都市整備分野の「ユニバーサルデザインのまちづくり」として位置づけます。
- (イ) ④景観の関連計画をもとに、長野市の地域特性を踏まえた形状、色彩、材質等への配慮により、⑤長野にしかない自然景観、歴史的・文化的景観を後世に伝えていき、または、長野だけの都市景観を生かしたガイドラインを策定します。
- (ウ) なお、本ガイドラインおよび⑥中心市街地活性化などの上位関連計画をもとに、長野市中心市街地のサインの整備計画を策定し、『安全・安心のまち、みんなが歩きたくなるまち』の実現を図ります。（⑦）

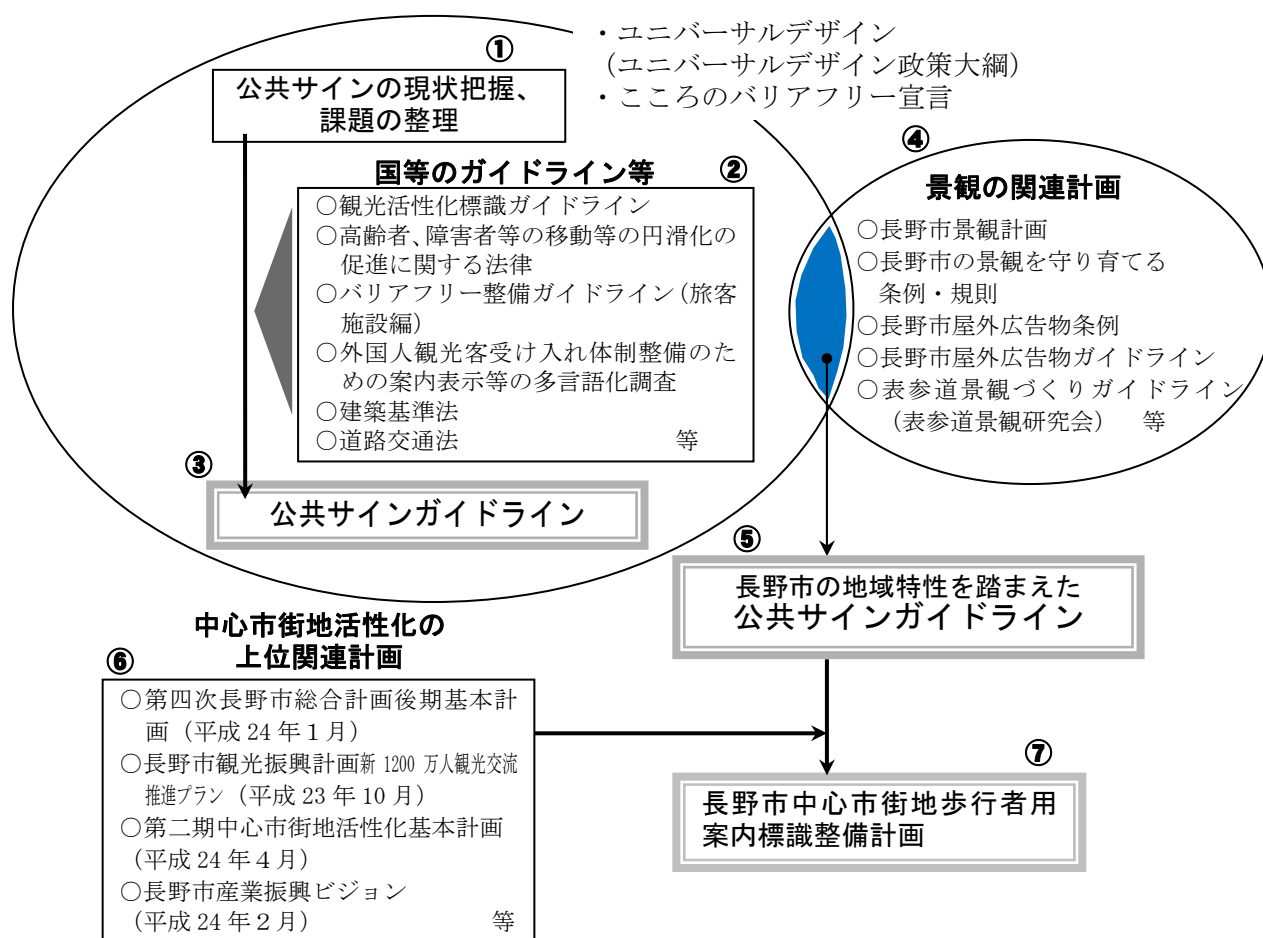


図 公共サインガイドライン策定と案内標識整備計画の流れ

1.3 長野市公共サインガイドラインの背景

- ①長野市においては、「長野市景観計画」や「長野市の景観を守り育てる条例・規則」を策定し、市民等との連携により、良好な景観の形成を推進しています。
- ②景観計画のなかで、大規模行為は公共・民間を問わず、景観形成のための基準を定めています。
- ③小規模行為でも、民間設置のサインは、長野市の「屋外広告物条例」や「屋外広告物ガイドライン」により規制・誘導を行っていますが、公共サインは総合的に統一化・標準化されたガイドラインがないのが現状です。
- ④こうしたことから、長野市の公共サインを今後計画・整備するうえでのガイドラインを策定します。

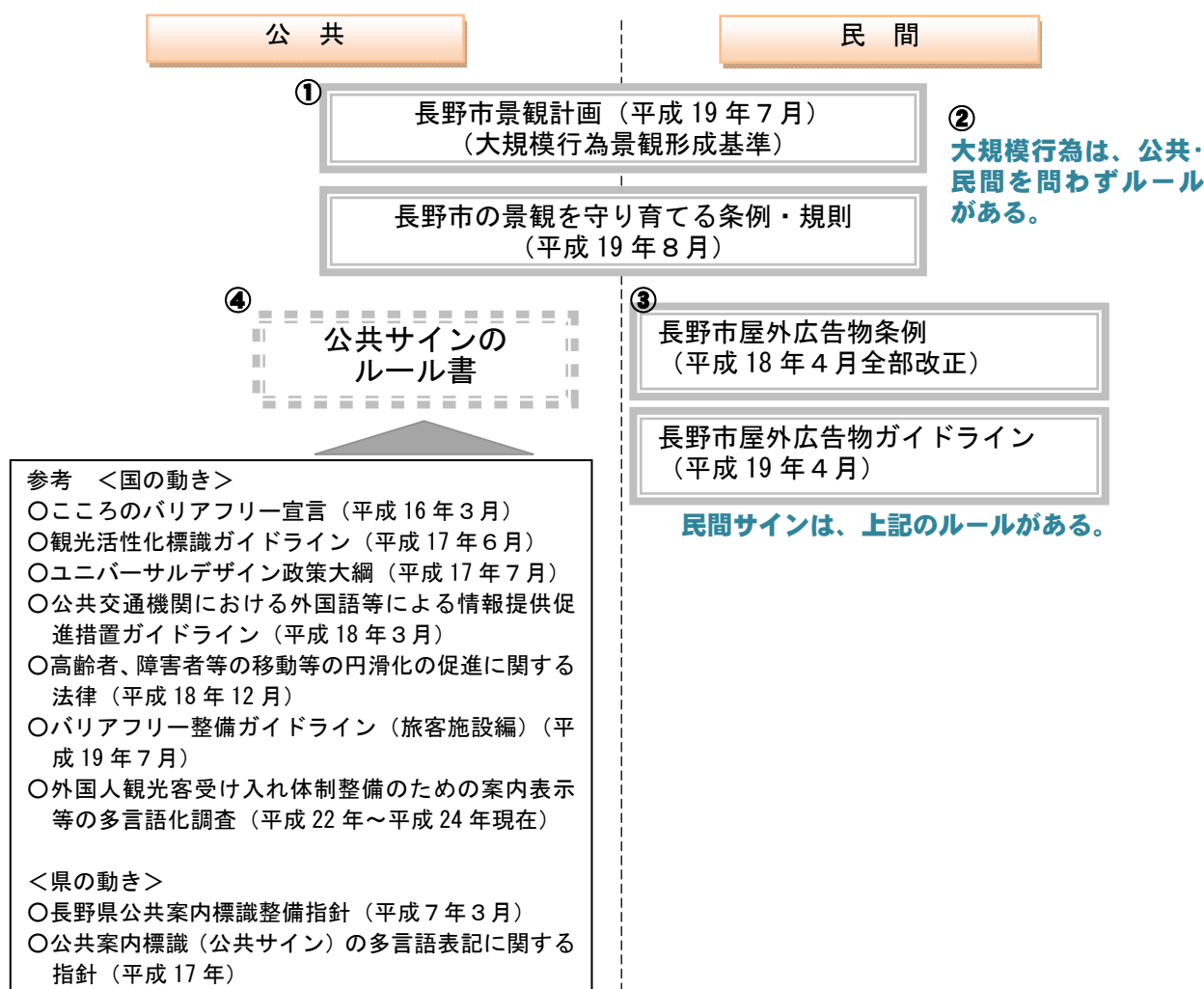


図 公共サインガイドライン策定の背景

2. 長野市公共サインガイドラインの適用範囲

だれに対し、どこで、どの案内を行うか、どのようなサインを整備するかなど、本ガイドラインの適用範囲をとりまとめます。

2.1 サインの利用対象者

利用対象者は、市民、観光客および外国人来訪者など、すべての人々とし
ます。

本ガイドラインに沿った整備により、身体的状況、年齢、性別、国籍を問
わず、すべての利用者にとってわかりやすく、使いやすい案内、サインとなる
ようにします。

2.2 対象とするサインの種類

本来サインとは「情報源」というソフトを指し、施設そのものだけを指す言
葉ではありません。コミュニケーションが成立さえすれば、文字や記号、かた
ち、色彩、質感、光、音、香り、触感など、人間を取り巻く有形無形のあらゆ
る要素がサインとして作用します。

本ガイドラインでは、市街地をはじめとして、市内で整備されるすべての公
共サイン（案内、サイン）を対象とします（次ページの表）。

なお、ユニバーサルデザインおよびサインの連携・補完の観点から、メディ
ア（情報の提供手段、媒体）も対象とします。

ただし、道路標識令のような法令等に定めがある場合の標識や、駅施設内標
識のように、一つのまとまりとして独自のサインシステムを用いた方が効果的
と思われる一部の案内サイン、誘導サインについては、適用範囲から除外しま
す。

表 本ガイドラインで対象とするサイン（ソフト・交通機関）

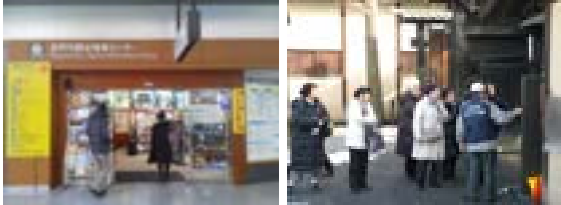
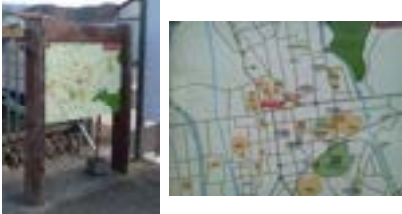
サインの種類	内 容
人の案内	観光案内所、ボランティアガイド等による案内など。 
紙媒体	観光ガイドブック・マップ、パンフレット、ポスター、地図など。 
I T 関連機器	パソコン（ホームページなど）、携帯電話（QRコードなど）、デジタルサイネージなど。 
交通機関	二次交通の駅・バス停、電車・バスの内部、電車・バスの車体の案内など。 

表 本ガイドラインで対象とするサイン（標識）

サインの種類		内 容
標 識	案内サイン	地図等により、ある範囲の全体（施設等の位置関係）を案内するためのサイン（広域案内サイン、周辺案内サイン、詳細案内サインなど） 
	誘導サイン	矢印等により、施設等の方向やルートを指示するためのサイン 
	位置サイン	名称やピクトグラムにより施設等の位置を告知するためのサイン（施設銘板など） 
	説明サイン	施設等の内容を説明するサイン 
	規制サイン	歩行者等の行動を規制するサイン（注意喚起サインなど） 
	広報サイン	主に催しや生活情報の告知に用いるサイン（掲示板など） 

3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」

(ユニバーサルデザイン) するための方針

だれもが安全に、安心して移動できるまちづくりに向けたサインシステムの実現を目指すためには、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」のユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、性別、国籍を問わず、すべての人々の人権と人格・個性が尊重され、安全に安心して移動できる環境をハード面、ソフト面から整備・改善することが重要です。

ここでは、案内に関する留意事項として、「心のバリアフリー」に関する配慮（人のホスピタリティに関する事項）、外国人来訪者への配慮（多言語・多文化バリアフリー）、高齢者、障害者等への配慮（サインの整備に関するバリアフリー）の3つに大別してとりまとめます。

3.1 「心のバリアフリー」に関する案内の配慮

高齢者、障害者、子ども連れなど、すべての人々が安心して快適に日常生活や社会生活を送れるようにするためには、施設整備（ハード面）だけでなく、周囲の方々の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」（ソフト面）が重要です。

「心のバリアフリー」が目指すものは、障害の有無、年齢、性別、国籍等に関係なく、皆が社会の一員として自覚を持ち、共に助け合い、共に暮らしていくやさしさと、喜びに満ちた共生社会の実現です。

この社会の実現にあたっては、一人一人がその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていけるような社会の実現に資するため、「普及啓発・人材育成」や、駅等において、高齢者、障害者等の介助等を行うバリアフリーボランティア、またはボランティアガイドなど、ハード整備だけではない「人的対応の促進」、これらのソフト面を補うための案内表示の充実（路線番号方式による道路案内など）が必要です。

以上により、「心のバリアフリー」に関する案内の配慮事項をまとめます。

(1) やさしさとおもてなしによる案内

(2) 簡略化された図、番号等による案内

①ピクトグラムの活用

②統一化されたイラスト、イメージ図の活用

③写真の活用

④番号制（路線番号方式ほか）の活用

⑤線種、色での工夫

⑥パンフレットを利用したコミュニケーションの向上

（１）やさしさとおもてなしによる案内

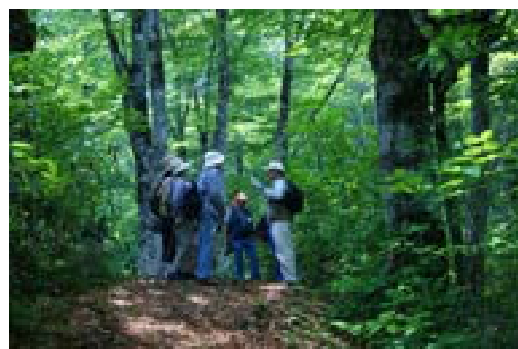
駅および観光拠点とその周辺地区において、外国人、高齢者、障害者、子ども連れの介助等を行うバリアフリーボランティア、またはボランティアガイドなど、人と人とのふれあいによる対応は重要です。

また、移動等で迷っている人、困っている人などを見かけた場合に、声をかけるやさしさと、案内によるおもてなし（ホスピタリティ）を行うことは、心のバリアフリーの推進につながります。

第 18 回オリンピック冬季競技大会
（長野オリンピック）時において用
いられた外国人对応のボランティ
アガイドブック



ボランティアガイドによる案内
（松代文化財ボランティアの会）



ボランティアガイドによる案内
（鬼無里案内ボランティアの会）

（２）簡略化された図、番号等による案内

ソフト面を補うために、言語による案内表示ではなく、幅広い年齢層や外国人にも直感的に施設や機能の意味を伝えることができるわかりやすい図や番号などを用いた案内表示が必要です。

このためには、次に示す５つの表示を活用しながら、案内をすることが重要です。

①ピクトグラムの活用

ピクトグラム（案内用図記号）を積極的に活用することが重要です。

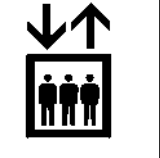
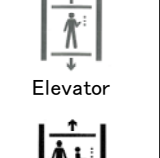
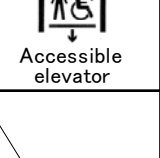
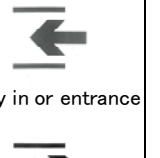
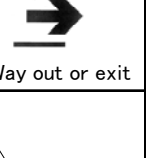
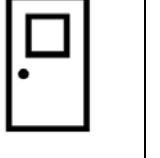
次ページにピクトグラムを整理します。

JIS規格または、標準案内用図記号に規定されている施設等のピクトグラムもありますが、これらの規定外の施設等については、長野市とその周辺においてピクトグラムを統一することが重要です。（参考資料1-1参照）

(参考) 主なピクトグラムの一覧表

	避難場所	A E D	トイレ	非常口	学校	オストメイト	たばこOK	たばこNO	ゴミOK	ゴミNO	携帯電話OK	携帯電話NO	図書館	インフォメーション（サインなど無人の情報提供）	観光案内所（有人の情報提供）
JIS Z8210 （JIS規格） （平成22年） ○一般財団法人 日本規格協会	 広域避難場所 Safety evacuation area		 お手洗 Toilets				 喫煙所 Smoking area	 禁煙 No smoking	 くず入れ Trash box	 捨てるな Do not throw rubbish		 携帯電話 使用禁止 Do not use mobile phones		 情報コーナー Information	 案内所 Question & answer
標準案内用図記号 ガイドライン （平成13年） ○公益法人交通エ コロジー・モビリ ティ財団	 広域避難場所 Safety evacuation area		 お手洗 Toilets	 非常口 Emergency exit			 喫煙所	 禁煙	 くず入れ Trash box	 捨てるな Do not throw rubbish		 携帯電話 使用禁止 Do not use mobile phones		 情報コーナー Information	 案内所 Question & answer
IS07001 （国際規格） （平成19年） ○国際標準化機構 57個			 Toilets- unisex				 Smoking area or smoking allowed		 Trash box or litter bin or rubbish bin					 Information	
地図記号 ○国土交通省国土 地理院 ○公共測量標準図 式；国土交通省			 公衆便所 （公共測量標準図 式数値地形図デー タ分類基準表）		 小・中学校 （大） 高等学校 大学等 （国土地理院）								 図書館（国土地理院）  図書館（公共測量標 準図式数値地形図デー タ分類基準表）		
Unicode6.1 （ ）内はユニ コード （平成24年） ○ユニコードコン ソーシアム			 RESTROOM （1F6BB）  TOILET （1F6BD）		 SCHOOL （1F3EB）		 SMOKING SYMBOL （1F6AC）	 NO SMOKING SYMBOL （1F6AD）	 PUT LITTER IN ITS PLACE SYMBOL（1F6AE）	 DO NOT LITTER SYMBOL（1F6AF）	 MOBILE PHONE （1F4F1）	 NO MOBILE PHONES（1F4F5）		 INFORMATION SOURCE （2139）	 BLACK QUESTION MARK ORNAMENT （2753）

ピクトグラムの大きさはすべて任意です。
※火災予防条例で使用が規定されている場所には、これらの図記号を使用する必要があります。

	駅	バス停	消火器	駐輪場	エレベーター	エスカレーター	階段	出入口
JIS Z8210 (JIS規格) (平成22年) ○一般財団法人 日本規格協会	 鉄道駅 Railway station	 バスのりば Bus stop	 消火器 Fire extinguisher	 自転車 Bicycle	 エレベーター Elevator	 エスカレーター Escalator	 階段 Stairs	
標準案内用図記号 ガイドライン (平成13年) ○公益法人交通エ コロジー・モビリ ティ財団 125項目のうち、 110項目はJIS規格 (JIS Z8210)	 鉄道駅 Railway station	 バスのりば Bus stop	 消火器 Fire extinguisher	 自転車 Bicycle	 エレベーター Elevator	 エスカレーター Escalator	 階段 Stairs	
ISO7001 (国際規格) (平成19年) ○国際標準化機構 57個	 Railway station	 Bus station or bus stop		 Bicycle or cycle parking	 Elevator  Accessible elevator	 Escalator	 Stairs	 Way in or entrance  Way out or exit
地図記号 ○国土交通省国土 地理院 ○公共測量標準図 式；国土交通省	 駅（上：JR線、 下：JR線以外） （国土地理院）	 乗入位置 バス停 （公共測量標準図 式数値地形図デー タ分類基準表）						
Unicode6.1 () 内はユニ コード (平成24年) ○ユニコードコン ソーシアム	 STATION (1F689)	 BUS STOP (1F68F)		 BICYCLE (1F6B2)				 DOOR (1F6AA)

②統一化されたイラスト、イメージ図の活用

案内の主な利用者である観光客に、観光施設等に関する情報をわかりやすく表示するため、施設名およびピクトグラムと併せて、主要施設等にイラスト等を表示することが有効な場合もあります。ただし、案内マップに記載する情報が増えるため、煩雑にならないよう、イラストの大きさや色彩に注意することが必要です。



図 【参考】倉敷駅周辺地区の案内マップに表示されている建物イラスト

③写真の活用

観光拠点や駅などの入口のように迷いやすい場所においては、来訪者が見える範囲を撮影した写真を使って表示することは効果的です。ただし、複数の入口がある場合や、来訪者の進行方向によっては、見え方が異なり、混乱を招くことが考えられますので、注意が必要です。



長野市街地の観光パンフレット



観光パンフレットにその場所の写真を入れることでイメージがつかみやすくなります。
(長野電鉄の長野駅のりばの位置を例に)

④番号制（路線番号方式ほか）の活用

アルファベットや番号を併記した番号制、路線番号方式を活用することは、外国人来訪者をはじめとして、だれにでもわかりやすい表示のひとつです。

■中心市街地循環バス「ぐるりん号」のバス停表示例



「ぐるりん号」では、バスの停留場にアルファベットと番号を併記して、わかりやすくしています。

■鬼無里地区の観光拠点の例



案内サイン

拡大図



誘導サイン



奥裾花自然園では、案内サインに番号を併記し、さらに各拠点の誘導サインにもその番号をつけて、わかりやすい案内表示を行っています。

⑤線種、色での工夫

線種、色を使った案内は、だれにでもわかりやすい表示のひとつです。ただし、色を使った案内には、文字を併記する等、色だけに頼らない表示方法にも配慮します。

■線種等による案内標識の例



バリアフリー経路などは、複雑な経路になっても表示対応できるよう歩道上に朱赤系の点線で表示します。（「地図を用いた道路案内標識ガイドブック（平成15年11月）」より）

■色分けによる窓口案内の例



市役所第二庁舎5階では、各課を色分けした案内図を作成し、さらに各課のカウンターおよび課名表示も色分けして、円滑に目的の課へ行けるように、サービス向上を図っています。



⑥パンフレットを利用したコミュニケーションの向上

パンフレット等に、外国人来訪者のために、最低限必要と考えられる会話集があると、円滑な案内ができます。



■英語パンフレットの記載例

日 本 語	英 語
トイレはどこにありますか？	Where is the toilet?
この町の観光パンフレットがほしいのですが。	I'd like a sightseeing brochure for this town.
最寄りの駅を紹介してください。	Where is nearest station?

上記の会話集があると、外国人来訪者が指をさして質問することができ（右 「英語」欄）、対応する側（日本人）も円滑な案内が可能（左 「日本語」欄）となります。

3.2 外国人来訪者等への配慮（多言語・多文化バリアフリー）

外国人と日本人の生活文化のスタイルの違いなどを考慮したわかりやすい案内および情報提供が重要です。このための配慮として、多言語表示やピクトグラムを積極的に活用し、情報提供を行ったり、住民（日本人）と外国人来訪者のコミュニケーションを円滑にするため、日本人と外国人の双方にわかる多言語表記の標識を設置します。さらに、習慣の違いによる文化的なバリアの存在を意識し、外国人が不安にならないよう必要な情報提供を行います。

配慮する事項は次の5点です。

- （１）案内の統一、連携による配慮
- （２）来訪者目線での配慮
- （３）長野を印象づける配慮
- （４）安心して歩ける配慮（日本語表記の統一）
- （５）多言語表記に関する基本的な配慮

（１）案内の統一、連携による配慮

①関係事業者との十分な調整ほか

多言語表示は、統一性、連続性が大変重要であることから、設置に際しては道路管理者を含め、多数の事業者が関係してくることが多いです。そのため、整備期間をある程度とって、関係者が一体となって進めていく必要があります。また、案内に電話番号等の連絡先を記入する際は、その連絡先で外国人対応ができるかどうか確認をしておくことが重要です。

②適材適所への設置

美観上、いたるところに案内表示を整備することは合理的ではありません。

サインの氾濫を防ぐため、観光客の動線を把握した上で、交通ターミナルの結節点や交差点、分岐点など、迷いやすい場所または不安になる場所を選定して整備することが重要です。以下に、設置における例を整理します。

A. 地元交通機関の利用案内

各地の交通機関の利用方法については、それぞれに特徴があるため、外国人来訪者にとって、「何がわかりにくいのか？何を必要としているのか？」を十分に考慮した上で案内表示を行う必要があります。

特に、地方の交通機関は地元に着していることから、住んでいる人にとっては、当たり前でも、来訪者、特に外国人にとってはわからないことが多い（運賃支払方法・乗車方法等）です。

3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」するための方針

そこで、交通機関利用案内表示については、特に外国人の意見を十分に聞き、それを尊重することが重要です。

また、停留所等に番号制を導入し、外国語路線案内マップとリンクさせておくことは効果的です。



乗車の際には券売機にてバスチケットを購入下さい。円を換金していない場合、隣のコンビニエンスストアにてクレジットカードでバスチケットの購入ができます。

空港から目的までのリムジンバスの運賃・時間を表示

電車の乗降位置のご案内
Streetcar stop information

◆単車(1両の電車)
One-car streetcar

◆複車(複数両の電車)
Multi-car streetcar

現金の方は、お降りの際に直接運賃箱にお入れください。
ICカード(PASPY・ICOCA)の方は、ICカードリーダーにタッチのうえ、ご乗車ください。

This streetcar does not need tickets. Please pay with cash when disembarking.

승차권은 필요없습니다.
내릴 때 현금으로 지불해 주십시오.
无须事先购票，车资请在下车时支付。

5 言語表記

切符は必要ありません。降りるときに現金でお支払い下さい。

路面電車の乗車方法を表示

現金の方は、お降りの際に直接運賃箱にお入れください。
ICカード(PASPY・ICOCA)の方は、ICカードリーダーにタッチのうえ、ご乗車ください。

This streetcar does not need tickets. Please pay with cash when disembarking.

승차권은 필요없습니다.
내릴 때 현금으로 지불해 주십시오.
无须事先购票，车资请在下车时支付。

運賃支払方法を表示

B. 路面・階段への表示

商店街等、既存の商業看板が乱立しているような場所で、新たに頭上案内表示を設置しても、他の看板に埋没して、わかりにくくなる恐れがあります。そこで、路面へ案内表示をすることは、他の看板との見わけがつき、効果的です。

また、階段蹴上面（側面）への表示も、歩行者にはわかりやすく、経費的にも効果的です。

設置にあたっての注意事項は以下のとおりです。

- (A) 路面表示の場合、大きさはできるだけ大きいもの（長さ2メートル程度）が望ましいです。
- (B) 色は、黄色等の目立つものが良いですが、全面が困難であれば、枠のみ目立つ色にする等で対応します。
- (C) 階段蹴上面（側面）への表示は、可能な限り、1面1言語表示が望ましいです。



路面への表示



路面への表示



階段側面への表示
可能な限り、1面1言語表示が望ましいです。



階段側面への表示

C. 天井・壁面・柱面への設置

- (A) ステッカー、パネル等による案内は経費的にも効果的です。
- (B) 通行者の目線より少し高い位置に設置すると、視認性を高めるためには効果的です。
- (C) 夜間の視認性を高めるためには、内照式サインが有効です。その際、環境負荷を考慮し、LED表示とした方が望ましいです。
- (D) 場所によっては、日光等が反射して見づらくなることもあるので、防眩対策（まぶしさの対策）を施す必要もあります。



天井への設置



内照式サイン（昼間）



内照式サイン（夜間）



壁面への設置



柱面への設置

参考) **実証実験の例** (次のような実証実験を行いながら、統一的、連続的、全体的にサインの設置・表示内容を検討することが重要です。)

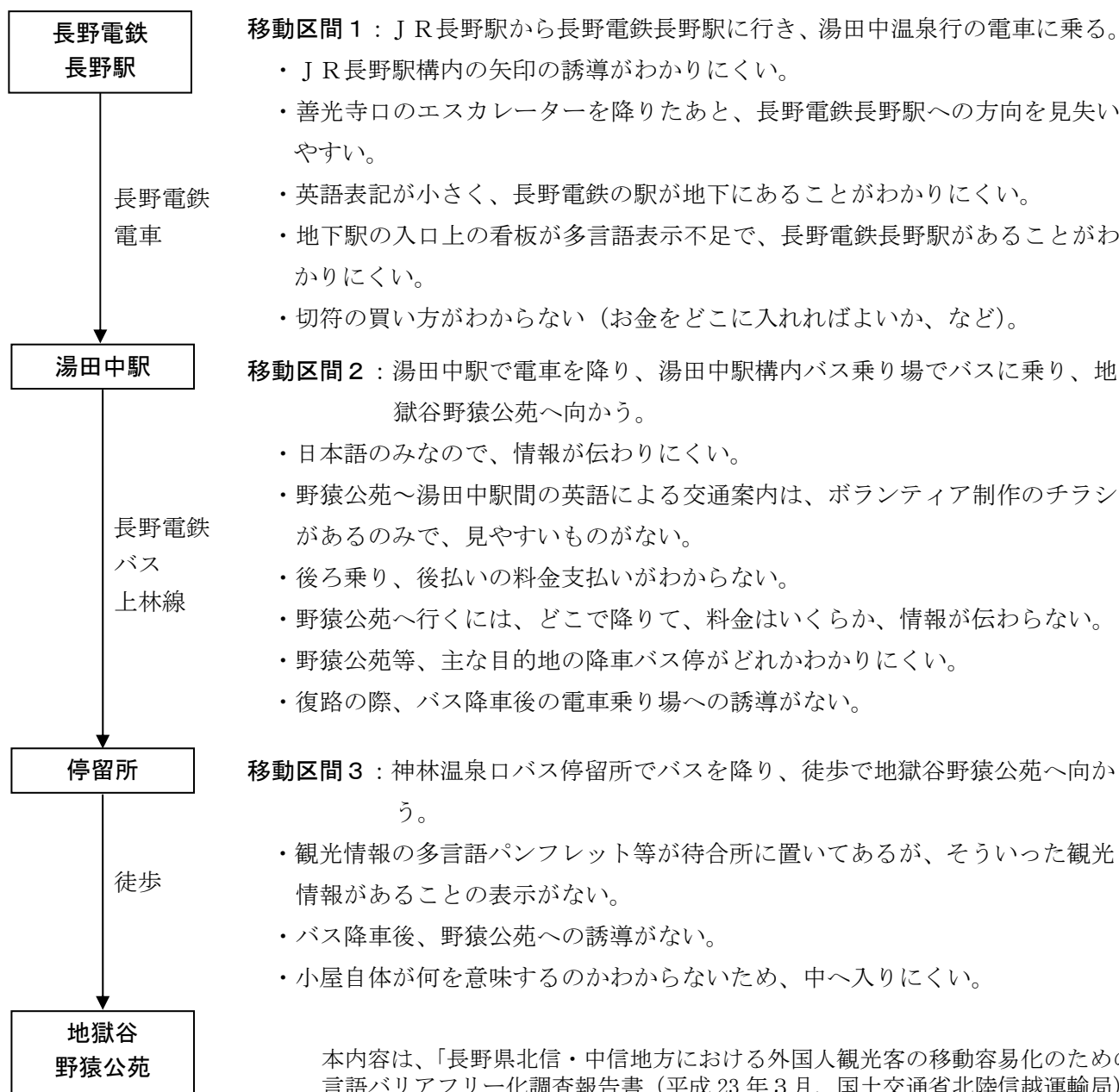
J R 長野駅から地獄谷野猿公苑までの移動ルートと課題

＜移動ルートを進む上での条件＞

- ・ 移動ルートは、J R 長野駅から長野電鉄を利用し、地獄谷野猿公苑を最終地とします。
- ・ 移動するうえで困った場面では、インフォメーションセンターなどに行くことができます。
- ・ 利用できそうなパンフレットを見つけた場合、それを用いることができます。

＜移動ルート＞

＜移動区間と想定される課題＞



本内容は、「長野県北信・中信地方における外国人観光客の移動容易化のための言語バリアフリー化調査報告書（平成 23 年 3 月、国土交通省北陸信越運輸局）」の p 15 を参考に作成。

③他媒体との組み合わせ

案内板と紙媒体（パンフレット、ポスターなど）、I T（カーナビゲーション、スマートフォン）などをリンクさせる等、複数媒体と連携することによって、より合理的な案内が可能となります。

（２）来訪者目線での配慮

①利用者目線

案内表示整備に際しては、設置者側のひとりよがりにならないよう、外国人、通訳案内士等実際に現場を確認してもらい、意見を聴取します。設置者側の立場ではなく、利用者側の立場にたって案内表示を検討することが重要です。

また、日本人との生活文化スタイルの違いを考慮した情報提供、整備が必要です。外国人が比較的に利用しやすい設備等を用いた配慮事項を整理します。

A. コインロッカー利用案内表示

一般的には、日本語では既に説明文が記載されていることが多いので、この外国語訳を目立ちやすい場所に、ステッカー貼付等により、多言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、ハングル、ポルトガル語）で表示します。



Coin-operated Lockers 1. Operating hours : 08:00 to 00:00 2. Locker fee: 300 yen for a small-sized locker and 400 yen for a middle-sized locker per calendar day unlocked once you take out your baggage. 3. Additional fee : An additional fee is required for each calendar day starting at 08:00. 4. Duration of use : Within three days. Your baggage will be stored separately after the three-day period. 5. Storage : Your baggage will be disposed of if the storage period exceeds 30 days. The storage fee for the baggage within 30 days will be calculated with an additional fee charged on a daily basis. 6. Lost locker key : Compensation of 1,000 yen will be charged for a lost locker key. Contact : Hondori Station on As tram Line 投幣式寄物櫃營業指南 1. 營業時間 8時～24時止。 2. 使用費 1天1次小型 300日元 中型 400日元 3. 追加費 24時後、隔日開次後、取付追加費即天數×使用費。 4. 使用期間 3天以內、4天以上將另外保管。 5. 保管物品 超過30天以上的物品將被處理。30天以內的保管費與追加費的金額相同。 6. 鑰匙遺失 再領取鑰匙需支付1000日元。 聯絡處 AS TRAM 100本通站	投市式寄存柜營業指南 1. 營業時間 从8点至0点止。 2. 使用費 1天1次小型 300日元 中型 400日元 3. 追加費 24時後、隔日開次後、取付追加費即天數×使用費。 4. 使用期間 3天以內、4天以上將另外保管。 5. 保管物品 超過30天以上的物品將被處理。30天以內的保管費與追加費的金額相同。 6. 鑰匙遺失 再領取鑰匙需支付1000日元。 聯絡處 AS TRAM 100本通站 코인로커 영업안내 1. 營業時間 : 6時～0時 까지 2. 사용요금 : 1일1회 소형 300원 중형 400원 3. 추가요금 : 24시간을 기준으로 일수 변경 시 추가요금으로 일수× 사용요금이 필요합니다. 4. 사용기간 : 3일 이내입니다. 4일 이상은 별도 보관으로 취급합니다. 5. 보관질 : 30일을 경과한 것은 처분합니다. 30일 이내의 보관요금은 추가요금과 동일한 금액입니다. 6. 열쇠 분실 : 열쇠 보상으로 1500원을 지불하셔야 합니다. 연락처 : 아스트라무라인 혼드리역
--	--

B. 公衆トイレの利用案内（非常ボタン案内）

公衆トイレのうち、多機能トイレについては、非常ボタンが設置されていることが多いのですが、この位置が、水洗ボタンと間違えて押下されやすい場所にあることがあります（水洗ボタンが、座位斜め後方にあり、非常ボタンが座位斜め前方にある等）。

さらに、これが非常ボタンであることの外国語案内はあまりなく、当初設置されていたオレンジ色のプラスチックカバーも、いたずら等により壊され、よけいにわかりにくくなっている場合があります。

実際、非常ボタンを水洗ボタンと間違えて押してしまい、大音響の非常ベルに驚いて混乱している外国人もいます。

また、場所によっては、自動水洗機能等が設けられた多機能トイレがあり、これも外国人にはあまりなじみがないところです。

トイレについては、見過ごされがちですが、トイレの評判が良いと観光地全体の評判も上がることから、今後は、これらについての多言語表示は必要不可欠となります。

ボタンを間違えないための表示の方法 その1

ピクトグラムを表示します。



非常ボタン

Emergency call button



参考）ピクトグラムのなかには、

- 1) 消防法の「非常口」、火災予防条例での「禁煙」「喫煙」「火気厳禁」は消防署等の認可が必要なピクトグラム
- 2) 「駐車場」「進入禁止」「駐車禁止」「自転車乗り入れ禁止」「車両通行止め」は道路交通法による道路上では使用できないピクトグラム

があるので、使用する場合は、注意が必要です。

図 JIS Z8210 案内用図記号 非常ボタンのピクトグラム

ボタンを間違えないための表示の方法 その2

非常ボタンであることを、多言語により表記します。

このボタンは非常ボタンです。

Emergency Call Button

緊急時，請按按钮

紧急时，请按按钮

이 버튼은 비상버튼입니다.

Botão de Emergência



図 多言語表記の例

C. おもてなしの取組み

外国人来訪者に地域の商店街で買い物を楽しんでもらうための仕掛けづくりを行うことも今後は必要です。

- (A) 「クレジットカード対応可能店」や「おもてなし」サインの表示は、外国人来訪者の心理的な壁を取り払い、商店街で買い物をしたいという気持ちを喚起させるのに効果的です。
- (B) 観光ガイドマップに商店街案内情報を掲載し、地域商品を扱う店等の案内を行うことも、外国人来訪者に買い物を楽しんでもらうためには効果的です。

「クレジットカード対応可能店」の案内表示



取り扱いクレジットカードのマークを張るために空白とします。



「おもてなし」の案内表示
(広島市の例)



店頭に貼り付けて、ホスピタリティを表現
(広島市の例)

②意識の啓発にも効果的

多言語表示を進めることで、地元在住者にとってもホスピタリティ意識の啓発を図ることができます。

(3) 長野を印象づける配慮

外国人来訪者は、日本の歴史や文化に興味を持ち、ふれたがっています。日本人の海外旅行客も、サグラダ・ファミリアなど、現地の言語で覚え、帰ってきます。

外国人来訪者に、長野に来たことを印象づけ覚えていただくためには、神社仏閣や文化財など、長野の歴史や文化などを象徴するような固有名詞などは、外国語表記をしないほうが良い場合があります。

A) 「固有名詞」

同類の中の一つを他と区別するために付けた名称を表す名詞。
地名・人名の類。(広辞苑より)

B) 長野を印象づけるために多言語の翻訳をしない言葉

*F u j i y a m a*をはじめ、既に日本語のまま海外に定着している言葉があります。観光的な側面および文化的な側面から、長野を象徴し、印象づけるものとして多言語の翻訳をせず、今後、外国人に日本語のまま覚えていただきたい言葉を示します。

表 多言語の翻訳をしない言葉

	今後覚えていただきたい 日本語の言葉	既に外国に定着している 日本語の言葉
食	信州そば、おやき、野沢菜、 漬け物、信州味噌、麴（こうじ）、 日本酒、地酒、お酒、やたら、など	すし、天ぷら、だんご、おにぎり、 しょうゆ、など
歴史	善光寺、善光寺表参道、如是姫、 文武学校、七福神、えびす講、灯明祭り、 びんずる、など	サムライ、芸者、将軍、忍者、など
生活	温泉、こたつ、いろり、かんじき、 お線香、お守り、お土産、花火、 竹細工、茶道、和紙、など	着物、火鉢、相撲、畳、提灯（ちょうちん）、 生け花、柔道、歌舞伎、漢字、 剣道、など
動植物	さくら、もみじ、みずばしょう、 シラカバ、リンドウ、シナノキ、 ヤマボウシ、ライチョウ、カモシカ、 モリアオガエル、など	ニシキゴイ、しいたけ、など

(4) 安心して歩ける配慮（日本語表記の統一）

多言語で案内するためには、対象とする日本語表記の統一が重要です。

また、翻訳の際、わかりやすい日本語を用いる必要があります。

多言語表記の基本方針を次にまとめます。（ は特に重要な事項です。）

案内の多言語表記の基本方針

対象 案内サイン、誘導サイン、施設名称、観光ガイドブック、パンフレット、ポスター、地図、ホームページ等

「多言語情報作成マニュアル 多言語情報をつくるための43のポイント（平成16年3月）」を参考に作成。

① 編集方針

項 目	ポイント	説 明
編集企画の体制	ポイント1 企画の段階からNPO法人や在住外国人の参加を得ます。(利用者のニーズの把握をし、利用者の目線で作成します。)	・何のために情報提供を行うのか、その対象者はだれなのかを明確にするために、利用者（＝外国人）のニーズの把握が必要です。 ・日頃から外国人と接しニーズを把握している方に携わっていただきます。
		・翻訳者に企画の段階から加わってもらうことが重要です。 ・ニーズの把握に、アンケートの活用も検討します。
利用者の使い方を想定	ポイント2 利用者がどのような使い方をするか想定します。	・ハンドブックとして持ち歩くことを想定するなど、作成するうえでの方針（規格と盛り込む情報の量や質など）を決めます。 ・盛り込む情報は、あまり詳細に解説したものは、かえってわかりにくくなります。 ・国際室などの支援と相互に補完し合うことを考える必要があります。
翻訳言語	ポイント3 翻訳する言語は、地域の外国人来訪者数、外国人登録者数および在留資格を分析して決めます。	・中国語は、簡体字（中国本土で広く使用）、繁体字（台湾、香港、東南アジア華僑等で使用）の両方の文字を表記すると利便性が高まります。 ・母国語としている国の数が多いスペイン語などは、各国で使用されている単語に相違があります。 ・基準にすべき国をどこにするか検討する必要があります。
	ポイント4 少数言語への配慮も検討します。 ～やさしい日本語、漢字ルビ付き、簡単な英語での情報提供～	・漢字のルビ振りをします。（やさしい日本語の表現が困難な場合でも、難しい漢字にはルビを振ります。）
作成スケジュール・改訂頻度	ポイント5 作成スケジュールは、翻訳期間に十分な余裕をみて組み立てます。	・急げば急ぐほど、正しい翻訳が難しくなります。 ・企画設計の段階で十分な余裕をみた作業日程プランを立てます。 ・翻訳期間は、チェックの期間を含めて十分な時間を確保します。
	ポイント6 情報更新のための改訂頻度について、あらかじめ検討しておきます。	・多言語情報を企画設計する段階で、あらかじめ、作成後の改訂のことも検討しておきます。 ・変更頻度の高い情報を掲載する場合は、それにふさわしい情報提供の方法を考えます。 ・ホームページでの多言語の情報の提供が行われるようになったので、印刷費のかからない方法として、有効に活用することを検討します。

3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」するための方針

① 編集方針（つづき）

項 目	ポイント	説 明
日本語併記	ポイント7 日本語併記を原則とします。この場合、日本語の名称・表現の統一をします。	・作成した多言語情報が何語版なのかという日本語での表示は、表紙にはっきりと記載します。 ・各言語ごとに、観光パンフレット等の表紙を色違いにすることも効果的です。 ・日本語併記の日本語原稿は、やさしい日本語漢字ルビ付きにする必要があります。
複数言語併記方式	ポイント8 数種類の言語を一冊にまとめて作成する場合は、極力ページを少なくします。	・地図に表記される固有名詞を漢字（ルビ付）、ローマ字の2種類で記載し、行き方の説明（〇〇駅から徒歩3分など）のみ各言語で併記するなどしてページ数を減らします。
	ポイント9 外国人来訪者数または外国人登録者数と、配布先での配布方法を考えて発行部数を決めます。	・英語が母語でなくても「英語で書かれていれば（何とか）理解できる」という人もいることを考えに入れ、英語版を多めに発行します。

② 原稿作成

項 目	ポイント	説 明
原稿内容	ポイント10 わかりやすい日本語原稿は、間違いのない、正確かつわかりやすい訳文につながります。	・日本人の発想では当たり前な表現でも、外国人翻訳者から見ると難しく感じる場合があります。 ・日本人には知っていて当然のことでも、外国人は知らないことも多く、日本人には明らかなこととして説明していない部分が、一番大切な事項であったりすることもあります。 ・「日本人向け文章」から「翻訳に適した日本語原稿」への“日本語の翻訳”が、最初に必要です。
	ポイント11 伝えたい情報内容を整理します。	・情報の内容は、詳し過ぎると、かえって外国人にわかりにくくなります。 ・まず情報内容を整理する必要があります。
	ポイント12 一つ一つの文を短くします。	・日本語原稿は、一つの文を短くすると、利用者にとってもわかりやすい文となります。 ・箇条書きにした場合は、さらに簡潔で見やすくなります。 ・時間の表示は、午前・午後よりも24時間表示のほうが、わかりやすく、誤りが少なくなります。
原稿の作り方	ポイント13 あいまいな表現を避けます。	・「3月中に～してください。」の場合は、「締め切りが3月末」なのか、「3月中に～するよう努力してほしい」のか不明確な場合があります。 ・「～ご遠慮下さい。」も、「Yes」か「No」かわからない場合もあります。 ・英語の表現を考えてから日本語文を作ると簡潔な日本語になり、日本語のあいまいさを解消できます。 日本語→英語表現検討→日本語表現→英語翻訳
	ポイント14 一つの名称で正式名称（法律上の名称）、通称、略称など複数使われている場合は、名称を統一します。	・正式名称を短くして使われることがありますが、全く別のものであるとの誤解を招くことになります。 ・同じものに対していろいろな呼称があるときは、統一して同じ日本語の名称を使い、他の呼称は注記等を示すようにします。
	ポイント15 行政用語や、日本特有の用語などには、用語説明が必要な場合が多数あります。	・「保育園」は、一般的に使われている用語ですが、正式な行政用語は、「保育所」です。翻訳すると、外国人に「保育園」と違うものとして受け取られることがあります。 ・固有名詞と同様に考え、語句翻訳と併せてローマ字表記を併記した方がよいものがあります。 例) 小学校、中学校、高校、市役所、役場、町内会など ・名前、地名など固有名詞は、読み方がわからない場合があるので、日本語原稿の固有名詞にはルビを振ります。

3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」するための方針

③ 翻 訳

項 目	ポイント	説 明
翻訳者の選定	ポイント16 ネイティブと日本人翻訳者のペアでの翻訳が望ましいです。	・翻訳をネイティブと日本人のチーム（ペア）に依頼することで、ある程度の翻訳上の問題点は解消できます。
翻訳語	ポイント17 複数の訳ができる単語に注意します。	・母国語としている国の数が複数あるスペイン語、ポルトガル語などは、各国で使用されている単語に相違があるので留意が必要です。
	ポイント18 原則として固有名詞は翻訳しません。	・住所、建物、地名、人名などの固有名詞は、原則として翻訳は必要ありません。
	ポイント19 日本語のローマ字表記と翻訳語（意味翻訳）を併記すると便利です。	・翻訳した外国語のほか、日本語のローマ字表記も一緒に記載します。
		・ローマ字表記が先であると、日本語で覚えてもらいやすくなります。 ・翻訳語が先であると、外国人が読みやすくなります。
翻訳チェック	ポイント20 チェック作業には時間がかかることを、あらかじめ認識しておきます。	・中国語の場合は、ローマ字が中国人（香港以外）にはわかりにくいので、使用を避けた方がよいです。
		・チェック作業のスケジュールには、十分、時間的な余裕をみる必要があります。
	ポイント21 翻訳会社にすべてを委託する場合は、事前の打ち合わせ、英語の先行翻訳を行います。	・作成担当者が、日本語文章から難しい用語を抽出します。
		・翻訳会社にその用語の意味を伝えます（英語）。 ・全文納品後、別の英語翻訳者にチェックを依頼します（英語）。 ・チェック後の英語翻訳文完成品を参考にするを条件に、他の言語の翻訳開始を指示します。

④ デザイン等

項 目	ポイント	説 明
デザインにおける多文化	ポイント22 レイアウトや記号の使い方は国によって異なります。	・レイアウトや記号の使い方などは、国や言語によって異なります。 ・見出しや、記号、イラストなど日本語のデザインを多言語情報にそのまま使用すると、非常に読みづらくなってしまふことがあります。
		<英語の場合> - 見出し <u>太字で目立たせます。</u> - 記号・マーク <u>文頭には「・」、「●」、「■」を使用します。</u> - 箇条書き <u>アルファベットや記号を併用して並べます。</u> - 数字 <u>ローマ数字（「Ⅲ」など）は間違えやすいので使いません。</u> - フォント <u>太字（ボールド）を使いすぎず、イタリックなども併用します。</u> <ポルトガル語の場合> - レイアウト <u>余白をとり、図、イラスト、地図を多用</u> - リアルなイラストを使うなど
アジアの言語	ポイント23 アジアの言語フォントには、注意が必要です。	・コード変換できない場合もあるので、フォントについて十分調査してから作業を開始します。

（５）多言語表記に関する基本的な配慮

外国人来訪者のバリアフリーの観点およびホスピタリティの面などから、多言語表示は必要です。

歩行者用（携帯用）の観光ガイドブック、パンフレット、地図などを各言語で作成する場合には、外国人来訪者が、施設名称の日本語表記等を現地で照らし合わせながら移動することや、目的地への行き方を日本人に尋ねることなどを考慮して、観光ガイドブック等には、日本語を併記（上段日本語、下段各言語）することが重要です。

多言語情報をつくるための留意事項とその方法を整理します。

①多言語表記の留意事項

本ガイドラインでは、案内をするために必要な言語として、「日本語」「英語」「中国語（繁体字、簡体字）」「ハングル」「ポルトガル語」の５言語６字体を標準とします。

なお、中国語については、繁体字、簡体字を併記します。

次ページ以降に各言語別に留意事項を整理します。（ は特に重要な事項です。）

日本語

項 目	内 容	具体例
1. 共通基準	原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行います。ただし、固有名詞においては、この限りではありません。	
2. 施設の名称	次の項目を考慮し、適切でわかりやすい表記を行います。	
	表示面の煩雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で部分的に省略を行います。	独立行政法人 国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校 ↓ 国立長野高専
	正式名称よりも明らかに理解されやすい通称名・愛称名がある場合は、それを用います。	長野市多目的アリーナビックハット ↓ ビックハット
	複合的な施設の場合は、目的に応じて部分的な省略を行います。	
	アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いてもよいです。	J R N T T
	町丁名の表記に関しては、「長野市住居表示実施要領、長野市住居表示実施基準」にしたがいます。ただし、煩雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で部分的に省略することができます。	
3. 数字の表記	類似の施設が多く、混乱を招く可能性がある場合は、正式名称を用います。	長野保健所 長野市保健所
	原則として算用数字を用います。ただし、固有名詞として用いる場合は、この限りではありません。	4 月 11 日 第二別館
4. ふりがな	- 地名、歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記するなどの配慮を行います。 - また、英語圏以外の外国人居住者が多い等の地域性に応じて、ひらがなを併記するなどの配慮を行います。	緑町（みどりちょう） 「ちょう」か「まち」か 旭山（あさひやま） 「やま」か「さん」か
5. 紀年	- 西暦により表記します。 - 必要に応じて日本年号を付記してもよいです。	2012 年 2012 年（平成 24 年）

「長野県公共案内標識整備指針（平成 7 年 3 月）」を参考に作成。

英 語

項 目	内 容	具体例
1 単語抽出の基準	同じ一つの制度（案内をする施設、観光資源など）であっても、情報誌、パンフレット、ポスター、ガイドブック、案内板等によって異なる訳語を使用しているため、何種類もの制度（案内をする施設、観光資源など）があると誤解されているケースが多数見受けられます。例えば、外国人にとって関わり深い「外国人登録」についても下記のようにいくつもの訳が使われています。 【外国人登録】 Alien Registration Foreign Registration Foreign Resident Registration Foreign Residents' Registration Non-Japanese Registration など 翻訳者によって様々に翻訳され、その結果、誤解や混乱を招くと思われる言葉は、まず日本語の表現を統一し、各言語の表現の一元化（統一）をします。	
2 固有名詞の翻訳に係る表記の工夫	- 外国人にとっても興味や関係が深く、日本語も覚えてほしいものは訳語と、日本語読みをローマ字表記したものを合わせて載せると効果的です。 - 他に複数の訳語が存在する場合でも誤解が少なくなります。	
①訳語を先に書く場合	その単語の定訳が既にあり、それが広く知れ渡っている場合は、訳語を先に書きます。	外国人登録 alien registration(gaikokuj in toroku)
②日本語読みのローマ字表記を先に書く場合	- 日本語の言葉を覚えてもらいやすい。 - 定まった訳語がない場合は、この形の方が誤解が少なくなります。	国民健康保険 Kokumin Kenkō Hoken(National Health Insurance)
3 機関名、施設名、物の名称など	掲載されているのが訳語だけだと、そこへの行き方を日本人に尋ねる時などに困ります。	
①正式な英語名を持つ場合	- 日本語読みをローマ字と正式な英語名を合わせて記載します。 - ただし、日本語名がもともと外国語の単語で構成されている名称、正式な英語名もそのままその単語を使っている場合は、ローマ字表記は省いても誤解はありません。	横浜市中央図書館 Yokohama-shi Chuo Toshokan(Yokohama Central Library) 横浜ランドマークタワー Yokohama Landmark Tower
②正式な英語名を持たないか、持っているか不明な場合	- 日本語読みをローマ字で表記します。 () の中に英語でその意味を記載します。	あんしん電話 Anshin Denwa(emergency line)
③名称の一部にカタカナ語が使われている場合	そのカタカナ語が英語の単語に置き換えられる場合は、ローマ字で読みを書き、訳語と合わせて記載します。	サービスコーナー Sabisu Kona (Services Corner)

「多言語 標準訳語集（平成 16 年 3 月）」を参考に作成。

3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」するための方針

項 目	内 容	具 体 例
4 ローマ字表記について		
①一般	・ヘボン式（下図参照）を使用します。	ra cha
	・はねる音「ン」は、すべて「n」と書きます。	
	・はねる音を表す「n」と次にくる母音字または「y」とを切り離す必要がある場合は、「n」の次に「'」を入れます。 （「'」の代わりに「-」を使うこともあります。）	婚姻 kon'in (kon-in) 金曜日 kin'yobi (kin-yobi)
	・つまる音は、最初の子音字を重ねて表します。	
	・特殊音の表し方は自由とします。	フィルム firumu hwirumu film huirumu
	・文の書き始め、固有名詞は、語頭を大文字で書きます。 ・固有名詞以外の名詞の語頭を、大文字で書いても構いません。 ・ただし、現在、上記の注意にあてはまらない表記が一般的な場合もあります。	Tokyo Osaka
②地名の場合	・長音を表す「ー」、「^」は付けません。 ・「h」は長音を表すためには用いません。	東京 Tokyo 大手町 Otemachi
	・ はねる音「ん」は、「n」で表します。	日本橋 Nihonbashi 新橋 Shinbashi
	・はねる音を表す「n」と次にくる母音字または「y」とを切り離す必要がある場合は、「n」の次にハイフン（-）を入れることが望ましいです。	田園都市線 Den-en Toshi Line 新横浜 Shin-yokohama

ヘボン式									
1 つづり方									
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ					wa				
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みゃ		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」するための方針

中国語

項 目	内 容	具体例
1 固有名詞や行政用語は原則として翻訳しない	- 地名、観光地、施設・建物名など固有名詞は翻訳してはいけません。 - 訳語で道を尋ねられても、日本人には場所がわかりません。 - 住所が中国漢字で書かれていたら、郵便局も配達するのに困ります。	
①日本語表記だけでよい固有名詞や行政用語とは	- 漢字で意味がだいたいわかるもの。 - ひらがな・カタカナが含まれていても、漢字の部分だけで意味がだいたいわかるものや説明する意味がないもの。 - 内容をよく知ってもらいたい場合は説明が必要です。	土木事務所 在留資格 印鑑登録
②説明をつけた方がよい固有名詞とは	- ひらがな、またはカタカナが含まれている場合。 - 日本語表記の後にカッコをし、その意味を短く中国語で説明することが必要です。 - 倉庫ではなく観光地なので誤解されないために説明が必要です。	ランドマークタワー 赤レンガ倉庫
③固有名詞等の表記の仕方	固有名詞等、翻訳せずに日本語をそのまま表記する言葉は、日本語の部分の字体を変えて（太くするなど）日本語であることがはっきりわかるようにします。	
	読み方を示すためには、 - 日本の漢字には、ひらがなまたはカタカナでルビを振ります。 - ローマ字は中国人（香港以外）にはわかりにくいです。	
2 翻訳する名詞	- 内容的に同じものや似たものが中国にもあり、その中国語名が決まっている言葉は翻訳したほうが理解されやすいです。 - 日本語をそのまま覚えてほしい場合は日本語も併記します。 - 訳す必要のないものもたくさんあるので、見極めが重要です。	障害者 保育園 町内会
①カタカナ語の例	「ビル」、「センター」など、中国語版情報誌の巻末に一覧の形で訳を載せておくと、利用者にとって便利です。	
②統一した中国語訳を使う	数人で分けて、翻訳すると、表現が異なる場合があります。そこで、制作担当者は翻訳者との間で、どの言葉、または形にするのかを決めておくことが重要です。	(日本語) 9:00～17:00 (中国語) 9:00～17:00 (日本語)15 階 (中国語)15F (日本語)9番 (中国語)9号 (日本語)徒歩 (中国語)①徒歩 ②歩行 (日本語)3キログラム (中国語)3kg
3 中国語版の表記例	「戸塚」という漢字を中国文字に直してしまう例がよくありますが、実際にはそのような文字はどこでも目にすることはなくかえってわかりにくいので、日本語のままにします。 「図書館」という文字は見れば意味がわかるので、翻訳の必要はありません。 - 住所、地名などは、中国語の文字に直す必要がありません（中国語の文字で覚えてしまうと、郵便配達等に支障が生じる場合があります）。 「休日急患診療所」等は、日本語の漢字だけで意味がわかるので説明も不要です。 - 中国語の文字に直してしまうと、実際にその場所に行ったとき、看板が見つけれられません。	戸塚区戸塚町 127 「戸塚」 戸塚図書館 磯子区滝頭 2-31 磯子区休日急患診療所 ” 友愛医院前” ” 市電保存館前”

「多言語 標準訳語集（平成 16 年 3 月）」を参考に作成。

3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」するための方針

ハングル

項 目	内 容	具体例
1 翻訳上の留意点	- 日本語の漢字語名詞のなかには、そのまま漢字をハングル読みすれば意味の通じるものが多数あります。 - 日本語のカタカナ語の外来語や、漢字語名詞でハングルにない単語の翻訳の場合には、翻訳者によって訳語が異なります。	
①カタカナ外来語の日本語翻訳について	「ハンバーガー」、「インフォメーション」は、韓国においても外来語として日常的に使われています。 「ボランティア」、「リサイクル」は、まだ外来語として定着していません。 - 韓国では、外来語をそのまま取り入れるケースはそう多くはありません。	フリーマーケット ルール
	- ネイティブの翻訳者であっても、日本に永く住んでいると、つい日本語のカタカナ外来語をそのまま、ハングル式の外来語として翻訳してしまいやすいです。 - 韓国から来た人たちには、全くわからない単語になってしまうことがあります。 - カタカナ外来語の翻訳には、注意が必要です。	
2 表記の留意点		
①固有名詞の表記について	- 固有名詞は、原則として翻訳する必要はありません。 - 地名を翻訳してしまうと、日本語の発音と違ってしまうため、日本人に聞いても、その場所がわからなくなってしまいます。	山下公園 中央図書館

「多言語 標準訳語集（平成16年3月）」を参考に作成。

ポルトガル語

項 目	内 容	具体例
1 固有名詞の翻訳にかかる表記の工夫		
(1) 外国人にとっても関係が深く、日本語も覚えてほしい言葉	訳語（もしくはポルトガル語による用語の説明）と日本語読みをローマ字表記したものをあわせて載せると効果的です。 ・翻訳語と日本語読みをローマ字表記したものとどちらを先に載せるかは、ひとつの情報誌の中ではどちらかに統一します。 ・多言語情報誌等の作成担当者は、どの単語をローマ字表記にするかなど、翻訳依頼時に翻訳者に伝えておく必要があります。	
① 翻訳語を先に書く場合	・その単語の定訳が既にあり、それが広く知れ渡っている場合などは、この形でもよいです。 ・読者にとっても文章の流れが途切れず読みやすいです。	介護保険 seguro de cuidado e tratamento a idosos (kaigo-hoken)
② 日本語読みローマ字表記を先に書く場合	・日本語の言葉を覚えてもらいやすいです。 ・定まった訳語がない場合などは、この形の方が誤解が少ないです。	介護保険 kaigo-hoken (seguro de cuidado e tratamento a idosos)
(2) 機関名、施設名、物の名称など	・行き方などを日本人に尋ねる時に困ることがあるため、日本語読みも載せることをおすすめします。	
① 正式なポルトガル語名称を持つ場合	ローマ字による日本語読みと、正式なポルトガル語名称をあわせて載せます。	保土ヶ谷区国際交流の会 Hodogaya-ku kokusai koryu no kai (centro de intercâmbio internacional de Hodogaya) または centro de intercâmbio internacional de Hodogaya (Hodogaya-ku kokusai koryu no kai)
② 正式なポルトガル語名称を持たないか、持っているか不明な場合	日本語読みをローマ字で表記し、（ ）の中にポルトガル語でその意味を載せます。	労働基準監督署 rodo kijun kantokusho (delegacia de normas trabalhistas)
③ 名称の一部に外国語（カタカナ語）が使われている名称や用語をローマ字で表記する場合	二つの表記の仕方がありますが、一つの印刷物の中では統一することが必要です。 【外国語表記のままのせる】 例：Yokohama kokusai koryu lounge joho corner 【ローマ字表記にしてのせる】 例：Yokohama kokusai koryu raunji joho kona	横浜国際交流ラウンジ情報コーナー
2 ローマ字表記について		
	・ローマ字をポルトガル語読みすると全く違った発音になる場合があります。	
	・ポルトガル語を母語とする人達が異なる読み方をする場合もある、という認識は必要です。	
	・情報誌一冊の中での統一（ヘボン式ローマ字表記、ポルトガル語の発音に合わせたローマ字表記など）が大切です。	

「多言語 標準訳語集（平成 16 年 3 月）」を参考に作成。

②多言語表記の方法

国際的に認識されている規制ピクトグラムサインを除いては、外国人来訪者のバリアフリーの観点およびホスピタリティの面などから、基本的にはピクトグラムも含めた多言語表記が必要です。

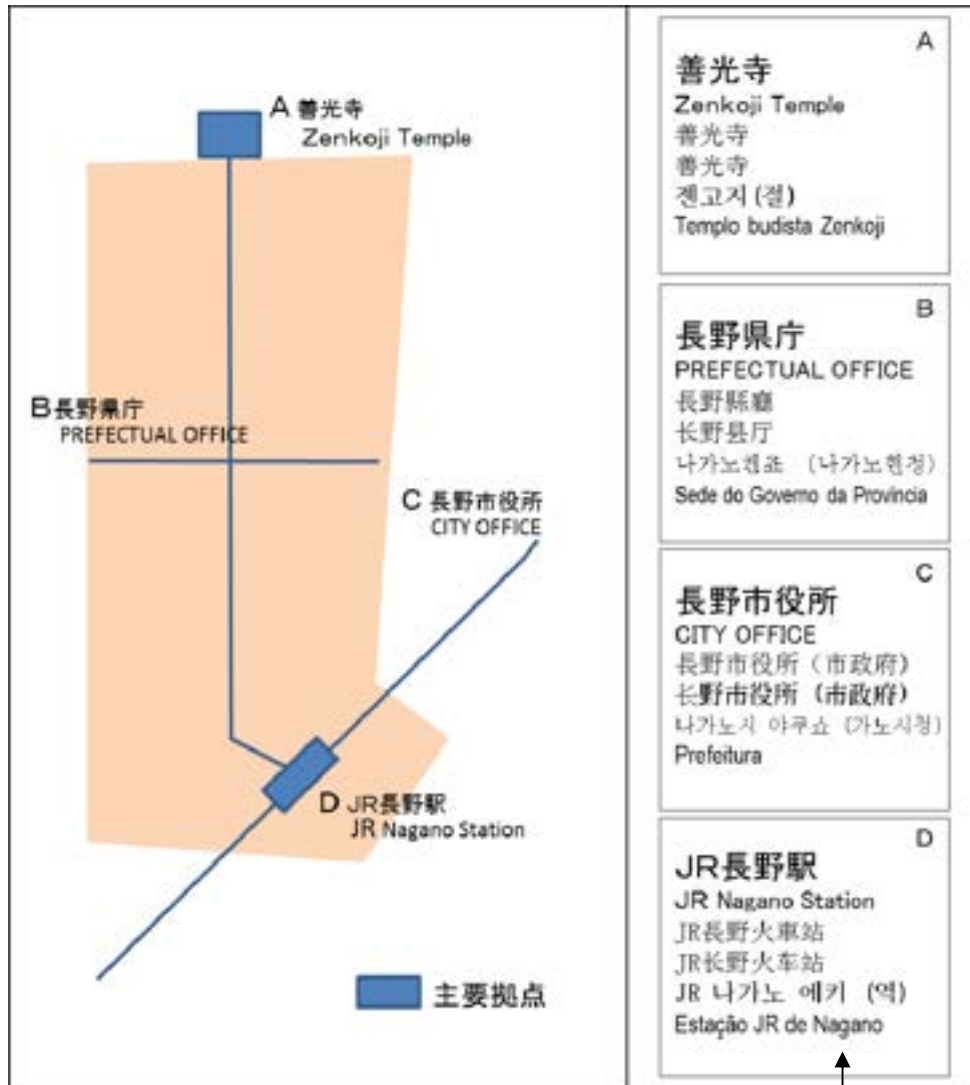
しかし、すべての表記を多言語とした場合、表示面が煩雑になり、かえって読みづらくなることが考えられます。そこで、各案内において表記する言語の数は、その地区、施設の重要度、必要性の高い特定の施設（駅等の交通結節点や観光拠点、主要官庁など）、表示する媒体の大きさ、デザインによって定めます。

ただし、日本語と英語の2言語表記は基本とします。

また、上記の内容とは別に、次に示す施設等については、多言語表記（5言語6字体表記）を基本とします。

5言語6字体表記の対象施設等 (優先順位が高い施設)	備考
駅	・地図内ではピクトグラムと日本語、英語 ・凡例は多言語表記（5言語6字体表記）
鉄道路線	
現在地	
特に、外国人の利用が考えられる施設、主要観光地等 (善光寺、善光寺表参道、長野駅、県庁、市役所、松代、戸隠、鬼無里など)	
広域避難場所	・地図内ではピクトグラムのみ ・凡例は多言語表記（5言語6字体表記）
AED	
公衆トイレ	
警察署・交番	
病院	
観光案内所	
バスターミナル	
タクシーのりば	
空港	
銀行	
郵便局	
エレベーター	

案内サインの多言語表記の例



凡例イメージ

- ①日本語
- ②英語
- ③中国語（繁体字）
- ④中国語（簡体字）
- ⑤ハングル
- ⑥ポルトガル語

3.3 高齢者、車いす使用者・歩行困難者、色覚障害者等への配慮

高齢者、車いす使用者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応え、すべての利用者が適切な誘導案内設備（歩行者が移動するための設備）により、わかりやすい空間、まちづくりに結びつくような整備が重要です。このための配慮としては、利用者の特性を十分理解したうえで、情報提供をします。

（１）考え方

一般に、視力の低下は40～50歳ぐらいからはじまり、60歳を超えると急激に低下する、車いす使用者の視点は一般歩行者より40cmほど低い、聴覚障害者は耳から聞く情報は得られないことが多いなど、さまざまな利用者が情報コミュニケーション制約を抱えています。

移動等円滑化をめざす視覚表示設備（視覚用誘導・案内サイン等）の整備においては、設備本来の機能を十分に発揮できるようにすることが必要であると同時に、さまざまな情報コミュニケーション制約を抱える利用者也、共通の設備から情報を得られるように工夫する考え方が必要です。

サインはコミュニケーション・メディアの一種なので、情報・様式・空間上の位置という三つの属性を持っています。視覚表示設備（視覚用誘導・案内サイン等）は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式（表示方法とデザイン）、掲出位置（掲出高さや平面上の位置など）の三要素を考慮することが不可欠です。

（２）表示方法 （○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容）

◇書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましいです。

○文字の大きさは、**視力の低下した高齢者等**に配慮して、視距離に応じた大きさを選択します。

◇**弱視者**に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出することが望ましいです。

○安全色に関する色彩にも留意します。出口に関する表示は、J I S規格により黄色とします。

○**高齢者**に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩の組み合わせは用いないこととします。

ながのし

（青と黒）

ながのし

（黄と白）

○サインの図色（文字色）と地色の明度差（明るさ・暗さの差）、彩度差（あざやかさの差）を大きくすること等により容易に識別できるものとします。

○色覚障害者に配慮し、見わけやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とします。（参考資料1-2参照）

留意すべき色の選択例：

- ・濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用います。赤を用いる場合は、他の色との境目に細い白線を入れる则表示が目立ちやすくなります（赤が目飛び込んでなくなります）。

例)  

見わけにくい色の組み合わせ例（色分けされた資料では情報がわからない）：

- ・「赤と黒」、「赤と緑」、「茶色と緑」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」の見わけが困難です。



- ・明度や彩度の差には敏感であり、同系色の明暗の識別に支障は少ないです。また、路線、車両種別等を色により表示する場合には、文字を併記する等、色だけに頼らない表示方法にも配慮します。

◇サインは、必要な輝度を得られる器具とすることが望ましいです。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましいです。

○ピクトグラムは、JIS Z8210 に示された図記号を用います。また、その他、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号を活用します。



スロープ
slope



階段
Stairs



エレベーター
Elevator

◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましいです。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくくならないように配慮することが望ましいです。

(3) 誘導サイン・位置サイン (○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容)

①表示する情報内容

- 誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備を優先的に表示します。
- ◇移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましいです。
- 位置サイン類に表示する情報内容は、移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとします。
- 位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、前述の設備のほか、経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示します。

②表示面と器具のデザイン

- ◇誘導サイン類および位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましいです。

③表示面の向きと掲出高さ

- 誘導サイン類および位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出します。
- 誘導サイン類および位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車いす使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとしします。
- 誘導サイン類および位置サイン類の掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮します。また、外光、照明の配置により見にくくならないよう配慮します。
- ◇動線と対面する向きのサイン2台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2台を十分離して設置することが望ましいです。

④配置位置と配置間隔

- 経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置します。
- 個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段の下り口および動線の曲がり角に配置します。
- ◇長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましいです。
- 個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置します。

(4) 案内サイン (○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容)

①表示する情報内容

- 案内図に表示する情報内容は、移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとしします。
- 案内図には移動等円滑化された経路を明示します。
- ◇ネットワーク運行・運航のある交通機関においては、改札口等に路線網図を表示することが望ましいです。

②表示面と器具のデザイン

- ◇案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましいです。
- ◇案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の周辺案内図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することが望ましいです。

③表示面の向きと掲出高さ

- ◇案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないように配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましいです。
- ◇空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することが望ましいです。
- 案内図、周辺案内図の掲出高さは、歩行者および車いす使用者が共通して見やすい高さとしします。
- 案内サインの掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮します。また、外光、照明の配置により見にくくならないよう配慮します。

④配置位置と配置間隔

- 案内図は、出入口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。

(5) 音声案内、点字表示および触知案内板

視覚障害者には音声案内等の検討が必要であり、行動起点や総合案内サインでは、音声案内機能や点字表示、触知案内板の設置の検討が重要です。

また、これらの施設を設置した場合には、その所在を知らせるために視覚障害者誘導ブロックで誘導したり、チャイムを設けたりするなどの工夫が必要です。

4. 安全・安心なまちづくりに関する案内の配慮

安全・安心なまちづくりを目指すための案内に関する配慮事項をとりまとめます。共通事項として、次の3つが重要です。

- 行政内部で共有できるような情報、企業や住民にわかりやすい情報となるよう目的に応じた表現上の工夫が必要です。
- わかりやすい用語・表現（情報の受け手の立場に立った改善）
 - ・防災用語について、とるべき行動や具体的な状況を示す語句や危険度のレベルが明確な語句、一般的に使用されている用語・表現、耳で聞いてわかりやすい用語等へ改善します。
- 要援護者や外国人に対する防災情報提供の改善（情報の伝達の改善）
 - ・ホテル、公共交通機関等における外国人来訪者等に対する多言語での情報提供の促進をします。

4.1 避難場所の表示

災害時の場合、日常の心理状態でないことが考えられることから、避難場所等の案内情報はわかりやすく、迷わない、誤解を与えない情報発信が重要です。

広域避難場所などは、ピクトグラムのような図記号で誘導するのが効果的です。必要な場所では、周辺案内サイン（中拠点）、誘導サイン（小拠点）、観光パンフレットなどに表示し、案内します。



金沢市の観光案内パンフレットの例

長野市「避難場所案内広告付電柱看板」仕様 巻看板の例→



4.2 AEDの表示

安全・安心なまちづくりを目指すための配慮として、人の生命に関わる案内情報は重要です。AEDがその一例です。

現在、AEDのピクトグラムの共通記号はありませんが、次のようなピクトグラムを周辺案内サイン、観光パンフレットなどに表示し、案内することが重要です。



AEDマーク

心肺蘇生法委員会にてAED設置場所を意味する統一表示として正式に採択されたもの

※日本救急医療財団心肺蘇生法委員会



高岡市の案内サインの例
(AEDが周辺案内サインに表示されています。)



拡大図



4.3 トイレの表示

ピクトグラムの「男性は青い服」「女性は赤い服」などの従来型のマークは、ジェンダー（社会的、文化的な性のありよう）の視点から、区別が固定化して差別を生むことが懸念されることから、トイレのマークに同一のデザインを採用する行政機関が多いのが現状です。そこで、トイレ表示は、次のようにピクトグラムを統一し、周辺案内サイン、誘導サイン、観光パンフレット、移動経路、入口などに表示し、トイレの案内の充実を図ります。

（１）トイレを周辺案内する表示（トイレの出入口の手前まで）

ピクトグラムで表示する場合、カラー表示はさけることとします。

表示面	ピクトグラム
色が暗い場合	地色を白、人が黒 ①
色が明るい場合	地色を黒、人が白 ②

①



お手洗
Toilets

②



お手洗
Toilets

トイレのピクトグラムの地色と表示面との明度差を大きくすることで、視認性が高まります。



もんぜんぶら座にて

南長野運動公園内の案内サイン（白黒表示のピクトグラムでも全体のシンプルなデザインと文字の併記で、わかりやすい表示となっています。）→



なお、トイレの位置を目立たせる必要がある施設内・場所や、ピクトグラムが複数並ぶ場合は、地色を青（男性）、または赤（女性）としたカラー表示も検討します。この場合、他のピクトグラムや表示のバランスに配慮します。



施設内のトイレピクトグラム（写真上、左）

案内サインにおけるトイレピクトグラム
（ピクトグラムが複数並ぶ場合 写真右）



(2) トイレ施設表示（トイレの出入口）

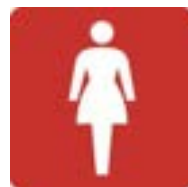
トイレの出入口の「男性」「女性」を示すサインの地色は、カラー表示とします。
男性：青 女性：赤

①ピクトグラム表示

- ・男性を青い服、女性を赤い服とするのをやめ、地色をカラーとし、男女を示す人のマークは白とします。地色をカラーとすることで、男女の別がさらにわかりやすくなります。



男子
Men



女子
Women



もんぜんぷら座にて

- ・車いす使用者等の利用できる設備や、オストメイト等の個別設備がある多機能トイレでは、その設備等を示すピクトグラムを表示します。



多機能トイレ表示の基本形
(ピクトグラムの説明
左：障害のある人が使える設備、中：オストメイト、右：乳幼児用設備)



もんぜんぷら座にて

②ピクトグラム表示以外の例

- ・トイレの出入口の地面に青色、赤色のペイント（着色）をします。
- ・扉（全面、その一部枠など）などに青色、赤色の着色をします。
- ・着色は行わずに、「男」「女」の漢字表記と英語表記をします。



高速道路のサービスエリアの
トイレ表示例



TOiGO（トイゴ）にて

(3) トイレの英語表記： Toilets

トイレの英語表記は、「**Toilets**」とします。男子トイレ、または女子トイレのみの表示の場合は、「Toilet」（単数形）です。

その理由は次のとおりです。

- ①「文部科学省検定済教科書 中学校外国語科用」において「Toilet」と記載されているので、今後は、「Toilet」という英単語が国内において標準化されと考えられます。
- ②JIS、標準案内用図記号ガイドライン、ISO、いずれにおいても、お手洗いは「Toilet」と表示されています。

5. メディア・ツールとの連携

公共サインは、移動途中の現在地や目的地の方向・距離を示す位置案内情報、円滑な移動に必要な経路や地点等の情報をはじめ、周辺の観光施設情報などを現地で提供する重要な情報発信ツールです。

そこで、様々な情報メディアやツールと連携し、役割を分担します。これらは、提供できる観光、案内情報の種類など、掲載内容等の長所・短所もあることから、これらを把握し、適材適所で使い分けて相互に補完しあいます。

メディア相互の補完を行ううえで、各メディアやツールの提供者が連携して、観光情報の受け渡しを行うこと、表記方法や表示デザインの整合を図ることが重要です。その際には、観光客など、情報メディアやツールの利用者の視点に立って、地域ごとに観光情報の提供方法を総合的に考える必要があります。

なお、ここでいう情報メディアやツールとは、案内板のほかに、観光案内所や観光ガイド等の人的対応、地図やパンフレット等の紙媒体、パソコンや携帯電話、スマートフォンや、タブレット端末等のIT関連機器、バス停、二次交通の駅、電車・バスの内部、車体等の交通機関などをいいます。



5.1 情報ツール類との連携

観光客をはじめとした来訪者が多く利用すると考えられる情報提供ツール等と、本ガイドラインとの連携を次に示します。

表 来訪者が利用する情報ツール類と本ガイドラインとの連携

	情報ツール類	管理者	本ガイドラインとの連携
公共	観光案内所	・ 県 ・ 市 ・ 観光コンベンションビューロー	○観光情報の提供による連携
	ホームページ	・ 県 ・ 市 ・ 観光コンベンションビューロー	○ユニバーサルデザインへの配慮 ○施設名等の表記基準の統一 ○多言語表記の採用 ○案内マップ背景図の統一
	各種マップ、パンフレット (観光客への配布を目的)	・ 県 ・ 市 ・ 観光コンベンションビューロー	○ユニバーサルデザインへの配慮 ○施設名等の表記基準の統一 ○多言語表記の採用 ○案内マップ背景図の統一
	ポスター	・ 県 ・ 市 ・ 観光コンベンションビューロー	○ユニバーサルデザインへの配慮 ○施設名等の表記基準の統一 ○多言語表記の採用
	案内板	・ 県 ・ 市 ・ 観光コンベンションビューロー	○ユニバーサルデザインへの配慮 ○施設名等の表記基準の統一 ○多言語表記の採用 ○案内マップ背景図の統一
公共交通機関	バス停、二次交通の駅、電車・バスの内部、車体	・ 交通機関	○ユニバーサルデザインへの配慮 ○デザイン等表記基準への配慮 ○誘導案内看板の集約 ○案内マップ背景図の統一、等
民間	看板類 (商業・宿泊施設等への誘導案内のため)	・ 民間	○ユニバーサルデザインへの配慮 ○デザイン等表記基準への配慮 ○誘導案内看板の集約、等
	観光情報誌の地図・道路地図 (市販)	・ 民間	○情報の提供による連携 ○ユニバーサルデザインへの配慮 ○案内マップ背景図の統一

5.2 具体例

(1) QRコードの活用

案内サインの煩雑さを解消するものとして、情報を補完するためにメディアツールの活用が考えられます。ひとつの例としてQRコードがあります。QRコードには、URLや、自由テキストなど様々な目的別に作成することが可能です。そこで、歩行者にとって必要なリアルタイムの情報の入手を可能とするために、URLを示すものとします。これは、直接アクセスができて、操作のわずらわしさを緩和できる機能として有効です。

QRコード例
(長野市街散策案内パンフレット表紙掲載)



(2) バスの案内の活用と連携

バスの車体側面や、内部、バス停などを活用して、案内の連携を図り、わかりやすい案内情報を提供します。バス停のルート図なども案内板として活用できます。



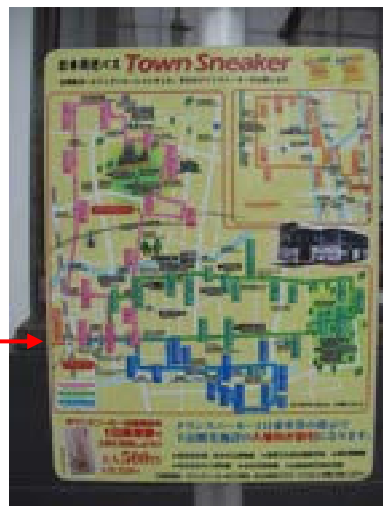
バスの車体側面を利用して巡回ルート
を案内（金沢市）



バスの内部での案内（金沢市）



バス停のバスルートの背景図を案内マップとして活用している事例（松代）



バス停のバスルートの背景図
を案内マップとして活用して
いる事例（松本市）

（３）観光拠点におけるメディア・ツールとの連携

奥裾花自然園では、案内サイン（案内板）、パンフレット・観光ガイドブック（紙媒体）、ホームページ（ＩＴ関連機器）、およびボランティアガイド（人の案内）により、連携のとれた案内・サービスを提供しています。

■案内サイン（案内板）

現地においては、案内サインに表示されている番号と誘導サインの表示番号との連携が図られており、わかりやすい案内表示を行っています。



案内サイン 拡大図



誘導サイン

■パンフレット・観光ガイドブック（紙媒体）

パンフレット・観光ガイドブック（紙媒体）については、観光バス等で配布されているものと、観光案内所等に設置されているものなどがありますが、それぞれのパンフレットの図やイラスト等は、現地に設置されている案内サイン、誘導サインと同一のものが表示されています。

●観光バス等で配布されているパンフレット



●観光案内所等に設置されている観光ガイドブック



■ホームページ（IT関連機器）

ホームページについては、鬼無里観光振興会のサイトや、長野市のサイトなどがありますが、各サイトの図やイラスト等は、現地に設置されている案内サイン、誘導サイン、パンフレットと同一のものが表示されています。

●鬼無里観光振興会に掲載されているマップ



●長野市ホームページに掲載されているマップ

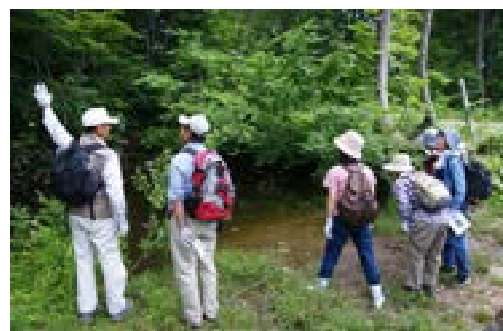


■ボランティアガイド（人の案内）

案内サインを活用して、ボランティアガイドによる人の案内が行われています。



鬼無里案内ボランティアの会による案内①



鬼無里案内ボランティアの会による案内②

6. サインの整備方針

- 6. 1 サイン整備の基本的な考え方
- 6. 2 表示デザイン基準
- 6. 3 表示内容基準
- 6. 4 配置・施設整備基準
- 6. 5 地域の独自性の検討

6. サインの整備方針

歩行者を対象としたサイン設置に関する基本的な考え方をまとめます。

6.1 サイン整備の基本的な考え方

長野市のサイン整備にあたっては、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」のユニバーサルデザインを基本とし、だれもが安全に、安心して、みんなが歩きたくなるまちづくりに向けたサインシステムの実現を目指します。あわせて、長野だけしかない地域特性を十分考慮し、自然景観、歴史的・文化的景観、または都市景観を生かし、その景観の質を支える要素のひとつとしてふさわしいサインを目指します。本ガイドラインでは、次の3つの事項を基本的な考え方とします。

(1) どこでも、だれでも、自由に、使いやすくを基本としたサインシステムの構築

- 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」のユニバーサルデザインを基本とすることにより、だれも見やすく利用しやすい表示とします。
- 移動のために必要最低限の情報をシンプルに表示し、表示面の見やすさを確保します。
- サイン本体は、だれも見つけやすく、かつ歩行者等の移動の支障とならない位置に設置します。
- 外国人来訪者には日本語だけでは情報を正確に伝えることができないため、ピクトグラムや多言語表記を活用します。
- パンフレットやホームページ等、様々な媒体を用いて、案内サインと相互に連携を図りながら、情報提供を行います。
- 観光案内所や情報コーナー、パンフレットラック等、情報が入手可能な場所をわかりやすく配置するとともに、このような場所へ来訪者が円滑にたどり着けるように、わかりやすく誘導します。

(2) みんなが歩きたくなるまちづくりを目指した効果的な案内・誘導サインの整備

- 地域ごとに移動ルートと分岐点、誘導拠点を設定することにより、その拠点で必要な種類のサインを効果的に配置し、回遊性を高めます。
- サインに表示する掲載内容は、正確かつ必要な情報であることを十分検討し、だれもが正しく理解できるよう、わかりやすい手法で表示します。

(3) 長野だけにしかない自然景観、歴史的・文化的景観、または都市景観を生かしたまちづくりへの貢献

- サイン本体（フレーム）のデザインは、「長野市景観計画」、「長野市屋外広告物条例」、「長野市屋外広告物ガイドライン」等の景観に関する関連計画をもとに、長野市全体の景観、サインを設置する地域の景観および周辺景観に配慮するとともに、できるかぎりシンプルなものとします。
- サイン本体は、案内誘導情報を連続したシステムで提供するものであるため、地域内での施設は統一性・一貫性・連続性のあるデザインとします。
- 利用者が少ないところには、サインを設置しないことに留意します。

6.2 表示デザイン基準

(1) 使用書体

サインに用いる書体は、標準的でだれもが分かりやすいことが基本となります。現在、使用されている文字のほとんどは、デジタルフォントまたは写真植字による既成書体から選択されていますが、和文書体では、読みやすさ・加工のしやすさ・表示したい内容の特徴等の視点から文字書体を選択します。

誘導サインの表示としては、和文書体は、遠方からの可読性の高い角ゴシック系の書体、欧文書体では、飾りや装飾（セリフ）を持たないサンセリフ系の書体とします。（標準的なサンセリフ系の書体として「ヘルベチカ」等があります）。和文中の数字もサンセリフ系の欧文書体とします。

また、表示内容が文章の場合は明朝系の書体が読みやすく、設置場所の特性によりサイン本体のデザインの雰囲気を変えたい場合などは丸ゴシック系の書体がふさわしい場合もあるため、情報内容や地域特性を考慮して使用書体を選択します。

中国語書体およびハングル書体は、国内で使用できる写真植字のなかから、標準的な書体を選択します。

和文書体（例）

新ゴ（モリサワ）

愛のあるユニークで

リョービゴシック
（リョービ）

愛のあるユニークで

タイプバンクゴシック
（タイプバンク）

愛のあるユニークで

小塚ゴシックPro
（adobe）

愛のあるユニークで

ヒラギノ角ゴPro
（大日本スクリーン）

愛のあるユニークで

欧文書体（例）

Helvetica
（ヘルベチカ）

ABCD fghijk 1234/,.

Univers
（ユニバース）

ABCD fghijk 1234/,.

Frutiger
（フルティガー）

ABCD fghijk 1234/,.

Rotis
（ロティス）

ABCD fghijk 1234/,.

中国語書体（例）

Sim Hei
（黒体）

云亚球弄琴头丰酌尹

ハングル書体（例）

Dotum
（トドゥム）

십삼삼책충털통서자

※上記の中国語書体およびハングル書体は例示であり、標準的なものを選択します。

(2) 文字の大きさ

文字の大きさは、視認距離を考慮して高齢者や弱視者が判読しやすいよう、できるだけ大きいスケールで設定し、設定された文字のスケールをもとに、サインの形状、掲載する情報内容や量で調整します。また、サインは情報を迅速に伝えることが重要となるため、表示を構成する文字を適切な大きさに配置する必要があります。文字の判読に必要な文字の大きさは、利用者の視認距離や移動速度によって決まりますが、標準的な文字高さの目安（国土交通省等のガイドラインで提示されている数値）よりも小さいものは使用しないこととします。

なお、英語は、日本語の3/4程度、ピクトグラムは英語の3倍以上の大きさとし、長体文字にする場合は、文字幅を文字高の0.8以上とします。

視認距離の設定

- 一般的な誘導サインは15mを基準
- 遠くから視認する吊下型の誘導サインや位置サインなどは20m以上
- 近くから認識する自立型や壁付型等の案内サインなどは4～5m以下
- 案内サインの見出し等は10m程度

表 視認距離別の文字高の目安 和文の文字高を4hとします。

視認距離	和文の文字高（4h）	英文の文字高（3h） 日本語の3/4程度
30mの場合	120mm以上	90mm以上
20mの場合	80mm以上	60mm以上
15mの場合	60mm以上	45mm以上
10mの場合	40mm以上	30mm以上
4～5mの場合	20mm以上	15mm以上
1～2mの場合	9mm以上	7mm以上

文字高とは、日本語では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいいます。



表 地図内での標準的な文字やピクトグラムスケール 和文の文字高を4hとします。

	ピクトグラム高 (9h)	和文の文字高 (4h)	英文の文字高(3h) 日本語の3/4程度
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

- ピクトグラムと文字の組み合わせは、下記サイズを基本とします。ピクトグラムの視認性を重視したサイズですが、表示面のサイズに応じて縮小することもできます。（大きすぎる表示面は景観阻害となる可能性があります。）

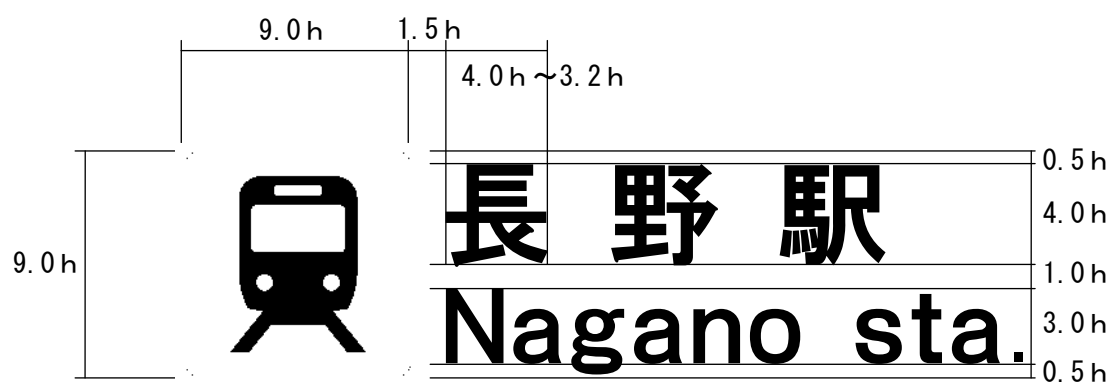


図 ピクトグラムと文字サイズの関係



図 視認距離と文字サイズ

（３）文字の高さ

①案内サイン

案内マップに記載される文字は、最も小さい文字で和文 9 mm 以上、英文 7 mm 以上とします。

案内マップに用いる文字の大きさは、ピクトグラムや記号など、情報要素の多い地図に表示することに配慮し、平均的に 1 m の距離において可読性を確保できる数値として設定します。ただし、表示の状況によりやむを得ない場合は、最小文字高さを 4 mm とします。その場合の案内マップは、すべての人々が約 20 cm の距離でサイン表示面を見ることが出来る場合に限ります。

②誘導サイン

誘導サインは、遠距離からの視認性を重視し、平均的に 15 m の距離から可視できる数値として設定します。そのため、主要施設への誘導表示については、和文 60 mm 以上、英文 45 mm 以上とします。

ただし、サインの視認距離が想定値である 15 m より明らかに短い場合（10 m）などは、最小文字高を和文 40 mm、英文で 30 mm とします。

③位置サイン、規制サインなど

主要施設の位置サイン、規制サインなどについては、視認距離に応じた文字サイズを考慮した表示を、施設管理者が決定するものとします。

(4) 言語表示

サインの言語表示は、「日本語」「英語」「中国語（繁体字、簡体字）」「ハングル」「ポルトガル語」の5言語6字体を標準とします。

なお、中国語については、繁体字、簡体字を併記します。

案内サインについては、駅等の交通結節点や観光拠点、主要官庁のピクトグラムの凡例において5言語6字体、その他は日本語と英語の2言語表記とします。

また、外国人来訪者数や交通拠点などの設置場所の特性、または観光拠点や主要官庁など案内する施設の特性から、よりホスピタリティを考慮する必要があると思われる場合には、日本語、英語以外の言語による表記（5言語6字体）、音声案内等の活用を検討します。その場合は、サインの形状等を考慮し、掲載情報の見やすさやわかりやすさに十分配慮する必要があります。

今後は、既存のサインで1～2言語表記となっているものについては、改修などの機会を捉えて多言語化に対応していくようにします。

ここでは、基本となる日本語表記と英語表記の2言語についてまとめます。

①日本語表記

日本語表記では、施設名称などの日本語の表現を統一することが特に重要です。

従来は、正式名称の表記が一般的でしたが、現在では、知名度の高い施設ほど、簡略化する傾向にあります。そこで、表示内容を簡潔なものとするために、施設名称を必要に応じて簡略化します。

また、数字の表記や紀年の表記などは、混乱を避けるために一貫した表記を行います。

表 日本語表記の基準

項 目	内 容	具体例
1. 共通基準	原則として国文法、現代かなづかいによる表記を行います。ただし、固有名詞においては、この限りではありません。	
2. 施設の名称	次の項目を考慮し、適切でわかりやすい表記を行います。	
	表示面の煩雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で部分的に省略を行います。	独立行政法人 国立高等専門学校機構 長野工業高等専門学校 ↓ 国立長野高専
	正式名称よりも明らかに理解されやすい通称名・愛称名がある場合は、それを用います。	長野市多目的アリーナ ビックハット ↓ ビックハット
	複合的な施設の場合は、目的に応じて部分的な省略を行います。	
	アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いてもよいです。	J R N T T
	町丁名の表記に関しては、「長野市住居表示実施要領、長野市住居表示実施基準」にしたがいます。ただし、煩雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で部分的に省略することができます。	
	類似の施設が多く、混乱を招く可能性がある場合は、正式名称を用います。	長野保健所 長野市保健所
3. 数字の表記	原則として算用数字を用います。ただし、固有名詞として用いる場合は、この限りではありません。	4月11日 第二別館
4. ふりがな	- 地名、歴史上の人名など読みにくい漢字にはふりがなを付記するなどの配慮を行います。 - また、英語圏以外の外国人居住者が多い等の地域性に応じて、ひらがなを併記するなどの配慮を行います。	緑町（みどりちょう） 「ちょう」か「まち」か 旭山（あさひやま） 「やま」か「さん」か
5. 紀年	- 西暦により表記します。 - 必要に応じて日本年号を付記してもよいです。	2012年 2012年（平成24年）

「長野県公共案内標識整備指針（平成7年3月）」を参考に作成。

②英語表記

A) 英語表記

- ・英語表記の目的は、第一義的には外国人に日本語の表記内容を理解してもらうことですが、日本人も外国人に対応する必要があり、日本人にも理解できなければなりません。このため、次の観点により作成します。
- ・次ページの「英語表記の基準」は、ローマ字による表記と、機能、種類を示す英訳を組み合わせることにより、日本人および外国人の双方が理解できる表記方法とします。
- ・次ページの「英語表記の基準」の2、5は、英訳が慣習化されていることにより可能な表記方法であり、今後、英訳による呼称が慣習化された場合は、「道路標識設置基準」等を参考にして、これに対応する表記とします。
- ・対応する英単語がない場合は、外国人にも日本語の発音がわかるようにローマ字で表記します。また、外国人に施設等の機能、種類を理解してもらうために必要に応じて説明的な英文をカッコ書きで付記します。
- ・地名は固有名詞であるとともに、外国人にも日本語の発音がわかるようにローマ字で表記します。
- ・英訳については原語の表記が原則ですが、表記スペースが狭いことなどにより、慣用化されている略語を使用することができることとします。

表 略語の例

原語	略語
Avenue	Ave.
Building	Bldg.
Center	Ctr.
Department	Dept.
Expressway	Expwy.
Government	Govt.
National	Natl.
Prefecture	Pref.
River	Riv.
Route	Rte.
Station	Sta.*
Street	St.
Television	TV
University	Univ.
Village	Vil.

※Sta. は英国での表現。米国では Stn. が主に使用されます。
ここでは「道路標識設置基準」に準じて Sta. としています。

表 英語表記の基準

表記の基準	表記の例
1 固有名詞、普通名詞ともローマ字により表記し、機能、種類を明確に表現するために、さらに普通名詞部分を英訳により表記します。	浅間山=Mt. Asamayama 千曲川=Chikumagawa River 諏訪湖=Lake Suwako 志賀高原=Shigakogen Heights 善光寺=Zenkoji Temple 穂高神社=Hotakajinja Shrine 長安橋=Choanbashi Bridge
2 ある程度その表現が慣習化されているものについては、固有名詞をローマ字、普通名詞を英訳により表記します。	長野県庁=Nagano Prefectural Office 松本駅=Matsumoto Station 若里公園=Wakasato Park 長野市役所=Nagano City Office 上田市=Ueda City 松本空港=Matsumoto Airport 飯田郵便局=Iida Post Office 須坂病院=Suzaka Hospital
3 観音、庵、関所などのように対応する英単語がない場合は、ローマ字により表記します。必要があれば説明的な英文をカッコ書きで付記します。	布引観音=Nunobiki Kannon 布引観音=Nunobiki Kannon (The Goddess of Mercy)
4 地名はローマ字により表記します。	長野市神楽橋三丁目= Naganoshi Kagurabashi 3-chome
5 普通名詞部分が外来語の場合は、できるだけ英訳により表記します。	野沢温泉アリーナ=Nozawaonsen Arena
6 県庁、市役所、空港等周辺に該当する施設が一つしかなく、間違えおそれがない場合には、固有名詞部分を省略することができます。この場合は大文字で表記します。	長野県庁=PREFECTURAL OFFICE 長野市役所=CITY OFFICE 松本空港=AIRPORT
7 英訳名称が定められている施設については、それを使用することができます。（国等の施設）	長野税務署=Nagano Tax Office
8 英訳部分において慣用化されている略語を使用してもよいです。（前ページ「略語の例」参照）	Bldg. (Building), Vil. (Village)
9 ローマ字の表記はヘボン式を基本とします。	ta chi tsu te to
10 表記が長いなど読みにくい場合は、ハイフンで切ってもよいです。	丸子温泉郷=Maruko-onsenkyo Spa 長野大橋=Nagano-ohashi Bridge
11 バス停名称は、原則として普通名詞の部分も含めてローマ字で表記します。	Naganoeki-mae
12 企業名などで英文による略語が慣用化している場合は、これを用い、日本語の音や正式英訳を使用しません。	J R N T T

B) ローマ字の表記方法

- ・ローマ字の表記は広く使用されているヘボン式を基本とし、実際の発音に近い表記方法とします。
- ・英語と米語とで表現が異なる場合は、原則として、米語とします。
- ・外国人に対する案内には、「案内サイン（案内板）」に限らず、地図、ガイドブック、パンフレット等があります。
- ・地図、ガイドブック、パンフレット等については、外国人がそれに基づいて行動することが多いため、「案内サイン（案内板）」と同じ表記にします。
- ・なお、説明サインについては、使用目的、対象者、掲載できる情報量が多いこと等から、「英語表記の基準」による表記とともに、英文による表記を併記することが望ましいです。

1 つづり方									
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ					wa				
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きゃ	きゅ	きょ			kya		kyu		kyo
しゃ	しゅ	しょ			sha		shu		sho
ちゃ	ちゅ	ちょ			cha		chu		cho
にゃ	にゅ	にょ			nya		nyu		nyo
ひゃ	ひゅ	ひょ			hya		hyu		hyo
みゃ	みゅ	みょ			mya		myu		myo
りゃ	りゅ	りょ			rya		ryu		ryo
ぎゃ	ぎゅ	ぎょ			gya		gyu		gyo
じゃ	じゅ	じょ			ja		ju		jo
びゃ	びゅ	びょ			bya		byu		byo
ぴゃ	ぴゅ	ぴょ			pya		pyu		pyo

2. その他

- (1) 長音を表す「^ˉ」、「^ˆ」、「h」は国際的に通用する記号でないため、使用しません。
「オオ」、「オウ」、「オー」は「O」で表します。
大町 Omachi
- (2) はねる音「ん」は「n」で表します。 本町 Honmachi
- (3) はねる音を表す「n」に続く母音字および「y」はハイフンによって切り離します。
信越 Shin-etsu
万葉橋 Man-yobashi Bridge
- (4) つまる音は最初の子音は重ねて表します。 別所 Bessho
ただし、「ch」が続く場合は、「c」ではなく、「t」を重ねます。
高ボッチ高原 Takabotchikogen Heights

(5) 色彩

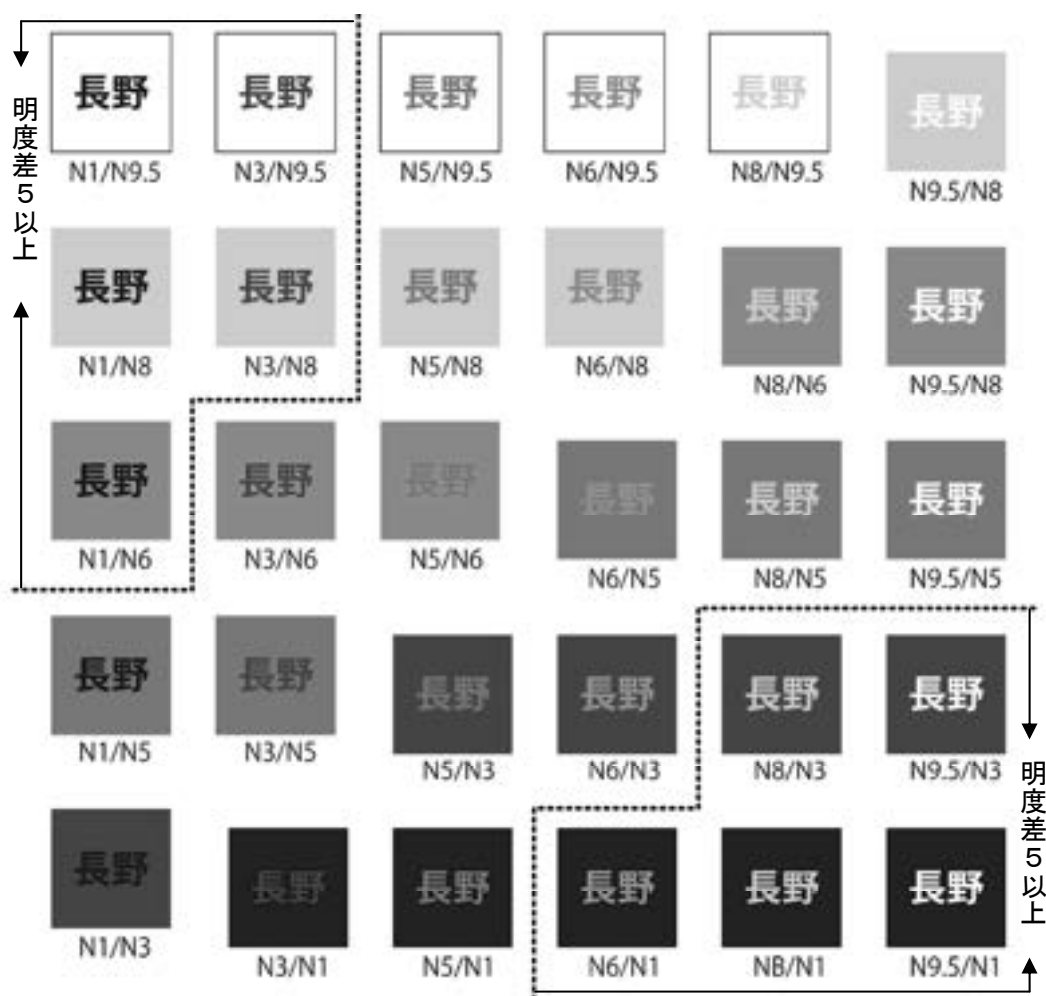
色彩については、だれにとっても表示内容が見やすく、わかりやすい表現となることを重視し、デザイン性だけでなくバリアフリーの視点から配慮する必要があります。

① 明度差の確保

明度とは、色の「明るさ・暗さ」を表します。明度が高くなると明るいイメージになり、限度を超えると色はかすんでしまいます。逆に明度が低くなると暗くなってしまいます。

マンセル表色系※の明度は、反射率0%の黒をN0（ゼロ）、反射率100%の白をN10とし（Nはneutralの頭文字）、N1～9.5の範囲で色票化しています。

文字や図の表示は、図色（文字色）と地色の組み合わせによる明度差が大きいほど判読しやすくなります。サイン表示においては、明度差が5以上となるようにします。（例：N1/N9.5とは、図色（文字色）1/地色9.5のことで、明度差は8.5です。）



※マンセル表色系

色を数値的に表すための体系（表色系）の一種で、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づき表現したもの。日本では、JIS Z8721（3属性による色の表示方法）として規格化されています。

②色覚バリアフリーに配慮した色の選び方

- ・なるべく間違えにくい色を使います。
- ・赤は、濃い赤、強い赤を使わないで、朱赤やオレンジを使います。緑は、赤や茶色と間違えやすいので青味が強い緑を使います。明るい緑と黄色が一緒に見えてしまうので、黄色、黄緑、明るい緑は同時に使わないようにします。
- ・文字に色を使用するときには、細かい字では色がわからないので太い字を使います。（参考資料1-2参照）

見え方のシミュレーション

Photoshop, Illustrator, Freehand 等での設定

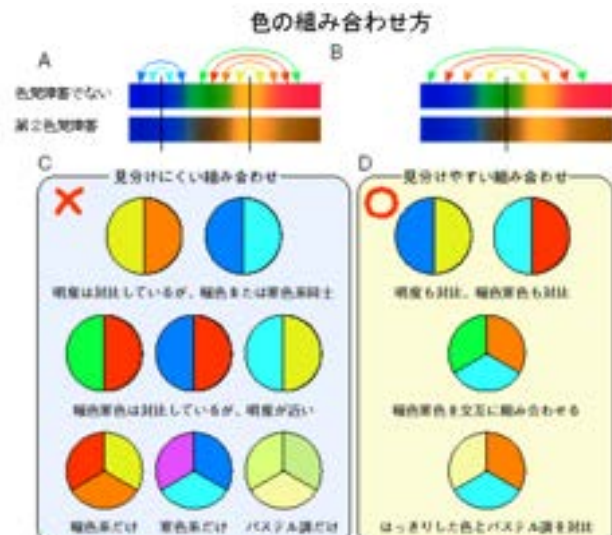
オリジナル	第1色覚障害	第2色覚障害	第3色覚障害	色名	C.M.Y.K (%)	R.G.B (0-255)
1				黒	(0,0,0,100)	(0,0,0)
2				オレンジ	(0,50,100,0)	(255,159,0)
3				水色	(0,0,0,0)	(0,180,255)
4				青緑	(0,70,70,0)	(0,158,158)
5				黄色	(100,0,0,0)	(255,255,0)
6				青	(100,100,0,0)	(0,114,174)
7				朱赤	(0,100,100,0)	(255,0,0)
8				茶色	(10,70,30,0)	(204,121,167)

「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン（神奈川県）」から転載

※CMYKとは次ページ下欄参照

③見やすい色の組み合わせ

A:赤と緑の間や、青と紫の間で色を選ぶと、色覚障害の人には違いがわかりにくくなります。どうしても、見わけがつかない色を使用する場合には、2色の間に白や黒の縁取りをします。



B:かならず赤～緑（暖色系）と緑～青（寒色系）のそれぞれの側から交互に選ぶようにします。

- ・赤と緑、黄色と黄緑は見わけにくい組み合わせです。
- ・暖色と寒色であっても、同じような明るさの色が並ぶと見づらくなります。明度差も与えます。
- ・色合い（色相）だけでなく見た目の明るさを大きく変化させます。3色以上なら明るい色、中間の色、暗い色を組み合わせます。
- ・彩度の低い色どうしの組み合わせは避けます。原色どうしや、パステルカラーと原色の対比はよいのですが、パステルカラーどうしは避けます。

背景と文字の組み合わせ例

○	×
ながの (黄と黒)	ながの (赤と黒)
ながの (黄と青)	ながの (赤と緑)
ながの (黒と白)	ながの (赤と緑)
ながの (緑の明暗)	ながの (黄と水色)
	ながの (黒と赤)
	ながの (濃い青と赤)

④案内マップで留意すべき色使い

公園・緑地や河川などを示す場合には、水面は青系にするなど、地勢や土地利用状況等にふさわしい違和感のない色彩とします。

また、地図中で最も視認性の必要が高い「現在地」のマークについては、自然色を基調とした地図面上で最も目立つ赤色を用います。（下図の「現在地」のマーク）

表 【参考】案内マップの使用色

区分	施設名	色割例	色 (参考) CMYK値	特記 (参考) CMYK値
緑地	森		Pantone : 376C C60 M0 Y100 K0	なし
	公園・緑地		Pantone : 390C C40 M0 Y100 K0	なし
	緑道		Pantone : 5665C C0 M0 Y30 K10	なし
	水域・湖・池・河川		Pantone : 298C C50 M10 Y0 K0	なし
施設	敷地		Pantone : 467 C10 M20 Y40 K0	Pantone : Cool Gray 10C #601mm C0 M0 Y0 K02
	建物		Pantone : Warm Gray 1C C0 M0 Y0 K10	なし
	駅舎・高架等		Pantone : Warm Gray 1C C0 M0 Y0 K10	Pantone : Cool Gray 10C #602mm C0 M0 Y0 K02
	駐車場		Pantone : 420C C0 M0 Y0 K25	なし
	鉄道		Pantone : Warm Gray 4C C0 M0 Y0 K25	なし
	歩道橋・ペデストリアンデッキ		Pantone : Yellow C C0 M0 Y100 K0	Pantone : Cool Gray 10C #602mm C0 M0 Y0 K02
	地下道出入口		Pantone : 420C C0 M0 Y0 K25	Pantone : Cool Gray 10C #602mm C0 M0 Y0 K02
道	一般道		C0 M0 Y0 K0	Pantone : Cool Gray 10C #602mm C0 M0 Y0 K02
	高速道路等		Pantone : Warm Gray 4C C30 M30 Y30 K0	Pantone : Cool Gray 10C #602mm C0 M0 Y0 K02
	地下道		C0 M0 Y0 K0	Pantone : Cool Gray 10C #602mm C0 M0 Y0 K02
鉄軌道	鉄道軌道		Pantone : Cool Gray 9C #63mm C0 M0 Y0 K65	
バリアフリー経路	バリアフリー経路		Pantone : RED 032 C #663mm C0 M0 Y100 K0	
名称	名称表記		Pantone : Process Black C0 M0 Y0 K100	なし
	住所・番地		Pantone : 217-3 C C70 M30 Y0 K35	なし
表記	現在地		Pantone : RED 032 C C0 M100 Y100 K0	なし
	ピクトグラム (安全色青)		Pantone : 286 C 旧28 C100 M60 Y10 K0	なし
	ピクトグラム2		Pantone : Process Black C0 M0 Y0 K100	なし
その他	アクセント色		Pantone : 810 2X C C0 M20 Y90 K0	なし
	ベース色		Pantone : 627 C C60 M0 Y30 K90	なし



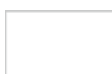
「現在地」のマークとその色

* CMYK値

CMYKは色の表現法の一つで、藍色（Cyan）、深紅色（Magenta）、黄色（Yellow）と色調（Key tone）から頭文字 1 字を取ったもの。一般的にカラー印刷を想定したデータ作成で使用されます。

参考) 色の特性

表 色の特性表

色	名称	使用箇所	例
	赤: 7.5R4/15	【1】防火: 防火標識、防火警標、配管識別の消火表示、消火栓、消火器、火災報知器 【2】禁止: 禁止標識、禁止警標、立入禁止、禁止信号機 【3】停止: 緊急停止ボタン、停止信号機 【4】高度の危険: 火薬警標および発破警標ならびに火薬類の表示、人体危険物質の小分け容器または使用箇所、特に危険な路肩の表示	
	黄赤: 2.5YR6/14	【1】危険: 危険標識や危険警標、危険表示、スイッチボタンのふたや機械の安全カバー面露出歯車の側面、目盛板の危険範囲 【2】航海・航空の保安装置: 救命いかだ、救命具、救命ブイ、水路標識、飛行場救急車	
	黄: 2.5Y8/14	【1】注意: 注意標識、注意警標、クレーン、フォークリフトトラック、構内機関車のバンパー、低いはり、衝突のおそれのある柱、床上の突起物、ビットの縁、階段の踏み面のふち、電線の防護具、道路上のバリケードなど	
	緑: 10G4/10	【1】安全: 安全旗および安全指導標識 【2】非難: 非常口の方向を示す標識、回避所を示す警標および回避所、坑口、非常口を示す標識 【3】衛生: 救護: 救急箱、保護具箱、担架、救護所などの位置および方向を示す標識・警標、労働衛生旗および衛生指導標識 【4】進行: 進行信号機	
	青: 2.5PB3.5/10	【1】指示: 保護メガネ着用、ガス測定などを指示する標識の地の色 【2】用心: 修理中または運転休止箇所を示す標識、スイッチボックスの外表面	
	赤紫: 2.5RP4/12	【1】放射線: 放射線同位元素およびこれに関する廃棄作業室、貯蔵施設、管理区域に設けるさくなど	
	白: N9.5	【1】通路: 通路の区画線および方向線、誘導標識 【2】整頓: 廃品の入れ物	
	黒: N1	安全標識などの文字、記号、矢印の色に用いるほか、黄赤、黄、白の補助色として用いる。誘導標識の矢印、注意標識のし模様、危険標識の文字など	

JIS Z9101-1995 「安全色及び安全標識―産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則」を参考に作成。

(6) ピクトグラム

言語による案内表示ではなく、幅広い年齢層や外国人来訪者にも直感的に施設や機能の意味を伝えることができる有効な図記号として、ピクトグラム（案内用図記号）を積極的に活用します。

①ピクトグラムの使用

ピクトグラムは原則として J I S 案内用図記号 (JIS Z8210) を基本とします。また、J I S 規格以外の一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号も使用します。J I S 規格の一部のピクトグラムに関しては、図記号の基本的な概念を変えない範囲で図形を変更して用いることができます。

なお、J I S 案内用図記号や、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号に表記されていない施設のピクトグラムに関しては、必要に応じて J I S 案内用図記号の考え方に沿って開発し、本ガイドラインへ追加をします。



図 ピクトグラム（案内用図記号）の一例

②コーポレートマーク

一般企業のコーポレートマーク（企業のロゴマーク）や各施設が有するトレードマークは、次の理由から、サインへの表記は行わないものとします。

- ・一般的に具体的な機能を示す図でない場合が多いです。
- ・図案の示す意味が一見してわかりにくい場合が多いです。
- ・認知の範囲が長野市内に限定される可能性もあります。



ただし、次の公共交通機関等については、例外として、サインへの表記をできるものとします。



③長野市の「市章」の活用

案内サインや誘導サインにおいて、長野市の「市章」を使用することで、長野市の統一したイメージ等の形成につなげます。

なお、「市章」の使用方法は、「長野市市章・市旗・市歌制定の件 昭和42年長野市告示第27号」に基づいた規格、色とします。



参考) 長野市の頭文字の「長」を単純化し、円形に図案化したもので、新しい都市のイメージを、重みと格調をもって、近代的な形で表わしています。市章の部分は青竹色。この色は、青空、澄んだ水を表す「青」と木々や草花を表す「緑」の融合した色で、豊かな自然と共生しながら飛躍発展する姿を象徴します。これは、市民の融和と団結により、未来に向かって飛躍発展する大長野市の姿を象徴しています。

④イラストの活用

行動の起点となる駅前の総合案内マップ等では、主な利用者である観光客に、観光施設等に関する情報をわかりやすく表示するため、施設名およびピクトグラムと併せて、主要施設等にイラスト等を表示することが有効な場合もあります。ただし、案内マップに記載する情報が増えるため、煩雑にならないよう、イラストの大きさや色彩に注意することが必要です。また、イラストは誘導ルートおよび主要道路や主要施設情報の見え方に影響を及ぼさない範囲で掲載します。



図 【参考】 倉敷駅周辺地区の案内マップに表示されている建物イラスト



図 善光寺のイラスト表示
(ピクトグラム表示)

(7) その他

①矢印

矢印の形状は、シンプルで、遠方からの視認性の高いデザインとします。

また、ピクトグラムと組み合わせる場合には、そのピクトグラムと同寸法にする必要があります。また、矢印とピクトグラムの間隔は、方向指示が明確になるように設定します。

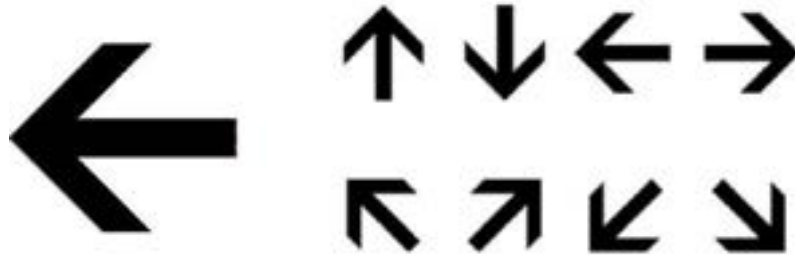
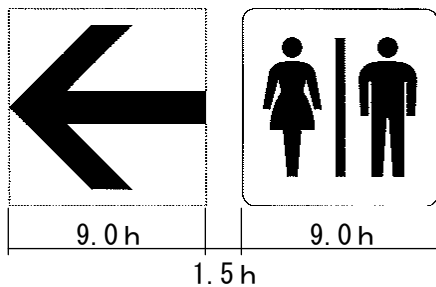


図 矢印表示



ピクトグラムの寸法を9h（55ページ参照）とします。

図 矢印とピクトグラムの組み合わせ

移動方向を指示する矢印として一般に理解しやすいのは、下の4種の矢印です。できるだけこの4種を用いるよう、サインの設置位置を工夫する必要があります。また、誤解を招く使い方、例えば「↓」（「下れ」、または「くぐれ」）を「（進行方向から）戻る」という意味での表示はしないように注意する必要があります。

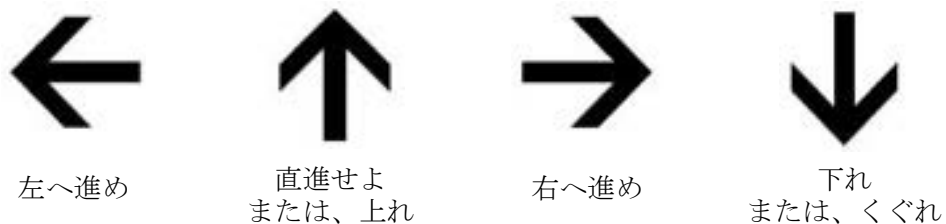


図 矢印表示の使い方

②表示面以外の表示

サイン本体の見やすい部分に、現在地の住所および管理者名・連絡先を記載します。また、通り名称など、利用者にとって有効と考えられる位置情報については、積極的に記載します。

6.3 表示内容基準

(1) 共通基準

利用者の利便性を考慮し、シンプルでかつ統一的な表示内容で、誤解を生じない誘導、わかりやすい案内ができることが重要です。

①煩雑にならない

案内サインの表示内容は、利用者が読み取りやすい情報量に抑えるなど、表示面が煩雑にならない配慮が必要です。サインに掲載する施設は、公共空間に設置するサインにふさわしく、不特定多数が利用する公共性の高い施設が望ましく、一般利用の少ない公共施設の掲載はしない方がよい場合もあります。

なお、外国人来訪者が訪問する主要施設は5言語6字体（日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、ハングル、ポルトガル語）表記とし、その他施設については日本語と英語の2言語表記とします。すべての施設の多言語表記は煩雑となり、わかりづらくなります。



図 掲載情報量によるマップの見やすさ比較
(左：情報量が膨大なため煩雑 右：情報量が適切で見やすい)

②必要な情報等を適切に選択

利用者にとって必要な情報を適切に選択し、表記方法・内容に統一性・一貫性をもたせることが重要です。

視力障害者や高齢者で視力の低下した人にとっては、表示面のデザインがシンプルであるほど見やすくなるため、利用者が目的地へ移動するために必要な情報を基本に、わかりやすい表示となるようにします。

また、来訪者の利便性を優先させて、官民間わず、来訪者の多い施設の情報の表示を重視するとともに、おもてなしによる案内をすることも重要です。長野を訪れたことにより満足感を得られるようなおもてなしを示すキャッチフレーズの表示等を、地域のマネジメント組織を活用して作成することが望ましいです。

(2) 案内サイン

案内サインの表示は、マップの縮尺と案内する範囲に応じて、「詳細案内マップ」、「周辺案内マップ」、「広域案内マップ」の3つに大別できます。各マップに応じて、表示内容の特性は異なりますが、基本的には、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック（平成15年11月）」に準拠します。

案内サインの表示内容の方針として、「一般的情報」「バリアフリー施設、経路に関わる情報」「情報掲載基準」「表示範囲」に分けてとりまとめます。

①一般的情報

- 必要に応じて、道路、歩道、立体横断施設並びに歩行経路の目標となる信号機、交差点名、番地の情報等を記載します。
- 道路と敷地、建物等との間には、色覚障害者のために境界線を入れるなどの配慮をします。
- 記載する施設は、国土地理院の地形図の基準をもとに、見やすさを考慮して選択します。
- 現在地を表示します。

②バリアフリー施設、経路に関わる情報

- エレベーター、エスカレーター等の移動円滑化施設、バリアフリー経路を必要に応じて表示します。
- バリアフリー経路を入れる場合、朱赤系の点線で表示します。
- バリアフリー経路は、以下の経路とすることが望ましいです。
 1. 相当数の人が訪れる主要施設へのルート
 2. 高齢者や障害者が比較的多く利用する施設へのルート、とします。
- エレベーター、傾斜路等の移動円滑化されたバリアフリー施設が設置されている箇所すべてにピクトグラムを表示することが望ましいです。

表 案内サインに表示するバリアフリー施設、経路に関わる情報 ○：表示情報

バリアフリー施設・経路に関わる情報		ベースマップ	ピクトグラム	備 考	
バリアフリー施設 (エレベーター、エスカレーター、傾斜路)	道路上		○	バリアフリー施設を表示します。	使用時間に制限がある場合 使用時間を表記します。
	公共交通機関出口		○	エレベーターピクトのみを表示し、エスカレーターは表示しません。	
	身体障害者の利用が可能な 公衆便所		○	お手洗い＋身障者用設備の ピクトを表示します。	
バリアフリー経路		○		朱赤系の点線で表示します。	

※ベースマップ……線および面で構成される情報で基本的な情報として表示するもの

ピクトグラム……施設を意味する図記号（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）・標準案内用図記号等）を表示するもの

③情報掲載基準

案内サインに表示する施設は、下表のうち必要なものとします。

サインに掲載する施設は、公共空間に設置するサインにふさわしく、不特定多数が利用する公共性の高い施設が望ましく、一般利用の少ない公共施設の掲載はしない方がよい場合もあります。

表 案内サインの情報掲載基準（その1）

項目		名称表示		色彩表示		ピクトグラム表示		
地勢等	山	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	河川	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	湖	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	池	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	堀	-	-	○	すべて	-	-	-
街区等	市	○	市境界において表示	○	すべて（区分線）	-	-	-
	町丁	○	すべて	○	すべて（区分線）	-	-	-
	街区	△	街区番号	-	-	-	-	-
道路	高速道路	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	国道	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	県道	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	主要地方道	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	その他道路	○	道路愛称のあるもの	○	すべて	-	-	-
	インターチェンジ	○	すべて	○	すべて	-	-	-
地点	橋	○	準用河川以上の河川にかかる橋で、移動の手がかりとなる橋梁名	○	すべて	-	-	-
	歩道橋	△	移動の手がかりとなる歩道橋で愛称のあるもの	○	移動の手がかりとなるもの	-	-	-
交通施設	鉄道路線	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	鉄道駅	○	すべて	○	すべて	○	鉄道／鉄道駅（JIS）	すべて
	バスターミナル	○	すべて	○	すべて	○	バス／バスのりば（JIS）	すべて
	バス停留所	△	すべて	-	-	-	-	-
	バス路線	-	-	○	すべて（路線を統合して表現）	-	-	-
	タクシーのりば	-	-	△	タクシーターミナル	△	タクシー／タクシーのりば（JIS）	タクシーターミナル
	公共駐車場	○	すべて	○	すべて	○	駐車場（JIS）	すべて
移動円滑化の施設	公衆便所	-	-	○	すべて	○	お手洗い（JIS）	すべて
	エレベーター	-	-	△	移動経路にあるもの	△	エレベーター（JIS）	移動経路上にあるもの
	エスカレーター	-	-	△	移動経路にあるもの	△	エスカレーター（JIS）	移動経路上にあるもの
	観光案内所	-	-	○	すべて	○	案内所（JIS）	すべて

凡例は、表 案内サインの情報掲載基準（その3）の欄外を参照してください。

表 案内サインの情報掲載基準（その2）

項目		名称表示		色彩表示		ピクトグラム表示		
観光名所	景勝地・旧跡・歴史的建造物	△	国・県・市指定・登録文化財となっている地勢・建造物・構造物	△	国・県・市指定・登録文化財となっている地勢・建造物・構造物	○	歴史的建造物	すべて
	街区公園	△	すべて	○	すべて	○	公園／緑地 (JIS)	すべて
	近隣公園規模以上の公園	○	すべて	○	すべて	○	公園／緑地 (JIS)	すべて
	緑地	○	都市緑地	○	すべて	○	公園／緑地 (JIS)	すべて
	*特殊施設のある公園	○	近隣公園規模以上	○	すべて	○	公園／緑地 (JIS)	すべて
	全国的な有名地	○	年間入込者数 10 万人規模以上の全国的に有名な観光施設	○	年間入込者数 10 万人規模以上の全国的に有名な観光施設	-	-	-
大規模集客施設	大規模モール	○	6000㎡ 以上の大規模小売店舗	○	6000㎡ 以上の大規模小売店舗	-	-	-
	大規模遊園地	○	すべて	○	すべて	-	-	-
ショッピング施設	大型商業ビル	○	6000㎡ 以上の大規模小売店舗	○	6000㎡ 以上の大規模小売店舗	-	-	-
	地下街	○	個別ビルの地下街を除くすべての地下街	○	個別ビルの地下街を除くすべての地下街	-	-	-
文化施設	博物館・美術館	○	公共の博物館・美術館・資料館	○	公共の博物館・美術館・資料館	○	博物館／美術館 (JIS)	公共の博物館・美術館・資料館
	劇場・ホール・公会堂	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	公立図書館	○	すべて	○	すべて	-	-	-
スポーツ施設	総合競技場	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	体育館	○	公共の体育館	○	公共の体育館	-	-	-
	スポーツセンター	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	野球場	○	公共の野球場	○	公共の野球場	○	野球場 (JIS)	公共の野球場
	テニスコート	○	公共のテニスコート	○	公共のテニスコート	○	テニスコート (JIS)	公共のテニスコート
	スキー場	○	公共のスキー場	○	公共のスキー場	○	スキー場 (JIS)	公共のスキー場
	キャンプ場	○	公共のキャンプ場	○	公共のキャンプ場	○	キャンプ場 (JIS)	公共のキャンプ場
集会宿泊施設	ホテル・旅館	○	ホテル・旅館	○	ホテル・旅館	○	ホテル／宿泊施設 (JIS)	ホテル・旅館
行政施設	中央官庁またはその出先機関	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	県庁	○	長野県庁	○	長野県庁	-	-	-
	市役所	○	長野市役所	○	長野市役所	-	-	-
	警察署	○	すべて	○	すべて	○	警察 (JIS)	すべて
	交番	○	すべて	○	すべて	○	警察 (JIS)	すべて
	消防署	○	すべて	○	すべて	-	-	-

凡例は、表 案内サインの情報掲載基準（その3）の欄外を参照してください。

表 案内サインの情報掲載基準（その3）

項目		名称表示		色彩表示		ピクトグラム表示		
行政施設	裁判所	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	税務署	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	法務局	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	一般郵便局	○	すべて	○	すべて	○	郵便（JIS）	すべて
	特定・簡易郵便局	-	-	-	-	○	郵便（JIS）	すべて
	運転免許センター	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	職業安定所	○	すべて	○	すべて	-	-	-
医療福祉施設	病院	○	総合病院・大学病院・公立の病院	○	総合病院・大学病院・公立の病院	○	病院（JIS）	総合病院・大学病院・公立の病院
		△	その他の救急病院	△	その他の救急病院	○	病院（JIS）	その他の救急病院
	保健所	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	大規模な福祉施設	○	すべて	○	すべて	-	-	-
産業施設	公益企業	○	NTT・ガス・電力会社の本支店	○	本支店	-	-	-
		△	公団・公社の本支社	△	公団・公社の本支社	-	-	-
	金融機関	○	-	○	都市銀行・地方銀行本支店	○	銀行（JIS）	都市銀行・地方銀行本支店
	放送局	○	CATV 以外の有線放送を除く本支局	○	CATV 以外の有線放送を除く本支局	-	-	-
	新聞社	○	本支局	○	本支局	-	-	-
教育研究施設	大学・高等学校・中学校・小学校	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	大規模なその他の学校	○	すべて	○	すべて	-	-	-
	専修学校	△	専修学校	○	すべて	-	-	-
	大規模な研究所	○	すべて	○	すべて	-	-	-
その他	広域避難場所	-	-	-	-	○	広域避難場所（JIS）	すべて
	大規模施設	○	広域にわたり視認可能な高さを有する施設、または区画の大部分を占め、道路の結節点に位置し、地点確認に有効とされる施設	○	広域にわたり視認可能な高さを有する施設、または区画の大部分を占め、道路の結節点に位置し、地点確認に有効とされる施設	-	-	-
	温泉	○	公共的な温泉地を主体とする	○	公共的な温泉地を主体とする	○	温泉（JIS）	公共的な温泉地を主体とする

凡例

項目は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））（平成 19 年 7 月）」に準拠しています。

「名称表示」とは、施設名称等を文字情報として表示するもの

「色彩表示」とは、施設の外形を面的に表示したり、色をつけて表示するもの

「ピクトグラム表示」とは、施設を意味する図記号（70 ページ下欄参照）を表示するもの

○については、該当するものすべてを掲載します。

△については、案内図の縮尺、情報密度等を勘案して掲載の可否を決定します。

建築物については、建物平面外形を色面で示します。

（JIS）は JIS Z8210 に規定された案内用図記号を示しています。

④表示範囲

案内マップは次の3種を基本として、サイン本体に掲示します。

■詳細案内マップ

目的地までの経路上で、利用者が現在地と移動経路を確認するために、周辺の主要施設や主要道路をわかりやすく表記します。

■周辺案内マップ

現在地から目的地まで、利用者が移動経路を確認するために、移動の手がかりとなる文化施設・スポーツ施設・集会施設・史跡・名勝・宿泊施設・商業施設など利用者数が多く見込まれる施設を表記します。

■広域案内マップ

総合案内サイン等で周辺都市との位置関係等を確認するため、必要に応じて、地域の都市構造や交通機関の路線網など、地勢・地名・道路・交通機関などを中心に表記します。

詳細案内マップ（歩行圏をわかりやすく案内します）

周辺案内マップ（縮尺1/1,000～5,000〔1～2km四方〕）

広域案内マップ（縮尺1/5,000～20,000〔5～10km四方〕）

表 案内サインの板面サイズと掲載範囲の目安

詳細案内マップ

板面サイズ	掲載範囲	縮尺
900×900	約 900m 四方	1/1,000
600×600	約 600m 四方	
300×300	約 300m 四方	

周辺案内マップ

板面サイズ	掲載範囲	縮尺
900×900	約 2.25km 四方	1/2,500
600×600	約 1.5km 四方	
300×300	約 750m 四方	

⑤ 凡例・方位・スケールなど

A) 凡例

凡例は5言語6字体（日本語、英語、中国語（繁体字、簡体字）、ハングル、ポルトガル語）で表記します。

ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、凡例表示スペースが十分に確保できない場合は、表示が煩雑にならないよう注意するとともに、文字サイズを縮小するのではなく、日本語と英語の2言語表記とします。

B) 方位

案内マップには、地図の向きを方位により示す方位記号を表示します。方位記号は、北の方角を示すわかりやすいデザインとします。



図 案内サインの方位記号の例



現在の長野市市街地の案内サインの方位記号、スケール表示の使用例

C) スケール

案内マップには、移動距離の目安となるスケールを表示します。スケールは、掲載情報の支障にならない表示面下部に配置し、地図の縮尺や表示内容に合わせ、距離情報・色彩は適宜変更します。



図 案内サインのスケール表示の例

(3) 誘導サイン

① 一般的情報

誘導サインの文字の高さは、遠距離からの視認性を重視し、平均的に15mの距離から可視できる数値として設定します。そのため、主要施設への誘導表示については、和文60mm以上、英文45mm以上とします。

また、文字数に応じて、長体を使用します(和文文字高を60mm、幅48mm以上)。

■ 留意点

- ・道路標識令、標準案内用図記号のデザインに準拠し、ピクトグラムと矢印を表示します。ただし、ユニバーサルデザインの観点から、ピクトグラムと矢印は隣り合わせで表示します。
- ・言語表記は、5言語6字体を標準とします。また、外国人来訪者数や交通拠点などの設置場所の特性、または観光拠点や主要官庁など案内する施設の特性の考慮、表示面の大きさ・デザイン等により言語の数を定めます。ただし、日本語と英語の2言語表記は基本とします。
- ・目的地までの距離を表示します。
- ・距離表示は、2桁または3桁の場合、下1桁を四捨五入し、表示します。

距離表示のルール

2桁の場合	下1桁を四捨五入	82m→80m
3桁の場合	下1桁を四捨五入	385m→390m
4桁の場合	下2桁を四捨五入、kmで表示	1345m→1.3km



図 誘導サイン（矢羽型）の表示面のイメージ例



図 誘導サイン（路側型）の表示面のイメージ例

○設置場所の住所表示

サイン本体の見やすい部分に、現在地の住所を記載します。また、通り名称など、利用者にとって有効と考えられる位置情報については、積極的に記載します。



金沢市の案内サイン（中央に2言語で所在地を表示）（参考写真）

②情報掲載基準

誘導サインに表示する施設は下表のうち必要なものとします。

表 誘導サインの情報掲載基準

項目	誘導施設	ピクトグラム表示	
交通施設	鉄道駅	○	鉄道／鉄道駅 (JIS)
	バスターミナル	○	バス／バスのりば (JIS)
移動円滑化の施設	公衆便所	○	お手洗い (JIS)
	エレベーター	○	エレベーター (JIS)
	エスカレーター	○	エスカレーター (JIS)
	観光案内所	○	案内所 (JIS)
観光名所	景勝地・旧跡・歴史的建造物	○	歴史的建造物
	近隣公園規模以上の公園等	○	公園／緑地 (JIS)
	全国的な有名地	-	-
大規模集客施設	大規模集客施設	-	-
文化施設	博物館・美術館	○	博物館／美術館 (JIS)
	ホール	-	-
	公立図書館	-	-
スポーツ施設	総合競技場	-	-
	体育館	-	-
	スポーツセンター	-	-
	野球場	○	野球場 (JIS)
	テニスコート	○	テニスコート (JIS)
	スキー場	○	スキー場 (JIS)
	キャンプ場	○	キャンプ場 (JIS)
行政施設	中央官庁またはその出先機関	-	-
	県庁・市役所	-	-
	警察署	○	警察 (JIS)
	消防署	-	-
	裁判所・税務署・法務局	-	-
	一般郵便局	○	郵便 (JIS)
医療福祉施設	病院	○	病院 (JIS)
	保健所	-	-
	大規模な福祉施設	-	-
その他	広域避難場所	○	広域避難場所 (JIS)
	その他誘導が必要な施設	-	-
	温泉	○	温泉 (JIS)

凡例

「ピクトグラム表示」とは、施設を意味する図記号（70 ページ下欄参照）を表示するもの
○については、該当するもののすべてを掲載します。
（JIS）は JIS Z8210 に規定された案内用図記号を示しています。

6.4 配置・施設整備基準

道路等屋外に設置する誘導案内のための案内サインと誘導サインについて、サイン本体整備における計画段階での配慮点をまとめます。

位置サインについては、前項までの基準を踏まえた表示面の大きさ・高さ・設置方向を検討し、各施設の敷地や建物形状等の状況に応じて設置することが必要です。

(1) 共通基準

①配置システム

配置については、起点から目的地までの利用者の流れと、その流れの間にある拠点および施設の規模、位置、人の集まりなどの特性に応じて計画することが重要です。

一般に、情報なしに人が不安なく歩ける距離は、おおむね150～300mといわれています。常に移動している利用者に情報を提供するためには、人の移動パターンを把握し、適切な位置に情報を配置する必要があります。また、サインの配置は、対象地域の構造と密接に関係しており、主に歩行者を対象として基本型を考えると以下の4つに整理することができます。実際の配置は、これらを単独で使用する場合もあれば、複数のパターンをまちの構造に応じて組み合わせて使用する場合があります。

A.階層配置

限定された移動の起点を想定し、そこから不特定の終点に向かって情報を配置する考え方です。

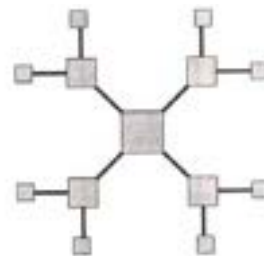


図 階層配置

B.線条配置

あらかじめ起点と終点を想定し、その間の要所に情報を配置する考え方です。

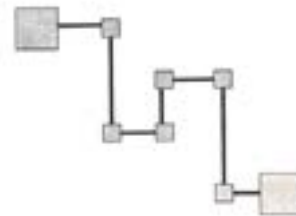


図 線条配置

C.軸線配置

一対の起点と終点を結ぶ軸を、案内誘導上の中心的なルートとしながら、周辺の施設へも人々を導いていこうとする考え方です。



図 軸線配置

D. 投網配置

計画対象地域に、くまなく情報を配置します。人の移動の起点および終点を特定せず、あらゆる移動ルートに対応しようとする考え方です。

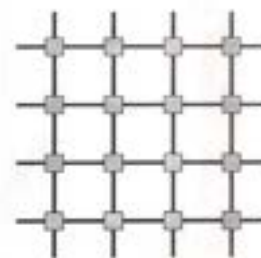


図 投網配置

②配置箇所

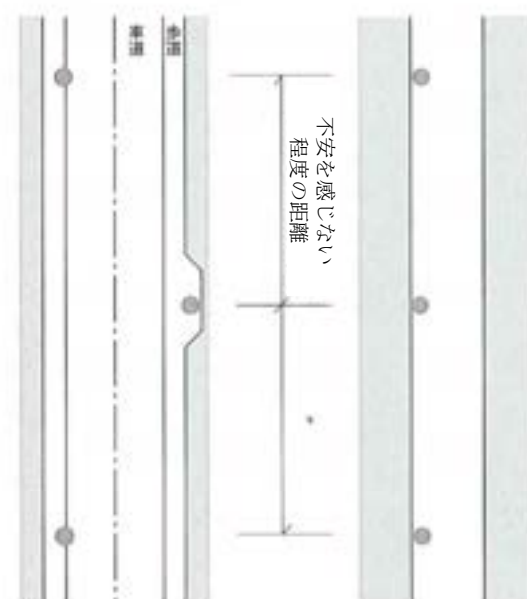
主要な分岐点以外の場所でも、距離が長い場合などには、歩行者が不安を感じない程度の間隔でサインを配置します。

情報なしに人が不安なく歩ける距離は、おおむね150～300mといわれています。歩行者の利用が集中する中心市街地においては、歩行者を対象とするサインの間隔もこれに準じたものが適切です。

また、両側に歩道を有するなど広幅員の道路では両側にサインが必要であり、ちどり配置が一般的です。同じく主要な交差点でも、利便性と視認性を考慮し、効率的な案内となるよう配置箇所を設定することが必要です。

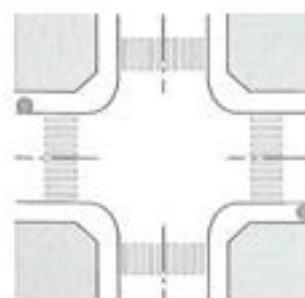
両側に歩道のある広幅員道路の場合（ちどり配置）

歩道のない道路の場合



主要な交差点の場合
（2カ所に設置）

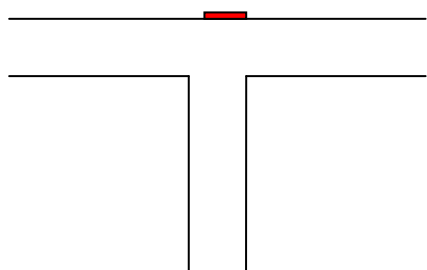
一般の交差点の場合



●：公共案内標識
■：敷地

図 配置箇所

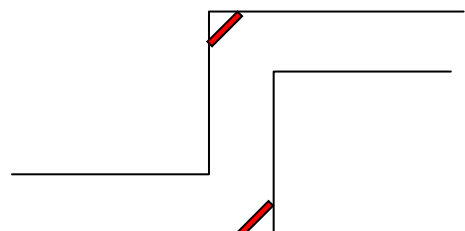
■ T字路の場合



長野市松代の例



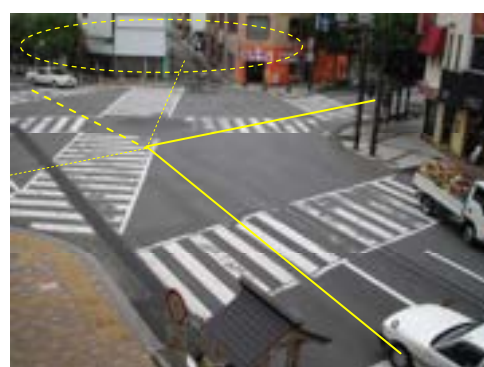
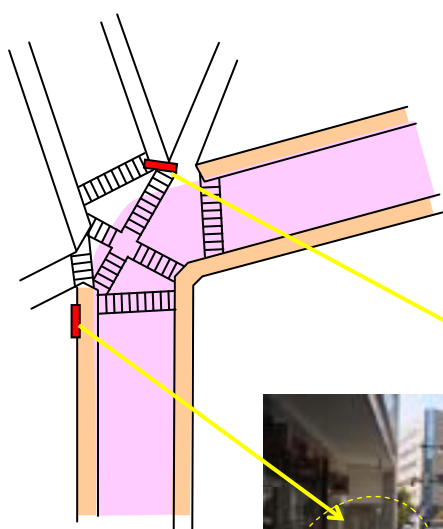
■ クランク形状道路（鍵の手道路、鍵型道路）の場合



長野市松代の例

■ Y字路（三差路）の場合

（道路幅員が同程度で、右折を案内する場合）



長野市末広町の例

③構造

サイン本体の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけます。また、長期にわたりサインを活用できるよう、維持管理面にも配慮した構造とします。

A) サインへの近づきやすさを確保

視力の弱い人や車いす使用者がサインの近くに寄って表示を見ることを前提に、低い視線へ配慮し、足下の空間を確保します。サイン本体周辺の段差や舗装等についても、サインへ近づくために支障があると判断される場合は、設置箇所の移動や、歩道等の整備をあわせて行うことなどが必要です。

駅などの交通拠点で流動人口の多いところでは、視覚障害者のための音声案内の検討が必要であり、行動起点や総合案内サインでは、音声案内機能や点字表示の設置の検討が重要です。また、これらの施設を設置した場合には、その所在を知らせるために視覚障害者誘導ブロックで誘導したり、チャイムを設けたりするなどの工夫が必要です。

B) 触ってわかるサインへの配慮

駅などの交通拠点で流動人口の多いところでは、点字表示や触知案内板の検討が必要ですが、サインは屋外に設置されることもあるため、手で触れて情報を認識するサインを設置する場合は、表示面が高熱にならないための材質を選ぶなどの配慮が必要です。

C) メンテナンスが容易であること

人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーの設置、四隅の巻き込み、貼り紙やいたずら書き防止の表面加工処理などの対策が必要です。点字表示面を紫外線硬化樹脂印刷や後貼りで行う場合は、ベース素材と表面仕上げとの相性により剥離が起こる場合があるため、十分に確認して施工する必要があります。

サインの表示面は、施設や周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、定期的・短期的な変更が予測されるものについては、部分的な取り替えが可能な構造とします。

④照明

曇天時や夕刻、夜間の視認性を高めるため、主要な拠点に設置される総合案内サインでは照明設備の設置も検討することが重要です。

(2) 案内サイン

①表示面について

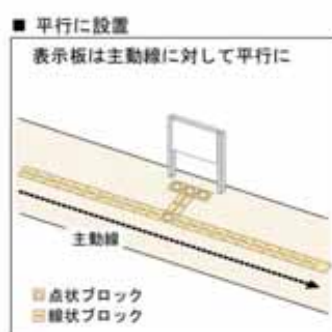
A) 案内マップの向き

案内マップは、サインに向かって前方を上として設置します。ただし、縮尺の小さい広域案内マップでは、北を上として設置します。

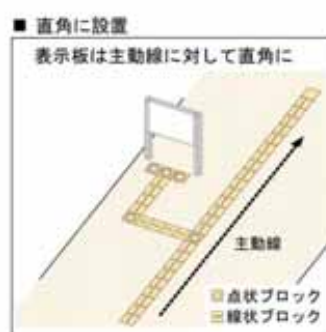


B) 案内サインの設置方向

案内サインを、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）のある歩道上に設置する場合、サインの設置方向は進行方向に対し平行に設置することを基本とします。歩道幅員が広く、休憩施設や植栽等が整備されている地点や、案内サインの利用者が多く見込まれる場所で設置場所を十分確保できる場合は、主要動線の進行方向に対し直角に設置することが有効な場合もあります。いずれにしても、視覚障害者誘導ブロックの曲部を可能な限り少なくするよう設置方向を工夫することが必要です。



次の歩行行動が直結する案内図



市域の形態や周囲との位置関係が定型的に把握されている場合

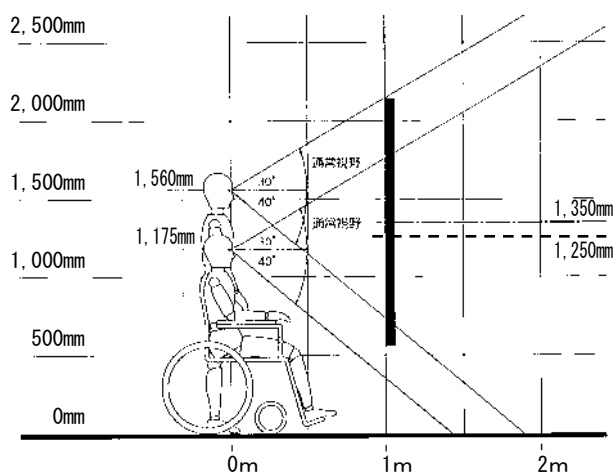
C) 案内サインの表示面の大きさ

近くから視認するサインは、立っている人と車いす使用者の中間の視点である、床面から1,250mm (125cm) 程度の高さを表示面の中心とします。また、表示面の上端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにすることが必要です。

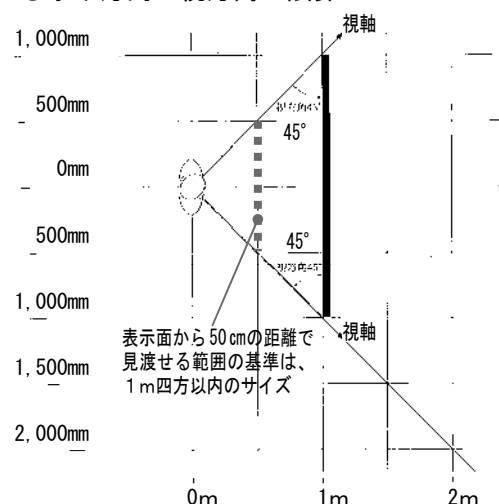
案内マップなど情報量の多い大型の表示面の場合、誤読率が増加する視方角(45°)の限界を超えないように、想定する視認位置から水平方向にも垂直方向にも視方角が45°以下にならないように、サインの幅寸法や掲出の高さ、面の傾きなどを設定します。

案内マップの表示面は、視力の弱い人が表示面から50cmの距離で見渡せる範囲を基準として、1m四方以内に収まるサイズとします。

○近くから見るサインの掲出高さ



○水平方向の視方角の限界



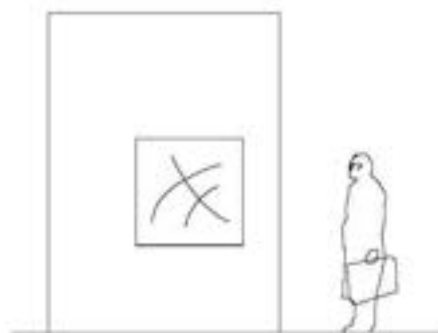
「ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内図記号ガイドブック (平成 18 年 2 月、交通エコロジー・モビリティ財団)」 p 82、「建築資料集成 3」 p 42 を参考に作成。

② 本体デザイン

○案内サインは原則として独立板型とします。

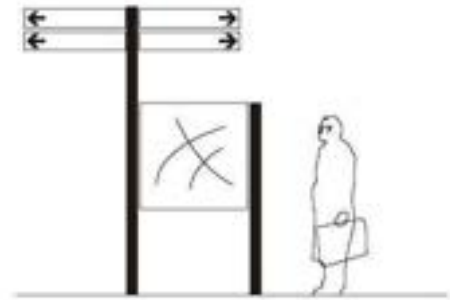


○地区状況により独立板型の設置が困難な場合には、壁掛け型の案内サインを用います。民間ビルの壁などの活用(民間業者の協力が不可欠)も視野に入れて検討します。



○他機能のサインとの集約を行います。

設置場所の有効利用、景観への配慮の観点から、案内サイン、誘導サイン、掲示板などの集約を行うことが必要です。



○案内サイン本体のデザインはシンプルなものとしします。

サイン本体のデザインは、効果的な情報伝達が可能であることを前提とし、景観と調和するシンプルなものであることが必要です。また、サイン種類ごとに統一したデザインとし、サインの顕在性を高めることも必要です。

○光の反射と材質

サインは外光や照明の反射、映り込みにより見えにくくならないよう設置します。

なお、表示面が金属製の場合は、反射により見えなくなる場合があるので注意が必要です。また、金属製のグレー色が地色（表示面）となる場合、赤色の文字等は識別しにくくなるなど、色づかいにも配慮が必要です。

○表示面の両面を活用します。

案内サインの設置場所、向き等によっては、マップがある表示面の裏面を活用することができます。

案内サインの裏面に

- ・インフォメーションを示すピクトグラムやその多言語表記
- ・案内サインが設置されている所在地の表示
- ・来訪者へのおもてなしを示すキャッチフレーズ（「ようこそながのへ」など）
- ・周辺サインの表示（公園と歩道に案内サインが面する場所等）

などの有効活用を図ります。

③配置計画と設置位置

案内サインは、まちの構造を平面的に表す総合的な情報です。一定の地域内での現在地を正確に把握し、目的地までの距離と方角を認識することを第一の目的として、歩行動線の起点である駅前等や、動線の分岐点である主要交差点に設置します。

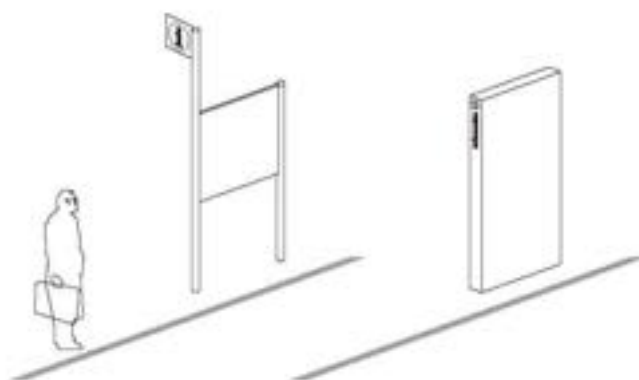
サイン本体の周辺に設置物が多く、サインの存在が目立たない場合は、その位置に案内サインがあることを示す「インフォメーションマーク」を設置するなど、サインの顕在性を高めます。

○インフォメーションマークの設置

案内サインを、空間上の制限から動線と平行な向きに掲出する場合は、できるだけ遠方から視認できる箇所に、その位置に案内サインがあることを示すインフォメーションマークのサインを掲出します。



インフォメーションマーク

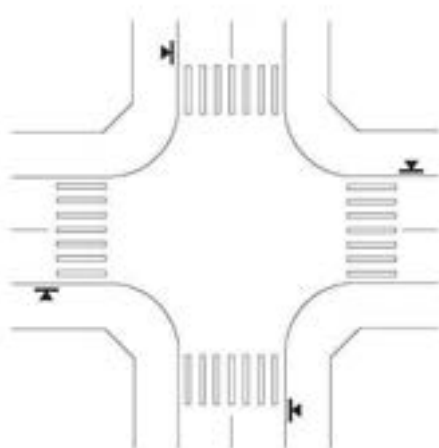


インフォメーションマークの使用例

○配置間隔

案内サインはできるだけ交通結節点や動線が分岐する主要な交差点からそれぞれ視認できる位置で、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。

- ・対角線に配置する際も、人の流れを考慮して配置します。
- ・迷いやすい場所、不安になる場所など、地域の特性を十分考慮して配置します。



参考資料 案内サイン

長野市版を検証後、掲載

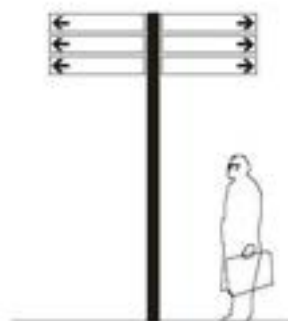
(3) 誘導サイン

① 本体デザイン

○誘導サインは矢羽型とします。

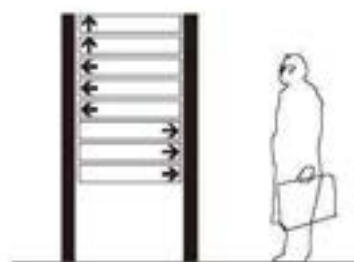
歩道幅員の広い場所、また交差点が広い場所等では、遠方からの視認性・誘目性（目を引きつけられること）の高い矢羽型の誘導サインを設置します。

また、矢羽型は視認性が高いですが、周辺景観へ影響を及ぼすこともあることから、周辺景観との調和が必要な場合は、次に示す路側型の誘導サインの設置も検討します。



○地区状況により矢羽型の設置が困難な場合には路側型の誘導サインとします。

歩道幅員の狭い場所、または歩道のない道路等では、サインに近接して情報を得ることから、路側型の誘導サインを設置します。



路側型については、矢羽型の誘導サインに比べ、空間上の制限から動線と平行な向きに掲出する機会が多いため、できるだけ遠方から視認する必要がある場所では、インフォメーションマークのサインを掲出します。

インフォメーションマークの使用例

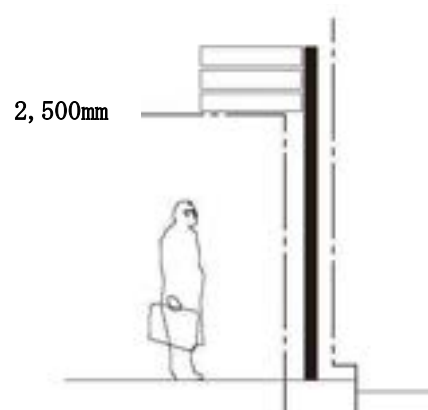
インフォメーションマーク



○誘導サイン本体のデザインはシンプルなものとし、

サイン本体のデザインは、効果的な情報伝達が可能であることを前提とし、景観と調和するシンプルなものであることが必要です。また、サイン種類ごとに統一したデザインとし、サインの顕在性を高めることも必要です。

○矢羽型誘導サインの掲出高さは、原則として、歩道上の建築限界を避け、路面から 2,500mm (2.5m) を表示面下限とします。



○路側型の誘導サインの掲出高さは、路面から 1,250mm (125cm) を中心に、最高高さ 2,000mm、最低高さ 500mm の範囲を原則とします。



②配置計画と設置位置

誘導サインは、分岐点からそれぞれ視認できる位置で、歩行者、車いす使用者や介助者等の円滑な移動を妨げない位置に設置します。

○遠くから視認する必要がある誘導サインの掲出高さ

遠くから視認する必要があるサイン（矢羽型の誘導サインや、規制サインなど目立たなくてはならないサイン）は、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認しにくくなります。また、不特定多数の人が利用する施設では視界の前方に他の通行者がいる場合も多く、視認位置から仰角 10° より下の可能な限り高い位置に掲出することが必要です。

そのため、遠くから視認する必要があるサインについては、サイン本体の表示面の下端を2.5m以上の高さに設定する必要があります。

次ページの上図では、表示面の下端を2.5mとすると、視認距離は約30mとすることができ、視認が可能な時間は約27秒（歩行者移動速度が毎秒1.1mとした場合）です。

○歩行者が移動しながらサインを視認できる距離
(前方5mの位置に他の通行者がいる場合)



○車いす使用者が移動しながらサインを視認できる距離
(前方5mの位置に他の通行者がいる場合)



※「ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内図記号ガイドブック（平成18年2月、交通エコロジー・モビリティ財団）」 p 80, 81を参考に作成。

○誘導サインは、できるだけ交通結節点や動線が分岐する主要な交差点からそれぞれ視認できる位置で、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。

また、視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置を避け、他の交通標識の視認を妨げない位置に設置します。



○サインシステムの範囲が広域にわたる場合には、誘導サインはできるだけ繰り返し配置します。



参考設計 誘導サイン

長野市版を検証後、掲載

6.5 地域の独自性の検討

(1) 景観への配慮

① 本体（フレーム）デザイン

サイン本体（フレーム）は、周辺のまちなみや景観を阻害しないデザインにします。サインを設置する周辺の雰囲気、まちなみや景観になじむ色を基調として、地域内では、統一感のあるサインとすることが重要です。特に、表示面の色彩については、市で統一するなど、公共サインとしての識別性を高めます。

サイン本体の材質、形状、デザインで地域らしさを表現する手法もありますが、誘導サインには、不要な造形や過度な装飾は避け、だれもが一目で認識できるように、できるだけシンプルなデザインにします。

次ページに、長野市の地域の独自性を考慮した場合のサイン本体（フレーム）の色彩の一例を示します。



↑長野市街地の案内、誘導サインの本体デザイン（都市景観との調和を考慮し、金属材料を用いてシンプルなデザインとしています。）



松代の例



松代、鬼無里地域の案内、誘導サインの本体デザイン（歴史、自然景観との調和を考慮し、木材を用いています。）→



鬼無里の例



② サインの集約化

サイン設置箇所の有効利用や景観への配慮の観点から、案内サインと誘導サインが至近距離に設置される場合は、できるだけサインの集約を行います。個別の施設管理者が独自に誘導サインを設置している場合、「情報掲載基準」で表示されるべき施設であれば、公共サインとしてその施設へ誘導するために適切な位置に設置された誘導サインに、施設名表示を追加します。民間サイン等の場合は、それぞれのサイン設置主体で連携して、サインを集約することが望まれます。

参考) 長野市に設置するサインの景観配慮を考えると時の色彩の一例

■配色イメージスケールの活用

色を言葉で表現した場合、共通する部分も多く認められます。そのイメージの共通感覚を心理学的に明らかにしたのがイメージスケールです。このイメージスケールの相対的な位置づけやパターンを活用して地域色を定めることができます。

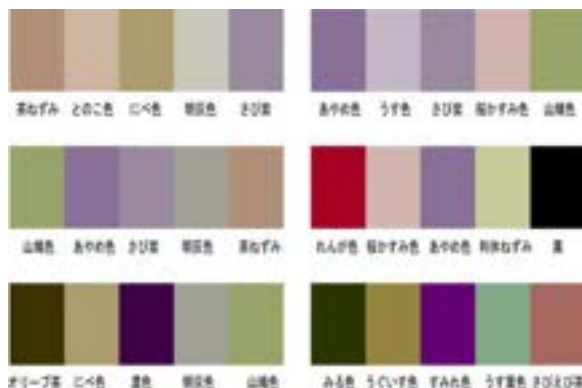
○歴史的街並みの例

建物および広告物は、木、漆喰、瓦、金属など素材感と配色により、イメージスケールのクラシック、エレガント付近に集中しています。(図①)

■サインの色彩の選択

地域色を決めたら、建物や構造物の色や、広告物の色をその範囲内で選択します。ただし、配色イメージスケール(図②)は、限られた配色サンプルでイメージ全体をとらえるためのものであり、さらに細やかな配色パターンが用意されています。

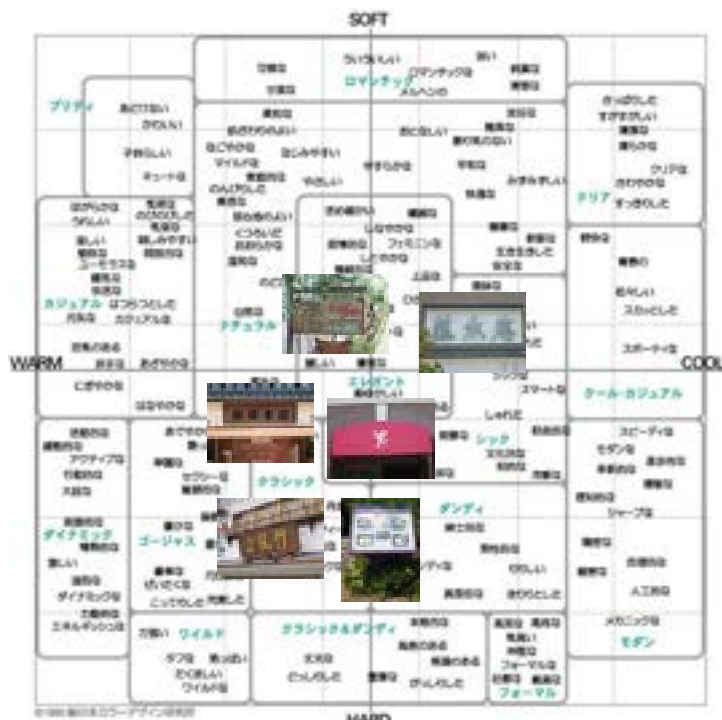
○歴史的街並みの配色例



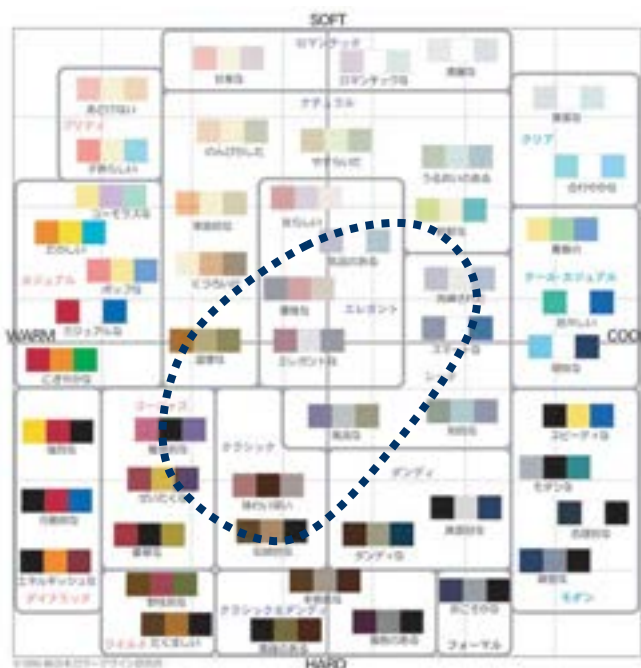
出典：配色イメージワーク 著：小林重順 編：日本カラーデザイン研究所

※イメージスケールとは

イメージスケールは、(株)日本カラーデザイン研究所(www.ncd-ri.co.jp)が心理学的研究により独自に開発したものです。



図① 言語イメージスケール



図② 配色イメージスケール

「長野市屋外広告物ガイドライン(平成19年11月)」を参考に作成。

（２）民間への協力依頼

サイン本体の顕在性は、本体デザインだけでなく、まちなみや景観によっても大きく影響されます。サインの周辺に、サインの見え方を阻害するようなデザインや大きさの広告物等が設置されている場合、サインの顕在性を確保するためには、サイン本体の形状やデザインそのものを変更しなければなりません。

サイン本体を含め、道路上に設置されている広告物や構造物については、まちなみ全体の景観を形成する重要な要素として、景観に配慮した配置・設置計画が必要です。また、誘導ルート上でサインを隠したり見えにくくしたりするような障害物や、広告物等のデザインについては、設置主体や管理者に改善のための協力を依頼する必要があります。

7. サインの維持管理方針

7.1 維持管理方法

サイン整備は、事業ごとに設置者が異なるために、情報の一貫性や形状・仕様の統一性が得られないまま整備されたり、設置者と施設管理者間で十分な協議がなされなかったりすることがあります。その結果として、サインの情報更新やメンテナンスがなされず、利用者の混乱を招いたり、景観を損ねたりすることになってしまいます。

そこで、サイン整備の計画段階から関係者で協議し、維持管理方針を定め、整備後の維持管理方法、管理の役割分担などを明確にしておくようにします。複数の実施主体がかかわる場合は、この作業が特に重要になります。

また、公共サインを適切に維持管理するためには、台帳整備が重要です。（下図参照）

管理番号																																										
長野市 公共サイン 管理台帳（１） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20%;">種類</td><td></td></tr> <tr><td>設置年月日</td><td></td></tr> <tr><td>所在地</td><td></td></tr> <tr><td>製作業者</td><td>社名</td></tr> <tr><td></td><td>部署名</td></tr> <tr><td></td><td>担当者</td></tr> <tr><td></td><td>電話</td></tr> <tr><td>施工業者</td><td>社名</td></tr> <tr><td></td><td>部署名</td></tr> <tr><td></td><td>担当者</td></tr> <tr><td></td><td>電話</td></tr> <tr><td>備考</td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">各部仕様</td></tr> <tr><td style="width: 10%;">種</td><td>・ 大きさ ・ 素材 ・ 仕上げ</td></tr> <tr><td>表示面</td><td>・ 大きさ ・ 素材 ・ 仕上げ ・ 表示内容</td></tr> <tr><td>基礎</td><td>・ 大きさ ・ 素材 ・ 障害物</td></tr> <tr> <td>検査</td><td></td> <td>確認</td><td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>設置場所実数図</td></tr> <tr><td style="height: 150px;"></td></tr> </table>					種類		設置年月日		所在地		製作業者	社名		部署名		担当者		電話	施工業者	社名		部署名		担当者		電話	備考		各部仕様		種	・ 大きさ ・ 素材 ・ 仕上げ	表示面	・ 大きさ ・ 素材 ・ 仕上げ ・ 表示内容	基礎	・ 大きさ ・ 素材 ・ 障害物	検査		確認		設置場所実数図	
種類																																										
設置年月日																																										
所在地																																										
製作業者	社名																																									
	部署名																																									
	担当者																																									
	電話																																									
施工業者	社名																																									
	部署名																																									
	担当者																																									
	電話																																									
備考																																										
各部仕様																																										
種	・ 大きさ ・ 素材 ・ 仕上げ																																									
表示面	・ 大きさ ・ 素材 ・ 仕上げ ・ 表示内容																																									
基礎	・ 大きさ ・ 素材 ・ 障害物																																									
検査		確認																																								
設置場所実数図																																										

長野市 公共サイン 管理台帳（２）

定期メンテナンス記録		
第 回実施 年 月 日	第 回実施 年 月 日	第 回実施 年 月 日
箇所	箇所	箇所
清掃 ☐ 柱 ☐ 表面	清掃 ☐ 柱 ☐ 表面	清掃 ☐ 柱 ☐ 表面
柱 ☐ 塗装状態 ☐ ボルトのゆるみ ☐ キズ・破損	柱 ☐ 塗装状態 ☐ ボルトのゆるみ ☐ キズ・破損	柱 ☐ 塗装状態 ☐ ボルトのゆるみ ☐ キズ・破損
表示面 ☐ 表面の状態(ひび割れ等) ☐ がたつき ☐ パネルのゆるみ ☐ キズ・破損 ☐ 掲載内容(更新の必要性)	表示面 ☐ 表面の状態(ひび割れ等) ☐ がたつき ☐ パネルのゆるみ ☐ キズ・破損 ☐ 掲載内容(更新の必要性)	表示面 ☐ 表面の状態(ひび割れ等) ☐ がたつき ☐ パネルのゆるみ ☐ キズ・破損 ☐ 掲載内容(更新の必要性)
備考	備考	備考

チェック記号とその説明	
記号	記号の説明
A	現場で修理
B	部品取り替えの必要あり
C	本体取り替えの必要あり
D	現場で塗装
E	部分塗装の必要あり
F	全体塗装の必要あり

修理経過	
年 月 日	内容
年 月 日	内容
年 月 日	内容

長野市 公共サイン 管理台帳（３）

正面



側面



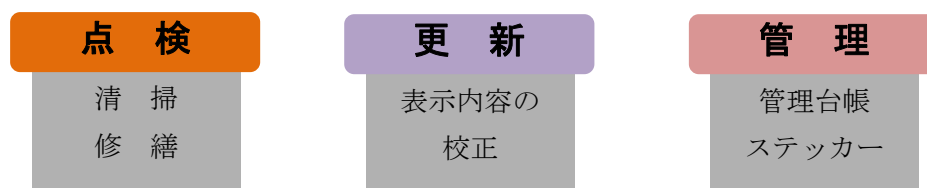
遠景



撮影年月日 年 月 日

7.2 サイン機能に留意した維持・管理

サインは主に屋外に設置されるため、年月の経過により汚損し、老朽化します。また、貼り紙や傷、落書き等への対応の配慮も必要です。街の美観を損ねないように、定期的に清掃、修繕を行い、常に美しい状態に保つことが必要です。サイン本体にステッカーを貼付し、管理番号、設置年月日、管理者名、電話番号を記入しておくこと、効率よくメンテナンスを行うことができます。



ステッカー例

管理番号	〇〇〇〇〇
設置年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
住 所	長野市 〇〇〇 〇〇番地
管理者	長野市役所 〇〇部 〇〇課
連絡先	026-〇〇〇-〇〇〇〇

7.3 本体のメンテナンス

年に1回程度行います。清掃・保守点検の状況は、公共サイン管理台帳に記録し、保管します。

(清掃)

- ・汚れやほこりを清掃します。
- ・違法な貼り紙や落書きを取り除き、表面を清掃します。
- ・音声・触知案内板の触知図部分は、利用者が直接手に触れて使用するものなので、できるだけ頻繁に掃除することが重要です。

(保守点検)

- ・ガタツキ、ボルトの締付け状況を確認し、修繕します。
- ・破損状況、傷等の状況を確認し、修繕します。
- ・塗装の状態、傷等による塗装の一部のはがれなどは、部分的な塗装補修をします。
- ・サイン本体内部に音声案内装置がある場合は、機械動作の点検を行います。

7.4 情報のメンテナンス

必要に応じ表示内容を見直し、部分的な修正または表示面の取り替えを行います。

①部分的なメンテナンス（短期メンテナンス）

- A) 管理者は案内サイン等の地図情報について、新たにできた施設、変更となった施設、道路等変更や追加の必要な情報を抽出し、校正を行います。
- B) 表示製作事業者に、修正するサインと変更する表示内容を指示します。
(部分的な変更には、修正用シートを利用することが一般的です。変更内容をシートに印刷し、貼付することで対応できます。)

②全面的メンテナンス（長期メンテナンス）

表示面の退色が目立ったり、修正済みの箇所が多く新たに情報を変更する必要があるものなど、著しく利用しにくいと考えられる場合は、表示面全体を取り替える必要があります。

- A) 調査内容に基づく表示面の破損状況や情報変更点の量等を照らし合わせます。
- B) 表示製作事業者に、表示パネル交換を行うサインと、その表示内容を指示します。
- C) 新たな表示パネルを製作し、既存パネルを交換します。



(短期メンテナンス)
修正用シートの貼付



(長期メンテナンス)
既存パネルの取り外しと新規パネルの取り付け



(短期メンテナンス)
修正用シートの貼付



(長期メンテナンス)
既存パネルの取り外しと新規パネルの取り付け

第Ⅱ編 案内が多言語・多文化表記

1. 英語に関する表記基準
2. 単語集
3. 事例集

1. 英語に関する表記基準
①国のガイドライン等の英語表記の例

	H24 長野市公共サインガイドラインで採用							
ガイドライン等発行年月	平成7年3月（平成6年度）		① 昭和62年1月（昭和61年度）		② 平成13年8月（平成13年度）		③ 2004年3月（平成15年度）	
ガイドライン等名称	長野県公共案内標識整備指針 英文表記マニュアル （1998長野冬季オリンピックの案内標識のガイドライン）		道路標識設置基準（現行）		公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン P50		多言語 標準訳語集	
ガイドライン等発行者	長野県		社団法人 日本道路協会		交通エコロジー・モビリティ財団		地域国際化協会連絡協議会 財団法人 自治体国際化協会	
区分	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例
1 固有名詞、普通名詞、ともにローマ字	1 固有名詞、普通名詞ともローマ字により表記し、機能、種類を明確に表現するために、さらに普通名詞部分を英訳により表記する。 ※1）外国人観光客等が「Chikuma River」と発音したとき、「River」の英語がわからない日本人が聞いた場合、「千曲市」なのか「千曲川」なのかわからない。 ※2）外国人観光客等が自分で見たり、発音した単語が「川」であることがわかるように（単語の意味や機能がわかるように）「Chikumagawa」の後に「River」を補足する。 ※3）全国的に、千曲川は「Chikumagawa River」	浅間山=Mt. Asamayama 千曲川=Chikumagawa River 諏訪湖=Lake Suwako 志賀高原=Shigakogen Heights 善光寺=Zenkoji Temple 穂高神社=Hotakajinja Shrine 長安橋=Choanbashi Bridge 丸子温泉郷=Maruko-onsenkyo Hot-spring Resort 昭和通り=Showadori Street 長野大通り=Nagano-odori Avenue 長野大橋=Nagano-ohashi Bridge 諏訪大社=Suwataisha Shrine 松本城=Matsumotojo Castle 浅間温泉=Asamaonsen Hot-spring Resort 穂高温泉郷=Hotakaonsenkyo Hot-spring Resort 北陸新幹線=Hokuriku Shinkansen Line ハケ岳=Mt. Ytsugatake	3）山、川、湖等の名称の「～川」、「～山」、「～湖」等の部分は、固有名詞の一部として切り離せないものであるので、「川」、「山」、「湖」の部分を英訳により表記する。 ただし、Mt.Fujiのように上記のような表記方法でない方法が（国際的に）定着しているものについてはこの限りでない。 公園等の名称のうち、慣用上固有名詞の一部として切り離せないものは「園」の部分を英訳により表記する（文化財等）。	木曾川 Kisogawa Riv. 荒川 Arakawa River 立山 Mt. Tateyama 芦ノ湖 Lake Ashinoko 金閣寺 Todaiji Temple 松本城 Matsumotojo Castle 偕楽園 Kairakuen Park 東照宮 Toshogu Shrine	3 固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや～River 等意味が伝わる英語を補足する。 固有名詞のみによる英語表記の場合は、ローマ字つづりのみではその意味や機能が外国人には理解できないので、意味が伝わる英語を補足する。 例えば、商業施設の固有名詞だけを表示している場合には、〇〇Shopping Mall 等の英語を補足するとわかりやすい。	（意味が伝わる英語を補足した例） 荒川→Arakawa River 金閣寺→Kinkakuji Temple 芦ノ湖→Lake Ashinoko （商業施設への誘導指示の例） はまちか→Hamachika Hamachika Shopping Mall と表記するとさらに望ましい。	（2）機関名、施設名、物の名称など 掲載されているのが訳語だけだと、施設名などの場合、そこへの行き方を日本人に尋ねる時などに困ることがあります。日本語読みも載せる方が親切です。 ※ 外国人にとって関係（興味）が深く、日本語も覚えてほしいものは、訳語と日本語読みをローマ字表記したものを合わせて載せると効果的です。	横浜中央図書館 Yokohama-shi Chuo Toshokan (Yokohama Central Library) 横浜人形の家 Yokohama Ningyo-no-ie (Yokohama Doll Museum) 横浜こども科学館 Yokohama Kodomo Kagakukan (Yokohama Science Center) あんしん電話 Anshin Denwa (emergency line) 町内会 Chonaiikai (neighborhood association) 行政サービスコーナー Gyosei Sabisu Kona (Administrative Services Corner) 青少年相談センター Seishonen Sodan Senta (Youth Counsel Center)
2 慣習化された普通名詞の英訳	2 ある程度その表現が慣習化されているものについては、固有名詞をローマ字、普通名詞を英訳により表記する。	長野県庁=Nagano Prefectural Office 松本駅=Matsumoto Station 若里公園=Wakasato Park 長野市役所=Nagano City Office 長野県=Nagano Prefecture 長野市=Nagano City 上田市=Ueda City 松本空港=Matsumoto Airport 飯田郵便局=Iida Post Office 須坂病院=Suzaka Hospital 南部小学校=Nanbu Elementary School 長野中央警察署=Nagano Chuo Police Station 市営駐車場=City Parking J R中央線=JR Chuo Line	3）普通名詞については、英語により表記する。	〇〇県庁 PREF.OFFICE 米原町役場 TOWN OFFICE または Maibara Town office 松山空港 AIRPORT または Matsuyama Airport 岡山駅 Okayama Sta. 横浜港 Yokohama Port 日比谷公園=Hibiya Park	1 英語を併記する際には、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語で表記する。			
3 対応する英単語がない場合	3 観音、庵、関所などのように対応する英単語がない場合は、ローマする英単語がない場合は、ローマ字により表記する。 必要があれば説明的な英文をカッコ書きで付記する。	布引観音=Nunobiki Kannon 布引観音=Nunobiki Kannon (TheGoddess of Mercy) 海野宿=Unnojuku (Post Town) 懐古園=Kaikoen (Park)			4 英語に訳すことができない固有名詞はヘボン式ローマ字つづりで表記する。			
4 地名	4 地名はローマ字により表記する。	長野市神楽橋三丁目=NaganoShi Kagurabashi 3-chome 長野市松代町=Naganoshi Matsushiromachi 松本市大手一丁目=Matsumotoshi Ote 1-chome	2）地名の発音どおりにヘボン式ローマ字で表記する。	京都 Kyoto 名古屋 Nagoya 本郷三丁目 Hongo 3-chome 三の丸二丁目 Sannomaru 2-chome				
5 普通名詞部分が外来語	5 普通名詞部分が外来語の場合は、できるだけ英訳により表記する。	野沢温泉アリーナ=Nozawaonsen Arena 黒部ダム=Kurobe Dam					日本語名がもともと外国語の単語で構成されている名称（ローマ字表記を省略）	横浜ランドマークタワー Yokohama Landmark Tower
6 該当施設が一に特定される場合、固有名詞省略	6 県庁、市役所、空港等周辺に該当する施設が一つしかなく、間違うおそれがない場合には、固有名詞部分を省略することができる。 この場合は大文字で表記する。	長野県庁=PREFECTURAL OFFICE 長野市役所=CITY OFFICE 松本空港=AIRPORT	6 県庁、市役所、空港等周辺に該当する施設が一つしかなく、間違うおそれがない場合には、固有名詞部分を省略することができる。 この場合は大文字で表記する。	〇〇県庁 PREF.OFFICE 米原町役場 TOWN OFFICE 松山空港 AIRPORT				
7 英訳名称が定められている施設	7 英訳名称が定められている施設については、それを使用することができる。	国道20号=Route 20						
8 慣用化されている略語	8 英訳部分において慣用化されている略語を使用してもよい。	Bldg. (Building) Vil. (Village) Sta. (Station)						
9 ヘボン式のローマ字	9 ローマ字の表記はヘボン式を基本とする。	例) ta chi tsu te to			2 ローマ字表記についてはヘボン式ローマ字つづりを使用する。			
10 表記が長いときのハイフン使用	10 表記が長いなど読みにくい場合は、ハイフンで切ってもよい。	丸子温泉郷=Maruko-onsenkyo Hot-spring Resort 長野大橋=Nagano-ohashi Bridge						

ガイドライン等発行年月	④ 平成17年6月30日（平成17年度）		⑤ 平成17年9月1日（平成17年度）		⑥ 平成18年3月（平成17年度）		⑦ 平成19年7月26日（平成19年度）	
ガイドライン等名称	観光活性化標識ガイドライン		観光地のための　ひと目でわかる案内標識 （計画・設置・管理マニュアル） 観光活性化標識ガイドライン（国土交通省と同じ内容）		公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン　～外国人がひとり歩きできる公共交通の実現に向けて～（平成13年度と同じ）		公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン （バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））	
ガイドライン等発行者	国土交通省　総合政策局　事業総括調整官室 観光地域振興課		観光地域づくり・案内標識研究会		国土交通省　総合政策局　観光地域振興課		国土交通省　総合政策局 安心生活政策課	
区　　分	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例
1 固有名詞、普通名詞、ともにローマ字	2 固有名詞のみによる英語表記にはローマ字つづりの後に～River、Lake～などの意味が伝わる英語を補足する。 ただし、Mt. Fujiのように上記のような表記方法でない方法が（国際的に）定着しているものについてはこの限りでない。	淀川=Yodogawa River	2 固有名詞のみによる英語表記にはローマ字つづりの後に～River、Lake～などの意味が伝わる英語を補足する。 英語表記は外国人が施設の機能を理解できるように行うべきである。 ただし、Mt. Fujiのように上記のような表記方法でない方法が（国際的に）定着しているものについてはこの限りでない。	淀川=Yodogawa River	3 固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや～River 等意味が伝わる英語を補足する。 固有名詞のみによる英語表記の場合は、ローマ字つづりのみではその意味や機能が外国人には理解できないので、意味が伝わる英語を補足する。 例えば、商業施設の固有名詞だけを表示している場合には、○○Shopping Mall 等の英語を補足するとわかりやすい。	(意味が伝わる英語を補足した例) 荒川→Arakawa River 金閣寺→Kinkakuji Temple 芦ノ湖→Lake Ashinoko (商業施設への誘導指示の例) はまちか→Hamachika Hamachika Shopping Mall と表記するとさらに望ましい。	1 固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridge や～River など、意味が伝わる英語を補足することが望ましい。	固有名称 Bridge
		芦ノ湖=Lake Ashinoko		芦ノ湖=Lake Ashinoko				固有名称 River
		立山=Mt. Tateyama		立山=Mt. Tateyama				
				銀閣寺=Ginkakuji Temple				
2 慣習化された普通名詞の英訳	1 固有名詞はローマ字で、普通名詞部分は英語に直して表記する。	日比谷公園=Hibiya Park	1 固有名詞はローマ字で、普通名詞部分は英語に直して表記する。	日比谷公園=Hibiya Park	1 英語を併記する際には、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語で表記する。			
3 対応する英単語がない場合					4 英語に訳すことができない固有名詞はヘボン式ローマ字つづりで表記する。		1 英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。	
4 地名	4 町名は切り離さずにひと続きに表記する。 「〇丁目」はアラビア数字の表記のみとする。	霞が関二丁目=Kasumigaseki 2	4 町名は切り離さずにひと続きに表記する。 「〇丁目」はアラビア数字の表記のみとする。	霞が関二丁目=Kasumigaseki 2				
5 普通名詞部分が外来語								
6 該当施設が一に特定される場合、固有名詞省略	6 施設名は地域において統一した英語表記を使用する。		6 施設名は地域において統一した英語表記を使用する。					
7 英訳名称が定められている施設								
8 慣用化されている略語	5 略語が慣用化されている場合は略語を用いることができる。	Station=Sta.	5 略語が慣用化されている場合は略語を用いることができる。	Station=Sta.				
				Street=St.				
				Avenue=Ave.				
9 ヘボン式のローマ字	2 日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。		2 日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。	South=S	2 ローマ字表記についてはヘボン式ローマ字つづりを使用する。			
10 表記が長いときのハイフン使用								

ガイドライン等発行年月	⑧ 平成21年7月（平成21年度）		⑨ 平成22年3月（平成21年度）		⑩ 平成22年4月12日（平成22年度）		⑪ 平成22年4月12日（平成22年度）	
ガイドライン等名称	観光案内サイン 整備ガイドライン		外国人観光客受け入れ体制整備のための案内表示等の 多言語化調査 観光活性化標識ガイドライン（国土交通省と同じ内容）		観光活性化標識ガイドライン （国土交通省と同じ内容）		公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン ～外国人がひとり歩きできる公共交通の実現に向けて～（国土交通省と同じ内容）	
ガイドライン等発行者	奈良県		国土交通省 中国運輸局		観光庁 観光地域振興課		観光庁 観光地域振興課	
区分	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例	表記の基準	表記の例
1 固有名詞、普通名詞、ともにローマ字	2 普通名詞が固有名詞の一部であるとみなされ、発音しても（音で読んでも）通じない場合、右記の様に表記する。 ただし、「Mt.Fuji」の様に別の表記が（国際的に）定着している場合は、この限りではない。 3 固有名詞のみ（文化財等）のローマ字表記には、意味が伝わる英語を補足する。	Mt.○○yama ○○gawa River ○○oen Park ○○obashi Br. Ichino-torii Gate	2 固有名詞のみによる英語表記にはローマ字つづりの後に～River、Lake～などの意味が伝わる英語を補足する。 ただし、Mt.Fujiのように上記のような表記方法でない方法が（国際的に）定着しているものについてはこの限りでない。	淀川=Yodogawa River 芦ノ湖=Lake Ashinoko 立山=Mt. Tateyama 京橋川=Kyoubashi-gawa River 稲荷大橋=Inari-ohashi Bridge 広島城=Hiroshimajo Castle	2 固有名詞のみによる英語表記にはローマ字つづりの後に～River、Lake～などの意味が伝わる英語を補足する。 ただし、Mt.Fujiのように上記のような表記方法でない方法についてはこの限りでない。	淀川=Yodogawa River 芦ノ湖=Lake Ashinoko 立山=Mt. Tateyama	3 固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや～River 等意味が伝わる英語を補足する。 固有名詞のみによる英語表記の場合は、ローマ字つづりのみではその意味や機能が外国人には理解できないので、意味が伝わる英語を補足する。 例えば、商業施設の固有名詞だけを表示している場合には、○○Shopping Mall 等の英語を補足するとわかりやすい。	(意味が伝わる英語を補足した例) 荒川→Arakawa River 金閣寺→Kinkakuji Temple 芦ノ湖→Lake Ashinoko (商業施設への誘導指示の例) はまちか→Hamachika Hamachika Shopping Mall と表記するとさらに望ましい。
2 慣習化された普通名詞の英訳	1 固有名詞はローマ字、普通名詞は英語で表記する。	奈良公園 Nara Park	1 固有名詞はローマ字で、普通名詞部分は英語に直して表記する。	日比谷公園=Hibiya Park	1 固有名詞はローマ字で、普通名詞部分は英語に直して表記する。	日比谷公園=Hibiya Park	1 英語を併記する際には、固有名詞はローマ字で、普通名詞は英語で表記する。	
3 対応する英単語がない場合							4 英語に訳すことができない固有名詞はヘボン式ローマ字つづりで表記する。	
4 地名			4 町名は切り離さずにひと続きに表記する。 「〇丁目」はアラビア数字の表記のみとする。	霞が関二丁目=Kasumigaseki 2	4 町名は切り離さずにひと続きに表記する。 「〇丁目」はアラビア数字の表記のみとする。	霞が関二丁目=Kasumigaseki 2		
5 普通名詞部分が外来語								
6 該当施設が一に特定される場合、固有名詞省略			6 施設名は地域において統一した英語表記を使用する。		6 施設名は地域において統一した英語表記を使用する。			
7 英訳名称が定められている施設	5 施設名は地域において統一した英語表記を使用する。	春日大社 Kasuga-taisya Grand Shrine						
8 慣用化されている略語	4 略語が慣用化されている場合は、略語を用いることができる。	Station=Sta. University=Univ.	5 略語が慣用化されている場合は略語を用いることができる。	Station=Sta.	5 略語が慣用化されている場合は略語を用いることができる。	Station=Sta.		
9 ヘボン式のローマ字			2 日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。		2 日本語のローマ字表記についてはヘボン式を用いる。		2 ローマ字表記についてはヘボン式ローマ字つづりを使用する。	
10 表記が長いときのハイフン使用	長文の場合、2段書き、あるいはハイフンでつなぐなど工夫を加えることが望ましい。	やすらぎの町 Yasuragi-no-michi						

②案内（パンフレット、ガイドブック、案内板）の英語表記（文法）

1 一般論

- ①**固有名詞** 人名または地名、ひとつ（固有）しか存在しないもの
長野 太郎、緑町



ローマ字（ヘボン式）で表記します。

- ②**普通名詞** いくつも存在するもの（本、鉛筆、消しゴムなど）



英語で表記します。

2 案内の英語表記（文法）

- ①英語表記の目的は、第一義的には外国人に日本語の表記内容を理解してもらうことですが、日本人が外国人を案内する必要もあり、日本人にも理解できなければなりません。
- ②案内の英語表記は、普通の翻訳英語（直訳英語）とは違います。日本人の案内を受けながら、外国人がいかに安心して移動できるかを考えます。
- ③外国人が行きたい場所に迷った場合、パンフレット、ガイドブック、案内板にある英語を発音して、日本人に尋ねることを想定します。
- ④初めて日本に来た外国人を対象に考えます。
- ⑤案内（パンフレット、ガイドブック、案内板）には、通常、町名などの地名（固有名詞）は表示されません。外国人は案内をみて、移動します。したがって、案内に記載される施設等を、移動をするための手がかりとして、固有名詞化して表記する必要があります。
- ⑥このとき、条件として、次のことを満足することが重要です。

○尋ねられた日本人・・・外国人がどこに行きたいといっているのか十分わかること（ほとんどの日本人がわかること）

○尋ねた外国人・・・自分がどこ（どのような地理、用途、機能、種類）に行きたいのか理解していること

- ⑦「案内」のための英語とは、外国人が困ったときに助けとなる英語表記（地元の日本人が理解して、道案内をすることができる簡単な英語表記）をいい、外国人が理解しやすい英語表記（翻訳英語、直訳英語）または外国人に主に施設の用途を知らせるもの（説明文）とは異なります。

3 具体例

(1) 地理 (山、川、谷、池、湖、盆地、高原、峠、温泉など)

浅間山は、

浅間・・・固有名詞 → A s a m a

山・・・普通名詞 → M t .

であるので、「1 一般論」から、「M t . A s a m a」となるはずですが。

しかし、次の理由により、「**M t . A s a m a y a m a**」になります。

- ①浅間山が長い間、場所も移動しないし、名前も変わりません。
- ②浅間山そのものが、案内 (道路標識、パンフレット、ガイドブック、案内板) に記載され、地名と同様に移動の目標物として取り扱われますので、「浅間山」全体が固有名詞です。
- ③M t . A s a m a では、「マウント」という英語が日本人にはわかりづらい単語です。これを聞いた時、ほとんどの日本人がわかるのは、「あさま」という単語だけです。
- ④仮に、外国人が「マウント あさま」といった場合 (行きたいといわれた場合)、「あさま」には、「新幹線 あさま」、「浅間温泉」、「広域農道浅間サンライン」や、例えば、地元の「食堂」、「旅館」、「ホテル」、「会社」など「あさま」と付く施設が想定されるなど、「マウント」がわからない日本人には、どの「あさま」なのかわからないことが推測されます。

そこで、次のように表記します。

<u>M t .</u>	<u>A s a m a y a m a</u>
↓	↓
発音している外国人が 自分が「山」のことを 言っていることがわかる	発音を聞いたほとんどの日本人 が「あさまやま」のことであると、 はつきりわかる

- ⑤「山」という単語が2度使用され、「山」の日本語の意味がわかる外国人にとっては、違和感があるかもしれません。しかし、外国人が日本人に行き先を尋ねることを前提に英訳することを基本に考えます。

参考：(3)、または(7)のように、日本人は「山」や「川」を、日常的に (新聞やテレビ等で)、「マウンテン」や「リバー」と書かないこと (カタカナ英語になっていないこと) も理由としてあげられます。

(2) 長野大通り、長野大橋などの人工物（人が作った物）

「(1) 地理」と同様に人工物も次のことが考えられます。

- ①長野大通り、長野大橋は、長い間、場所も移動しないし、名前も変わりません。
- ②長野大通り、長野大橋そのものが、案内（道路標識、パンフレット、ガイドブック、案内板）に記載され、地名と同様に移動の目標物として取り扱われますので、「長野大通り」、「長野大橋」の単語全体を固有名詞としてとらえ、ローマ字で表記します。
- ③発音している外国人が、機能、種類が明確にわかるように、英語表記を加え、次のように表記します。

長野大通り → N a g a n o - o d o r i A v e .

長野大橋 → N a g a n o - o h a s h i B r i d g e

(3) ダム、トンネルなどの人工物（人が作った物）

「(2)」とは異なる考え方が次の人工物の単語です。

黒部ダム、日本坂トンネル

ダム、トンネルといった単語を、日本人が日常的にカタカナで書き、ほとんどの日本人が英語のまま、言葉の意味も理解して（新聞、テレビ等で日常的に使用されている英語＝カタカナ英語）、日本人と外国人の両方が理解できるため、カタカナ部分（普通名詞部分）を英語にして、次のように表記します。

黒部ダム → K u r o b e D a m

日本坂トンネル → N i h o n z a k a T u n n e l

(4) 特定の地域

丹霞郷、あんずの里、秋山郷、上高地、美ヶ原、霧ヶ峰

特定地域の名称で、具体的な位置を示す地名ではありませんが、地名と同様に固有名詞ととらえ、ローマ字表記とします。

外国人にその地域の特性、機能、種類等を知らせる必要があるときはカッコ書き（ ）で、翻訳英語で説明を加えます。

(5) 日本にしかない施設、文化財など

単語の最後に、**城、寺、神社、稻荷社、庵、園（兼六園、懐古園など。公園ではない）、観音、里、宿、鳥居、院、門、五重塔**などがつくものは、次の理由を考慮し、表記します。

- ①長い間、場所も移動しないし、名前も変わりません。
- ②これらの単語は、日本の歴史と文化を象徴するものです。そこで、日本語全体をローマ字で記載し、日本の歴史と文化を、「言葉」として外国人の旅の思い出にさせていただくことを期待します。
- ③これらの単語そのものが、案内（パンフレット、ガイドブック、案内板）に記載され、地名と同様に、移動の目標物として取り扱れるので、これらの単語全体を固有名詞としてとらえ、全体をローマ字で表記します。
- ④発音している外国人が、機能、種類を明確にわかるように、英語表記を加え、次のように表記します。

Z e n k o j i T e m p l e

M a t s u m o t o j o C a s t l e

- ⑤なお、そのまま、ローマ字表記のままとし、カッコ書き（ ）で、翻訳英語で説明を加える方法もあります。

石畳（いしだたみ）

善光寺の石畳 ⇒ I s h i d a t a m i (s t o n e)

道路の舗装の石畳 ⇒ S t o n e P a v e m e n t

(6) 日本にしかない文化スタイル、生活様式

物産館、民芸館、民宿、旅館、宿（やど）

基本的に、日本特有の様式なので、使用方法を翻訳すると長文の英語を要するため、ローマ字表記のままとし、機能、種類が明確にわかるように、カッコ書き（ ）で、翻訳英語で簡潔な説明を加えます。

(7) 直訳できる英語

ほとんどの日本人に理解できると考えられる英語（新聞、テレビ等で日常的に使用されている英語＝カタカナ英語）である場合は、翻訳英語で表記します。

例：駅（ステーション）、公園（パーク）、市（シティ）、病院（ホスピタル）、警察（ポリス）、駐車場（パーキング）、線（ライン）など

このほか、**センター、コーナー、ショップ、ロード、シアター、ポスト、ファイアー、スクール**なども考えられます。

ただし、日本人のほとんどが理解できる英語でも、地元への定着度が高い単語は、英語に訳さないで、ローマ字で表記します。

中央 ⇒ Chuo Central としない

文化 ⇒ Bunka Culture としない

(8) 公共施設

公民館、市民会館、交番など、不特定多数の日本人が利用する公共的な施設は、利用頻度などから、その名称に対する日本人の普及度及び愛着が強いため、翻訳せずに、ローマ字で表記します。

ただし、交番に関しては、ポリスという英語がほとんどの日本人に理解されているため、「Police Box」としても構いません。

(9) 日本語表記が長い施設

勤労者女性会館しなのき、(勤労者福祉センター)、住宅供給公社、少年科学センター、長野市公文書館、ふれあい福祉センター、長野市生涯学習センターなど

上記施設は、英語で直訳すると、難しい長い英語となってしまう、外国人が発音した場合、日本人がまったく理解できないことが想定されます。

したがって、日本人がわかるように、全体をローマ字表記として(「センター」等は、上の(7)によりカタナカ英語なので、英語にしても良いこととします。)、外国人にその機能、種類等を知らせる必要があるときはカッコ書き()で、翻訳英語で説明を加えます。

長野市公文書館

Naganoshi Kobunshokan(Public Records Office)

(10) 企業名称

企業名称は、商業法人登記等の関係から、企業で公表している英語表記とします。具体的には、各企業のホームページの末尾の著作権等の記載を参考とします。

信濃毎日新聞社 → Shinano Mainichi Shimbun

(11) 店舗、飲食店など

ばていお大門、もんぜんぷら座、Toigo など

日本人がわかるように、全体をローマ字表記として（「センター」等は、上の（7）によりカタカナ英語なので、英語にしても良いこととします。）、外国人にその機能、種類等を知らせる必要があるときはカッコ書き（ ）で、翻訳英語で説明を加えます。

(12) ネーミングライツまたは愛称

ネーミングライツまたは愛称は、英語表記上は、同等の扱いとします。

ネーミングライツまたは愛称を、ローマ字表記・英語表記するとともに、その次に、カッコ書き（ ）で、本来の名称をローマ字表記・英語表記します。

ネーミングライツ

ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）

→ Hokuto Culture Hall (Naganoken Kenmin Bunkakaikan Hall)

愛称

ビックハット（長野市若里多目的スポーツアリーナ）

→ BIG HAT (Naganoshi Wakasato Tamokuteki Sports Arena)

(13) 国の施設

東京入国管理局長野出張所／入国管理局、地方合同庁舎、長野地方気象台、長野税務署、裁判所など

国が、翻訳英語（直訳英語）での表記を原則としているため、その表記によることとします。

東京入国管理局長野出張所／入国管理局

→ Nagano Branch Office Tokyo Regional Immigration Bureau
/ IMMIGRATION BUREAU

2. 単語集

①案内標識の掲載頻度が高いと考えられる名称（多言語）

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）	
			漢字	ふりがな（ルビ）								
1	地勢等	地勢 （山地）	1	アルプス	あるぶす	-	Alps	阿爾卑斯	阿尔卑斯	알프스	Alpes	北アルプス
2			2	峡、峡谷	きょう、きょうこく	-	Gorge Valleyより深くて狭く、両側が絶壁	峡	峡	골짜기	Desfiladeiro 幅が狭くて、両岸が険しいがけになっている谷 Cânion 大規模なもの	久米路峡
3			3	溪谷	けいこく	-	Ravine Valleyより深くて狭く、両側が絶壁 Valley 両側を山に囲まれた平地で、川がある場合が多い Canyon Valleyより大きく、特に深く大きい	溪穀	溪谷	계곡	Vale	奥裾花溪谷
4			4	高原	こうげん	-	Heights 高地、高台 Highland 山岳地帯	高原	高原	고원	Planalto	志賀高原 妙高高原
5			5	山地	さんち	-	Mountainous District	山地	山地	산지	Região Montanhosa	
6			6	山脈	さんみゃく	-	Mountains 山脈 Mountain Range 山脈、連山	山脈	山脉	산맥	Cordilheira	飛騨山脈
7			7	滝	たき	-	Waterfall 一般的な言い方 Falls 地名などと共に使われることが多い	瀑布	瀑布	폭포	Cascata 小さい滝、段になっている Cachoeira 中位の滝 Catarata 広い面積	雷滝
8			8	岳	だけ	-	Mt. （接頭語）	嶽	岳	산맥	Monte	ハヶ岳
9			9	谷	たに	-	Valley 川沿いの盆地 Gorge、Ravine 峡谷	山谷	山谷	계곡	Vale	
10			10	峠	とうげ	-	Pass 山道、峠 Ridge 山の背、尾根、分水嶺	山巔	山巔	고개	Garganta	鳥居峠
11			11	林	はやし	-	Grove 小さい木立 Woods 森、林（Forestより小さい） Forest 森	林	林	숲	Arvoredo 小さい木立 Bosque 大体町に近い林 Mata 林 Floresta 森	戸隠・大峰自然休養林
12			12	峰	みね	-	Peak 山の峰 the Top 頂上	峰	峰	봉우리	Topo (Pico, Cume) da montanha	
13			13	山	やま	-	Mt.	山	山	산맥	Monte Montanhaより小さい Montanha	浅間山 Mt. Fuji（富士山は例外）
14			14	連峰	れんぼう	-	Mountain Range	山巒	山峦	연봉	Cordilheira, Cadeia de Montanhas	戸隠連峰
15		地勢 （平地・盆地）	1	温泉	おんせん		Spa 場所を指す Hot Spring 温泉そのものを指す	溫泉	温泉	온천	Termas	浅間温泉
16			2	温泉郷	おんせんきょう	-	Spa 場所を指す Hot Spring Village / Area 温泉郷 Hot Spring Resort 温泉のある保養地	溫泉郷	温泉乡	온천골	Estância Termal	穂高温泉郷 大町温泉郷
17			3	鉱泉	こうせん	-	Mineral Spring	礦泉	矿泉	광천	Fonte de Água Mineral	黒姫鉱泉
18			4	島	しま	-	Island	島	岛	섬	Ilha	
19			5	半島	はんとう	-	Peninsula	半島	半岛	반도	Península	
20			6	盆地	ぼんち	-	Basin	盆地	盆地	분지	Bacia	
21			7	岬	みさき	-	Cape （接頭語）	岬	岬	곶	Cabo	
22		地勢 （川・池・湖沼）	1	池	いけ	-	Pond Lakeより小さい	池	池	연못	Lagoa	大沼池
23			2	海	うみ	-	Sea Oceanより小さい Ocean 大洋	海	海	바다	Mar Oceanoより小さい Oceano	
24			3	海峡	かいきょう	-	Strait Channel Straitよりも広いもの	海峡	海峡	해협	Estreito Canal Estreitoよりも広いもの	
25			4	潟	かた	-	Lagoon	浅灘	浅滩	갯벌	Laguna	
26			5	川	かわ	-	River 省略形 Riv.	河	河	강	Rio	千曲川 犀川
27			6	沢	さわ	-	Swamp 沢、沼沢、沼沢地、低湿地 Marsh 沢、沼沢、沼沢地、湿地 Creek 沢、小川、小河川、水路 brook 小川、小河川、せせらぎ、細流	沼澤	沼泽	습지	Pântano 低湿地 Charco 低湿地 Baixada 山間の谷川	
28			7	水路	すいろ	-	Waterway 水路、水が流れる溝、みお筋、水通し Watercourse 水路、水流、流路、水はけ道 Water Route みお筋、平時に流水のある道 節、流路（人工的）	水路	水路	수로	Curso de Água	
29			8	堰	せき	-	Weir 川の堰（灌漑用に川をせき止めて作ったもの）、堰堤、えん堤 Low Dam 貯水用の低いダム	堰	堰	둑	Barragem 貯水用の低いダム Dique 流水を止めるため	下堰
30			9	滝	たき	-	Waterfall 一般的な言い方 Falls 地名などと共に使われることが多い	瀑布	瀑布	폭포	Cascata 小さい滝、段になっている Cachoeira 中位の滝 Catarata 広い面積	雷滝
31			10	灘	なだ	-	Open Sea	灘	滩	여울	Alto mar	

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
				漢字	ふりがな（ルビ）							
32	地勢等	地勢 （川・池・湖沼）	11	沼	ぬま	－	Marsh 木がなく草が生え、定期的に冠水する沼地、低湿地(帯)、沼沢地(帯)、湿原Swamp 森林に覆われてる沼沢地、低湿地 日本語で「沼」と表されるものの中にはLake、Pondと訳すべきものが多い。	沼澤	沼	못	Pântano 湿原	四十八池湿原
33			12	湖	みずうみ	－	Lake （接頭語）	湖	湖	호수	Lagoa	野尻湖
34			13	湾	わん	－	Bay 小さい湾（東京湾） Gulf 大きな湾	灣	湾	만	Baía 小さい湾 Golfe 大きな湾	
35		人工物	1	自然歩道	しぜんほどう	－	Nature Trail	小徑	小径	자연보도	Trilha Campestre	中部北陸自然歩道
36			2	水門	すいもん	－	Sluice Gate 流量調節 Flood Gate 大量の水を調節	水閘	水闸	수문	Comporta	
37			3	ダム	だむ	－	Dam	水庫	水库	댐	Represa	黒部ダム
38			4	トンネル	とんねる	－	Tunnel	隧道	隧道	터널	Túnel	奈川渡隧道
39			5	堀	ほり	－	Moat	堀	堀	굴	Fosso	
40			6	用水	ようすい	－	Artificial ditch, irrigation water	用水	用水	용수	Açúde 用水池 Reservatório 水をためるための場所 Canal 農業用用水	北八幡川用水
41	地名等	自治体	1	県	けん	－	Prefecture 省略形 Pref.	縣	县	도	Província	長野県
42			2	市	し	－	City	市	市	시	Cidade	長野市
43			3	町	まち	－	Town	鎮	镇	읍	Pequena cidade	飯綱町
44			4	村	むら	－	Village	村	村	면	Vila	白馬村
45		地名	1	長野市松代町	ながのしまつしろまち	－	Naganoshi Matsushiromachi	長野市松代鎮	长野市松代镇	나가노시 마츠시로마치	Naganoshi Matsushiromachi	
46			2	長野市若里六丁目6番地1	ながのしわかさと6ちょうめ6ばんち 1	－	Naganoshi Wakasato 3-chome 6 banchi 1	長野市若里六丁目6番地1	长野市若里六丁目6番地1	나가노시와카사토6초메6번지1호	Naganoshi Wakasato 6 chome 6 banchi 1	
47			3	門前町	もんぜんちょう	－	Temple Town 日本の門前町	寺院街	寺院街	몬젠쵸	Monzencho (cidade construída junto a um templo)	
48	道路等	道路	1	至	いたる	－	To 到着地点を説明する場合	至	至	도착점	sentido	至 千曲市
49			2	街道	かいどう	－	Highway 都市間の幹線道路（米国） Highroad 都市間の幹線道路（英国） Main Road 幹線道路 Road 道、道路	街道	街道	간선도로	Estrada 道路 Avenida 大通り	北国街道 北信濃ロマン街道
50			3	県道	けんどう		Prefectural Road	縣級公路	省级公路	현도	Estrada Provincial	
51			4	高速道路	こうそくどうろ	－	Expressway	高速公路	高速公路	고속도로	Via Expressa	
52			5	国道	こくどう		Route 地図、案内板等で使用 National Road / Highway 文章中で	國道	国道	국도	Rota 地図、案内板等で使用 Estrada Nacional 国道	国道18号
53			6	自転車道	じてんしゃどう		Cycle Path Cycling Road 広い道をいう Bicycle Track 自転車道	腳踏車刀	自行车道	자전거전용도로	Ciclovia 車道と分離されている Ciclofaixa 道路の部分で、違う色で塗ってあるだけ	
54			7	市道	しどう	－	City Road	市道路	市道路	시도	Estrada Municipal	
55			8	自動車道	じどうしゃどう	－	Expressway	自動車道	汽车道	자동차전용도로	Via Expressa	長野自動車道
56			9	車道	しゃどう	－	Roadway 乗物が通過する道路（特に道路のその部分）	車道	车道	차도	Pista para Veículos	
57			10	主要地方道	しゅようちほうどう	－	Principal Local Road	主要地方道路	主要地方道路	주요지방도	Estrada Regional Principal	
58			11	スカイライン	すかいらいん	－	Scenic DriveScenic Mountain Road 山の遊覧コース	風景専用線	风景专用道路	스카이라인	Estrada Panorâmica	
59			12	側道	そくどう	－	Side Road わき道、主要道から分かれた細い道、横道、裏通り Side Street 横道 Frontage Road （主に米国）（高速道路と平行に走る）側道、支線道路、副道	側道	側道	샛길	Rua lateral	
60			13	地下道	ちかどう	－	UnderPass（米国） / Subway（英国）	地下通道	地下通道	지하도로	Passagem Subterrânea	東西連絡地下道
61			14	通り	とおり	－	Street 歩道、車道があり、両側に家並みのある道路。 Avenue 木の植えてある比較的広い市中の道路。大通り。	路	路	거리	Rua 通り Avenida 大通り	昭和通り 長野大通り
62			15	方面	ほうめん	－	For 方向を説明する場合	方面	方面	방면	Direção	
63			16	歩道	ほどう	 	Sidewalk（米国） / Pavement（英国）	人行道	人行道	보도	Calçada	
64			17	道	みち	－	Street 歩道、車道があり、両側に家並みのある道路。 Avenue 木の植えてある比較的広い市中の道路。大通り。	道路	道路	길	Rua 通り Avenida 大通り	
65			18	有料道路	ゆうりょうどうろ	－	Toll Road	收費公路	收费公路	유료도로	Estrada com Pedágio	白馬長野有料道路
66			19	林道	りんどう	－	Forest Road 林道 Woodland Path 林間の小道、林道 Path through a Forest 林道	樹林路	树林路	산길	Caminho Florestal 林道 Picada 林間の小道	

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
			漢字	ふりがな（ルビ）							
67	道路等	橋	1 大橋	おおはし	－	Bridge	大橋	大桥	대교	Ponte	長野大橋
68			2 橋	はし	－	Bridge	橋	桥	다리	Ponte	あやとり橋
69		その他 （回遊等）	1 小径・小路	こみち	－	Lane （生垣、家などにはさまれた）小道、路地、細道 Path （人に踏まれてできた）小道、細道	小徑・小路	小径・小路	좁은길	Vieia 小路 Rua estreita 細道	
70			2 サイクリングロード	さいくりんぐろーど	－	Cycle Path Cycling Road 広い道をいう Bicycle Track 自転車道	腳踏車専用道	自行车专用道	자전거길	Ciclovia 車道と分離されている Ciclofaixa 道路の部分で、違う色で塗ってあるだけ	
71			3 坂道	さかみち	－	Hill Road 坂道 Slope 坂	斜坡	斜坡	언덕길	Ladeira	
72			4 散策コース 散策路	さんさくこーす	－	Walking Trail ウォーキング道 Promenade 散歩場、遊歩場、海浜遊歩道	散歩路線	散步路线	산책코스	Trilha para Caminhada	
73			5 自然探勝路	しぜんたんしょうろ		Sightseeing Nature Road	通往勝地之路	通往胜地之路	자연탐험로	Trilha Campestre Turística	
74			6 ジョギングコース	じょぎんぐこーす	－	Jogging Course	跑步路線	跑步路线	조깅코스	Percurso de Jogging ou Cooper	
75			7 近道	ちかみち	－	Short Cut	近路	近路	가까운길	Atalho	
76			8 登山道	とざんどう		Mountain Trail	登山道	登山道	등산로	Trilha montanhosa	
77			9 トレッキングコース	とれっきんぐこーす	－	Treking Course	登山路線	登山路线	트래킹코스	Trilha de Trekking	
78			10 並木	なみき	－	Tree-lined 並木 Roadside Tree 街路樹	林蔭道	林荫道	가로수	Renque 並木	
79			11 横丁	よこちょう	－	Alley （建物の間にある）路地、小路 Side street 横道	旁道	旁道	골목	Ruela	
80			12 バスレーン	ばすれーん	－	Bus Lane	巴士專用線	公共汽车专用线	버스전용차로	Faixa de ônibus	
81			13 バス路線	ばすろせん	－	Bus Route	巴士路線	公共汽车路线	버스노선	Rota do ônibus	
82			14 遊歩道	ゆうぽどう	－	Promenade 散歩場、遊歩場、海浜遊歩道 Nature Trail （自然観察のための）自然遊歩道	歩行道	歩行道	산책길	Passeio Público 散歩場 Trilha Natural 自然遊歩道	
83	交通機関	空港	1 空港	くうこう	 航空機 / 空港 Aircraft / Airport	Airport	機場	机场	공항	Aeroporto	信州まつもと空港
84			2 ヘリポート	ヘリポート	 ヘリコプター / ヘリポート Helicopter / Heliport	Heliport	直升機機場	直升机机场	헬기장	Heliporto	
85		鉄道	1 駅	えき	 鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station	Station	火車站	火车站	역	Estação	長野駅
86			2 ケーブル鉄道	けーぶるてつどう	 ケーブル鉄道 Cable railway	Cable railway	空中索道	空中索道	케이블 철도	Funicular	
87			3 新幹線	しんかんせん	－	Shinkansen (Line)	新幹線	新干线	신칸센	Shinkansen (trem-bala)	長野新幹線
88			4 線（在来線）	せん	 鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station	Line	鐵道	铁道	전철	Linha	J R 中央線
89			5 地下鉄	ちかてつ	 鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station	Underground railway 地下鉄道、地下鉄 Subway （米国） Underground （英国）	地鐵	地铁	지하철	Metrô	
90			6 地方鉄道	ちほうてつどう	 鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station	Local Railway Local Railroad （主に米国）	地方鐵道	地方铁道	지방철도	Ferrovía Regional	
91			7 踏切	ふみきり	 (20・40) 踏切あり	Railroad Crossing	鐵路道口	铁路道口	건널목	Passagem de nível	
92			8 モノレール	ものれーる	－	Monorail	單軌鐵路	单轨铁路	모노레일	Monotrilho	
93			9 ロープウェイ	ろーぷうえい	 ロープウェイ Cable car	Ropeway	空中纜車	空中缆车	케이블 카	Teleférico	
94		水運	1 船着場	ふなつきば	 船舶 / フォリー・ドック Ship / Foire / Port	Wharf 波止場、岸壁・埠頭 Dock harbor 船着港	泊船處	泊船处	선착장	Cais 波止場 Desembarcadouro 荷揚げ場	

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
			漢字	ふりがな（ルビ）							
95	交通機関	水運	2	港		Port 商船などの出入りする商港 Harbor 自然の地形によって波風を避けるに適した港、船を停泊する港だけを意味する。	港	港	항구	Porto	
96			3	遊覧船		Pleasure Boat	遊覧船	游览船	유람선	Barco de Excursão	
97		その他	1	一般車乗降場	－	General Car Loading and Unloading Area	普通車輛進出地	普通车辆进出地	일반자동차승강장	Local de Embarque e Desembarque para Veículos Comuns	
98			2	インターチェンジ	－	Interchange	高速公路交叉口	高速公路交叉口	인터체인지	Trevo rodoviário	長野インターチェンジ
99			3	横断歩道		Pedestrian Crossing Crosswalk（米国） Zebra Crossing（英国）	人行道	人行道	횡단보도	Faixa de Pedestres	
100			4	改札口	－	Ticket Gate	檢票口	检票口	개찰구	Entrada e entrega do bilhete	
101			5	交差点	－	Crossing（道路の）交差点、十字路、横断歩道 Crossroads 十字路（四つ角） Intersection 交差点	十字路口	十字路口	교차로	Cruzamento	スクランブル交差点
102			6	サービスエリア	－	Service Area	高速公路服務區	高速公路服务区	휴게소	Service Area（Parada para descanso）	姨捨サービスエリア
103			7	スマートＩＣ	－	Smart Interchange Direct Local Road Access / Highway Access（ETC only）	ETC専用口	ETC专用口	하이패스	Acesso à Via Expressa（apenas pelo sistema ETC）	小布施スマートＩＣ
104			8	タクシー乗場		Taxi Stand	出租車搭乘處	出租汽车搭乘处	택시승차장	Ponto de Táxi	
105			9	地下駐車場	－	Underground Parking Area	地下停車場	地下停车场	지하주차장	Estacionamento Subterrâneo	長野駅前東口地下駐車場
106			10	駐車場		Parking Area 駐車場 Parking Lot 駐車場（米国） Car Park 駐車場（英国） Parkingは、車を駐車できるスペース	停車場	停车场	주차장	Estacionamento	
107			11	駐輪場	－	Bicycle Parking Lot 駐輪場 Bicycle Parking Area 自転車置場	腳踏車存放處	自行车存放处	자전거 보관소	Estacionamento de bicicletas	
108			12	通路	－	Passage 通路、抜け道、建物の中 Path（人に踏まれてできた）小道、細道	通道	通道	통로	Passagem	東西自由通路
109			13	パーキングエリア	－	Parking Area	公路休息處	公路休憩处	간이휴게소	Estacionamento	松代パーキングエリア
110			14	バスターミナル		Bus Terminal	汽車站	汽车站	버스터미널	Terminal Rodoviário	
111			15	バス停、バス乗場		Bus Stop	巴士站・乗車處	公共汽车站・乘车处	버스승차장	Ponto de Ônibus	
112			16	歩行者専用デッキ	－	Pedestrian Deck	行人専用甲板	行人专用甲板	보행자전통도로	Passarela de Pedestres	
113			17	歩道橋	－	Pedestrian Overpass	人行橋	人行桥	육교	Ponte de Pedestres	
114			18	町の駅	－	Machi-no-Eki（Local Produce and Products Store）	城鎮休憩站	城镇休憩站	마을의 역	Machi-no-Eki（Local de venda de produtos locais）	
115			19	道の駅		Michi-no-Eki（Rest Area）	汽車休息處	停车休息处	간이휴게소	Michi-no-Eki（Parada de descanso na estrada）	
116			20	立体駐車場	－	Parking Structure	立體停車站	立体停车场	입체주차장	Estacionamento Vertical	長野駅前立体駐車場
117			21	レンタカー		Rental Car	租車	租车	렌터카	Aluguel de carro	
118	安全・安心		1	移動等円滑化園路	－	Garden Road for Smooth Transportation, etc. / Textured Paving Path	移動方便圓盤路	移动方便圆盘路	돌아가는길	Caminho pavimentado em parques	バリアフリー園路
119			2	A E D		AED（Automated External Defibrillator）	AED（自動體外電擊去顫器）	AED（自动体外除颤器）	응급심장맞사지기	AED(Desfibrilador Externo Automático-DEA)	
120			3	オストメイト		Ostomate	人造器官持有者	人造器官持有者	인공배설기사용자	Ostomizado	
121			4	音声案内	－	Audio Guidance	聲音嚮導	声音向导	음성안내	Informação por via auditiva	
122			5	車いす		Wheelchair	輪椅	轮椅	휠체어	Cadeira de Rodas	
123			6	傾斜路		Ramp 傾斜路、斜道、（立体交差路などの）ランプ Slope Way 傾斜路、坂道	傾斜路	倾斜路	경사로	Rampa 傾斜路 Ladeira 坂道	

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
			漢字	ふりがな（ルビ）							
124	安全・安心		7 広域避難場所	こういきひなんじょ		Safety Evacuation Area 広域避難所 Evacuation Area 避難場所	廣域避難場所	广域避難場所	광역피난소	Local de Refúgio Amplo 広域避難所 Local de Refúgio 避難場所	
125			8 勾配	こうばい	—	Slope 水平線に対する勾配、傾斜 Grade（米国） / Gradient（英国） 道路・鉄道などの数字で表せる傾斜度	傾斜度	傾斜度	경사	Inclinação	
126			9 消火器	しょうかき		Fire Extinguisher	滅火器	灭火器	소화기	Extintor de Incêndio	
127			10 消火栓	しょうかせん	—	Fire Hydrant	消火栓	消火栓	소화전	Hidrante	
128			11 段差	だんさ		Difference in level	臺階	台阶	턱	Desnível	
129			12 手すり	てすり	—	Handrail	扶手	扶手	난간	Corrimão	
130			13 点字案内	てんじあんない	—	Braille Guidance	盲文嚮導	盲文向导	점자안내	Guia em linguagem Braille	
131			14 トイレ	といれ		Toilet トイレ、化粧室、 男女両方を示す場合は Toilets（複数形）	洗手間	洗手间	화장실	Banheiro 男女両方を示す場合は Banheiros	公衆トイレ
132			15 ノンステップバス	のんすてっぷばす	—	Non-step Bus	超低底盤巴士	超低底盘公共汽车	저상버스	Ônibus de piso baixo	
133			16 非常電話	ひじょうでんわ		Emergency telephone	緊急電話	紧急电话	비상전화	Telefone de emergência	
134			17 避難口 非常口	ひなんぐち ひじょうぐち		Emergency exit	避難口 緊急出口	避难口 紧急出口	비상구	Saída de Emergência	
135			18 避難路 避難経路	ひなんろ ひなんけいろ	—	Evacuation Route	避難路 避難歷經	避难到 避难路径	대피로	Rota de Fuga e Evacuação	
136			19 歩行器	ほこうき	—	Walker	助行器	助行器	보행보조기	Andador	
137			20 補助犬	ほじょけん		Assistance Dog / Guide Dog	導盲犬・醫療犬	导盲犬・医疗犬	맹도견	Cão-guia 盲人のため Cão-ouvinte 耳が不自由な人のため	
138			21 誘導用ブロック	ゆうどうようぶろっく	—	Textured paving blocks	盲人道	盲人道	유도용블럭	Piso podotátil para deficientes visuais	
139	公共施設等	行政施設	1 運転免許試験場（センター）	うんてんめんきょしけんじょう（せんたー）	—	Driver's License（Testing）Center	駕駛證考試場（中心）	驾驶证考试场（中心）	운전면허시험장	Centro de Exame para Aquisição de Carteira de Habilitação	
140			2 气象台	きしょうだい	—	Weather Station 日常的な一般語 Meteorological Observatory 正式な呼び	氣象局	气象局	기상청	Observatório Meteorológico	
141			3 警察署	けいさつしょ		Police Station	警察署	公安局	경찰서	Delegacia de Polícia	長野中央警察署
142			4 刑務所	けいむしょ	—	Prison	監獄	监狱	형무소	Penitenciária	長野刑務所
143			5 県庁	けんちょう	—	Prefectural Office	縣政府辦公廳	县政府办公厅	도청	Sede do Governo da Província	長野県庁
144			6 合同庁舎	ごうどうちようしゃ	—	Godochosha（ローマ字） Government Office Complex / Common Building for Government Offices	合同廳舎	合同厅舍	합동청사	Godochosha（Prédio Governamental）	
145			7 交番	こうばん	—	Koban（ローマ字）Police Box	警察辦事處	交警岗楼	파출소	Posto Policial	長野駅前交番
146			8 裁判所	さいばんじょ	—	Courthouse	法院	法院	법원	Tribunal Foro	長野地方裁判所
147			9 市役所	しやくしょ	—	City Office（道路標識の表記） City Hall（主に米国）	市政府	市政府	시청	Prefeitura	長野市役所
148			10 市役所支所	しやくしよししょ	—	City Branch Office	市政府辦事處	市政府办事处	시청별관	Sub-prefeitura	長野市役所 中条支所
149			11 消防署	しょうぼうしょ	—	Fire Station	消防局	消防局	소방서	Corpo de Bombeiros	中央消防署
150			12 税務署	ぜいむしょ	—	Tax Office	稅務局	税务局	세무서	Posto da Secretaria da Receita	長野税務署
151			13 センター	せんたー	—	Center	中心	中心	센터	Centro	志賀高原自然保護センター
152			14 ハローワーク	はろーわーく（公共職業安定所）	—	Hello Work（Public Employment Security Office / Employment Agency）	HELLOWORK職業紹介所	HELLOWORK职业介绍所	직업안내소	Hello Work（Agência Pública de Segurança de Emprego）	
153			15 法務局 地方法務局	ほうむきょく	—	Legal Affairs Bureau District Legal Affairs Bureau	法務局地方法務局	法律事務局地方法律事務局	법무국	•Secretaria de Justiça •Secretaria de Justiça Regional	長野地方法務局
154			16 町役場	まちやくば	—	Town Office（道路標識の表記）Town Hall	鎮公所	乡镇政府办事处	지방법무국	Prefeitura	飯綱町役場

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
			漢字	ふりがな（ルビ）							
155	公共施設等		17 村役場	むらやくば	－	Village Office （道路標識の表記） Village Hall	村公所	村政府办事处	주민 센터	Prefeitura	白馬村役場
156			18 郵便局	ゆうびんきょく		Post Office 省略形 P.O.	郵局	邮局	우체국	Agência de Correios	長野中央郵便局
157		公園・緑地	1 公園	こうえん		Park	公園	公园	공원	Parque	若里公園
158		教育施設	1 研究所	けんきゅうじょ	－	Laboratory 比較的規模が小さい Institute 規模が大きい Research Center	研究所	研究所	연구소	Laboratório 比較的規模が小さい Instituto de Pesquisa 規模が大きい	環境保全研究所
159			2 工業高等専門学校	こうぎょうこうとうがっこう	－	Technical College	工業高等専門学校	工业高等专科学校	공업 전문대학	Colégio Técnico	長野工業高等専門学校
160			3 高等学校	こうとうがっこう	－	High School	高級中學	高中	고등학교	Escola de Ensino Médio	長野高等学校
161			4 小学校	しょうがっこう	－	Elementary School	小學	小学	초등학교	Escola de Ensino Fundamental (1o. Período)	南部小学校
162			5 大学	だいがく	－	University 大学院を持ち、いくつかの学部を擁する総合大学 College 大学院を持たず、教養学科を主とする大学または単科大学	大學	大学	대학교	Universidade いくつかの学部を擁する総合大学 Faculdade 単科大学	信州大学
163			6 短期大学	たんきだいがく	－	Junior College	專科學校	大专	전문대학	Faculdade de Cursos de Curta Duração	長野県短期大学
164			7 中学校	ちゅうがっこう	－	Junior High School	國中	初中	중학교	Escola de Ensino Fundamental (2o. Período)	犀陵中学校
165			8 保育園 保育所（託児所）	ほいいくえん ほいくじょ （たくじしょ）	－	Nursery School 保育園 Day Nursery / Day-care Center 保育所、託児所	保育園	托儿所	어린이집	Escola Maternal 保育園 Creche 託児所	
166			9 幼稚園	ようちえん	－	Kindergarten	幼稚園	幼儿园	유치원	Jardim de Infância	
167		医療施設	1 医院	いいん	－	Clinic / Doctor's Office （主に米国）	診所	诊所	의원	Clínica	
168			2 病院	びょういん		Hospital 病院 Clinic 診療所 General Hospital 総合病院 University Hospital 大学病院	醫院	医院	병원	Hospital 病院 Clínica 医院 Hospital Geral 総合病院 Hospital Universitário 大学病院	
169			3 保健所	ほけんじょ	－	Public Health Center	保健所	保健所	보건소	Centro Público de Saúde	
170			4 血液センター	けつえきせんたー	－	Blood Center	血液中心	血液中心	혈액센터	Banco de Sangue	
171		福祉施設	1 いこいの家	いこいのいえ	－	Ikoi-no-Ie （ローマ字）Rest House	療養所	疗养所	휴양소	Ikoi -no -Ie (Lugar de Repouso)	
172			2 老人福祉センター	ろうじんふくしせんたー	－	Elderly Citizens' Welfare Center	老人福祉中心	老人福祉中心	노인복지센터	Centro de Bem Estar do Idoso	
173			3 老人ホーム	ろうじんほーむ	－	Nursing Home / Senior Citizens' Home	養老院	养老院	노인요양원	Lar de Idosos	
174		文化施設	1 科学センター	かがくせんたー	－	Science Center	科學中心	科学中心	과학관	Centro de Ciências	
175			2 記念館	きねんかん	－	Kinenkan HallMemorial Hall	紀念館	纪念馆	기념관	Memorial	一茶記念館
176			3 近代美術館	きんだいびじゅつかん	－	Modern Art Museum	近代美術館	近代美术馆	근대미술관	Museu de Arte Moderna	
177			4 生涯学習センター	しょうがいがくしゅうせんたー	－	Lifelong Learning Center	學習中心	学习中心	평생교육원	Centro de Aprendizado ao Longo da Vida	
178			5 植物園	しょくぶつえん	－	Botanical Garden	植物園	植物园	식물원	Jardim Botânico	
179			6 資料館	しりょうかん	－	Museum	資料館	资料馆	자료관	Arquivo	塩の道資料館
180			7 水族館	すいぞくかん	－	Aquarium	水族館	水族馆	수족관	Aquário	
181			8 天文台	てんもんだい	－	Astronomical Observatory	天文臺	天文台	천문대	Observatório Astronômico	小川天文台
182			9 動物園	どうぶつえん		Zoo	動物園	动物园	동물원	Zoológico	茶臼山動物園
183			10 童話館	どうわかん	－	Fairy-tale Museum	童話圖書館	童话图书馆	동화도서관	Museu de Contos Infantis	黒姫童話館
184			11 図書館	としょかん		Library	圖書館	图书馆	도서관	Biblioteca	長野県立図書館
185			12 人形館	にんぎょうかん	－	Doll Museum	人偶館	人偶馆	인형전시관	Museu de Bonecas	高橋まゆみ人形館
186			13 博物館	はくぶつかん		Museum	博物館	博物馆	박물관	Museu	
187			14 美術館	びじゅつかん		Art Museum (Museum of Art) 美術館 Art Gallery 画廊、美術館	美術館	美术馆	미술관	Museu de ArteGaleria de Arte	信濃美術館
188			15 文化会館	ぶんかかいかん	－	Bunkakaikan Hall [Center] Culture Hall [Center] Center：機能的に中心の施設 Hallを含んだ複合施設 Hall：建物	文化館	文化馆	문화회관	Centro Cultural	長野県民文化会館

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）	
			漢字	ふりがな（ルビ）								
189	公共施設等		16	宝物館	ほうもつかん	－	Homotsukan（ローマ字） Treasure Museum	寶物館	宝物馆	보물관	Homotsukan (Museu de Preciosidades)	
190			17	民芸館	みんげいかん	－	Mingeikan（ローマ字） Folkcraft Museum	民俗館	民俗馆	민예관	Museu de Arte Popular	
191			18	遊園地	ゆうえんち		Amusement Park	遊園地	游园地	유원지	Parque de Diversões	
192		スポーツ施設	1	運動場	うんどうじょう	－	Ground 用途によってbaseball, sportsなどを付けて用いる Field 「Ground」と同義 Playground 学校の運動場、公園の遊び場等 Stadium 野球場、サッカー場などの施設全体	運動場	运动场	운동장	Pátio 学校の運動場 Campo Esportivo 競技場 Estádio 野球場、サッカー場などの施設全体	
193			2	競技場	きょうぎじょう		Ground 用途によってbaseball, sportsなどを付けて用いる Field 「Ground」と同義 Playground 学校の運動場、公園の遊び場等 Stadium 野球場、サッカー場などの施設全体	競技場	竞技场	경기장	Campo Esportivo 競技場 Estádio 野球場、サッカー場などの施設全体	長野運動公園総合運動場陸上競技場
194			3	ゴルフ場	ごるふじょう	－	Golf Course	高爾夫球場	高尔夫场	골프장	Campo de Golfe	
195			4	サッカー場	さっかーじょう		Soccer Field	足球場	足球场	축구장	Campo de Futebol	
196			5	スキー場	すきーじょう		Ski Area スキーをする場所 Ski Resort いろいろな設備の整った地域全体	滑雪场	滑雪场	스키장	Estação de Esqui	
197			6	スケート場	すけーとじょう	－	Skating Rink			스케이팅장	Pista de Patinação	
198			7	スポーツ活動	すぽーつかつどう		Sporting activities	體育運動	体育运动	스포츠 활동	Atividades esportivas	
199			8	体育館	たいいくかん	－	Gymnasium	體育館	体育馆	체육관	Ginásio Esportivo	
200			9	テニスコート	てにすこーと		Tennis Court	網球場	网球场	테니스코트	Quadra de Tênis	
201			10	プール	ぷーる		Pool	游泳館	游泳馆	수영장	Piscina	
202			11	マレットゴルフ場	まれっとごふるじょう	－	Mallet Golf Course	迷你高爾夫球場	迷你高尔夫球场	마렛트골프장	Campo de Mallet Golf	大田原マレットゴルフ場
203			12	野球場	やきゅうじょう		Basebal Park [Ground] Baseball Stadium	板球場	棒球场	야구장	Campo de Beisebol	
204		集会施設	1	公会堂・集会所	こうかいどう・しゅうかいじょ	－	Meeting Hall	公眾會場	公众会场	공회당	Salão Público	
205			2	公民館	こうみんかん	－	Kominkan（ローマ字） Community Center	公民館	公民馆	공민관	Kominkan (Centro Comunitário)	
206			3	コンベンションホール	こんべんしょんほーる	－	Convention Hall	會議中心	会议中心	컨벤션홀	Centro de Convenções	野沢温泉アリーナコンベンションホール
207		その他	1	菜園	さいえん	－	Vegetable Garden	菜園	菜园	채소밭	Horta	市民菜園
208			2	農場	のうじょう	－	Farm	農場	农场	농장	Fazenda	大王わさび農場
209			3	牧場	ぼくじょう	－	Ranch	牧場	牧场	목장	Fazenda de criação de gado	戸隠牧場
210	商業観光施設	公共的施設	1	園	えん	－	en（ローマ字） Park、Garden等 施設の機能を英訳する	園	园	가든	en Parque 公園 Jardim 庭園	柵池自然園
211			2	オートキャンプ場	おーときゃんぷじょう	－	Campsite	汽車露營地	汽车露营地	자동차캠핑장	Local de Acampamento	
212			3	土産物店	みやげてん		Souvenir Shop Gift Shop 土産物 Souvenir 記念品、土産 Gift 贈り物	紀念品及土特産店	纪念品及土特产店	토산품점	Loja de Presentes e Souvenirs	
213			4	観光案内 観光案内所	かんこうあんない		Tourist Information Tourist Information Office Tourist Information Corner	觀光導遊處	观光导游处	관광안내소	Informações Turísticas	
214			5	キャンプ場	きゃんぷじょう		Campsite Campground 主に米国、(設備のある)キャンプ場[指定区域]	露營地	野营地	캠핑장	Local de Acampamento	
215			6	集会所	集会所	－	Meeting Place / Assembly Hall	集會所	集会所	집회장소	Local de Reuniões	
216			7	商工会	しょうこうかい	－	Commerece and Industry Association / Society of Commerce and Industry (SCI)	商工會	商工会	상공회의소	Associação Comercial e Industrial	

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）	
			漢字	ふりがな（ルビ）								
217	商業観光施設	公共的施設	8	情報コーナー	じょうほうこーなー		Information Corner	信息處	信息处	인포메이션코너	Balcão de Informações	
218			9	新聞社	しんぶんしゃ	—	Newspaper Company	報社	报社	신문사	Empresa Jornalística	
219			10	電信電話	でんしんでんわ	—	Telegraph and Telephone	電信電話	电信电话	전신전화	Telegrafia e Telefonia	
220			11	物産館	ぶっさんかん	—	Bussankan（ローマ字） Product Center	特産店	特产店	선물의집	Bussankan（Centro de Produtos e Artesanato）	大岡物産センター
221			12	放送局	ほうそうきょく	—	Radio (TV) Station Broadcast Station	放送局	播送局	방송국	Estação de Radiodifusão	
222			13	ロープウエー	ろーぷうえー		Ropeway	纜車	缆车	케이블카	Teleférico	柵池パノラマウエイ
223		商業施設	1	映画館	えいがかん	—	Movie Theater	電影院	电影院	영화관	Cinema	
224			2	お土産・食事	おみあげ・しょくじ	—	Souvenirs・Food	土産・飲食	土特产・饮食	토산물, 식사	Lembranças - Refeições	
225			3	会計	かいけい		Cashier	會計	会计	계산	Caixa	
226			4	ガソリンスタンド	がそりんすたんど		Gas Station	加油站	加油站	주유소	Posto de Gasolina	
227			5	喫茶	きっさ		Café / Coffee shop	品茶	品茶	다방	Salão de Chá / Cafeteria	
228			6	切符売り場	きっぷうりば		Ticket Office 駅、劇場の売り場 Ticket Counter 台になっているところ Ticket Booth 遊園地などの小さい売場 Ticket Machine 切符販売機	售票處	售票处	매표소	Bilheteria	
229			7	精算所	せいさんじょ		Fare Adjustment Office [Counter]	補票處	补票处	정산소	Guichê ou Máquina Automática de Acerto de Contas	
230			8	テーマパーク	てーまぱーく	—	Theme Park	主題公園	主题公园	테마파크	Parque Temático	
231			9	文芸座	ぶんげいざ	—	Literary Art Theater	文藝館	文艺馆	문예좌	Bungeiza（Teatro de Arte Literária）	
232			10	バー	ばー		Bar	酒吧	酒吧	바	Bar	
233			11	両替所	りょうがいじょ		Money Exchange 銀行両替所 Currency Exchange 両替 Foreign Exchange 外国為替	外匯兌換處	外汇兑换处	외국돈환전소	Casa de Câmbio 銀行兩替所 Câmbio 兩替 Câmbio Estrangeiro 外国為替	
234			12	料金所	りょうきんじょ	—	Toll Gate	收費站	收费站	톨게이트	Pedágio	
235			13	レストラン	れすとらん		Restaurant	飯店	饭店	레스토랑	Restaurante	
236		宿泊施設	1	コテージ	こてーじ	—	Cottage	露營小屋	露營小屋	산장	Cabana	
237			2	宿坊	しゅくぼう	—	Shukubo（ローマ字） Temple Lodging	寺院住宿處	寺院住宿处	절숙소	Shukubo（Pousada junto a um templo）	
238			3	バンガロー	ばんがろー	—	Bungalow	簡易小屋	简易小屋	방갈로	Bangalô	
239			4	ビジネスホテル	びじねすほてる		Buisness Hotel Budget Hotel 説明的に言う場合（商用の ホテル）	商務酒店	商务酒店	호텔	Hotel Econômico	
240			5	ペンション	べんしょん	—	Pension	簡易旅館	简易旅馆	펜션	Pensão	
241			6	ホテル	ほてる		Hotel	酒店	酒店	특급호텔	Hotel	
242			7	民宿	みんしゅく	—	Minshuku（ローマ字） Family-run Inn Guest House（主に英国）	民宿	民宿	민박	Pousada	
243			8	ユースホステル	ゆーすほすてる	—	Youth Hostel	青年旅館	青年旅馆	유스호스텔	Albergue da Juventude	
244			9	旅館	りょかん	—	Ryokan（ローマ字） Japanese-style Hotel Japanese-style Inn 小さな旅館	旅店	旅店	여관	Ryokan（Hotel ou Pousada em estilo japonês）	

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
				漢字	ふりがな（ルビ）							
245	商業観光施設 施設	金融機関	1	キャッシュサービス（コーナー）	きゃっしゅさーびす（コーナー）		ATM / Automatic Teller Machine	現金服務（處）	现金服务（处）	현금지급기	Caixa Eletrônico	
246			2	銀行	ぎんこう		Bank	銀行	银行	은행	Banco	
247			3	支店	してん	－	Branch	分店	分店	지점	Filial	
248			4	本店	ほんてん	－	Head Office	總店	总店	본점	Matriz	
249		設備	1	アーケード	あーけーど	－	Arcade 屋根付の街路 Shopping Arcade 商店街	拱廊	拱廊	아케이드	Centro Comercial	
250			2	インターネット	いんたーねっと	－	Internet	網絡	网络	인터넷	Internet	
251			3	エスカレーター	えすかれーたー		Escalator	電動扶梯	电动扶梯	에스컬레이터	Escada Rolante	
252			4	エレベーター	えれべーたー		Elevator	電梯	电梯	엘리베이터	Elevador	
253			5	階段	かいだん		Stairs	樓梯	楼梯	계단	Escadas	
254			6	公衆電話	こうしゅうでんわ		Public Telephone 公衆電話 Telephone Booth 電話ボックス	公用電話	公用电话	공중전화	Telefone Público 公衆電話 Orelhão 電話ボックス	
255			7	スロープ	すろーぷ		Slope	傾斜面	倾斜面	스키타는곳	Rampa	
256			8	トイレ	といれ		Toilet トイレ、化粧室、 男女両方を示す場合は Toilets（複数形）	洗手间	洗手间	화장실	Banheiro 男女両方を示す場合は Banheiros	公衆トイレ、多目的トイレ
257			9	リフト	りふと	－	Lift	轉送帶	传送带	리프트	Teleférico	
258		案内	施設案内	1	案内	あんない	－	Information	嚮導	向导	안내	Guia
259	2			入口	いりぐち	－	EntranceIn	入口	入口	입구	Entrada	
260	3			飲料水	いんりょうすい		Drinking water	飲用水	饮用水	음료수	Água potável	
261	4			オストメイト	オストメイト		Ostomate	人造器官持有者	人造器官持有者	인공배설기사용자	Ostomizado	
262	5			おむつ交換所（室）	おむつこうかんじょ（しつ）		Diaper-Changing Area（Room）	換尿布處（室）	换尿布处（室）	기저귀가는곳	Fraldário	
263	6			喫煙室・喫煙所	きつえんしつ・きつえんじょ		Smoking Room・Smoking Area	吸煙室・吸煙處	吸烟室・吸烟处	흡연실	Área de Fumantes	
264	7			休憩所	きゅうけいじょ		Rest Area	休息處	休息处	휴게실	Local de Descanso	
265	8			救護所	きゅうごしよ		First aid station	救護所	救护所	구호소	Posto de Primeiros Socorros	
266	9			行政資料コーナー	ぎょうせいしりょうこーなー	－	Administrative Documents Center	行政資料處	行政资料处	행정자료 코너	Seção de Arquivo Público	
267	10			業務用入口（従業員・配達人用）	ぎょうむよういりぐち	－	Service entrance（for employees and delivery）	工作人員入口	工作人员入口	종업원출입구	Entrada de Serviço（para funcionários e entrega de mercadoria）	
268	11			くず入れ	くずいれ		Trash box/trash can	紙簍	纸篓	쓰레기통	Cesta de lixo	
269	12			現在地	げんざいち	－	You are here	當前位置	当前位置	현재위치	Você está aqui	
270	13			更衣室	こういしつ		Dressing Room / Changing Room	更衣室	更衣室	갱의실	Vestiário	
271	14	更衣室（女子）	こういしつ（じょし）		Dressing room/changing room（women）	更衣室（女）	更衣室（女）	갱의실（여자）	Vestiário（feminino）			

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
			漢字	ふりがな（ルビ）							
272	案内	施設案内	15	更衣室（男子）		Dressing room/changing room (men)	更衣室（男）	更衣室（男）	갱의실(남자)	Vestiário (masculino)	
273			16	腰掛け式リフト		Chairlift	背靠式纜車	背靠式缆车	체어 리프트	Teleférico de cadeira	
274			17	自動販売機	—	Vending machine	自動販賣機	自动售货机	자동판매기	Máquina de Venda Automática	
275			18	シャワー		Shower	淋浴	淋浴	샤워	Chuveiro	
276			19	授乳室		Nursing Room	餵奶室	喂奶室	수유실	Sala de Amamentação	
277			20	消火器		Fire Extinguisher	滅火器	灭火器	소화기	Extintor de Incêndio	
278			21	女子		Women	女	女	여자	Feminino	
279			22	スキーリフト		Chairlift	化學纜車	滑雪缆车	스키 리프트	Teleférico de esqui	
280			23	男子		Men	男	男	남자	Masculino	
281			24	チェックイン／受付		Check-in/Reception	登記／辦理	登记 / 办理	체크인/접수	Check-in / Recepção	
282			25	出口	—	Exit	出口	出口	출구	Saída	
283			26	手荷物一時預かり所		Baggage storage	行李寄存處	行李寄存处	짐 보관소	Guarda-volume	
284			27	非常階段	—	Emergency stairs 非常用の階段 Fire escape 特に火災時に使うもの	緊急出口	紧急出口	비상계단	Escada de Emergência	
285			28	ファックス		Fax	傳真	传真	팩스	Fax	
286			29	ミーティングポイント		Meeting point	約定地點	约定地点	만남의 광장	Local de encontro	
287			30	水飲み場		Drinking fountain	飲水處	饮水处	물 마시는 곳	Bica de água	
288			31	浴室		Bath	浴室	浴室	욕실	Banheiro	
289			32	ロッカー		Locker	儲物櫃	储物柜	록카	Guarda-volumes	
290			33	（エレベーターなどの）従業員専用	—	Staff only	工作人員專用	工作人员专用	종업원전용	Somente Pessoas Autorizadas	
291		利用案内	1	営業時間午前10時～午後7時30分	—	Open from 10:00 a.m. to 7:30 p.m.	營業時間上午10點-下午7點30分	营业时间上午10点一下午7点30分	영업시간오전10시~오후7시30분	Horário de Funcionamento: 10:00 às 19:30	
292			2	時刻表	—	Timetable	時刻表	时刻表	시간표	Tabela de Horário	
293			3	所要時間	—	Time required	所需時間	所需时间	소요시간	Tempo Necessário	
294			4	清掃中	—	Closed for Cleaning / Cleaning	清掃	清扫	정소중	Não entre Limpeza em andamento	
295			5	通行料金	—	Toll	通行費	通行费	통행요금	Pedágio	
296			6	定休日 定休日は火曜日	—	ClosedClosed on Tuesday	休息日 休息日為星期二	休息日 休息日为星期二	정기휴일, 정기휴일은화요일	FechadoFechado terça-feira	
297			1	跡（遺跡）	—	Ruins / RemainsRelics 宗教的なもの	遺跡	遗迹	적(유적)	Ruínas / Vestígios 遺跡 Relíquia 宗教的なもの	松代城二の丸跡
298	著名地点 景勝地	文化財	2	遺跡	—	Ruins / RemainsRelics 宗教的なもの	遺跡	遗迹	유적	Ruínas / Vestígios 遺跡 Relíquia 宗教的なもの	野尻湖遺跡
299			3	景観重要建造物	—	Important Building Landscape	重要景觀建築物	重要景观建筑物	경관주요건조물	Prédio tombado como Patrimônio	

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
			漢字	ふりがな（ルビ）							
300	著名地点 景勝地	文化財	4	景観重要樹木	けいかんじゅうようじゅもく	－	Important Tree Landscape	重要景觀樹木	重要景观树木	경관주요나무	Árvore tombada como Patrimônio
301			5	国宝	こくほう	－	National Treasure	國寶	国宝	국보	Tesouro Nacional
302			6	史跡	しせき	－	Historical Site	歷史遺跡	历史遗迹	사적	Local ou Monumento Histórico
303			7	重要文化財	じゅうようぶんかざい	－	Important Cultural Property	重要文化財産	重要文化财产	중요문화재	Patrimônio Cultural Importante
304			8	天然記念物	てんねんきねんぶつ	－	Natural Monument Protected Animal 動物 Protected Plant 植物	天然記念物	天然纪念物	천연기념물	Monumento Natural
305			9	展望地／景勝地	てんぼうち／けいしょうち	 展望地／景勝地 View point	View point/scenic area	展望處／景勝地	展望处／景胜地	전망대	Ponto turístico
306			10	文化財	ぶんかざい	－	Cultural Assets	文化財産	文化财产	문화재	Patrimônio Cultural
307			11	名勝	めいしょう	－	Place of Scenic Beauty	名勝	名胜	명승지	Lugar de extrema beleza natural
308			12	歴史的建造物	れきしてきけんぞうぶつ	 歴史的建造物 Historical monument	Historic building	歷史建築物	历史建筑物	역사적 건조물	Monumento histórico
309		公園等	1	国定公園	こくていこうえん	－	Quasi-national Park	自然公園	自然公园	자연공원	Parque Semi-Nacional
310			2	国立公園	こくりつこうえん	－	National Park	國家公園	国家公园	국가공원	Parque Nacional
311			3	自然公園	しぜんこうえん	－	Natural Park	國立公園	国立公园	국립공원	Parque Natural
312			4	自然保護	しぜんほご	 自然保護 Nature reserve	Nature conservation (nature reserve＝自然保護区)	自然保護	自然保护	자연보호	Reserva natural
313			5	名所	めいしょ	－	Place of Interest	名勝	名胜	명소	Ponto Turístico
314			6	緑地	りょくち	－	Greenery	綠地	绿地	녹지	Zona Arborizada
315		施設名	1	庵	あん	－	an（ローマ字） Hermitage 隠者の住居	庵	庵	암자	Eremitério
316			2	石畳	いしだたみ	－	Ishidatami（ローマ字） Stone Pavement	鋪石路	铺石路	돌계단	Ishidatami (Pavimento de pedra)
317			3	院	いん	－	Temple	院	院	절	Templo
318			4	大庇	おおびさし	－	Large Eaves	大房檐	大房檐	큰차양	Toldo
319			5	合戦	がっせん	－	Gassen（ローマ字） Battle	戰鬥	战斗	전투	Gassen (Batalha)
320			6	神	かみ	－	God	神	神	신	Deus
321			7	観音	かんのん	－	Kannon（ローマ字） （必要があれば、施設の機能の英訳を付記する。Goddess of Mercy）	觀音	观音	관음	Kannon (Deusa Budista da Misericórdia)
322			8	蔵	くら	－	Kura（ローマ字） Warehouse 商品倉庫	藏	藏	창고	Kura (Tradicional armazém japonês)
323			9	境内	けいだい	－	Precincts 境内 Grounds 境内、邸内、域内、構内、社内	境内	境内	사원 안	Keidai (Recinto do templo)
324			10	五重塔	ごじゅうのとう	 歴史的建造物 Historical monument	Gojunoto（ローマ字） （必要があれば、施設の機能の英訳を付記する。Five-story Pagoda）	五重塔	五重塔	오층탑	Gojunoto (Pagode de cinco andares)
325			11	古墳	こふん	－	Ancient Tomb	古墳	古坟	고분	Túmulo antigo
326			12	参道	さんどう	－	Road Approaching a Shrine / Approach to a Shrine	參道（祭拜路）	参道（祭拜路）	참배로	Caminho de acesso ao Santuário
327			13	寺院	じいん	 歴史的建造物 Historical monument	Temple	寺院	寺院	사원	Templo
328			14	地藏	じぞう	－	Jizo (Guardian Diety of Children) 地藏 Stone image of Jizo 石地藏	地藏	地藏	지장	Jizô (Divindade protetora das crianças)
329			15	住宅（邸宅）	じゅうたく	－	Residence 邸宅、～邸 Mansion 大邸宅	住宅（邸）	住宅（邸）	주택 (저택)	Residência 邸宅 Mansão 屋敷
330			16	宿	じゅく、しゅく	－	juku（ローマ字） （必要があれば、施設の機能の英訳を付記する。Post Town）	住宿	住宿	숙소	Juku (Antigas Pousadas)
331			17	城址	じょうし じょうせき	－	Site of the Castle Ruins	城址	城址	성유적	Ruínas do Castelo
332			18	城	しろ	 歴史的建造物 Historical monument	Castle	城堡	城堡	성유적	Castelo
333			19	神宮	じんぐう	－	Shrine	神宮	神宫	신사	Templo xintoísta
334			20	神社	じんじゃ	－	Shrine	神社	神社	신사	Templo xintoísta
335			21	関所	せきしょ	－	Feudal Barrier / Checkpoint	檢查站	检查站	관문	Posto de Fiscalização
336			22	石碑	せきひ	－	Stone Monument 石碑 Tombstone 墓石	石碑	石碑	돌비석	Estela 石碑 Lápide 墓石
337			23	石仏	せきぶつ	－	Stone Image of Buddha	世尊佛像	石尊佛像	돌부처	Imagem Budista em pedra
338			24	泉水路	せんすいろ	－	Sensuiro (Fountain Waterway)	泉水路	泉水路	연못	Sensuiro (um curso de água no jardim)
339			25	像	ぞう	－	Statue	像	像	동상	Estátua
340			26	大社	たいしゃ	－	Shrine / Grand Shrine	勝地	圣地	절	Templo xintoísta
341			27	地下壕	ちかごう	－	Bunker, dughout, shelter	地下壕	下地壕	지하상	Búnquer subterrâneo

ID	大項目	小項目	①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
			漢字	ふりがな（ルビ）							
342	著名地点 景勝地	施設名	28 寺	てら		Temple	寺	寺	절	Templo budista	善光寺
343			29 天守閣	てんしゅかく		Castle Tower	天守閣	天守阁	천수각	Torre de Castelo	上田城天守閣
344			30 塔	とう	－	Tower 一般的な言い方 Pagoda 東洋風のもの Steeple (教会などの) 尖塔	塔	塔	탑	Torre Pagode Campanário	
345			31 堂	どう	－	Temple 寺 Shrine 神社 Hall 会堂	堂	堂	사당	Templo Salão	
346			32 洞	どう	－	Cave	洞	洞	동굴	Caverna	
347			33 灯籠	とうろう	－	Toro (ローマ字) Garden Lantern 庭の灯籠 Hanging Latern 釣り灯籠	燈籠	灯笼	등용	Toro (Lanterna japonesa) Lanterna de pedra milenar 石灯籠	
348			34 土蔵	どぞう	－	Dozo (ローマ字) Storehouse	土蔵	土藏	지장	Dozo (Armazém com paredes grossas de barro)	
349			35 鳥居	とりい	－	Torii (ローマ字) Shinto Shrine Gate	神社門	神社门	거사	Torii (Portal de entrada de um templo xintoísta)	
350			36 武家屋敷	ぶけやしき	－	Samurai Residence	武士宅邸	武士宅邸	무가부지	Residência de Samurai	
351			37 舞台	ぶたい	－	Stage	舞臺	舞台	무대	Palco	
352			38 噴水	ふんすい	－	Fountain	噴水	喷水	분수	Chafariz	
353			39 仏	ほとけ	－	Buddha	佛	佛	부처	O Buda	
354			40 本堂	ほんどう	－	The Main Hall	大堂	大堂	대웅전	Salão Principal	
355			41 門	もん	－	Gate	門	门	문	Portão	
356			42 門前	もんぜん	－	Monzen (ローマ字) Before the gate	寺廟前	寺庙前	문앞	Monzen (Em frente ao portão)	
357			43 櫓（やぐら）	やぐら	－	Watchtower	櫓	櫓	성루	Torre de Vigia	
358			44 屋敷	やしき	－	Residence	宅邸	宅邸	부지	Residência	
359			45 列柱	れっちゅう	－	Lined Pillar / Colonnade	列杆	列杆	열주	Colunata	
360			46 鐘楼	しょうろう	－	Bell Tower	鐘樓	钟楼	종루	Edifício alto e magnífico	
361	多言語に訳さない用語 覚えて欲しい 長野の言葉	食	1 酒	さけ	－	Sake	酒	酒	사케	Saquê (vinho japonês) 日本ワイン Bebida alcoólica(アルコール入り飲料)	
362			2 おやき	おやき	－	Oyaki	OYAKI（日式素包子）	OYAKI（日式素包子）	오야끼	Oyaki (bolinho feito de farinha e verduras)	
363			3 麴	こうじ	－	Koji (rice malkt)	麴	麴	코우지	Koji (arroz fermentado)	
364			4 地酒	じざけ	－	Jizake (local sake)	地酒（當地清酒）	地酒（当地清酒）	토산술	Jizake (vinho japonês da região)	
365			5 そば	そば	－	Soba	蕎麥	荞麦	소바	Soba (macarrão de trigo sarraceno)	信州そば 戸隠そば
366			6 漬け物	つけもの	－	Tsukemono (picked vegetables)	腌製品	腌制品	절인음식	Tsukemono (picles japonês)	
367			7 日本酒	にほんしゅ	－	Nihonshu (rice wine)	日本酒	日本酒	일본술	Nihonshu (vinho japonês)	
368			8 野沢菜	のざわな	－	Nozawana (picked leaf vegetable)	野澤菜	野沢菜	노자와	Nozawana (verdura típica de Nagano)	
369			9 味噌	みそ	－	Miso	味噌	味噌（大醬）	된장	Miso (pasta de soja fermentada)	信州味噌
370			10 やたら	やたら	－	Yatara (picked vegetable)	味噌腌菜	味噌腌菜	절인음식	Yatara (iguaria feita de verduras picadas)	
371		歴史・文化	1 えびす講	えびすこう	－	Ebisuko (god of fishing and commerce)	EBISU講	EBISU讲	에비스코우	Ebisuko (Deus da pesca e do comércio)	
372			2 表参道	おもてさんどう	－	Omote-Sando (front approach to a shrine)	表参道（祭拜路）	表参道（祭拜路）	참배로	Omote-Sando (Alameda principal de acesso ao Santuário)	
373			3 七福神	しちふくじん	－	Shichifukujin (Seven gods of good fortune)	七福神	七福神	칠복신	Shichifukujin (Sete Deuses da Sorte)	
374			4 城	しろ、じょう	－	Shiro (Castle)	城	城	성	Shiro (Castelo)	
375			5 神社	じんじゃ	－	Jinja (Shrine)	神社	神社	신사	Jinja (Templo xintoísta)	
376			6 善光寺表参道	ぜんこうじおもてさんどう	－	Zenkoji Omote-Sando	善光寺表参道（祭拜路）	善光寺表参道（祭拜路）	젠코지참배로	Zenkoji Omote-Sando (Alameda principal de acesso ao Templo Zenkoji)	
377			7 寺	てら	－	Tera (Temple)	寺	寺	절	Tera (Templo budista)	
378			8 灯明祭り	とうみょうまつり	－	Tomyo Matsuri (Latern Festival)	明燈祭	明灯祭	등화축제	Tomyo Matsuri (Festival de Velas Votivas)	
379			9 如是姫	にょぜひめ	－	Nyozehime (Princess Nyoze)	如是姫	如是姫	여시희매	Nyozehime (nome de princesa)	
380			10 忍者	にんじゃ	－	Ninja	忍者	忍者	닌자	Ninja	
381			11 びんずる	びんずる	－	Binzuru (Buddhist Monk who helped spread Buddhism)	賓頭盧祭祀節	宾头卢祭祀节	빙즈루	Binzuru (sábio Pindola)	
382			12 文武学校	ぶんぶがっこう	－	Bunbugakko (literature and military arts school)	文武學校	文武学校	문무학교	Bunbugakko (Escola de Letras e Ciência Militar)	
383		生活文化	1 いろり	いろり	－	Irori (fireplace)	爐子	炉子	화로	Irori (Lareira Japonesa)	
384			2 お香	おこう	－	Oko (incense)	香	香	향	Oko (Incenso)	
385			3 お線香	おせんこう	－	Osenko (incense stick)	線香	线香	향	Osenko (Bastão de incenso)	
386			4 お守り	おまもり	－	Omamori (charm)	護身符	护身符	수호부	Omamori (Amuleto)	
387			5 お土産	おみやげ	－	Omiyage (souvenir)	特産	特产	토산품	Omiyage (Lembranças)	
388			6 温泉	おんせん	－	Onsen (hot springs)	溫泉	温泉	온천	Onsen (Termas)	
389			7 温泉郷	おんせんきょう	－	Onsen-Kyo (onsen area)	溫泉郷	温泉乡	온천골	Onsen-Kyo (Estância Termal)	
390			8 街灯	がいう	－	Gaito (Street Light)	街燈	街灯	가로등	Gaito (Iluminação das ruas)	

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		ピクトグラム等	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語	備考 （具体例、省略、例外など）
				漢字	ふりがな（ルビ）							
391	多言語に訳さない用語 覚えて欲しい 長野の言葉	生活文化	9	かんじき	かんじき	－	Kanjiki (snowshoe)	踏雪板	踏雪板	설피	Kanjiki (calçado para andar sobre a neve)	
392			10	こたつ	こたつ	－	Kotatsu (table with a heater underneath covered with a quilt)	炬燵	被炉	난로	Kotatsu (mesa com aquecedor para os pés)	
393			11	せせらぎ	せせらぎ	－	Seseragi (small stream)	溪流聲	溪流声	시내	Seseragi (Riacho)	
394			12	線香花火	せんこうはなび	－	senkohanabi (sparkler)	線香煙花	线香烟花	불꽃놀이	Senko hanabi (fogo de artifício de mão delicado e frágil)	
395			13	竹細工	たけざいく	－	Takezaiku (bamboo ware)	竹器手藝	竹器手工艺	죽예품	Takezaiku (Arte em Bambu)	
396			14	茶の湯（茶道）	ちゃのゆ（さどう）	－	Cha-no-yu (tea ceremony)	茶道	茶道	다도	Cha-no-yu (Cerimônia do Chá)	
397			15	灯明	とうみょう	－	Tomyo (votive candle)	明燈	明灯	등불	Tomyo (Vela Votiva)	
398			16	とうろう流し	とうろうながし	－	Toronagashi (Buddhist ceremony where the spirits of the dead are sent off on paper lanterns are floated down a river)	放河燈	放河灯	유등	Toronagashi (Cerimônia budista onde são lançadas lanternas flutuantes no rio em homenagem aos finados)	
399			17	花火	はなび	－	Hanabi (Fireworks)	煙花	烟花	불꽃놀이	Hanabi (Fogos de Artifício)	
400			18	和紙	わし	－	Washi (Japanese paper)	和紙	和纸	일본종이	Washi (Papel tradicional japonês)	
401		動植物	1	カモシカ	かもしか	－	Kamoshika (Japanese serow/goat antelope)	羚羊	羚羊	산양	Kamoshika (Antilope)	
402			2	さくら	さくら	－	Sakura (cherry blossom)	櫻	櫻	벚꽃	Sakura (Flor de cerejeira)	
403			3	シナノキ	しなのき	－	Shinanoki (Japanese Linden)	華東楸	华东楸	참피나무	Shinanoki (Tilia japonica)	
404			4	シラカバ	しらかば	－	Shirakaba (Japanese white birch)	白樺	白桦	자작나무	Shirakaba (Bétula branca)	
405			5	みずばしょう	みずばしょう	－	Mizubasho (Asian Skunk Cabbage)	觀音蓮	观音莲	미즈바쇼우	Mizubasho (espécie de copo de leite)	
406			6	もみじ	もみじ	－	Momiji (red maple leaves)	紅葉	红叶	단풍	Momiji (folhagem vermelha e amarela das árvores no outono)	
407			7	ヤマボウシ	やまぼうし	－	Yamaboshi (kousa Dogwood)	四照花	四照花	산모자	Yamaboshi (Benthamidia japonica)	
408			8	ライチョウ	らいちょう	－	Raicho (rock ptarmigan)	巖雷鳥	岩雷鸟	라이초	Raicho (Lagópode)	
409			9	リンドウ	りんどう	－	Rindo (Japanese genitan)	龍膽	龙胆	산간도로	Rindo (Genciana)	
410	その他		1	県立の	けんりつの	－	Prefectural	縣立	县立	도립	Provincial	
411			2	国立の	こくりつの	－	National	國立	国立	국립	Nacional	
412			3	市営の	しえいの	－	City / Municiple Management	市營	市营	시영	Municipal	市営駐車場
413			4	市立の	しりつの	－	City / Municiple	市立	市立	시립	Municipal	

②標識の掲載頻度が高いと考えられる文例

ID	大項目	小項目	①日本語	やさしい表現	ピクトグラム	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
1	注意喚起	禁止	1 土足厳禁	靴を脱いで入りましょう。	-	(Take your) Shoes off Please remove your shoes before entering	請脫鞋進入	请脱鞋进入	신을벗고들어가세요	Favor tirar os sapatos antes de entrar
2			2 禁煙	決められた場所で喫煙しましょう。		Smoking allowed only in designated areas	請在指定地點吸煙	请在指定地点吸烟	금연구역	Permitido fumar apenas nas áreas indicadas
3			3 火気厳禁	火は使わないでください		Flammable-Keep Away	請勿使用火	请勿使用火	불을사용하지마시오	Proibido o uso de fogo
4			4 立入禁止	立入らないでください。		Keep out	請勿入内	请勿进入	들어가지마시오	Entrada proibida
5			5 走るな / かけ込み禁止	走らないでください。		Do Not Run/No Running	請勿跑步	请勿跑步	뛰지마시오	Proibido correr
6			6 さわるな	さわらないでください。		Do Not Touch	請勿觸摸	请勿触摸	손대지마시오	Não toque
7			7 ゴミの投げ捨て禁止	ゴミはゴミ箱に捨てましょう。		No littering (please)	請勿亂扔垃圾	请勿乱扔垃圾	쓰레기 금지	Proibido jogar lixo
8			8 飲めない	飲めません。		Do Not Drink	請勿飲酒	请勿饮酒	마시지마세요	Água imprópria para beber
9			9 携帯電話使用禁止	携帯電話は使用しないでください。		Do Not Use Mobile(cell) Phones	請勿使用手機	请勿使用手机	핸드폰을 사용하지마시오	Proibido o uso de aparelho celular
10			10 電子機器使用禁止	電子機器は使用しないでください。		Do Not Use Electronic Devices	請勿使用電子器械	请勿使用电子器械	전자기기를 사용하지 마시오	Proibido o uso de equipamentos eletrônicos
11			11 撮影禁止	写真撮影はしないでください。		No pictures	請勿攝影	请勿摄影	사진촬영을하지마시오	Proibido fotografar
12			12 フラッシュ撮影禁止	フラッシュを焚いて撮影しないでください。		No Flash Photography	請勿使用閃光燈	请勿使用闪光灯	후레쉬를트리지마시오	Proibido o uso de flash
13			13 ベビーカー使用禁止	ベビーカー（乳母車）は使用しないでください。		No Strollers	請勿使用嬰兒車	请勿使用婴儿车	유모차를사용하지마시오	Proibido o uso de carrinho de bebê
14	注意喚起	禁止	14 遊泳禁止	ここで泳がないでください。		No Swimming	請勿游泳	请勿游泳	수영금지구역	Proibido nadar
15			15 キャンプ禁止	キャンプはしないでください。		No Camping	請勿露營	请勿露营	야영금지구역	Proibido acampar
16			16 飲食禁止	飲食はしないでください。		No eating or drinking	請勿飲食	请勿饮食	음식물 금지	Proibido comer e beber
17			17 ペット持ち込み禁止 （犬の連れ込み禁止）	ペットと一緒にはいれません。		No dogs allowed (bringing dogs is not allowed)	請勿攜帶寵物進入	请勿携带宠物进入	애완동물 출입금지	Proibida a entrada de cães (Não é permitido trazer cães)
18	注意喚起	禁止	18 球技は禁止されています。	決められた場所で球技しましょう。	-	No games that use balls allowed	請勿進行球類比賽	请勿进行球类比赛	공놀이 금지	Proibido jogar jogos de bola

ID	大項目	小項目		①日本語	やさしい表現	ピクトグラム	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（简体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
19		警告		19 植栽帯に入らないでください。	植栽帯には入らないようにしましょう。	－	Please do not enter the area with plants and trees.	請不要進入栽植區	请勿进入栽植区	화단에 들어가지마시오	Proibido entrar na área plantada
20				20 陳列品に手を触れないでください。	陳列品には触れないようにしましょう。	－	Please do not touch the exhibits	請勿觸摸陳列品	请勿触摸陈列品	진열품에 손대지마시오	Favor não tocar nos artigos em exposição
21				21 頭上注意	頭付近の危険物に注意しましょう。	－	Watch your head/low clearance	請注意頭頂危險物	请注意头顶危险物	머리위를 주의하시오	Cuidado com a cabeça/ Teto baixo
22				22 障害物注意 （足元にご注意ください。）	足元に注意しましょう。		Watch your step	請注意障礙物 （請注意腳下）	请注意障碍物 （请注意脚下）	발밑을 조심하시오	Cuidado onde pisa
23				23 上り段差注意	上がる際、段差に注意しましょう。		Caution uneven ascent	爬升時請注意階梯	爬升时请注意阶梯	올라갈때 턱을 주의하시오	Cuidado Piso em desnível
24				24 下り段差注意	下がる際、段差に注意しましょう。		Caution uneven descent	下降時請注意階梯	下降时请注意阶梯	내려갈때 턱을 주의하시오	Cuidado Piso em desnível
25				25 滑面注意 （足元が滑りますのでご注意ください）	足元が滑りますのでご注意ください。		Caution Slippery Surface	請注意防滑 （注意腳下滑）	请注意防滑 （注意脚下滑）	빙판 주의	Cuidado Piso Escorregadio
26				26 転落注意	ここから落ちないように注意しましょう。		Caution, Drop	請注意防止跌落	请注意防止跌落	떨어질 위험이 있습니다.	Cuidado Risco de queda
27				27 天井に注意	上からの危険物に注意しましょう。		Caution, Ceiling	請注意頂棚	请注意顶棚	위로부터 위험물이 떨어질 위험이 있습니다.	Cuidado Teto baixo
28				28 ドアの付近にお立ちにならないでください。	ドアのそばから離れましょう。	－	Keep clear of the doors	請不要佇立在門附近	请不要佇立在门附近	출입구로부터 떨어지시오	Não fique perto da porta
29				29 危険	危険です。	－	Danger	危險	危險	위험	Perigo
30				30 熊出没注意	熊の出没に注意しましょう。	－	Beware of Bears	請注意有熊出沒	请注意有熊出没	곰 출몰 주의	Cuidado, presença de urso
31				31 スズメバチ注意	スズメバチに注意しましょう。	－	Beware of Suzume-bachi (hornet)	請注意馬蜂	请注意马蜂	말벌 주의	Cuidado, presença de vespas
32				32 そばアレルギー注意	そばアレルギーの方は注意しましょう。	－	Soba(buckwheat) Allergy	請注意是否蕎麥過敏	请注意是否荞麦过敏	메밀 알레르기 주의	Atenção às pessoas alérgicas ao trigo sarraceno (soba)
33	交通			33 通り抜け禁止／行き止まり	この場所でＵターンしましょう。	－	Dead end	請返回繞道行駛	请返回绕道行驶	유턴구역	Proibida a passagem /Rua sem saída
34				34 徐行	ゆっくり走りましょう。		Slow	慢行	慢行	서행하시오	Devagar
35				35 進入禁止	これより先、進入をやめましょう。		No Entry	請勿進入	请勿进入	여기부터 진입금지 구역입니다.	Passagem Proibida
36				36 駐車禁止	ここには車は停めてはいけません。		No parking	請勿駐車	请勿驻车	주차금지	Proibido estacionar
37				37 停車禁止	ここには車は停めてはいけません。	－	No standing	請勿停車	请勿停车	장치금지	Proibido parar
38				38 通行止め 車両通行止め 歩行者通行止め	進入できません。		Road closed No cars allowed No bicycles allowed No pedestrians allowed	請勿通行 車輛請勿通行 行人請勿進入	请勿通行 车辆请勿通行 行人请勿进入	진입금지	Pssagem Proibida Proibido o trânsito de veículos Proibido o trânsito de bicicletas Proibido o trânsito de pedestres
39				39 自転車乗り入れ禁止	自転車の乗り入れはやめましょう。		No Bicycles	請勿騎車進入	请勿骑车进入	자전거 진입금지	Proibido o trânsito de bicicletas
40				40 一時停止	ここで一旦停止しましょう。		Stop Sign	暫停	暫停	우선멈춤	Parada Obrigatória
41				41 一方通行	ここからは一方通行です。		One way	單行道	单行道	일방통행	Mão única
42				42 車線減少	ここから車線が少なくなります。		Lane Ends	車道減少	车道减少	차선감소	Estreitamento de pista
43				43 自動車通り抜け不可	自動車の通り抜けはやめましょう。	－	No Crossing/ Do not enter/No Thoroughfare	車輛請勿穿過去	车辆请勿穿过去	자동차 통과 불가	Proibida a entrada e passagem de veículos
44	注意喚起	マナー	44	みんなのトイレです。きれいに使いましょう。	いつも綺麗にご利用いただきありがとうございます。	－	Please keep the toilet clean	洗手間屬於大家。請注意衛生	洗手间属于大家。请注意卫生	화장실을 깨끗이 사용합시다	Colabore, mantenha o banheiro limpo
45			45	ゴミはお持ち帰りください。	ゴミは持ち帰りましょう。	－	Please take your trash home	請將垃圾帶回去	请将垃圾带回去	쓰레기를 가지고 돌아갑시다.	Colabore, leve o lixo para casa

ID	大項目	小項目		①日本語	やさしい表現	ピクトグラム	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
46		安全	46	手すりにおつかまりください。	手すりにつかまりましょう。	－	Hold on to the handrail	請用扶手	请用扶手	난간을 붙잡으시오.	Para sua segurança use o corrimão
47			47	このボタンは非常ボタンです。	非常時に押すボタンです。		Emergency Call Button	緊急時，請按按鈕	紧急时，请按按钮	응급시 비상버튼 입니다.	Botão de Emergência
48		その他	48	工事中	工事しています。		Under construction Roadwork 道路工事	正在施工	正在施工	공사중	Em Obras
49			49	静かに	静かにしましょう。		Be Quiet Please	請保持肅靜	请保持肃静	조용히	Silêncio por favor
50			50	故障中	故障しています。	－	Out of order	發生故障	发生故障	고장중	Quebrado
51			51	小銭をご用意ください。	コインを用意しましょう。	－	Exact fare, Please	請準備零錢	请准备零钱	동전을 준비해 주세요	Colabore, tenha dinheiro trocado
52			52	敷地内で発生した事故について、責任は負いかねます。	管理者は事故の責任を負いません。	－	Accidents that occur on the premises are the individual's responsibility	用地內發生的事故概不負責	用地内发生的故事概不负责	사고 책임을 지지 않습니다.	Não nos responsabilizamos por acidentes ocorridos no local
53			53	紛失の責任は負いかねます。	管理者は紛失の責任を負いません。	－	Leave your belongings at your own risk	丟失概不負責	丢失概不负责	분실 책임을 지지 않습니다.	Não nos responsabilizamos pela perda de pertences
54			54	節電	電気は大切に使いましょう。	－	Let's Conserve Energy	請節約用電	请节约用电	절전	Economize energia
55		おもてなし	1	ようこそ長野市へ	いらっしゃいませ長野市へ	－	Welcome to Nagano City	歡迎光臨長野市	欢迎光临长野市	나가노에 오신 것을 환영합니다.	Bem-vindo a Nagano
56			2	またお会いしましょう	またお会いしましょう	－	Let`s meet again	下次再會	下次再会	또 오십시오.	Espero nos encontrarmos novamente
57			3	またお会いできてうれしいです	またお会いしましょう	－	I`m glad to see you again	期待與您下次相聚	期待与您下次相聚	또 뵈게되서 반갑습니다.	Fico feliz por reencontrá-lo(a)
58			4	トイレはどこにありますか？	トイレはどこにありますか？	－	Where is the toilet/bathroom/restroom?	洗手間在哪裡？	洗手间在哪里？	화장실은 어디에 있습니까?	Onde fica o banheiro?
59			5	この町の観光パンフレットがほしいのですが。	この町の観光パンフレットがほしいのですが。	－	I`d like a sightseeing(tourism) brochure/pamphlet for this town.	請給我一 份本市の旅遊觀光指南	请给我一份本市的旅游观光指南	이 곳의 관광안내 팸프렛을 갖고 싶습니다.	Gostaria de panfletos turísticos desta cidade
60			6	最寄りの駅を紹介してください。	最寄りの駅を紹介してください。	－	Where is nearest station?	請告訴我最近的火車站	请告诉我最近的火车站	가장 가까운 역을 소개해 주십시오.	Poderia me informar onde fica a estação mais próxima?

3. 事例集

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		所在地	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
				漢字	ふりがな（ルビ）						
1	地勢等	地勢 (山地)	アルプス	北アルプス	きたあるぶす	長野県・富山県・岐阜県	Kita Alps	北阿爾卑斯	北阿尔卑斯	키타알프스	Alpes Nortistas 又は Alpes Setentrionais
2				中央アルプス	ちゅうおうあるぶす	長野県	Chuo Alps	中央阿爾卑斯	中央阿尔卑斯	중앙알프스	Alpes Centrais
3			峡、峡谷	南アルプス	みなみあるぶす	長野県・山梨県・静岡県	Minami Alps	南阿爾卑斯	南阿尔卑斯	남알프스	Alpes Sulinos 又は Alpes Meridionais
4				久米路峡	くめじきょう	長野市	Kumejikyō Gorge	久米路峽	久米路峽	쿠메지협곡	Desfiladeiro Kumejikyō
5				黒部峡谷	くろべきょうこく	富山県	Kurobekyokoku Gorge	黒部峡谷	黒部峡谷	쿠로베계곡	Desfiladeiro Kurobekyokoku
6				天竜峡	てんりゅうきょう	長野県	Tenryukyo Gorge	天龍峽	天龙峽	덴류계곡	Desfiladeiro Tenryukyo
7			渓谷 高原	御岳昇仙峡	みたけしょうせんきょう	山梨県	Mitakeshosenkyō Gorge	御岳昇仙峽	御岳省仙峽	미타케쇼센계곡	Desfiladeiro Mitakeshosenkyō
8				朝霧高原	あさぎりこうげん	静岡県	Asagirikogen Heights	朝霧高原	朝霧高原	아사기리고원	Planalto Asagirikogen
9				美ヶ原高原	うつくしがはらこうげん	長野県	Utsukushigaharakogen Heights	美之原高原	美之原高原	우즈쿠시가하라고원	Planalto Utsukushigaharakogen
10				霧ヶ峰高原	きりがみねこうげん	長野県	Kirigaminekogen Heights	霧之峰高原	霧之峰高原	기리가미네고원	Planalto Kirigaminekogen
11				志賀高原	しがこうげん	長野県	Shigakogen Heights	志賀高原	志賀高原	시가고원	Planalto Shigakogen
12				菅平高原	すがだいらこうげん	長野県	Sugadairakogen Heights	菅平高原	菅平高原	스가다이라고원	Planalto Sugadairakogen
13				蓼科高原	たてしなこうげん	長野県	Tateshinakogen Heights	蓼科高原	蓼科高原	타테시나고원	Planalto Tateshinakogen
14				拇池高原	つがいけこうげん	長野県	Tsugaikekogen Heights	拇池高原	拇池高原	츠가이케고원	Planalto Tsugaikekogen
15				戸隠高原	とがくしこうげん	長野市	Togakushikogen Heights	戸隠高原	戸隠高原	토가쿠시고원	Planalto Togakushikogen
16				野辺山高原	のべやまこうげん	長野県	Nobeyamakogen Heights	野邊山高原	野辺山高原	노베야마고원	Planalto Nobeyamakogen
17				乗鞍高原	のりくらこうげん	長野県	Norikurakogen Heights	乗鞍高原	乗鞍高原	노리쿠라고원	Planalto Norikurakogen
18				聖山高原	ひじりやまこうげん	長野市	Hijiriyamakogen Heights	聖山高原	圣山高原	히지리야마고원	Planalto Hijiriyamakogen
19				斑尾高原	まだらおこうげん	長野県	Madaraokogen Heights	斑尾高原	斑尾高原	마다라오고원	Planalto Madaraokogen
20				妙高高原	みょうこうこうげん	長野県	Myokokogen Heights	妙高高原	妙高高原	묘코고원	Planalto Myokokogen
21				湯の丸高原	ゆのまるこうげん	長野県	Yunomarukogen Heights	湯之丸高原	湯之丸高原	유노마루고원	Planalto Yunomarukogen
22			山地	伊那山地	いなさんち	長野県	Inasanchi Mountainous District	伊那山地	伊那山地	이나산지	Região montanhosa Inasanchi
23			山脈	天子山地	てんしさんち	山梨県・静岡県	Tenshisanchi Mountainous District	天子山地	天子山地	텐시산지	Região montanhosa Tenshisanchi
24				赤石山脈	あかいしさんみゃく	長野県・山梨県・静岡県	Akaishisanmyaku Mountain Range	赤石山脉	赤石山脉	아카이시산맥	Cordilheira Akaishisanmyaku
25				木曽山脈	きそさんみゃく	長野県	Kisosanmyaku Mountain Range	木曾山脉	木曾山脉	키소산맥	Cordilheira Kisosanmyaku
26				飛騨山脈	ひださんみゃく	長野県・富山県・岐阜県	Hidasanmyaku Mountain Range	飛騨山脉	飞騨山脉	히다산맥	Cordilheira Hidasanmyaku
27			岳	赤石岳	あかいしだけ	長野県・静岡県	Mt. Akaishidake	赤石嶽	赤石岳	아카이시산	Monte Akaishidake
28				赤岳	あかだけ	長野県・山梨県	Mt. Akadake	赤嶽	赤岳	아카산	Monte Akadake
29				空木岳	うつきだけ	長野県	Mt. Utsukidake	空木嶽	空木岳	우즈기산	Monte Utsukidake
30				烏帽子岳	えぼしだけ	長野県	Mt. Eboshidake	烏帽子嶽	乌帽子岳	에보시산	Monte Eboshidake
31				奥穂高岳	おくほたかだけ	長野県	Mt. Okuhotakadake	奥穂高嶽	奥穂高岳	오쿠보타카산	Monte Okuhotakadake
32				甲斐駒ヶ岳	かいこまがたけ	長野県	Mt. Kaikomagatake	甲斐駒之嶽	甲斐駒之岳	카이코마가산	Monte Kaikomagatake
33				鹿島槍ヶ岳	かしまやりがたけ	長野県	Mt. Kashimayarigatake	鹿島槍之嶽	鹿岛枪之岳	카시마야리가산	Monte Kashimayarigatake
34				木曽駒ヶ岳	きそこまがたけ	長野県	Mt. Kisokomagatake	木曾駒之嶽	木曾駒之岳	키소코마가산	Monte Kisokomagatake
35				北岳	きただけ	山梨県	Mt. Kitadake	北嶽	北岳	키다카산	Monte Kitadake
36				北八ヶ岳	きたやつがたけ	長野県	Mt. Kitayatsugatake	北八之嶽	北八之岳	키타야즈가산	Monte Kitayatsugatake
37				黒岳	くろたけ	静岡県	Mt. Kurotake	黒岳	黒岳	쿠로타케산	Monte Kurotake
38				黒部五郎岳	くろべごろうだけ	富山県・岐阜県	Mt. Kurobegorodake	黒部五郎嶽	黒部五郎岳	쿠로베고로산	Monte Kurobegorodake
39				甲武信ヶ岳	こぶしがたけ	長野県	Mt. Kobushigatake	甲武信之嶽	甲武信之岳	코부시가산	Monte Kobushigatake
40				駒ヶ岳	こまがたけ	長野県	Mt. Komagatake	駒之嶽	驹之岳	코마가네산	Monte Komagatake
41				五龍岳	ごりゅうだけ	長野県	Mt. Goryudake	五龍嶽	五龙岳	코류산	Monte Goryudake
42				常念岳	じょうねんだけ	長野県	Mt. Jonendake	常念嶽	常念岳	조넨산	Monte Jonendake
43				白馬岳	しろうまだけ	長野県	Mt. Shiroumadake	白馬嶽	白马岳	시로우마산	Monte Shiroumadake
44				水晶岳	すいしょうだけ	富山県	Mt. Suishodake	水晶嶽	水晶岳	수이쇼산	Monte Suishodake
45				仙丈ヶ岳	せんじょうがたけ	長野県・山梨県	Mt. Senjogatake	仙丈之嶽	仙丈之岳	센조우가산	Monte Senjogatake
46				谷川岳	たにがわだけ	新潟県	Mt. Tanigawadake	谷川嶽	谷川岳	타니가네산	Monte Tanigawadake
47				燕岳	つばくろだけ	長野県	Mt. Tsubakurodake	燕嶽	燕岳	츠바쿠로산	Monte Tsubakurodake
48				剣岳	つるぎだけ	富山県	Mt. Tsurugidake	劍嶽	剑岳	츠루기산	Monte Tsurugidake
49				中ノ俣岳	なかのまだだけ	富山県	Mt. Nakanomatadake	中之俣嶽	中之俣岳	나카노마타산	Monte Nakanomatadake
50				西岳	にしだけ	長野市	Mt. Nishidake	西嶽	西岳	니시산	Monte Nishidake
51				野口五郎岳	のぐちごろうだけ	長野県	Mt. Noguchigorodake	野口五郎嶽	野口五郎岳	노구치고로산	Monte Noguchigorodake
52				乗鞍岳	のりくらだけ	長野県	Mt. Norikuradake	乗鞍嶽	乗鞍岳	노리쿠라산	Monte Norikuradake
53				聖岳	ひじりだけ	長野県・静岡県	Mt. Hijiridake	圣嶽	圣岳	히지리산	Monte Hijiridake
54				北信五岳	ほくしんごがく	長野県	Mt. Hokushingogaku	北信五嶽	北信五岳	호쿠신고산	Monte Hokushingogaku
55				穂高岳	ほたかだけ	長野県	Mt. Hotakadake	穂高嶽	穗高岳	호다카산	Monte Hotakadake
56				前聖岳	まえひじりだけ	長野県・静岡県	Mt. Maehijiridake	前圣嶽	前圣岳	마에히지리산	Monte Maehijiridake
57				南八ヶ岳	みなみやつがたけ	山梨県	Mt. Minamiyatsugatake	南八之嶽	南八之岳	미나미야즈가산	Monte Minamiyatsugatake
58				薬師岳	やくしだけ	富山県	Mt. Yakushidake	薬師嶽	药师岳	야쿠시산	Monte Yakushidake
59				焼岳	やけどだけ	長野県	Mt. Yakedake	燒嶽	烧岳	야케산	Monte Yakedake
60				八ヶ岳	やつがたけ	長野県	Mt. Yatsugatake	八之嶽	八之岳	야즈가산	Monte Yatsugatake
61				鎗ヶ岳	やりがたけ	長野県	Mt. Yarigatake	鎗之嶽	枪之岳	야리가산	Monte Yarigatake
62				槍ヶ岳	やりがたけ	長野県	Mt. Yarigatake	槍之嶽	枪之岳	야리가산	Monte Yarigatake
63			峠	安房峠	あぼうとうげ	長野県	Abotoge Pass	安房峠	安房峠	아보고개	Garganta Abotoge
64				碓氷峠	うすいとうげ	長野県	Usuitoge Pass	碓氷峠	碓氷峠	우스이고개	Garganta Usuitoge
65				俱利伽羅峠	くりからとうげ	石川県・富山県	Kurikaratoge Pass	俱利伽羅峠	俱利伽罗峠	쿠리카라고개	Garganta Kurikaratoge
66				権兵衛峠	ごんばえとうげ	長野県	Gonbaetoge Pass	權兵衛峠	权兵卫峠	곤보에고개	Garganta Gonbaetoge
67				地藏峠	じざうとうげ	長野市	Jizotoge Pass	地藏峠	地藏峠	지조우고개	Garganta Jizotoge
68				十石峠	じっこくとうげ	長野県	Jikkokutoge Pass	十石峠	十石峠	췌코쿠고개	Garganta Jikkokutouge
69				十文字峠	じゅうもんじとうげ	長野県	Jumonjitoge Pass	十文字峠	十文峠	췌문지고개	Garganta Jumonjitoge
70				新地藏峠	しんじざうとうげ	長野市	Shinjizotoge Pass	新地藏峠	新地藏峠	신지조고개	Garganta Shinjizotoge
71				大望峠	だいぼうとうげ	長野市	Daibotoge Pass	大望峠	大望峠	다이보우고개	Garganta Daibotoge
72				大菩薩峠	だいぼさつとうげ	山梨県	Daibosatsutoge Pass	大菩薩峠	大菩薩峠	다이보사츠고개	Garganta Daibosatsutoge
73				杖突峠	つえつきとうげ	長野県	Tsuitsukitoge Pass	杖突峠	杖突峠	츠에즈기고개	Garganta Tsuitsukitoge
74				鳥居峠	とりいとうげ	長野県	Toriitoge Pass	鳥居峠	鸟居峠	토리이토고개	Garganta Toritoge
75				野麥峠	のむぎとうげ	長野県	Nomugitoge Pass	野麥峠	野麦峠	노무기고개	Garganta Nomugitoge
76				和田峠	わだとうげ	長野県	Wadatoge Pass	和田峠	和田峠	와다고개	Garganta Wadatoge
77			峰	剣ヶ峰	けんがみね	静岡県・山梨県	rim of a volcano, esp. Mt. Fuji	劍之峰	剑之峰	켄가봉	Kengamine (o pico mais alto do Monte Fuji)
78			山	旭山	あさひやま	長野市	Mt. Asahiya	旭山	旭山	아사히산	Monte Asahiya
79				浅間山	あさまやま	長野県	Mt. Asamayama	浅間山	浅间山	아사마산	Monte Asamayama
80				雨飾山	あまかざりやま	長野県	Mt. Amakazariyama	雨飾山	鱼饰山	아마카자리산	Monte Amakazariyama
81				尼厳山	あまかざりやま	長野市	Mt. Amakazariyama	尼嚴山	尼严山	아마카자리산	Monte Amakazariyama
82				荒船山	あらふねやま	長野県	Mt. Arafuneyama	荒船山	荒船山	아라후네산	Monte Arafuneyama
83				飯綱山	いづなやま	長野市	Mt. Iizunayama	飯綱山	饭纲山	이이즈나산	Monte Iizunayama
84				岩菅山	いわすげやま	長野県	Mt. Iwasugeyama	岩菅山	岩菅山	이와스게산	Monte Iwasugeyama

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		所在地	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
				漢字	ふりがな（ルビ）						
85	地勢等	地勢（山地）	山	有度山	うどやま	静岡県	Mt. Udoyama	有度山	有度山	우도산	Monte Udoyama
86				裏岩菅山	うらいわすげやま	長野県	Mt. Uraiwasugeyama	裏岩菅山	里岩菅山	우라이와스게산	Monte Uraiwasugeyama
87				恵那山	えなさん	岐阜県	Mt. Enasan	恵那山	恵那山	에나산	Monte Enasan
88				大汝山	おおなんじやま	富山県	Mt. Onanjiyama	大汝山	大汝山	오오난지산	Monte Onanjiyama
89				大峰山	おおみねやま	長野市	Mt. Omineyama	大峰山	大峰山	오오미네산	Monte Omineyama
90				御嶽山	おんたけさん	長野県	Mt. Ontakesan	御嶽山	御嶽山	온타케산	Monte Ontakesan
91				葛山	かつらやま	長野市	Mt. Katsurayama	葛山	葛山	카츠라산	Monte Katsurayama
92				冠着山	かむりきやま	長野県	Mt. Kamurikiyama	冠著山	冠着山	카무리끼산	Monte Kamurikiyama
93				奇妙山	きみょうさん	長野市	Mt. Kimyosan	奇妙山	奇妙山	기묘산	Monte Kimyosan
94				久能山	くのうざん	静岡県	Mt. Kunozan	久能山	久能山	쿠노우산	Monte Kunozan
95				車山	くるまやま	長野県	Mt. Kurumayama	車山	车山	구루마산	Monte Kurumayama
96				黒姫山	くろひめやま	長野県	Mt. Kurohimeyama	黒姫山	黒姫山	쿠로히메산	Monte Kurohimeyama
97				三宝山	さんぼうやま	長野県	Mt. Sanpoyama	三寶山	三宝山	산보우산	Monte Sanpoyama
98				地附山	じづきやま	長野市	Mt. Jizukiyama	地附山	地附山	지즈끼산	Monte Jizukiyama
99				白根山	しらねさん	長野県	Mt. Shiranesan	白根山	白根山	시라네산	Monte Shiranesan
100				高ボッチ山	たかぼっちやま	長野県	Mt. Takabotchiyama	高寶氣山	高宝气山	타카봇치산	Monte Takabotchiyama
101				蓼科山	たてしなやま	長野県	Mt. Tateshinayama	蓼科山	蓼科山	타테시나산	Monte Tateshinayama
102				立山	たてやま	富山県	Mt. Tateyama	立山	立山	타테산	Monte Tateyama
103				茶臼山	ちゃうすやま	長野県	Mt. Chausuyama	茶臼山	茶臼山	차우스산	Monte Chausuyama
104				つつじ山	つつじやま	長野市	Mt. Tsutsujiyama	杜鹃花山	杜鹃花山	츠즈지산	Monte Tsutsujiyama
105				戸隠山	とがくしやま	長野市	Mt. Togakushiyama	戸隠山	戸隠山	토가쿠산	Monte Togakushiyama
106				白山	はくさん	岐阜県・石川県	Mt. Hakusan	白山	白山	하쿠산	Monte Hakusan
107				聖山	ひじりやま	長野市	Mt. Hijiriyama	聖山	圣山	히지리산	Monte Hijiriyama
108				富士山	ふじさん	山梨県	Mt. Fuji	富士山	富士山	후지산	Monte Fuji
109				富士の塔山	ふじのとうやま	長野市	Mt. Fujinotoyama	富士之塔山	富士塔山	후지노투우산	Monte Fujinotoyama
110				斑尾山	まだらおやま	長野県	Mt. Madaraoyama	斑尾山	斑尾山	마다라오산	Monte Madaraoyama
111				三国山	みくにやま	岐阜県	Mt. Mikuniyama	三國山	三國山	미쿠니산	Monte Mikuniyama
112				三登山	みとやま	長野市	Mt. Mitoyama	三登山	三登山	미도산	Monte Mitoyama
113				皆神山	みなかみやま	長野市	Mt. Minakamiyama	皆神山	皆神山	미나카미산	Monte Minakamiyama
114				妙高山	みょうこうさん	長野県	Mt. Myokosan	妙高山	妙高山	묘코산	Monte Myokosan
115				虫倉山	むしくらやま	長野市	Mt. Mushikurayama	蟲倉山	虫倉山	무시쿠라산	Monte Mushikurayama
116				本白根山	もとしらねさん	長野県	Mt. Motoshiranesan	本白根山	本白根山	모코시라네산	Monte Motoshiranesan
117				髭山	もとどりやま	長野市	Mt. Motodoriyama	髭山	髭山	모도토리산	Monte Motodoriyama
118				弥彦山	やひこやま	新潟県	Mt. Yahikoyama	彌彦山	弥彦山	야히코산	Monte Yahikoyama
119			連峰	戸隠連峰	とがくしれんぼう	長野市	Togakushirenpo Mountain Range	戸隠連峰	戸隠连峰	토카쿠연봉	Cadeia de Montanhas Togakushirenpo
120				八ヶ岳連峰	やつがたけれんぼう	長野県・山梨県	Yatsugatakerenpo Mountain Range	八之岳连峰	八之岳连峰	야즈가타케연봉	Cadeia de Montanhas Yatsugatakerenpo
121			その他	圏谷	けんこく	富山県	Kenkoku (Valley formed by a glacier)	山溝	山沟	켄계곡	Kenkoku (Circo:vale formado por erosão glacial)
122				千畳敷カール	せんじょうじきかーる	長野県	Senjojiki Karu (Valley formed by a glacier)	千疊敷盆地谷	千疊敷盆地谷	센조지끼카루	Circo Senjojiki (vale formado por erosão glacial)
123				氷食地形	ひょうしょくちけい	富山県	Glacial Terrain	冰川地貌	冰川地貌	빙식지형	Relevo formado por erosão glacial
124	地勢（平地・盆地）	温泉	温泉	浅間温泉	あさまおんせん	長野県	Asama-onsen (Hot Spring)	浅間温泉	浅間温泉	아사마온천	Asama-onsen (Termas)
125				美ヶ原温泉	うつくしがはらおんせん	長野県	Utsukushigahara-onsen (Hot Spring)	美之原温泉	美之原高原	우즈쿠시가하라온천	Utsukushigahara-onsen (Termas)
126				宇奈月温泉	うなづきおんせん	富山県	Unazuki-onsen (Hot Spring)	宇奈月温泉	宇奈月温泉	우나즈기온천	Unazuki-onsen (Termas)
127				奥蓼科温泉	おくたてしなおんせん	長野県	Okutateshina-onsen (Hot Spring)	奥蓼科温泉	奥蓼科温泉	오쿠타테시나온천	Okutateshina-onsen (Termas)
128				鹿教湯温泉	かけゆおんせん	長野県	Kakeyu-onsen (Hot Spring)	鹿教湯温泉	鹿教汤温泉	카케유온천	Kakeyu-onsen (Termas)
129				渋温泉	しぶおんせん	長野県	Shibu-onsen (Hot Spring)	涉温泉	涉温泉	시부온천	Shibu-onsen (Termas)
130				白骨温泉	しらほねおんせん	長野県	Shirahone-onsen (Hot Spring)	白骨温泉	白骨温泉	시라호네온천	Shirahone-onsen (Termas)
131				蓼科温泉	たてしなおんせん	長野県	Tateshina-onsen (Hot Spring)	蓼科温泉	蓼科温泉	타테시나온천	Tateshina-onsen (Termas)
132				野沢温泉	のざわおんせん	長野県	Nozawa-onsen (Hot Spring)	野澤温泉	野澤温泉	노자와온천	Nozawa-onsen (Termas)
133				乗鞍高原温泉	のりくらこうげんおんせん	長野県	Norikurakogen-onsen (Hot Spring)	乗鞍高原温泉	乗鞍高原温泉	노리쿠라코겐온천	Norikurakogen-onsen (Termas)
134				別所温泉	べっしょおんせん	長野県	Bessho-onsen (Hot Spring)	别所温泉	别所温泉	벅쇼온천	Bessho-onsen (Termas)
135				保科温泉	ほしなおんせん	長野市	Hoshina-onsen (Hot Spring)	保科温泉	保科温泉	호시나온천	Hoshina-onsen (Termas)
136				発哺温泉	ほっぽおんせん	長野県	Hoppo-onsen (Hot Spring)	發哺温泉	发哺温泉	홑보온천	Hoppo-onsen (Termas)
137				松代温泉	まつしろおんせん	長野市	Matsushiro-onsen (Hot Spring)	松代温泉	松代温泉	마츠시로온천	Matsushiro-onsen (Termas)
138				湯田中温泉	ゆだなかおんせん	長野県	Yudanaka-onsen (Hot Spring)	湯田中温泉	汤田中温泉	유다나카온천	Yudanaka-onsen (Termas)
139				星野温泉	ほしのおんせん	長野県	Hoshino-onsen (Hot Spring)	星野温泉	星野温泉	호시노온천	Hoshino-onsen (Termas)
140				戸倉上山田温泉	とぐらかみやまだおんせん	長野県	Togurakamiyamada-onsen (Hot Spring)	戸倉上山田温泉	戸倉上山田温泉	토구라카미야마다온천	Togurakamiyamada-onsen (Termas)
141				草津温泉	くさつおんせん	群馬県	Kusatsu-onsen (Hot Spring)	草津温泉	草津温泉	쿠사츠온천	Kusatsu-onsen (Termas)
142				石和温泉	いさわおんせん	山梨県	Isawa-onsen (Hot Spring)	石和温泉	石和温泉	이시와온천	Isawa-onsen (Termas)
143				下諏訪温泉	しもずわおんせん	長野県	Shimosuwa-onsen (Hot Spring)	下諏訪温泉	下諏訪温泉	시모스와온천	Shimosuwa-onsen (Termas)
144				上諏訪温泉	かみずわおんせん	長野県	Kamisuwa-onsen (Hot Spring)	上諏訪温泉	上諏訪温泉	카미스와온천	Kamisuwa-onsen (Termas)
145				犀温泉	とびらおんせん	長野県	Tobira-onsen (Hot Spring)	犀温泉	犀温泉	토비라온천	Tobira-onsen (Termas)
146			温泉郷	大町温泉郷	おおまちおんせんきょう	長野県	Omachi-onsenkyo (Hot Spring Area)	大町温泉郷	大町温泉乡	오마치온센향	Omachi-onsenkyo (Estância Termal)
147				穂高温泉郷	ほたかおんせんきょう	長野県	Hotaka-onsenkyo (Hot Spring Area)	穂高温泉郷	穗高温泉乡	호다카온센향	Hotaka-onsenkyo (Estância Termal)
148				奥飛騨温泉郷	おくひだおんせんきょう	岐阜県	Okuhida-onsenkyo (Hot Spring Area)	奥飞騨温泉郷	奥飞騨温泉乡	오쿠히다온센향	Okuhida-onsenkyo (Estância Termal)
149				昼神温泉郷	ひるがみおんせんきょう	長野県	Hirugami-onsenkyo (Hot Spring Area)	晝神温泉郷	昼神温泉乡	히루카미온센향	Hirugami-onsenkyo (Estância Termal)
150				蓼科温泉郷	たてしなおんせんきょう	長野県	Tateshina-onsen (Hot Spring Area)	蓼科温泉郷	蓼科温泉乡	타테시나온센향	Tateshina-onsenkyo (Estância Termal)
151				高山温泉郷	たかやまおんせんきょう	長野県	Takayama-onsekyo (Hot Spring Area)	高山温泉郷	高山温泉乡	타카야마온센향	Takayama-onsenkyo (Estância Termal)
152				湯田中・渋温泉郷	ゆだなか・しぶおんせんきょう	長野県	Yudanaka-Shibu-onsenkyo (Hot Spring Area)	汤田中・涉温泉郷	汤田中・涉温泉乡	유다나카, 사부온센향	Yudanaka-Shibu-onsenkyo (Estância Termal)
153			島半島	佐渡島	さどしま（さどがしま）	新潟県	Sadoshima (Sadogashima) Island	佐渡島	佐渡岛	사도섬	Ilha Sadoshima(Sadogashima)
154				渥美半島	あつみはんとう	愛知県	Atsumi Peninsula	渥美半島	渥美半岛	아즈미반도	Península de Atsumi
155				伊豆半島	いずはんとう	静岡県	Izu Peninsula	伊豆半島	伊豆半岛	이즈반도	Península de Izu
156				知多半島	ちたはんとう	愛知県	Chita Peninsula	知多半島	知多半岛	치다반도	Península de Chita
157			盆地	能登半島	のとはんとう	石川県	Noto Peninsula	能登半島	能登半岛	노도반도	Península de Noto
158				甲府盆地	こうふほんち	山梨県	Kofu Basin	甲府盆地	甲府盆地	코후분지	Bacia de Kofu
159				善光寺平	ぜんこうじだいら	長野県	Zenkoji-daira (Nagano Basin)	善光寺平原	善光寺平原	젠코지들	Zenkoji-daira (Bacia de Nagano)
160	地勢（川・池・湖沼）	岬	伊良湖岬	伊良湖岬	いらごみさき	愛知県	Cape Iragomisaki	伊朗湖岬	伊良湖岬	이라호곶	Cabo Iragomisaki
161				越前岬	えちぜんみさき	福井県	Cape Echizenmisaki	越前岬	越前岬	에치젠곶	Cabo Echizenmisaki
162			池	鏡池	かがみいけ	長野市	Kagami-ike Pond	鏡池	鏡池	카가미저수지	Lagoa Kagami-ike
163				片野鴨池	かたのかもいけ	石川県	Katanokamoike Pond	片野鴨池	片野鴨池	카타노카모저수지	Lagoa Katanokamoike
164				小鳥池	ことりがいけ	長野市	Kotorigaike Pond	小鸟池	小鸟池	코도리가저수지	Lagoa Kotorigaike
165				大座法師池	だいざほうしいけ	長野市	Daizahoshi-ike Pond	大座大師池	大座法師池	다이자호시저수지	Lagoa Daizahoshi-ike
166				大正池	たいしょういけ	長野県	Taishoike Pond	大正池	大正池	타이쇼저수지	Lagoa Taishoike
167				田子池	たごいけ	長野市	Tagoike Pond	田子池	田子池	타고저수지	Lagoa Tagoike
168				千鳥ヶ池	ちどりがいけ	長野市街地	Chidorigaike Pond	千鳥之池	千鸟之池	치도리가저수지	Lagoa Chidorigaike
169				念仏池	ねんぶついけ	長野市	Nenbutsuike Pond	念佛池	念佛池	넌부츠저수지	Lagoa Nenbutsuike

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		所在地	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
				漢字	ふりがな（ルビ）						
170	地勢等	地勢（川・池・湖沼）	海	太平洋	たいへいよう	-	Pacific Ocean	太平洋	太平洋	태평양	Oceano Pacífico
171				日本海	にほんかい	-	Sea of Japan	日本海	日本海	동해	Mar do Japão
172			海峡	佐渡海峡	さどかいきょう	新潟県	Sado Strait	佐渡海峡	佐渡海峡	사도해협	Estreito de Sado
173				河北潟	かほくがた	石川県	Kahokugata Lagoon	河北潟海灣	河北潟海灣	카보쿠벌	Laguna Kahokugata
174			潟	佐潟	さがた	新潟県	Sagata Lagoon	佐潟海灣	佐潟海灣	사벌	Laguna Sagata
175			川	阿賀野川	あがのがわ	新潟県	Aganogawa River / Aganogawa Riv.	阿賀野川河	阿賀野川河	아가노카와강	Rio Aganogawa
176				浅川	あさかわ	長野市	Asakawa River / Asakawa Riv.	浅川河	浅川河	아사카와강	Rio Asakawa
177				梓川	あずさがわ	長野県	Azusagawa River / Azusagawa Riv.	梓川河	梓川河	아즈사카와강	Rio Azusagawa
178				安倍川	あべかわ	静岡県	Abekawa River / Abekawa Riv.	安倍川河	安倍川河	아베카와강	Rio Abekawa
179				王滝川	おうたきがわ	長野県	Otakigawa River / Otakigawa Riv.	王滝川河	王滝川河	오타키가와강	Rio Otakigawa
180				大井川	おおいがわ	静岡県	Oigawa River / Oigawa Riv.	大井川河	大井川河	오오이가와강	Rio Oigawa
181				大滝川	おおたきかわ	長野県	Otakikawa River / Otakikawa Riv.	大滝川河	大滝川河	오오타케가와강	Rio Otakikawa
182				小矢部川	おやべがわ	富山県	Oyabegawa River / Oyabegawa Riv.	小矢部川河	小矢部川河	오야베가와강	Rio Oyabegawa
183				片貝川	かたかいがわ	富山県	Katakaigawa River / Katakaigawa Riv.	片貝川河	片貝川河	카타카이가와강	Rio Katakaigawa
184				木曽川	きそがわ	愛知県・長野県	Kisogawa River / Kisogawa Riv.	木曽川河	木曽川河	키소가와강	Rio Kisogawa
185				北八幡川	きたはちまんがわ	長野市街地	Kitahachimangawa River / Kitahachimangawa Riv.	北八幡川河	北八幡川河	키타하라만가와강	Rio Kitahachimangawa
186				九頭竜川	くずりゅうがわ	福井県	Kuzuryugawa River / Kuzuryugawa Riv.	九頭竜川河	九头龙川河	구즈류가와강	Rio Kuzuryugawa
187				黒部川	くろべがわ	富山県	Kurobegawa River / Kurobegawa Riv.	黒部川河	黒部川河	쿠로베가와강	Rio Kurobegawa
188				犀川	さいがわ	長野県	Saigawa River / Saigawa Riv.	犀川河	犀川河	사이가와강	Rio Saigawa
189				信濃川	しなのがわ	新潟県	Shinanogawa River / Shinanogawa Riv.	信濃川河	信农川河	시나노가와강	Rio Shinanogawa
190				庄川	しょうがわ	富山県	Shogawa River / Shogawa Riv.	庄川河	庄川河	쇼우가와강	Rio Shogawa
191				常願寺川	じょうがんじがわ	富山県	Jyoganjigawa River / Jyoganjigawa Riv.	常願寺川河	常愿寺川河	조간지가와강	Rio Joganjigawa
192				神通川	じんつうがわ	富山県	Jintsugawa River / Jintsugawa Riv.	神通川河	神通川河	진즈우가와강	Rio Jintsugawa
193				裾花川	すそばながわ	長野県	Susobanagawa River / Susobanagawa Riv.	裾花川河	裾花川河	스소바나가와강	Rio Susobanagawa
194				関川	せきかわ	新潟県	Sekikawa River / Sekikawa Riv.	関川河	关川河	세키가와강	Rio Sekikawa
195				千曲川	ちくまがわ	長野県	Chikumagawa River / Chikumagawa Riv.	千曲川河	千曲川河	치쿠마가와강	Rio Chikumagawa
196				手取川	てどりがわ	石川県	Tedorigawa River / Tedorigawa Riv.	手取川河	手取川河	테도리가와강	Rio Tedorigawa
197				天竜川	てんりゅうがわ	長野県	Tenryugawa River / Tenryugawa Riv.	天龍川河	天龙川河	텐류가와강	Rio Tenryugawa
198				遠山川	とおやまがわ	長野県	Toyamagawa River / Toyamagawa Riv.	遠山川河	远山川河	토오야마가와강	Rio Toyamagawa
199				豊川	とよかわ	愛知県	Toyokawa River / Toyokawa Riv.	豊川河	丰川河	토요가와강	Rio Toyokawa
200				鳥居川	とりいがわ	長野市	Toriigawa River / Toriigawa Riv.	鳥居川河	鸟居川河	토리이가와강	Rio Toriigawa
201				早月川	はやつきかわ	富山県	Hayatsukikawa River / Hayatsukikawa Riv.	早月川河	早月川河	하야즈키가와강	Rio Hayatsukikawa
202				姫川	ひめかわ	長野県	Himekawa River / Himekawa Riv.	姫川河	姫川河	히메가와강	Rio Himekawa
203				富士川	ふじかわ	静岡県	Fujikawa River/ Fujikawa Riv.	富士川河	富士川河	후지가와강	Rio Fujikawa
204				南八幡川	みなみはちまんがわ	長野市街地	Minamihachimangawa River / Minamihachimangawa Riv.	南八幡川河	南八幡川河	니나미하라만가와강	Rio Minamihachimangawa
205				矢作川	やはぎがわ	愛知県	Yahagigawa River / Yahagigawa Riv.	矢作川河	矢作川河	야하기가와강	Rio Yahagigawa
206			堰	鶴賀堰	つるがせぎ	長野市街地	Tsurugasegi (Low Dam)	鶴賀堰	鶴賀堰	츠루가세기	Tsurugasegi (Barragem)
207			滝	称名滝	しょうみようだき	富山県	Shomyodaki Falls	稱名瀑布	称名瀑布	쇼묘타키펙포	Cachoeira Shomyodaki
208				白糸の滝	しらいとのだき	山梨県	Shiraito-no-taki Falls	白絲瀑布	白丝瀑布	시라이토노타키펙포	Cachoeira Shiraito-no-taki
209				米子瀑布	よなごばくふ	長野県	Yonagobakufu Falls	米子瀑布	米子瀑布	요나고바쿠후폭포	Cachoeira Yonagobakufu
210			灘湖	遠州灘	えんしゅうなだ	静岡県	Sea of Enshu	遠州灘	远州滩	엘슈나다여울	Mar de Enshu
211				青木湖	あおきこ	長野県	Lake Aokiko	青木湖	青木湖	아오키호	Lago Aokiko
212				芦ノ湖	あしのこ	神奈川県	Lake Ashinoko	蘆之湖	芦之湖	아시노호	Lago Ashinoko
213				河口湖	かわぐちこ	山梨県	Lake Kawaguchiko	河口湖	河口湖	카와구치호	Lago Kawaguchiko
214				木崎湖	きざきこ	長野県	Lake Kizakiko	木崎湖	木崎湖	키자키호	Lago Kizakiko
215				九頭竜湖	くずりゅうこ	福井県	Lake Kuzuryuko	九頭竜湖	九头龙湖	구즈류호	Lago Kuzuryuko
216				西湖	さいこ	山梨県	Lake Saiko	西湖	西湖	사이호	Lago Saiko
217				精進湖	しょうじんこ	山梨県	Lake Shojinko	精進湖	精進湖	쇼진호	Lago Shojinko
218				白樺湖	しらかばこ	長野県	Lake Shirakabako	白樺湖	白桦湖	시라카바호	Lago Shirakabako
219				諏訪湖	すわこ	長野県	Lake Suwako	諏訪湖	諏访湖	스와호	Lago Suwako
220				野尻湖	のじりこ	長野県	Lake Nojiriko	野尻湖	野尻湖	노지리호	Lago Nojiriko
221				浜名湖	はまなこ	静岡県	Lake Hamanako	浜名湖	浜名湖	하마나호	Lago Hamanako
222				瓢湖	ひょうこ	新潟県	Lake Hyoko	瓢湖	瓢湖	효우호	Lago Hyoko
223				本栖湖	もとすこ	山梨県	Lake Motosuko	本栖湖	本栖湖	모토스호	Lago Motosuko
224			湾	伊勢湾	いせわん	愛知県	Ise Bay	伊勢湾	伊勢湾	이세만	Baía de Ise
225				駿河湾	するがわん	静岡県	Suruga Bay	駿河湾	骏河湾	스루가만	Baía de Suruga
226				富山湾	とやまわん	富山県	Toyama Bay	富山湾	富山湾	토야마만	Baía de Toyama
227				若狭湾	わかさわん	福井県	Wakasa Bay	若狭湾	若狭湾	와카사만	Baía de Kawasa
228	人工物	ダム		有峰ダム	ありみねだむ	富山県	Arimine Dam	有峰水壩	有峰水壩	아리미네댐	Represa de Arimine
229				奥裾花ダム	おくすそばなだむ	長野市	Okususobana Dam	奥裾花水壩	奥裾花水壩	오쿠스소바나댐	Represa de Okususobana
230				小田切ダム	おだぎりだむ	長野市	Odagiri Dam	小田切水壩	小田切水壩	오다기리댐	Represa de Odagiri
231				九頭竜ダム	くずりゅうだむ	福井県	Kuzuryu Dam	九頭龍水壩	九头龙水壩	구즈류댐	Represa de Kuzuryu
232				黒部ダム	くろべだむ	富山県・長野県	Kurobe Dam	黒部水壩	黒部水壩	쿠로베댐	Represa de Kurobe
233				小牧ダム	こまきだむ	富山県	Komaki Dam	小牧水壩	小牧水壩	코마끼댐	Represa de Komaki
234				裾花ダム	すそばなだむ	長野市	Susobana Dam	裾花水壩	裾花水壩	스소바나댐	Represa de Susobana
235				水内ダム	みずうちだむ	長野市	Mizuuchi Dam	水内水壩	水内水壩	미즈우치댐	Represa de Mizuuchi
236			トンネル	安房トンネル	あぼうとんねる	長野県	Abo Tunnel	安房隧道	安房隧道	아보우터널	Túnel Abo
237				恵那山トンネル	えなさんとんねる	岐阜県	Enasan Tunnel	恵那山隧道	恵那山隧道	에나산터널	Túnel Enasan
238				親不知トンネル	おやしらずとんねる	富山県	Oyashirazu Tunnel	親不知隧道	亲不知隧道	오야시라즈터널	Túnel Oyashirazu
239				小松原トンネル	こまつばらとんねる	長野市	Komatsubara Tunnel	小松原隧道	小松原隧道	코마즈바라터널	Túnel Komatsubara
240				坂中トンネル	さかなかとんねる	長野市	Sakanaka Tunnel	坂中隧道	坂中隧道	사카나카터널	Túnel Sakanaka
241				日本坂トンネル	にほんざかとんねる	静岡県	Nihonzaka Tunnel	日本坂隧道	日本坂隧道	니혼자카터널	Túnel Nihonzaka
242				日高トンネル	ひだかとんねる	長野市	Hidaka Tunnel	日高隧道	日高隧道	히다카터널	Túnel Hidaka
243				綿内トンネル	わたうちとんねる	長野市	Watauchi Tunnel	綿内隧道	绵内隧道	와타우치터널	Túnel Watauchi
244	地名等	地名	その他	青木ヶ原樹海	あおきがはらじゅかい	山梨県	Aokigaharajukai Sea of trees	青木之原樹海	青木之原樹海	아오키가하라삼림	Mar de Arvores Aokigaharajukai
245				秋山郷	あきやまごう	長野県	Akiyamago	秋山郷	秋山乡	아키야마고	Akiyamago
246				あんずの里	あんずのさと	長野県	Anzunosato	杏之郷	杏之郷	안즈노사토	Anzunosato
247				美ヶ原	うつくしがはら	長野県	Utsukushigahara	美之原	美之原	우츠클시가하라	Utsukushigahara
248				御前崎	おまえざき	静岡県	Omaezaki	御前崎	御前崎	오마에자키	Omaezaki
249				親不知	おやしらず	富山県	Oyashirazu	親不知	亲不知	오야시라즈	Oyashirazu
250				上高地	かみこうち	長野県	Kamikochi	上高地	上高地	카미코지	Kamikochi
251				霧ヶ峰	きりがみね	長野県	Kirigamine	霧之峰	雾之峰	키리가미네봉	Kirigamine
252				丹霞郷	たんかきよう	長野市	Tankakyo	丹霞郷	丹霞乡	단카교	Tankakyo
253				東尋坊	とうじんぼう	福井県	Tojinbo	東尋坊	东寻坊	토진보우	Tojinbo
254				日本平	にほんだいら	静岡県	Nihondaira	日本平原	日本平原	니혼다이라들	Nihondaira
255				ブランド薬師	ぶらんどやくし	長野市	Burandoyakushi	BURANDO薬師	BURANDO药师	부란도야쿠시	Burandoyakushi

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		所在地	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
				漢字	ふりがな（ルビ）						
256	地名等	地名	その他	弥陀ヶ原	みだがはら	富山県	Midagahara	彌陀之原	弥陀之原	미다가하라	Midagahara
257				三保松原	みほのまつばら	静岡県	Mihonomatsubara	三保松原	三保松原	미호노마츠바라	Mihonomatsubara
258				吉崎御坊	よしざきごぼう	福井県	Yoshizakigobo	吉崎御坊	吉崎御坊	요시자키고보	Yoshizakigobo
259	道路等	道路	至	至信州新町	いたるしんしゅうしんまち	長野市街地	To Shinshushinmachi	至信州新町	至信州新町	신슈신마치까지	Para Shinshushinmachi
260				至須坂	いたるすざか	長野市街地	To Suzaka	至須坂	至須坂	스자카까지	Para Suzaka
261				至白馬	いたるはくば	長野市街地	To Hakuba	至白馬	至白馬	하쿠마까지	Para Hakuba
262			街道	北信濃ロマン街道	きたしなのろまんかいどう	長野県	Kitashinanoromankaido Road	北信濃浪漫街道	北信濃浪漫街道	키타시나노로망간선로	Estrada Kitashinano-romankaido
263				甲州街道	こうしゅうかいどう	山梨県	Koshukaido Road	甲州街道	甲州街道	코우슈간선로	Estrada Koshukaido
264				東海道	とうかいどう	静岡県	Tokaido Road	東海道	東海道	토카이도	Estrada Tokaido
265				中山道	なかせんどう	長野県・岐阜県	Nakasendo Road	中山道	中山道	나카센도	Estrada Nakasendo
266			高速道路	北国街道	ほっこくかいどう	長野市	Hokkokukaido Road	北國街道	北國街道	키타쿠니간선로	Estrada Hokkokukaido
267				関越自動車道	かんえつじどうしゃどう	新潟県	Kan-etsu Expressway	關越汽車道	关越汽车道	칸에츠자동차전용로	Via Expressa Kan-etsu
268				上信越自動車道	じょうしんえつじどうしゃどう	長野市	Joshin-etsu Expressway	上信越汽車道	上信越汽车道	쵸신에츠자동차전용로	Via Expressa Joshin-etsu
269				東海北陸自動車道	とうかいほくりくじどうしゃどう	富山県・岐阜県・愛知県	Tokai-hokuriku Expressway	東海北陸汽車道	东海北陆汽车道	토카이호쿠리쿠자동차전용로	Via Expressa Tokai-hokuriku
270				長野自動車道	ながのじどうしゃどう	長野県	Nagano Expressway	長野汽車道	长野汽车道	나가노자동차전용로	Via Expressa Nagano
271				磐越自動車道	ばんえつじどうしゃどう	新潟県	Ban-etsu Expressway	磐越汽車道	磐越汽车道	반에츠자동차전용로	Via Expressa Ban-etsu
272				北陸自動車道	ほくりくじどうしゃどう	富山県・石川県	Hokuriku Expressway	北陸汽車道	北陆汽车道	호쿠리쿠자동차전용로	Via Expressa Hokuriku
273			国道	国道19号	こくどう19ごう	長野市街地	Route 19	國道19號	19号国道	국도 19호	Estrada Nacional 19
274			主要地方道	戸隠バードライン	とがくしぼーどらいん	長野市	Togakushibadorain Local Road	戸隠BIROLINE路	戸隠BIROLINE路	토카쿠시바도라인지방도	Estrada Regional Togakushibadorain
275			通り	上千歳町通り	かみちとせまちどおり	長野市街地	Kamichitosemachi-dori Street / Kamichitosemachi-dori St.	上千岁町路	上千岁町路	카미치토세거리	Rua Kamichitosemachi-dori / R. Kamichitosemachi-dori
276				県庁通り	けんちようどおり	長野市街地	Kencho-dori Street / Kencho-dori St.	縣廳路	县厅路	현청거리	Rua Kencho-dori / R. Kencho-dori
277				三線路通り	さんせんろどおり	長野市街地	Sansenro-dori Street / Sansenro-dori St.	三線路	三线路	산센로거리	Rua Sansenro-dori / R. Sansenro-dori
278				昭和通り	しょうわどおり	長野市街地	Showadori Street / Showadori St.	昭和路	昭和路	쇼와거리	Rua Showadori /R. Showadori
279				善光寺表参道（中央通り）	ぜんこうじおもてさんどう（ちゅうおうどおり）	長野市街地	Zenkoji-Omotesando (Chuodori) Street / Zenkoji-Omotesando (Chuodori) St.	善光寺表参道（中央路）	善光寺表参道（中央路）	젠코지참배로	Rua Zenkoji-Omotesando(Chuodori) / R. Zenkoji-Omotesando(Chuodori)
280				ターミナル通り	たーみなるどおり	長野市街地	Taminaru-dori Street / Taminaru-dori St.	終點站路	终点站路	터미널거리	Rua Taminaru-dori / R. Taminaru-dori
281				ターミナル南通り	たーみなるみなみどおり	長野市街地	Taminaruminami-dori Street / Taminaruminami-dori St.	終點站南路	终点站南路	터미널남쪽거리	Rua Taminaruminami-dori / R. Taminaruminami-dori
282				長野大通り	ながのおどおり	長野市街地	Nagano-odori Avenue / Nagano-odori Ave.	長野大路	长野大路	나가노큰길	Avenida Nagano-odori / Av. Nagano-odori
283				二線路通り	にせんろどおり	長野市街地	Nisenro-dori Street / Nisenro-dori St.	二線路	二线路	니센로거리	Rua Nisenro-dori / R. Nisenro-dori
284			方面	小布施・湯田中方面	おぶせ・ゆだなかほうめん	長野市街地	For Obuse, Yudanaka	小布施・湯田中方面	小布施・汤田中方向	오부세, 유다나카방면	Direção Obuse・Yudanaka
285			橋	有料道路	白馬長野有料道路	はくばながのゆうりょうどうろ	長野市	Hakuba-Naganoyuryodoro Toll Road	白馬長野收費道路	白马长野收费道路	하쿠마나가노유료도로
286	大橋	五輪大橋			ごりんおおはし	長野市	Gorin-ohashi Bridge	五輪大橋	五环大桥	고린대교	Ponte Gorin-ohashi
287		裾花大橋			すそばなおおはし	長野市	Susobana-ohashi Bridge	裾花大橋	裾花大桥	스소바나대교	Ponte Susobana-ohashi
288	長野大橋	ながのおおはし			長野市	Nagano-ohashi Bridge	長野大橋	长野大桥	나가노대교	Ponte Nagano-ohashi	
289	橋	落合橋			おちあいばし	長野市	Ochiaibashi Bridge	落和橋	落和桥	오치아이교	Ponte Ochiaibashi
290		小布施橋			おぶせばし	長野市	Obusebashi Bridge	小布施橋	小布施桥	오부세교	Ponte Obusebashi
291		丹波島橋			たんばじまばし	長野市	Tanbajimabashi Bridge	丹波島橋	丹波岛桥	단바지교	Ponte Tanbajimabashi
292		村山橋			むらやまばし	長野市	Murayamabashi Bridge	村山橋	村山桥	무라야마교	Ponte Murayamabashi
293		屋島橋		やしまばし	長野市	Yashimabashi Bridge	屋島橋	屋岛桥	야시마교	Ponte Yashimabashi	
294	その他（回遊等）	小路		しまんりょ小路	しまんりょこうじ	長野市街地	SHIMANYO小路	SHIMANYO小路	시만료작은길	Ruela Shimanyokoji	
295			横丁	秋葉横丁	長野市街地	Akibayokocho Alley	秋葉横丁	秋叶旁道	아키바요코초	Ruela Akibayokocho	
296	交通機関等	空港	空港	松本空港	まつもとくうこう	長野県	AIRPORT / Matsumoto Airport	松本机场	松本机场	마츠모토공항	AEROPORTO / Aeroporto de Matsumoto
297				鉄道	駅	J R 長野駅	長野市街地	JR Nagano Station / JR Nagano Sta.	JR長野火車站	JR长野火车站	JR나가노역
298		権堂駅	ごんどうえき		長野市街地	Gondo Station / Gondo Sta.	權堂站	权堂站	곤도역	Estação Gondo	
299		市役所前駅	しやくしよまええき		長野市街地	Shiyakushomae Station / Shiyakushomae Sta.	市役所（市政府）前站	市役所（市政府）前站	시청앞역	Estação Shiyakushomae	
300		善光寺下駅	ぜんこうじしたえき		長野市街地	Zenkojishita Station / Zenkojishita Sta.	善光寺下站	善光寺下站	젠코지시다역	Estação Zenkojishita	
301		長野電鉄 長野駅	ながのでんてつ ながのえき		長野市街地	Naganodentetsu Nagano Station / Naganodentetsu Nagano Sta.	長野電鐵 長野站	长野电铁 长野站	나가노전철 나가노역	Estação Nagano Dentetsu de Nagano	
302		新幹線	上越新幹線		じょうえつしんかんせん	新潟県	Joetsu Shinkansen Line	上越新幹線	上越新干线	조에츠신칸센	Trem-bala Joetsu Shinkansen
303			北陸新幹線		ほくりくしんかんせん	長野市	Hokuriku Shinkansen Line	北陸新幹線	北陆新干线	호쿠리쿠신칸센	Trem-bala Hokuriku Shinkansen
304		線（在来線）	飯田線		いいだせん	長野県	Iida Line	飯田線	饭田线	이이다선	Linha Iida
305			飯山線		いいやません	長野県	Iiyama Line	飯山線	饭山线	이이야마선	Linha Iiyama
306			羽越本線		うえつほんせん	新潟県	Uetsuhonsen Line	羽越主要鐵道	羽越主要线	우에츠혼센선	Linha Uetsuhonsen
307			越後線		えちごせん	新潟県	Echigo Line	越後線	越后线	에치고선	Linha Echigo
308			大系線		おおいとせん	長野県	Oito Line	大系線	大系线	오오이토선	Linha Oito
309			小海線		こうみせん	長野県	Koumi Line	小海線	小海线	코우미선	Linha Koumi
310			篠ノ井線		しののいせん	長野県	Shinonoi Line	篠之井線	筱之井线	시노노이선	Linha Shinonoi
311			城端線		じょうはなせん	富山県	Johana Line	城端線	城端线	조하나선	Linha Johana
312			信越本線		しんえつほんせん	長野県・新潟県	Shin-etsuhonsen Line	信越主要鐵道	信越主要铁道	신에츠혼센선	Linha Shin-etsuhonsen
313			高山本線		たかやまほんせん	岐阜県	Takayamahonsen Line	高山主要鐵道	高山主要铁道	타카야마혼센선	Linha Takayamahonsen
314			中央本線		ちゅうおうほんせん	長野県	Chuhohonsen Line	中央主要鐵道	中央主要铁道	추오혼센선	Linha Chuhohonsen
315			七尾線	ななおせん	石川県	Nanao Line	七尾線	七尾线	나나오선	Linha Nanao	
316	北陸本線		ほくりくほんせん	石川県	Hokurikuhonsen Line	北陸只要鐵道	北陆主要铁道	호쿠리쿠혼센선	Linha Hokurikuhonsen		
317	地方鉄道		身延線	みのぶせん	山梨県・静岡県	Minobu Line	身延線	身延线	미노부선	Linha Minobu	
318			大井川鉄道	おおいがわてつどう	静岡県	Oigawa Railway	大井川鐵道	大井川铁道	오오이가와철도	Via férrea Oigawa	
319			黒部峡谷鉄道	くろべきょうこくてつどう	富山県	Kurobe Gorge Railway	黒部峡谷鐵道	黑部峡谷铁道	쿠로베교코쿠철도	Via férrea Kurobe	
320			しなの鉄道	しなのてつどう	長野県	Shinanotetsudo Railway	信濃鐵道	信浓铁道	시나노철도	Via férrea Shinanotetsudo	
321			富山地方鉄道 立山線	とやまちてつたてやません	富山県	Toyama-chihotetsudo Tateyama Line	富山地方鐵道 立山線	富士地方铁道 立山线	토야마치방철도타테야마센선	Via férrea Toyama-chihotetsudo Linha Tateyama	
322			富山地鉄鉄道 本線	とやまちてつほんせん	富山県	Toyama-chihotetsudo Honsen Line	富山地鐵鐵道	富土地铁铁道	토야마치철철도혼센선	Via férrea Toyama-chihotetsudo Linha Honsen	
323			長野電鉄	ながのでんてつ	長野県	Naganodentetsu Line	長野電鐵	长野电铁	나가노전철선	Via férrea Naganodentetsu	
324			長野電鉄 長野線	ながのでんてつながのせん	長野市	Naganodentetsu Nagano Line	長野電鐵 長野線	长野电铁 长野线	나가노전철 나가노선	Via férrea Naganodentetsu Linha Nagano	
325	水運	港	直江津港	なおえつこう	新潟県	Naoetsuko Harbor	直江津港	直江津港	나오에즈항	Porto Naoetsuko	
326		その他	駐車場	T O I G Oパーキング	長野市街地	Toigo Parking Area	TOIGO停車場	토이고주차장	토이고주차장	Estacionamento Toigo	
327	公共施設等	行政施設	駐輪場	長野駅自転車駐輪場	長野市街地	Nagano Sta. Bicycle Parking Area	長野站腳踏車停放處	长野站自行车停放处	나가노역자전거보관소	Estacionamento de bicicletas da Estação de Nagano	
328			県庁	長野県庁	長野市街地	PREFECTUAL OFFICE / Nagano Prefectural Office	長野縣廳	长野县厅	나가노현청	Sede do Governo da Província / Sede do Governo da Província de Nagano	
329			合同庁舎	長野合同庁舎（国）	長野市街地	Natl. Govt. Godochosha Bldg. / Common Govt. Bldg.	長野合同廳舎（國）	长野合同厅舍（国）	나가노합동청사(국가)	Prédio do Governo Nacional Nagano Godochosha	
330			合同庁舎	長野合同庁舎（県）	長野市街地	Nagano Prefecture Godochosha Bldg. / Nagano Pref. Godochosha Bldg.	長野合同廳舎（縣）	长野合同厅舍（县）	나가노합동청사(현)	Prédio Provincial Nagano Godochosha	
331			交番	権堂町交番	長野市街地	Gondocho Koban	權堂町派出所	权堂町派出所	곤도초교방(파출소)	Gondocho Koban	
332			長野駅前交番	ながのえきまえこうばん	長野市街地	Naganoekimae Koban	長野站前派出所	长野站前派出所	나가노에키마에교방(파출소)	Naganoekimae Koban	
333			若松町交番	わかまつちようこうばん	長野市街地	Wakamatsucho Koban	若松町派出所	若松町派出所	와카마츠초교방(파출소)	Wakamatsucho Koban	
334			市役所	ながのしやくしよ	長野市街地	CITY OFFICE / Nagano City Office	長野市役所（市政府）	长野市役所（市政府）	나가노시청	PREFEITURA / Prefeitura de Nagano	
335			市役所支所	ながのしこうぶんしよかん	長野市街地	Naganoshi Kobunshokan(Public Records Office)	長野市公文書館	长野市公文书馆	나가노공문서관	Arquivo Municipal Naganoshi Kobunshokan	
336				長野市城山分室	ながのしじょうやまぶんしつ	長野市街地	Joyama City Branch Office	長野市城山分館	长野市城山分馆	나가노시쵸야무분실	Subprefeitura de Joyama
337			消防署	中央消防署	ちゅうおうしやうぼうしよ	長野市街地	Chuo Fire Station	中央消防署	中央消防局	중앙소방서	Central do Corpo de Bombeiros
338			税務署	長野税務署	ながのぜいむしよ	長野市街地	Nagano Tax Office	長野水務署	长野税务局	나가노세무서	Posto da Secretaria da Receita de Nagano
339		郵便局	善光寺郵便局	ぜんこうじゆうびんきょく	長野市街地	Zenkoji Post Office	善光寺郵政局	善光寺邮局	젠코지우체국	Agência de Correios Zenkoji	
340			長野旭郵便局	ながのあさひゆうびんきょく	長野市街地	Nagano Asahi Post Office	長野旭郵政局	长野旭邮局	나가노아사히우편국	Agência de Correios Nagano Asahi	
341			長野駅前郵便局	ながのえきまえゆうびんきょく	長野市街地	Nagano Ekimae Post Office	長野站前郵政局	长野站前邮局	나가노에키마에우편국	Agência de Correios Nagano Ekimae	

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		所在地	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
				漢字	ふりがな（ルビ）						
342	公共施設等	行政施設	郵便局	長野権堂郵便局	ながのごんどうゆうびんきょく	長野市街地	Nagano Gondo Post Office	長野権堂郵政局	長野权堂邮电局	ナガノゴンドウウポウキョク	Agência de Correios Nagano Gondo
343				長野桜枝郵便局	ながのさくらえゆうびんきょく	長野市街地	Nagano Sakurae Post Office	長野櫻枝郵政局	長野樱枝邮电局	ナガノサクラエウポウキョク	Agência de Correios Nagano Sakurae
344				長野中央郵便局	ながのちゅうおうゆうびんきょく	長野市街地	Nagano Chuo Post Office	長野中央郵政局	長野中央邮电局	ナガノチュウオウウポウキョク	Agência de Correios Nagano Chuo
345				長野鶴賀郵便局	ながのつるがゆうびんきょく	長野市街地	Nagano Tsuruga Post Office	長野鶴賀郵政局	長野鹤贺邮电局	ナガノツルガウポウキョク	Agência de Correios Nagano Tsuruga
346				長野緑郵便局	ながのみどりゆうびんきょく	長野市街地	Nagano Midori Post Office	長野緑郵政局	長野绿邮电局	ナガノミドリウポウキョク	Agência de Correios Nagano Midori
347			その他	長野淀ヶ橋郵便局	ながのよどがはしゆうびんきょく	長野市街地	Nagano Yodogahashi Post Office	長野淀之橋郵政局	長野淀之桥邮电局	ナガノヨドガハシウポウキョク	Agência de Correios Nagano Yodogahashi
348				長野地方気象台	ながのちほうきしゅうだいい	長野市街地	Nagano Local Meteorological Observatory	長野地方気象臺	長野地方气象台	ナガノチホウキシヤウダイ	Observatório Meteorológico Regional de Nagano
349				東京入国管理局長野出張所／入国管理局	とうきょうにゅうこくかんりきょくながのしゅっちょうじょ	長野市街地	Nagano Branch Office Tokyo Regional Immigration Bureau / IMMIGRATION BUREAU	東京入国管理局長野派出所／入国管理局	东京入国管理局长野派出所 / 入国管理局	トウキョウカンリキョクナガノシュツショウジョ	Departamento de Imigração de Tóquio, filial Nagano / DEPARTAMENTO DE IMIGRAÇÃO
350				長野県住宅供給公社	ながのけんじゅうたくきょうきゅうこうしや	長野市街地	Jutaku Kyokyu Kosha (Public Housing Corporation)	長野縣住宅供給公社	长野县住宅供给公社	ナガノケンジュウタクキョウキウコウシヤ	Jutaku Kyokyu Kosha (Corporação Pública de Fornecimento de Habitação)
351				長野消費生活センター	ながのしょうひせいかつせんたー	長野市街地	Shohiseikatsu Center (Consumer Affairs Center)	長野消費生活中心	长野消费生活中心	ナガノショウヒセイカツセンタ	Shohiseikatsu Senta (Centro Provincial de Atendimento ao Consumidor)
352				国際交流コーナー	こくさいこうりゅうコーナー	長野市街地	Kokusaikoryu Corner (International Exchange Corner)	國際交流所	国际交流所	コクサイコウリョウコナー	Kokusaikoryu Kona (Espaço de Intercâmbio Internacional)
353				中高年齢労働福祉センター サンライフ長野	ちゅうこうねんれいこうどうしやふくしせんたー きんないふながの	長野市街地	Chukonenrei Rodoshafukushi Center Sanraifu Nagano	中老年労働者福祉中心 SUNLIFE長野	中老年劳动者福祉中心 SUNLIFE长野	チュウコウネンレイクワシヤフクシセンタ サンライフナガノ	Chukonenrei Rodoshafukushi Center Sanraifu Nagano
354				ながの観光コンベンションビュロー	ながのかんこうこんべんしよんびゅーろー	長野市街地	Nagano Convention Visitors Bureau	長野觀光諮詢中心	长野观光咨询中心	ナガノカンコウコンベンシヨウビョーロ	Agência de Turismo e Convenções Nagano Kanko Convention Bureau
355				長野家庭裁判所	ながのかていさいばんしよ	長野市街地	Nagano Family Court	長野家庭裁判所	长野家庭裁判所	ナガノカテイスイバンシヨ	Vara de Família de Nagano
356				長野簡易裁判所	ながのかんいさいばんしよ	長野市街地	Nagano Summary Court	長野簡易裁判所	长野簡易裁判所	ナガノカンイザイバンシヨ	Vara de Julgamento Sumário de Nagano
357				長野市消費生活センター	ながのしょうひせいかつせんたー	長野市街地	Nagano Shohiseikatsu Center(Consumer Affairs Center)	長野市消費生活中心	长野市消费生活中心	ナガノシショウヒセイカツセンタ	Naganoshi Shohiseikatsu Senta (Centro Municipal de Atendimento ao Consumidor)
358				長野地方裁判所	ながのちほうざいばんしよ	長野市街地	Nagano District Court	長野地方裁判所	长野地方裁判所	ナガノチホウザイバンシヨ	Vara Regional de Nagano
359				ハローワーク長野	はろーわーくながの	長野市街地	Hello Work Nagano (Public Employment Security Office)	Hello Work 長野長野職業紹介所	Hello Work 长野长野职业介绍所	ハローワーク ナガノ	Hello Work Nagano (Agência Pública de Segurança de Emprego)
360		公園・緑地	公園	往生寺公園	おうじょうじこうえん	長野市街地	Ojoji Park	往生寺公園	往生寺公园	オジョウコウエン	Parque Ojoji
361				地獄谷野猿公苑	じごくだにやえんこうえん	長野県	Jigokudaniyaenkoen Park	地獄谷野猿公園	地狱谷野猿公园	ジコクタニヤエンコウエン	Parque Jigokudaniyaenkoen
362				スノーモンキー	すのーもんきー	長野県	Snow Monkey	雪猿	斯诺 monkeys	スノーモンキー	Macaco-das-neves
363				城山公園	じょうやまこうえん	長野市街地	Joyama Park	城山公園	城山公园	ジョヤマコウエン	Parque Joyama
364				石油記念公園（石油産業発祥地記念公園）	せきゆきねんこうえん	新潟県	Sekiyukinen Park / Oil Memorial Park	石油記念公園（石油産業發祥地紀念公園）	石油紀念公園（石油产业发祥地纪念公园）	セキユキネンコウエン（석유산업발상지공원）	Parque Sekiyukinen / Parque Memorial do Petróleo
365				ひまわり公園	ひまわりこうえん	長野市街地	Himawari Park	向日葵公園	向日葵公园	ヒマワリコウエン	Parque Himawari
366				南千歳公園	みなみちとせこうえん	長野市街地	Minamichitose Park	南千歳公園	南千岁公园	ミナミチトセコウエン	Parque Minamichitose
367				若里公園	わかさとこうえん	長野市街地	Wakasato Park	若里公園	若里公园	ワカサトコウエン	Parque Wakasato
368			教育施設	長野清泉女学院高等学校	ながのせいせんじょがくいんこうとうがっこう	長野市街地	Nagano Seisen Jogakuin High School	長野清泉女學院高等學校	长野清泉女学院高等学校	ナガノセイセンジョウガクインコウダウガクコウ	Escola de Ensino Médio Nagano Seisen Jogakuin
369				長野高等学校	ながのこうとうがっこう	長野市街地	Nagano High School	長野高中	长野高中	ナガノコウダウガクコウ	Escola de Ensino Médio Nagano
370				長野商業高等学校	ながのしょうぎょうこうとうがっこう	長野市街地	Nagano Shogyo (Commercial) High School	長野商業高中	长野商业高中	ナガノショウギョウコウダウガクコウ	Escola (de Ensino Médio Comercial) Nagano Shogyo
371				長野西高等学校	ながのにしこうとう	長野市街地	Nagano Nishi High School	長野西高中	长野西高中	ナガノニシコウダウガクコウ	Escola de Ensino Médio Nagano Nishi
372			小学校	山王小学校	さんのうしょうがっこう	長野市街地	Sanno Elementary School	山王國小	山王小学	サンノウショウガクコウ	Escola de Ensino Fundamental Sanno
373				城東小学校	じょうとうしょうがっこう	長野市街地	Joto Elementary School	城東國小	城东小学	ジョウトウショウガクコウ	Escola de Ensino Fundamental Joto
374				城山小学校	じょうやましょうがっこう	長野市街地	Joyama Elementary School	城山國小	城山小学	ジョヤマショウガクコウ	Escola de Ensino Fundamental Joyama
375				鍋屋田小学校	なべやたしょうがっこう	長野市街地	Nabeyata Elementary School	鍋屋田國小	锅屋田小学	ナベヤタショウガクコウ	Escola de Ensino Fundamental Nabeyata
376				信州大学教育学部	しんしゅうだいがくきょういくがくぶ	長野市街地	Shinshu University Department of Education / Shinshu Univ. Dept. of Education	信州大學教育學部	信州大学教育学部	シンシュダイガクイコクガクブ	Departamento de Educação da Universidade de Shinshu / Dep. de Educ. da Univ. Shinshu
377			短期大学	信州大学工学部	しんしゅうだいがくこうがくがくぶ	長野市街地	Shinshu University Department of Technology / Shinshu Univ. Dept. of Technology	信州大學工學部	信州大学工学部	シンシュダイガクコウガクブ	Departamento de Tecnologia da Universidade de Shinshu / Dep. de Tecn. da Univ. Shinshu
378				長野県短期大学	ながのけんたんきだいがく	長野市街地	Nagano Prefectural Junior College	長野縣短期大學	长野县短期大学	ナガノケンタンキダイガク	Faculdade Provincial de Cursos de Curta Duração
379				中学校	ながのせいせんじょがくいんこうちゅうがく	長野市街地	Nagano Seisen Junior High School	長野清泉女學院國中	长野清泉女学院中学	ナガノセイセンジョウガクインジュウガク	Escola de Ensino Fundamental (2o. Período) Nagano Seisen
380				柳町中学校	やなぎまちちゅうがっこう	長野市街地	Yanagimachi Junior High School	柳町中學	柳町中学	ヤナギマチジュウガクコウ	Escola de Ensino Fundamental (2o. Período) Yanagimachi
381			保育園	山王保育園	さんのうほいくえん	長野市街地	Sanno Nursery School	山王保育園	山王保育园	サンノボイクエン	Escola de Educação Infantil Sanno
382				後町保育園	ごちょうほいくえん	長野市街地	Gocho Nursery School	後町保育園	后町保育园	ゴチョボイクエン	Escola de Educação Infantil Gocho
383				幼稚園	ぼどまようちえん	長野市街地	Padoma Kindergarten	PADOMA幼稚園	パドマ幼稚園	ボドマヨウチエン	Jardim de Infância Padoma
384				病院	ながのせきじゅうじびょういん	長野市街地	Nagano Sekijuji (Red Cross) Hospital	長野紅十字醫院	长野红十字医院	ナガノセキジュウジビョウイン	Hospital da Cruz Vermelha Nagano Sekijuji
385				保健所	ながのちゅうおうじびょういん	長野市街地	Nagano Chuo Hospital	長野中央醫院	长野中央医院	ナガノチュウオウビョウイン	Hospital Nagano Chuo Byouin
386			医療施設	長野市保健所	ながのしほけんじょ	長野市街地	City Public Health Center	長野市保健所	长野市保健所	ナガノシホケンジョ	Centro Municipal de Saúde
387				長野保健所	ながのほけんじょ	長野市街地	Prefectural Public Health Center	長野保健所	长野保健所	ナガノホケンジョ	Centro Provincial de Saúde
388				血液センター	ながのけんせきじゅうじけつえきせんたー	長野市街地	Naganoken Red Cross Blood Center / Naganoken Sekijuji Ketsueki Center	長野縣紅十字血液中心	长野县红十字血液中心	ナガノケンセキジュウジケツエキセンタ	Banco de Sangue da Cruz Vermelha de Nagano / Naganoken Sekijuji Ketsueki Center
389			文化施設	記念館	せんとらるすくうえあ	長野市街地	Central square	中央史克威爾廣場	セントラル広場	セントラールワカザ	Central Square
390				生涯学習セン	ＴＯＩＧＯ	長野市街地	Toigo	TOIGO	TOIGO	トイゴ	Toigo
391				植物園	茶臼山自然植物園	長野市	Chausuyamashizen Botanical Gardens	茶臼山自然植物園	茶臼山自然植物园	チャウスヤマシゼンボツクワン	Jardim Botânico Chausuyamashizen
392					戸隠森林植物園	長野市	Togakushi Forest Botanical Garden	戸隠森林植物園	户隐森林植物园	トガクシノリンボツクワン	Jardim Botânico Florestal de Togakushi
393				資料館	ちよつ蔵おいらい館	長野市街地	Chokkuraoiraikan Museum	Chokkuraoiraikan展廳	Chokkuraoiraikan展厅	チュウツソウオライイカン	Museum Chokkuraoiraikan
394			図書館	動物園	じょうやまどうぶつえん	長野市街地	Joyama Zoo	城山動物園	城山动物园	ジョヤマドウブツエン	Zoológico de Joyama
395				図書館	県立長野図書館	長野市街地	Prefectural Library	縣立長野圖書館	县立长野图书馆	ケンリツナガノドソカン	Biblioteca Provincial
396					長野市立長野図書館	長野市街地	City Library	長野市立長野圖書館	长野市立长野图书馆	ナガノシリツナガノドソカン	Biblioteca Municipal
397					長野市立南部図書館	長野市	Nanbu Library	長野市立南部圖書館	长野市立南部图书馆	ナガノシリツナンブドソカン	Biblioteca Nanbu
398				美術館	水野美術館	長野市街地	Mizuno Museum of Art	水野美術館	水野美术馆	ミヅノミユクワン	Museum de Arte Mizuno
399			文化会館	長野県信濃美術館	ながのけんしなのびじゅつかん	長野市街地	Shinano Art Museum	長野縣信濃美術館	长野县信浓美术馆	ナガノケンシナノミユクワン	Museum de Arte Shinano
400				東山魁夷館	ひがしやまかいいかん	長野市街地	Higashiyama Kaii Gallery	東山魁夷館	东山魁夷馆	ヒガシヤマカイイカン	Galeria Higashiyama Kaii
401					篠ノ井市民会館	長野市	Shinonoi Shiminkaikan Hall	篠之井市民會館	筱之井市民会馆	シノノイシミンカイカン	Centro Comunitário Shinonoi Shiminkaikan
402					東部文化ホール	長野市	Tobu Bunka Hall	東部文化館	东部文化馆	トブブンカホール	Centro Cultural Tobu
403					長野市民会館	長野市街地	Shiminkaikan Hall	長夜市民會館	长野市民会馆	ナガノシミンカイカン	Centro Comunitário Shiminkaikan
404				ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）	ほくとぶんかほーる（ながのけんけんみんぶんかいかいかん）	長野市街地	Hokuto Culture Hall (Naganoken Kenmin Bunkakaikan Hall)	HOKUTO文化館（長野縣縣民文化會館）	HOKUTO文化館（长野县县民文化会馆）	ホクトブンカホール（ナガノケンケンミンブンカイクワン）	Centro Cultural Hokuto (Naganoken Kenmin Bunkakaikan Hall - Centro Cultural da Província de Nagano)
405				松代文化ホール	まつしろぶんかほーる	長野市	Matsushiro Bunka Hall	松代文化館	松代文化馆	マツシロブンカホール	Centro Cultural de Matsushiro
406				若里市民文化ホール	わかさとしみんなぶんかほーる	長野市街地	Wakasato Shimin Bunka Hall	若里市民文化館	若里市民文化馆	ワカサトシミンブンカホール	Centro Cultural Wakasato Shimin
407				科学センター	少年科学センター	長野市街地	Shonen Kagaku Center (Youth Science Center)	少年科學中心	少年科学中心	ショウネンカガクセンタ	Centro Juvenil de Ciências Shonen Kagaku Center
408			スポーツ施設	スキージャンプ	とがくしすきーじょう	長野市	Togakushi Ski Area	戸隠滑雪场	户隐滑雪场	トガクシスキジャンプ	Estação de esqui de Togakushi
409				ビックハット（長野市若里多目的スポーツアリーナ）	ビックハット（ながのしわかさとたもくてきすぽーつばーん）	長野市街地	BIG HAT (Naganoshi Wakasato Tamokuteki Sports Arena)	BIG HAT（長野市若里多功能運動館）	BIG HAT（长野市若里多功能运动馆）	ビクハット（ナガノシワカサタモクテキスポーツアリーナ）	BIG HAT (Arena Multi-uso e de Esportes Naganoshi Wakasato)
410				プール	城山市民プール	長野市街地	Joyama Shimin Pool	城山市民游泳池	城山市民游泳馆	ジョヤマシミンポール	Piscina municipal de Joyama
411			集会施設	公会堂・集会	勤労者女性会館しなのき	長野市街地	Kinroshajoseikaikan Shinanoki Hall	勤勞者女性會館信濃	勤劳者女性会馆信浓	キンロシャジョセイカインシナノキ	Centro do trabalhador e da mulher Kinroshajoseikaikan Shinanoki
412					長野県社会福祉総合センター	長野市街地	Naganoken Shakai Fukushi Sogo Center	長野縣社會福祉綜合中心	长野县社会福祉综合中心	ナガノケンシャカイフクシソゴセンタ	Centro Geral de Bem Estar Social da Província Naganoken Shakai Fukushi Sogo Center
413					ふれあい福祉センター	長野市街地	Fureaifukushi Center	交流福祉中心	交流福祉中心	フレイアイフクシセンタ	Centro Fureaifukushi Center
414				公民館	蔵春閣（城山公民館）	長野市街地	Zoshunkaku (Joyamakominkan)	藏春閣（城山公民館）	藏春阁（城山公民馆）	ゾシュンカク（ジョヤマコムインカン）	Zoshunkaku(Centro Comunitário de Joyama)
415					長野市生涯学習センター	長野市街地	Shogaigakushu Center (Lifelong Learning Center)	長野市生涯學習中心	长野市生涯学习中心	ナガノシショウガイクセンタ	Naganoshi Shogaigakushu Center (Centro de Aprendizizado ao Longo da Vida)
416		その他	牧場	戸隠牧場	とがくしほくじょう	長野市	Togakushibokujo Ranch	戸隠牧場	户隐牧场	トガクシボクジョ	Fazenda de Criação de Gado Togakushibokujo
417					臼田宇宙空間観測所	長野県	Usuda Deep Space Center / UDSC	臼田宇宙空間觀測站	臼田宇宙空间观测站	ウスダウソウクウカンクサツ所	Centro de Espaço Sideral de Usuda
418					富士山測候所	静岡県	Mt. Fuji Weather Measurement Station	富士山氣象觀測站	富士山气象观测站	フジサンクワツクサツ所	Observatório Meteorológico do Monte Fuji
419				商業観光施設	園	懐古園	Kaikoen Park	懷古園	怀古园	カイコエン	Parque Kaikoen
420					観光案内	川中島バス 長野駅前総合案内所	かわなかじまバス ながのえきまへそうごうあんないじょ	川中島巴士 長野駅前綜合諮詢處	川中岛公交车 长野站前综合咨询处	カワナカジマバス ナガノエキツホウサウダ	Balcão de Informações da empresa Kawanakajima Bus
421			キャンプ場		長野市観光情報センター	長野市街地	Tourist Information Center	長野市觀光信息中心	长野市观光信息中心	ナガノシカンコウサウダセンタ	Centro de Informação Turística
422					戸隠キャンプ場	長野市	Togakushi Campsite	戸隠露营地	户隐露营地	トガクシキャンプジョウ	Acampamento de Togakushi
423					信濃毎日新聞社	長野市街地	Shinano Mainichi Shimibun	信濃毎日新聞社	信浓日报社	シンナノマイニチシンブン	Empresa Jornalística Shinano Mainichi Shimibun
424					物産館	門前農館	Monzen-no-yakata	門前農館	门前农馆	モンゼンノヤカタ	Monzen-no-yakata
425					放送局	a b n 長野朝日放送	abn TV Station	a b n長野朝日放送	a b n 长野朝日放送	abnナガノハヤシタ	Rede de Televisão ABN
426			放送局		SBC 信越放送	長野市街地	SBC TV Station	SBC信越放送	SBC 信越放送	SBCシエツホウソウ	Rede de Televisão SBC
427					NHK 長野放送局	長野市街地	NHK TV Station	NHK長野放送局	NHK 长野放送局	NHKナガノハヤシタ	Rede de Televisão NHK
428					長野放送 NBS	長野市街地	NBS TV Station	長野放送 NBS	长野放送 NBS	ナガノハヤシタNBS	Rede de Televisão NBS

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		所在地	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（简体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
				漢字	ふりがな（ルビ）						
429	商業観光施設	公共の施設	放送局	T S B テレビ信州	ていーえすびー てれびしんしゅう	長野市街地	TSB TV Station	TSB信州電視臺	TSB 信州电视台	TBS테레비신슈	Rede de Televisão TSB
430			集会所等	長野県農協ビル	ながのけんのうきょうびる	長野市街地	Nokyo Bldg.	長野縣農協大樓	長野县农协大楼	나가노켄농협빌딩	Prédio Naganoken Nokyo
431				もんぜんぶら座	もんぜんぶらざ	長野市街地	Monzenpuraza	MONZENPLAZA	MONZENPLAZA	몬젠프라자	Monzen Plaza
432			電信電話	N T T D o c o m o	えぬてーいーいーどこも	長野市街地	NTT Docomo	NTT D o c o m o	NTT D o c o m o	NTT Docomo	NTT Docomo
433				東日本電信電話 長野支店	ひがしにほんでんしんでんわ ながのしてん	長野市街地	NTT EAST	東日本電信電話 長野分店	东日本电信电话 長野分店	동일본전신전화 나가노지점	NTT Higashi Nihon Filial Nagano
434		商業施設	商工会	長野商工会議所	ながのしょうこうかいぎしよ	長野市街地	Nagano Chamber of Commerce and Industry	長野商工會議所	長野商工会议所	나가노상공회의소	Câmara do Comércio e Indústria de Nagano
435			映画館	千石劇場	せんごくげきじょう	長野市市街地	Sengokugekijo Movie Theater	千石劇場	千石剧场	센고쿠극장	Cinema Sengokugekijo
436				長野松竹相生座	ながのしょうちくあいおいざ	長野市街地	Naganoshochikuaioiza Movie Theater	長野松竹相生座	長野松竹相生座电影院	나가노쥔치쿠아이오이자 극장	Cinema Naganoshochikuaioiza
437				長野ロキシー	ながのろきしー	長野市街地	Naganorokishi Movie Theater	長野Roxy影院	長野Roxy影院	나가노로키시 극장	Cinema Naganorokishi
438			お土産、食事	ばていお大門	ばていおだいもん	長野市街地	Pateiodaimon	Patio大門	Patio大門	파테이오다이몬	Pateiodaimon
439			喫茶	楽茶れんが館	らくちゃれんがかん	長野市街地	Rakucharengakan	樂茶煉瓦館	乐茶炼瓦馆	라쿠차렌가강	Rakucharengakan
440			文芸座	北野文芸座	きたのぶんげいざ	長野市街地	Kitanobungeiza	北野文艺館	北野文艺馆	키타노분케이자	Kitanobungeiza
441	金融機関	テーマパーク	伊那谷道中	いなだにどうちゅう	長野県	Inadanidochu	伊那谷道中	伊那谷道中	이나다니도쥬	Inadanidochu	
442		銀行	長野県信用組合 本店	ながのけんしんようくみあい ほんてん	長野市街地	Nagano Kenshin Bank	長野縣信用組合 總店	長野县信用组合 总店	나가노켄신용조합 본점	Banco Nagano Kenshin Matriz	
443				長野県労働金庫 本店	ながのけんらうどうきんこ ほんてん	長野市街地	Nagano Rokin Bank	長野縣勞働金庫 總店	長野县劳动金库 总店	나가노켄노동금고 본점	Banco Nagano Rokin Matriz
444				八十二銀行 本店	はちじゅうにぎんこう ほんてん	長野市街地	Hachijuni Bank	八十二銀行 總店	八十二銀行 总店	하치쥬니은행 본점	Banco Hachijuni Matriz
445	施設	設備		權堂アーケード	こんどうあーけーど	長野市街地	Gondo Shopping Arcade	權堂拱廊	权堂拱廊	곤도아케이드	Centro Comercial Gondo Arcade
446	著名地点・景勝地	文化財	安宅關跡	あたかのせきあと	石川県	Atakanoseki-ato Remains	安宅關遺跡	아다카노세키 유적지	Vestígios Atakanoseki-ato		
447			大境洞窟住居跡	おおさかいどうくつじゅうきよあと	富山県	Ozakaidokutsujukyo-ato Remains	大境洞窟住居遺跡	오오자카이도우쿠즈쥬쿄유적지	Vestígios Ozakaidokutsujukyo-ato		
448			春日山城址	かすがやまじょうあと	新潟県	Site of Kasugayamajo Castle Ruins	春日山城遺跡	카스가야마쥬 유적지	Ruínas do Castelo de Kasugayamajo		
449			五郎兵衛新田	ごろべえしんでん	長野県	Gorobe-shinden	五郎兵卫新田	고로베에신덴	Gorobe-shinden		
450			佐渡金山	さどきんざん	新潟県	Sado Kinzan	佐渡金山	사도킨잔	Sado Kinzan		
451			信濃国分寺跡	しなのこくぶんじあと	長野県	Shinanokokubunji-ato Remains	信濃国分寺遺跡	시나노코분지 유적지	Vestígios Shinanokokubunji-ato		
452			信玄堤	しんげんつつみ	山梨県	Shingen-tsutsumi River Banks	信玄堤	신겐즈츄미	Dique Shingen-tsutsumi		
453			駿府城跡	すんぷじょうあと	静岡県	The Site of Sunpujo	駿府城跡	순뿌쥬 유적지	Ruínas de Sunpujo		
454			武田氏館跡	たけだしやかたあと	山梨県	The Site of Takedashiyakata	武田氏館跡	타케다시아카타 유적지	Ruínas de Takedashiyakata		
455			長者ヶ原遺跡	ちやうじゃがはらいせき	新潟県	Chojagahara Iseki Ruins	長者之原遺跡	쥔자가하라이 유적지	Ruínas de Chojagahara Iseki		
456			尖石遺跡	とがりいしいせき	長野県	Togari-ishii Iseki Historical Ruins	尖石遺迹	토기리이시이 유적지	Ruínas históricas de Togari-ishii Iseki		
457			登呂遺跡	とろいせき	静岡県	Toro Iseki Historical Ruins	登呂遺迹	토로이 유적지	Ruínas históricas de Toro iseki		
458			停足柵遺跡	ぬたりさくあと	新潟県	Nutarisaku-ato Fence Remains	停足柵遺迹	누타리쿠사 유적지	Vestígios da sebe Nutarisaku-ato		
459			平出遺跡	ひらいでいせき	長野県	Hiraide Iseki Ruins	平出遺迹	히라이케이 유적지	Ruínas de Hiraide iseki		
460			福島關跡	ふくしませきあと	長野県	Fukushimaseki-ato Gate Remains	福島關遺迹	후쿠시마세키 유적지	Vestígios da barreira Fukushimaaseki-ato		
461			遺跡	ナウマン象発掘地	なうまんぞうはくつち	長野県	Naumanzo-Hakkutsuchi (Naumann Elephant Excavation Area)	古菱齒象發掘地	나우만쥬 발상지	Naumanzo-Hakkutsuchi (área de escavação do elefante Naumann)	
462			国宝	兼六園	けんろくえん	石川県	Kenrokuen Garden	兼六園	켄로쿠엔	Jardim Kenrokuen	
463				五箇山	ごかやま	富山県	Gokayama (Gassho-zukuri Houses)	五箇山	고카야마 산	Gokayama (Casas em estilo Gassho-zukuri)	
464				鬼押出し	おにおしだし	長野県	Onioshidashi	鬼押出	오니오시다시	Onioshidashi	
465				下馬サクラ	げばざくら	静岡県	Gebazakura Cherry Blossoms	下馬櫻	게바사쿠라	Cerejeiras Gebazakura	
466				寢覚の床	ねざめのとこ	長野県	Nezamenotoko	寢覚之床	네자메노도코	Nezamenotoko	
467				埋没林	まいぼつりん	富山県	Maibotsurin Submerged Forest	埋没林	마이바츠린	Floresta Submersa Maibotsurin	
468				溶岩樹型	ようがんじゅけい	長野県	Yoganjukei Lava Tree Mold	熔岩樹型	요간쥬카이	Molde de lava de troncos de árvore Yoganjukei	
469				信州大学教育学部書庫	しんしゅだいがくきょういがかくぶしょこ	長野市街地	Shinshu Univ. Edu Dept. Archive	信州大學教育学部書庫	신슈대학교육학부 서고	Biblioteca Shinshu Daigaku Kyoiukugakubushoko	
470			国登録有形文化財	旧長野県庁書籍庫	きゅうながのけんちょうしょせきこ	長野市街地	Kyunaganoken choshosekisho (former Nagano pref. office publication storage)	舊長野縣書籍庫	구 나가노현청 서적고	Arquivo Antigo Naganokencho shosekiko	
471				三原屋商店店舗	みはらやしょうてんでんぼ	長野市街地	Miharaya Shoten-tenpo (Miharaya Shop/store)	三原屋商店店舗	미하라쇼텐덴포	Centro comercial Miharayashoten tenpo	
472				北蔵	きたくら	長野市街地	Kitakura (north traditional storehouse)	北蔵	키타 쿠라	Kitakura	
473				中蔵	なかくら	長野市街地	Nakakura (center traditional storehouse)	中蔵	나카 쿠라	Nakakura	
474				東蔵	ひがしくら	長野市街地	Higashikura (east traditional storehouse)	东蔵	히가시 쿠라	Higashikura	
475				南蔵	みなみくら	長野市街地	Minamikura (south traditional storehouse)	南蔵	미나미 쿠라	Minamikura	
476				西蔵	にしくら	長野市街地	Nishikura (west traditional storehouse)	西蔵	니시 쿠라	Nishikura	
477			国登録有形文化財	旧信濃中牛馬合資会社社屋	きゅうしなのちゅうぎやうばうごうしがいしゃやおく	長野市街地	kyu shinanochu gyubakoshikaishashaoka (former/old shinanochu horses & cattle limited partnership building)	信濃中牛馬合資社舊址	구 신슈나까 우마회사 사옥	Edifício Antigo da Companhia Shinano Chugyubagoshigaisha shaoku	
478				国登録有形文化財	中澤時計本店	なかざわとけいほんてん	長野市街地	Nakazawa Tokei Honten (Nakazawa watch headquarter)	中澤鐘錶總店	나카자와와시계 본점	Relojoaria Nakazawa Tokei Honten
479			国登録有形文化財	藤屋旅館	ふじやりよかん	長野市街地	Fujiyaryokan (Fujiya Japanese-syle hotel/inn)	藤屋旅館	후지야 료칸	Fujiyaryokan	
480			国登録有形文化財	旧三河屋商店店舗兼住宅	きゅうみかわやしやうてんでんぼけんじゅうたく	長野市街地	Kyu Mikawaya Shoten-tenpo Kenjutaku (former/old Mikawaya store/shop residence)	舊三河屋商店店舗兼舊址	구 미가와상점 점포겸 주택	Loja e residência antigas Mikawaya	
481				土蔵	どぞう	長野市街地	Dozo (traditional Japanese storehouse)	土蔵	토조우	Dozo	
482				味噌蔵	みそぐら	長野市街地	Misogura (miso storehouse)	味噌蔵	미소구라	Misogura	
483				倉庫	そうこ	長野市街地	Soko (warehouse)	倉庫	창고	Armazém	
484				国登録有形文化財	長野聖救主教会	ながのせいきゅうしゅきょうかい	長野市街地	Nagano Seiryusiu kyukai (Nagano nory saviour's church)	長野聖救主教會	나가노 성구주 교회	Igreja Nagano Seikyushukyokai
485			施設名	市天然記念物	湯福神社のケヤキ	ゆぶくじんじやのけやき	長野市街地	Yubukujinja-no-keyaki (yubuku Shinto shirine Keyaki (Zelkova) tree)	湯福神社榊木	유후꾸신사의 케야끼	Yubukujinja no keyaki
486	公園等	国定公園		越前加賀海岸国定公園	えちぜんかがかいがんこくていこうえん	福井県	Echizenkagakaigan-Kokuteikoen Quasi-National Park / Echizenkagakaigan-Kokuteikoen Quasi-Natl. Park	越前加賀海岸國家指定公園	에치젠카해안국립공원	Parque Semi-Nacional Echizenkagakaigan-Kokuteikoen	
487				佐渡弥彦山国定公園	さどやひこねやまこくていこうえん	新潟県	Sadoyahikoneyama-Kokuteikoen Quasi-National Park Sadoyahikoneyama-Kokuteikoen Quasi-Natl. Park	佐渡彌彦山國家指定公園	사도야히코요네야마국립공원	Parque Semi-Nacional Sadoyahikoneyama-Kokuteikoen	
488				天竜奥三河国定公園	てんりゅうおくみかわこくていこうえん	長野県・愛知県	Tenryuokumikawa-Kokuteikoen Quasi-National Park Tenryuokumikawa-Kokuteikoen Quasi-Natl. Park	天龍奧三河國家指定公園	덴류오쿠미가와국립공원	Parque Semi-Nacional Tenryuokumikawa-Kokuteikoen	
489				能登半島国定公園	のとはんとうこくていこうえん	石川県	Notohanto-Kokuteikoen Quasi-National Park Notohanto-Kokuteikoen Quasi-Natl. Park	能登半島國家指定公園	노도반도국립공원	Parque Semi-Nacional Notohanto-Kokuteikoen	
490				飛騨木曽川国定公園	ひだきそがわこくていこうえん	岐阜県	Hidakisogawa-Kokuteikoen Quasi-National Park Hidakisogawa-Kokuteikoen Quasi-Natl. Park	飛騨木曽川國家指定公園	히다키소가와국립공원	Parque Semi-Nacional Hidakisogawa-Kokuteikoen	
491				八ヶ岳中信高原国定公園	やつがたけちゅうしんこうげんこくていこうえん	長野県	Yatsugatakehushinogen-Kokuteikoen Quasi-National Park Yatsugatakehushinogen-Kokuteikoen Quasi-Natl. Park	八之嶽中信高原國家指定公園	야츠가타케쥬신고원국립공원	Parque Semi-Nacional Yatsugatakehushinogen-Kokuteikoen	
492		国立公園		上信越高原国立公園	じょうしんえつこうげんこくりつこうげん	長野県	Joshin-etsukogen National Park / Joshin-etsukogen Natl. Park	上信越高原國家指定公園	쥔신에츠고원국립공원	Parque Nacional Joshin-etsukogen	
493				秩父多摩甲斐国立公園	ちちぶたまかいこくりつこうえん	長野県・山梨県	Chichibutamakai National Park / Chichibutamakai Natl. Park	秩父多摩甲斐國家指定公園	치치부타마카이국립공원	Parque Nacional Chichibutamakai	
494				中部山岳国立公園	ちゅうぶざんがくこくりつこうえん	長野県・富山県	Chubusangaku National Park / Chubusangaku Natl. Park	中部山嶽國家指定公園	쥬부산악국립공원	Parque Nacional Chubusangaku	
495				富士箱根伊豆国立公園	ふじはこねいずこくりつこうえん	静岡県・山梨県	Fujihakoneizu National Park / Fujihakoneizu Natl. Park	富士箱根伊豆國家指定公園	후지하코네이즈국립공원	Parque Nacional Fujihakoneizu	
496				自然公園	奥裾花自然園	おくすそばなしぜんえん	長野市	Okususbana Nature Park	奥裾花自然公園	오쿠수소바자연공원	Parque Natural Okususbana
497				延命庵	えんめいあん	長野市街地	Enmeian	延命庵	엔메이안	Enmeian	
498				往生院	おうじょういん	長野市街地	Ojoin Temple	往生院	오조인	Templo Ojoin	
499	裁松院	さいしょういん	長野市街地	Saishoin Temple	裁松院	사이쥔인	Templo Saishoin				
500	世尊院	せそんいん	長野市街地	Seson-in Temple	世尊院	세손인	Templo Seson-in				
501	保科観音	ほしなかんのん	長野市	Hoshina Kannon	保科觀音	호시나칸논	Hoshina Kannon (Deusa Budista da Misericórdia)				
502	川柳将軍塚古墳・姫塚古墳	せんりゅうしょうりょうぐんづかこふん・ひめづかこふん	長野市	Senryushogunzuka-kofun・Himezuka-kofun Ancient Tomb	川柳将軍塚古墳・姫塚古墳	센류쇼군즈카고분, 히메즈카고분	Túmulo de imperadores e nobres antigos Senryushogunzuka-kofun - Himezuka-kofun				
503	海野宿	うんのじゅく	長野県	Unnojuku	海野宿	운노쥬쥬	Unnojuku (Antigas Pousadas)				
504	妻籠宿	つまごじゅく	長野県	Tsumagojuku	妻籠宿	즈마고쥬쥬	Tsumagojuku (Antigas Pousadas)				
505	奈良井宿	ならいじゅく	長野県	Naraijuku	奈良井宿	나라이쥬쥬	Naraijuku (Antigas Pousadas)				
506	馬籠宿	まごめじゅく	岐阜県	Magomejuku	馬籠宿	마고메쥬쥬	Magomejuku (Antigas Pousadas)				
507	高遠城址	たかとうじょうあと	長野県	Site of Takatojo Castle Ruins	高遠城址	타카토쥔성 유적지	Ruínas do Castelo de Takatojo				
508	松代城址	まつしろじょうあと	長野市	Site of Matsushirojo Castle Ruins	松代城址	마쓰시로성 유적지	Ruínas do Castelo de Matsushirojo				

ID	大項目	小項目		①日本語（五十音順）		所在地	②英語	③中国語（繁体字） 【台湾、香港、東南アジアなど】	④中国語（簡体字） 【中国本土など】	⑤ハングル	⑥ポルトガル語
				漢字	ふりがな（ルビ）						
509	著名地点・景勝地	施設名	城	上田城	うえだじょう	長野県	Uedajo Castle	上田城	上田城	우에다성	Castelo Uedajo
510				金沢城	かなざわじょう	石川県	Kanazawajo Castle	金澤城	金澤城	카나자와성	Castelo Kanazawajo
511			神社	福井城	ふくいじょう	福井県	Fukuijo Castle	福井城	福井城	후쿠이성	Castelo Fukuijo
512				松本城	まつもとじょう	長野県	Matsumotojo Castle	松本城	松本城	마츠모토성	Castelo Matsumotojo
513				秋葉神社	あきばじんじゃ	長野市街地	Akibajinja Shrine	秋葉神社	秋叶神社	아키바신사	Templo xintoista Akibajinja
514				飯綱神社	いづなじんじゃ	長野市街地	Iizunajinja Shrine	飯綱神社	飯纲神社	이이즈나신사	Templo xintoista Iizunajinja
515				稲荷神社	いなりじんじゃ	長野市街地	Inarijinja Shrine	稻荷神社	稻荷神社	이나리신사	Templo xintoista Inarijinja
516				大國主神社	おおくにぬしじんじゃ	長野市街地	Okuninushijinja Shrine	大國主神社	大國主神社	오오쿠니누시신사	Templo xintoista Okuninushijinja
517				信濃招魂社	しなのしょうこんしゃ	長野市街地	Shinanoshokonsha Shrine	信濃招魂社	信浓招魂社	시나노쇼톤신사	Templo xintoista Shinanoshokonsha
518				諏訪大社	すわたいしゃ	長野県	Suwataisha Shrine	諏訪大社	諏访大社	스와다이샤 신사	Templo xintoista Suwataisha
519				大黒主神社	だいくくぬしじんじゃ	長野市街地	Daikokunushijinja Shrine	大黒主神社	大黒主神社	다이코쿠누시신사	Templo xintoista Daikokunushijinja
520				武井神社	たけいじんじゃ	長野市街地	Takeijinja Shrine	武井神社	武井神社	타케이신사	Templo xintoista Takeijinja
521				健御名方富命彦神別神社	たてみなかたとみのみことひこがみわけじんじゃ	長野市街地	Tateminakatatominomikoto-Hikogamiwakejinja Shrine	健御名方富命彦神別神社	健御名方富命彦别神社	타테미나카다토미노미고토히코가미와케신사	Templo xintoista Tateminakatatominomikoto-Hikogamiwakejinja
522				天神社	てんじんしゃ	長野市街地	Tenjinsha Shrine	天神社	天神社	덴신사 신사	Templo xintoista Tenjinsha
523				天満宮	てんまんぐう	長野市街地	Tenmangu Shrine	天満宮	天満社	덴만구신사	Templo xintoista Tenmangu
524				戸隠神社奥社	とがくしじんじゃおくしゃ	長野市	Togakushijinja-Okusha Shrine	戸隠神社奥社	戸隠神社奥社	토가쿠시신사오쿠샤	Templo xintoista Togakushijinja-Okusha
525				戸隠神社中社	とがくしじんじゃちゅうしゃ	長野市	Togakushijinja-Chusha Shrine	戸隠神社中社	戸隠神社中社	토가쿠시신사츄샤	Templo xintoista Togakushijinja-Chusha
526				戸隠神社宝光社	とがくしじんじゃほうこうしゃ	長野市	Togakushijinja-Hokosha Shrine	戸隠神社寶光社	戸隠神社宝光社	토가쿠시신사호코샤	Templo xintoista Togakushijinja-Hokosha
527				西宮神社	にしのみやじんじゃ	長野市街地	Nishinomiyajinja Shrine	西宮神社	西宮神社	니시노미야신사	Templo xintoista Nishinomiyajinja
528				彦神別神社	ひこがみわけじんじゃ	長野市街地	Hikogamiwakejinja Shrine	彦神別神社	彦神别神社	히코가미와케신사	Templo xintoista Hikogamiwakejinja
529				弥栄神社	やさかじんじゃ	長野市街地	Yasakajinja Shrine	彌栄神社	弥栄神社	야사카신사	Templo xintoista Yasakajinja
530				弥彦神社	やひこじんじゃ	新潟県	Yahikojinja Shrine	彌彦神社	弥彦神社	야히코신사	Templo xintoista Yahikojinja
531				湯福神社	ゆぶくじんじゃ	長野市街地	Yubukujinja Shrine	湯福神社	汤福神社	유부쿠신사	Templo xintoista Yubukujinja
532				古録稻荷社	ころくいなりしゃ	長野市街地	Korokuinarisha Shrine	谷録稻荷社	古录稻荷社	고로쿠이나리샤신사	Templo xintoista Korokuinarisha
533				福生稻荷社	ふくしょういなりしゃ	長野市街地	Fukushoinarisha Shrine	福生稻荷社	福生稻荷社	후쿠쇼이나리샤신사	Templo xintoista Fukushoinarisha
534			寺	永平寺	えいへいじ	福井県	Eiheiji Temple	永平寺	永平寺	에이헤이지 사	Templo budista Eiheiji
535				康楽寺	こうらくじ	長野市街地	Korakuji Temple	康乐寺	康乐寺	코라쿠지 사	Templo budista Korakuji
536				寛慶寺	かんけいじ	長野市街地	Kankeiji Buddhist Temple	寛慶寺	寛庆寺	칸케이지	Templo Kankeiji
537				玉照院	ぎょくしょういん	長野市街地	Gyokushoin Buddhist Temple	玉照院	玉照院	교쿠쇼인	Templo Gyokushoin
538				西光寺	さいこうじ	長野市街地	Saikoji Temple	西光寺	西光寺	사이코지 사	Templo budista Saikoji
539				西方寺	さいほうじ	長野市街地	Saihoji Temple	西方寺	西方寺	사이호우지 사	Templo budista Saihoji
540				十念寺	じゅうねんじ	長野市街地	Junenji Temple	十念寺	十念寺	쥬넨지 사	Templo budista Junenji
541				常徳院	じょうとくいん	長野市街地	Jyotokuin Buddhist Temple	常徳院	常徳院	쇼도쿠인	Templo Jotokuin
542				城山本願寺	じょうやまほんがんじ	長野市街地	Joyamahonganji Temple	城山本願寺	城山本愿寺	조야마혼간지 사	Templo budista Joyamahonganji
543				清水寺	せいすいじ	長野市	Seisuiji Temple	清水寺	清水寺	세이수이지 사	Templo budista Seisuiji
544				世尊院	せそういん	長野市街地	Sesoin Buddhist Temple	世尊院	世尊院	세소우인	Templo Sesoin
545				善光寺	ぜんこうじ	長野市街地	Zenkoji Temple	善光寺	善光寺	첸코지 사	Templo budista Zenkoji
546				天宗寺	てんそうじ	長野市	Tensoji Temple	天宗寺	天宗寺	텐소우지 사	Templo budista Tensoji
547			善光寺	善光寺大勧進	ぜんこうじだいかんじん	長野市街地	Zenkoji-Daikanjin	善光寺大勧進	善光寺大劝进	첸코지다이칸진	Zenkoji-Daikanjin
548				善光寺大本願	ぜんこうじだいほんがん	長野市街地	Zenkoji-Daihongan	善光寺大本願	善光寺大本愿	첸코지다이혼간	Zenkoji-Daihongan
549				大勧進	だいかんじん	長野市街地	Daikanjin	大勧進	大劝进	다이칸진	Daikanjin
550				大本願	だいほんがん	長野市街地	Daihongan	大本願	大本愿	다이혼간	Daihongan
551				忠霊殿	ちゅうれいでん	長野市街地	Chureiden	忠霊殿	忠灵殿	쥬우레이덴	Chureiden
552				山門	さんもん	長野市街地	Sanmon	山門	山门	산문	Sanmon (Entrada Principal)
553				三門	さんもん	長野市街地	Sanmon	三門	三门	삼문	Sanmon (Entrada Principal)
554				仁王門	におうもん	長野市街地	Niomon	仁王門	仁王门	니오우문	Niomon (Portão)
555				淵之坊	ふちのぼう	長野市街地	Fuchinobo (Fuchinobo Buddhist temple & inn)	淵之坊	渊之坊	후치노보우	Fuchinobo
556			合戦	川中島の戦い	かわなかじまのかっせん	長野市	Battle of Kawanakajima	川中島之戦	川中岛之战	카와지마의 전투	Batalha de Kawanakajima
557				富士川の戦い	ふじかわのたたかい	静岡県	Battle of Fujigawa	富士川之戦	富士川之战	후지카와의 전투	Batalha de Fujikawa
558				三方原の戦い	みかたはらのたたかい	静岡県	Battle of Mikatagahara	三方原之戦	三方原之战	미카타하라의 전투	Batalha de Mikatahara
559	多言語に訳さない用語	歴史・文化	七福神	恵比寿	えびす	長野市街地	Ebisu (God of Wealth)	恵比壽	惠比寺	에비스	Ebisu (Deus da Riqueza)
560				寿老人	じゅろうじん	長野市街地	Jurojin (God of Longevity)	壽老人	寿老人	쥬로정	Jurojin (Deus da Longevidade)
561				大黒天	だいくくてん	長野市街地	Daikokuten (God of Wealth)	大黒天	大黒天	다이코쿠텐	Daikokuten (Deus da Riqueza)
562				毘沙門天	びしゃもんてん	長野市街地	Bishamonten (Buddhist God of Wealth and Virtue)	毗沙門天	毗沙门天	비샤몬텐	Bishamonten (Deus Budista da Riqueza e da Virtude)
563				福祿寿	ふくろくじゅ	長野市街地	Fukurokuju (God of Wealth and Longevity)	福祿壽	福祿寿	후쿠로쿠슈	Fukurokuju (Deus da Riqueza e da Longevidade)
564				弁財天	べんざいてん	長野市街地	Benzaiten (Goddess Sarasvati)	弁財天	벤자이텐	벤자이텐	Benzaiten (Deusa hindu Sarasvati)
565				布袋	ぼてい	長野市街地	Hotei (Pot-bellied God of Good Fortune)	布袋	布袋	호테이	Hotei (Deus Gordo da boa sorte)
566				七福神	しちふくじん	長野市街地	Shichihukujin (Seven Gods of Good Fortune)	七福神	七福神	시티후쿠진	Shichihukujin (Sete Deuses da Sorte)
567			さくら	神代桜	じんだいざくら	長野市	Jindaizakura	神代櫻	神代櫻	진다이사쿠라	Jindaizakura (cerejeira antiga, patrimônio natural)

参 考 資 料

■第四次長野市総合計画 後期基本計画（抜粋）

■長野市の公共サインの現状と課題

■計画・設計のための資料

1-1 ピクトグラム（JIS規格（JISZ8710）など）

1-2 「カラーバリアフリー『色づかいのガイドライン』」

■法令関係資料（長野市）

2-1 長野市の景観を守り育てる条例

2-2 長野市屋外広告物条例

■「長野市公共サインガイドライン」策定の組織体制と経過

■長野市公共サインガイドライン（案）に対する市民意見等の募集結果について

第四次長野市総合計画 後期基本計画

平成 24 年 1 月
長 野 市

施 策

	主 担 当	建 築 指 導 課
612-01	ユニバーサルデザインのまちづくり	
施策の目標	ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進し、すべての人が安心して行動できる、やさしい環境を目指します。	
主な取組	①すべての人が使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた公共建築物の整備を進めるとともに、民間建築物などへの指導や啓発によるバリアフリー※化を促進します。(建築指導課、建築課、施策 131-01 関連) ②道路交差部における歩車道の段差解消や歩道幅員の確保を推進し、歩行者通行の円滑化を図ります。(道路課、施策 131-01、321-01 関連) ③市民・観光客・外国人が分かりやすい道路標識などの充実を図ります。(道路課・都市計画課・まちづくり推進課、施策 451-02、511-01、511-02 関連)	

施 策

	主 担 当	住 宅 課
612-02	快適な住環境の整備	
施策の目標	建築協定※や地区計画※などによる市民主体のまちづくりの支援、住宅等の安全性の向上などにより、だれもが快適に暮らせる住環境を目指します。	
主な取組	①中高層建築物の建築主等に対して、適正に指導し、日照や電波障害などの居住環境に関するトラブルの防止を図ります。(建築指導課) ②建築協定や地区計画への誘導など、市民主体のまちづくりを支援し、良好な住環境の整備を促進します。(建築指導課・都市計画課) ③旧耐震基準の木造住宅などに対する耐震診断や耐震補強工事を支援し、震災に備えた耐震対策を促進します。(建築指導課、施策 311-01 関連) ④建築物のアスベストの分析調査や除去工事を支援し、アスベストによる健康被害の防止を図ります。(建築指導課) ⑤住宅相談窓口の相談体制の充実を図り、利用しやすい窓口として、住まいに関する様々な情報を提供します。(住宅課) ⑥社会ニーズ等に合わせた公営住宅の利活用を図るとともに、統廃合と耐震化などを推進します。(住宅課、施策 311-01 関連) ⑦住民の合意を得ながら、既成市街地などで分かりやすい住居表示を推進します。(庶務課)	

※バリアフリー…障害者や高齢者等が日常生活を送る上で、段差などの物理的な障壁をはじめ、社会的・制度的・心理的に障害となるものを除去すること。

※建築協定…市の条例に基づき、一定の区域内の土地所有者等の合意の下に、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定のこと。

※地区計画…良好なまちづくりを誘導するため、そこに住む住民と協力して、地区の特性に応じた建築制限などを都市計画で定めること。

施 策		主担当	秘書課
451-01	国際交流の推進		
施策の目標	海外都市との交流や市民ボランティアの育成、国際交流団体への活動支援、国際交流情報の発信などにより、市民主体で国際的な活動を展開できる環境を目指します。		
主な取組	①姉妹都市アメリカ・クリアウォーター市や友好都市中国・石家庄市をはじめとした、諸地域との教育・文化・スポーツなど様々な国際交流活動を推進します。(秘書課、学校教育課) ②ホームステイの受入れや通訳などの国際交流ボランティアの育成を図ることで、市民が主体となった国際交流活動を促進します。(秘書課) ③産学行※の連携により、国際会議・イベント・スポーツ大会などの誘致・開催を促進します。(観光課、体育課、施策 511-03 関連)		

施 策		主担当	秘書課
451-02	多文化共生の推進		
施策の目標	学校・地域での国際教育の充実や多言語での生活情報の提供などにより、相互理解の促進と外国人が訪れやすく、暮らしやすい環境を目指します。		
主な取組	①国際交流コーナーを拠点とした市民と外国人の交流や教育・啓発を進め、日本文化と異文化の相互理解を促進します。(秘書課) ②学校教育や生涯学習における国際感覚の育成と国際理解の促進など、国際的な幅広い知識と視野を持つ人材を育成します。(学校教育課、生涯学習課) ③外国人を対象とした多言語での生活情報を提供するとともに、日常生活や学校生活などにおける相談・支援体制の充実を図ります。(秘書課・学校教育課) ④道路標識・観光案内板の多言語化や外国語による案内の充実を図り、外国人が活動しやすい環境を整備します。(秘書課、施策 511-01、511-02、612-01 関連)		

※産学行…産は企業（産業界）、学は大学等の学術研究機関、行は行政機関などのこと。

施 策		主担当	観光課
511-01	訪れてみたくなる地域づくり		
施策の目標	観光ブランドの確立と滞在型・通年型観光の推進を図るとともに、訪れる人の視点に立った魅力づくりとおもてなしにより、観光客が繰り返し訪れてみたくなる地域づくりを目指します。		
主な取組	①地域住民や観光関連事業者などと行政の連携を強化し、地域独自の魅力をいかした観光ブランドの創造と確立を推進します。(観光課) ②地域の歴史・文化や自然、名物など四季折々の魅力をいかした観光メニューの創出により滞在型・通年型観光への転換を図ります。(観光課、施策 431-02 関連) ③地域の観光資源の発掘・活用と地域ごとの取組の連携を促進し、旅の目的やテーマに合わせた地域色のある観光ルートやプログラムづくりを進めます。(観光課) ④分かりやすい案内表示など観光客の受入体制の整備・充実や、地域の魅力を伝える観光ガイドの取組の促進など、おもてなしの心あふれるまちづくりと人づくりを推進します。(観光課、施策 451-02、612-01 関連)		

施 策		主担当	観光課
511-02	効果的な情報発信と広域的連携		
施策の目標	地域の魅力を伝える情報発信・情報提供、広域的連携による周遊観光の促進などにより、国内外からの効果的な誘客を目指します。		
主な取組	①インターネットを活用した情報提供機能の強化と戦略的なプロモーションの展開などにより効果的な情報発信を図ります。(観光課) ②海外への情報発信や外国語による案内の充実など、外国人観光客の誘致と受入体制の整備を図ります。また、外国人観光客の周遊を促進するため、周辺観光地との連携を図ります。(観光課、施策 451-02、612-01 関連) ③北信濃エリアや北陸新幹線沿線の都市、歴史や文化を介した「縁」のある都市など、関係する自治体や事業者などと連携を図りながら、魅力的な広域観光エリアの形成と新たな観光ルート・観光スタイルの提案を進めます。(観光課、施策 032-01 関連)		

■長野市の公共サインの現況と課題

- (1) 案内が多すぎて必要な案内板が見えない。
- (2) 避難場所、A E D等、生命に関する案内が不十分である。
- (3) トイレ等、生理現象に関する案内が不十分である。
- (4) パンフレット、パソコン、携帯電話、バス、バス停、観光案内所、案内標識などの案内の連携（つなげていくこと）が取れていない。
- (5) スマートフォン、またはQ Rコードなど、新メディアツールとの連携が不十分である。
- (6) イメージ図等による案内の内容が少なく、わかりにくい。
- (7) 多言語・多文化による施設名称の表示・案内等が十分でない。英語圏以外の来訪者（ブラジル、インド、中国、韓国、台湾など）への対応が不十分である。
- (8) 公共施設と民間の施設で案内が異なるため、市内全域の「利用しやすく」、「わかりやすい」案内が不十分である。
- (9) 高齢者が見やすく、わかりやすい案内（誘導サイン等）が有効に利用されていない。
- (10) 男性＝青（スラックス）、女性＝赤（スカート）のトイレマークを国際化またはジェンダーの観点から検討する必要がある。
- (11) 案内の内容が最新の情報になっていない（情報構築のための管理体制が不十分である）。
- (12) 案内板等の定期的なメンテナンスが不十分で、いたずら書き、破損、退色、劣化等がある。
- (13) 植栽等、良好な景観形成要因であるものへの配慮が不十分である。

1-1 ピクトグラム（JIS規格（JIS Z8710）など）

図記号の表示方法の原則

■ 外形

1) 基準枠と呼び寸法

ガイドラインに示した図記号の外形は、正方形・円形・三角形が同じ大きさに見えるように、共通の基準枠（ $A \times A$ ）を用いて描いています。この A 寸法が図記号の“呼び寸法”です。同一の呼び寸法で拡大縮小すると、正方形・円形・三角形を同じ大きさに見えるように表示することができます。



2) カテゴリー5～8の外形

「安全」を表す正方形（カテゴリー5）や、JISとISOの規格（JIS S 0101, ISO/DIS3864）に基づく「禁止」を表す帯状の円及び斜め棒（カテゴリー6）、「注意」を表す帯状の三角形（カテゴリー7）、「指示」を表す円形（カテゴリー8）は、安全・禁止・注意・指示の意味を徹底するために、統一的に用いる必要があります。



「禁止」の帯状の円と斜め棒



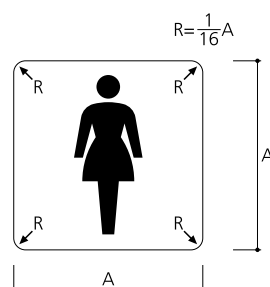
「注意」の帯状の三角形



「指示」の円形

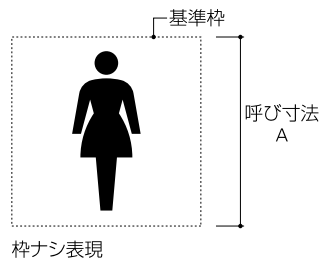
3) カテゴリー1～4の標準枠と枠の形

カテゴリー1～4の施設や設備等を表す図記号は、正方形の四隅に一辺の $1/16$ の半径による R を付けた標準枠を用いて描いています。枠線の太さは特に規定していません。枠の形はこれに限りませんが、標準枠を用いると他の図記号との識別性や図記号そのものの視認性を確保しやすくなります。



4) カテゴリー1.～4.の枠ナシ表現

カテゴリー1.～4.の施設や設備等を表す図記号は、背景に直接図形を描く表現（枠ナシ表現）にすることもできます。この場合も、基準枠をガイドとして呼び寸法で扱うとレイアウトがしやすくなります。



5) カテゴリー1.～4.のポジ表現とネガ表現

カテゴリー1.～4.の施設や設備等を表す図記号に枠を設定する場合、高明度色の地に低明度色の図形を表現（ポジ表現）することも、また低明度色の地に高明度色の図形を表現（ネガ表現）することもできます。



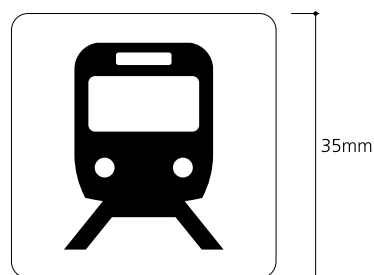
ポジ表現



ネガ表現

6) 最小寸法の規定

標準案内用図記号の最小寸法は、視距離1mのサインに用いる場合は35mm角、手元で見るパンフレットなどに用いる場合は8mm角としています。これより小さく表示すると、十分な視認性を確保できなくなる場合があります。



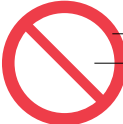
視距離1mのサインの場合



手元で見るパンフレットなどの場合

2 色彩

1) カテゴリー5.～8.の色彩

カテゴリー区分	色の意味	安全色	色見本・参考値
カテゴリー5. 安全  赤 白  赤 白 カテゴリー6. 禁止  赤 白	防火 緊急 禁止	赤	 マンセル値：7.5R 4/15 PANTONE：186C DIC：F101 日塗工：Y07-40X
カテゴリー7. 注意  黄 黒	注意	黄	 マンセル値：2.5Y 8/14 PANTONE：123C DIC：F181 日塗工：Y22-80V
カテゴリー5. 安全  緑 白	避難	緑	 マンセル値：10G 4/10 PANTONE：335C DIC：F306 日塗工：Y49-40T
カテゴリー8. 指示  青 白	指示	青	 マンセル値：2.5PB 3.5/10 PANTONE：2945C DIC：N-890 日塗工：Y72-40T
対比色		白	マンセル値：N9.5 日塗工：YN-95
		黒	マンセル値：N1 日塗工：YN-10

- ・ DICはDICカラーガイド日本の伝統色第6版およびフランスの伝統色第3版、PANTONEはPANTONE Color Formula Guide Coated、日塗工は日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳1999年版による。
- ・ 色見本は近似色。

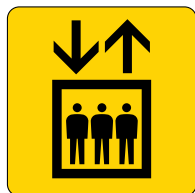
JISの安全色規格(JIS Z 9101,JIS Z 9103)に基づくカテゴリー5.~8.の安全・禁止・注意・指示を表す図記号の色彩は、対比色として用いる白および黒を含めて、統一的使用する必要があります。

2) カテゴリー1.~4.の色彩

カテゴリー1.~4.の施設や設備等を表す図記号の色彩は、基本的に自由ですが、以下の点に留意する必要があります。

① JISの安全色を用いる

JISの安全色規格では1)で述べたほかに、「明示」の黄、「救護」の緑、「誘導」の青なども規定しています。下図のように安全色が規定している意味に図記号を用いる場合、その安全色を用いることができます。



出口へのエレベーターを
明示する黄



出口へのエスカレーターを
明示する黄



出口への階段を
明示する黄



救護の意味を伝える緑



駐車場の方向及び位置を示す青

JISの安全色規格に使用箇所が示されている例

② 「身障者用設備」は青または黒

身障者用設備の図記号の色彩は、財団法人日本障害者リハビリテーション協会発行の『国際シンボルマークの使用ガイドライン』に、「ブルーか黒地に白のマークまたはその逆」と示されています。



青ネガ表現



青ポジ表現



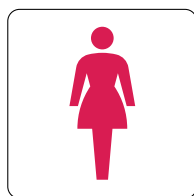
黒ネガ表現



黒ポジ表現

③男女を識別する

わが国では、男子の図記号に寒色系の色彩が、また女子の図記号に暖色系の色彩が多く使われています。男女の識別性能を向上させるために、そのような慣例色を用いることは現実的な判断です。ただし「お手洗」全体を示す表示に、男女の識別色は必ずしも必要ではありません。また黒地に青は、十分な視認性を確保することが難しい配色です。



地色に色相対比をつける例

ポジ表現の図色に色相対比をつける例

ネガ表現の図色に色相対比をつける例

④十分な明度差をとる

■ 明度スケール



マンセル値：N1



N2



N3



N4



N5



N6



N7



N8



N9



N9.5

このスケールは近似色。正確にはMUNSELL NEUTRAL VALUE SCALEまたはJISの色彩に関する原規格、日本塗料工業会 塗料用標準色見本帳などを参照のこと。

有彩色の
明度差の例



明度2



明度3



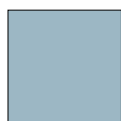
明度4



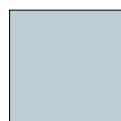
明度5



明度6



明度7

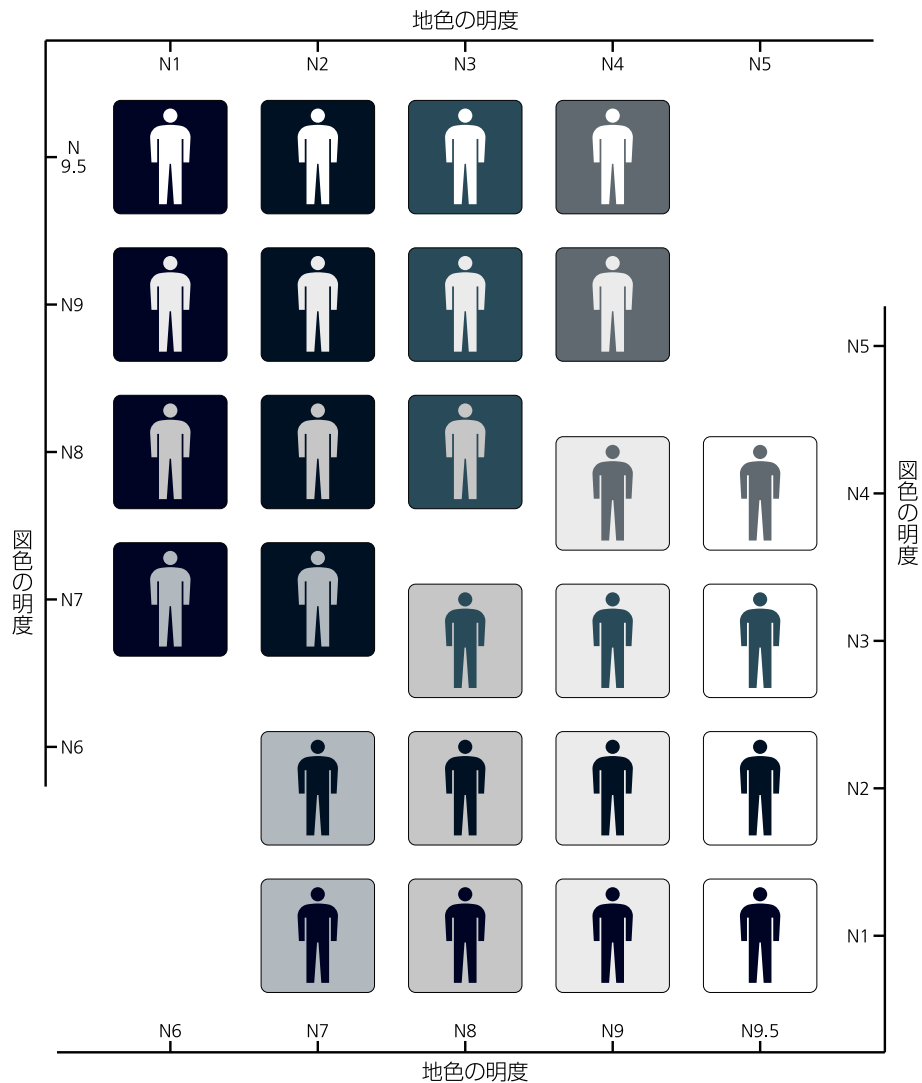


明度8



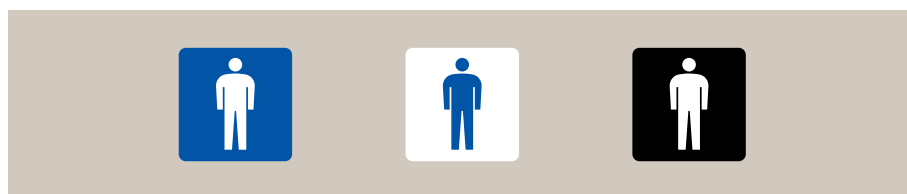
明度9

ポジ表現またはネガ表現の図色と地色（枠ナシ表現の場合は図形色と背景色）は、無彩色・有彩色を問わず、下図に示すように明度スケールで5段階以上の明度差が必要です。これより明度差が少ないと十分な視認性を確保することが難しくなります。



3) 図記号の背景色

図記号の図色と地色に十分な明度差がとれている場合、図記号の背景色には任意の色彩を用いることができます。枠ナシ表現では図形色と背景色に十分な明度差が必要なことは前述したとおりです。



3 図記号の組み合わせ

1) エスカレーター

エスカレーターの図記号は、「上りエスカレーター」「下りエスカレーター」「上り下り共用のエスカレーター」「上り下り併設のエスカレーター」で下図のような使い分けを想定しています。



上りエスカレーター



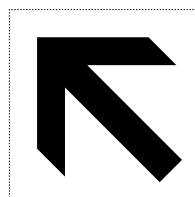
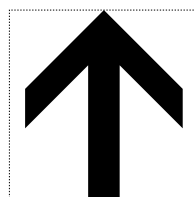
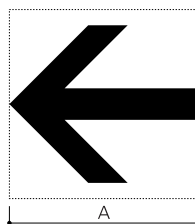
下りエスカレーター



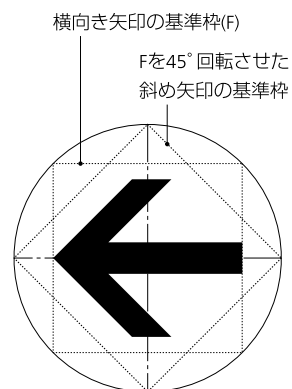
上り下り共用のエスカレーター
上り下り併設のエスカレーター

2) 矢印と図記号の組み合わせ

矢印と図記号を組み合わせる場合、基本的には基準枠を同寸法にして組み合わせることを想定しています。また矢印と図記号の離れ寸法は、方向指示が明確になるように設定する必要があります。



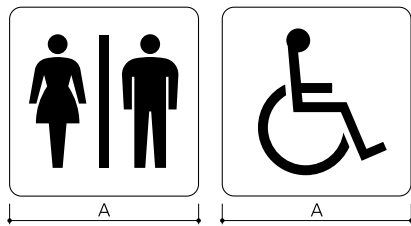
「矢印」と「お手洗」の組み合わせの例



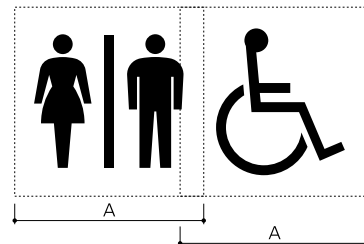
斜め矢印の基準枠のとりかた

3) 図記号と図記号の組み合わせ

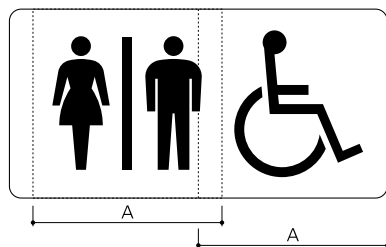
図記号と図記号を組み合わせる場合、基本的には基準枠を同寸法にして組み合わせることを想定しています。枠ナシ表現の場合や合体型とする場合の左右寸法は、全体的な図形のバランスがとれるように設定する必要があります。



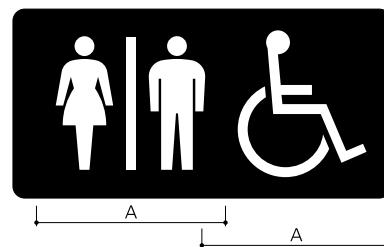
ポジ表現並置型



枠ナシ表現並置型



ポジ表現合体型

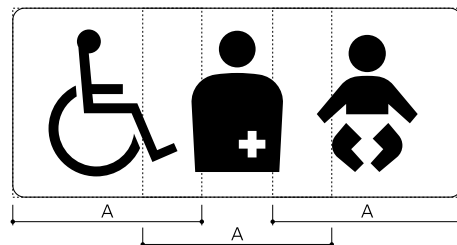


ネガ表現合体型

身障者用設備のある「お手洗」の組み合わせの例

4) 新たな図記号との組み合わせ

新たな図記号を作成して標準案内用図記号と組み合わせる場合、新たな図記号にも他と大きさのバランスがとれるような基準枠を設定して組み合わせると、レイアウトがしやすくなります。



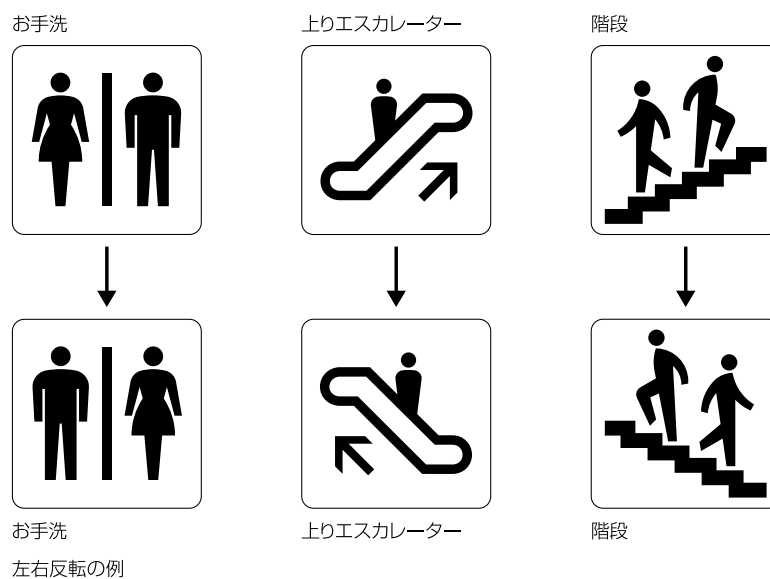
身体障害者・オストメイト・乳幼児用設備を備えた「多機能便所」の組み合わせの例

オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）の図記号は、交通エコロジー・モビリティ財団発行の『公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン 平成13年8月』に掲載されているもので、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号には含まれていない。

4 図形の変更

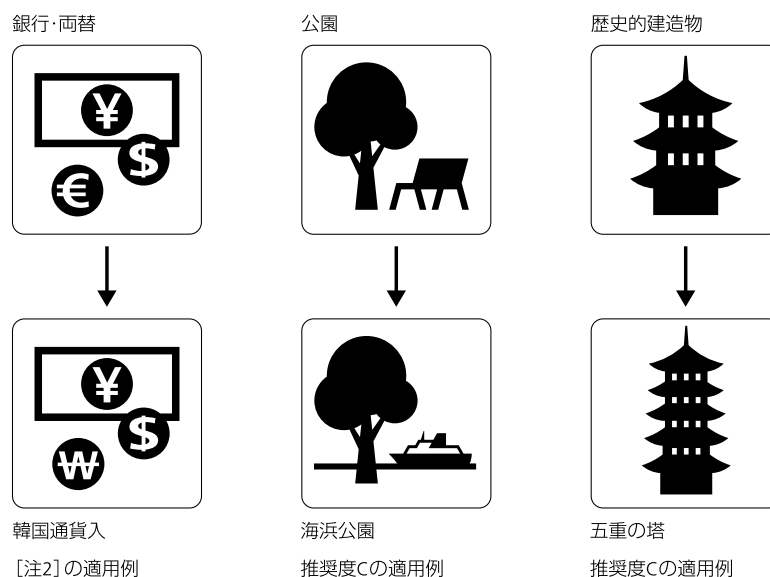
1) 左右の反転

図記号の向きが設備等の位置関係と矛盾する場合は、図形の左右を反転することができます。むやみに反転すると元の図形と異なった印象を与えて、直観的に理解しにくくなる場合もあります。



2) 図材の差し替え

ガイドラインでは、通貨記号差し替え可〔注2〕、また推奨度Cの図形は変更可としています。図材を差し替える場合、案内用図記号全体のスタイルの統一感を崩さないように造形する必要があります。

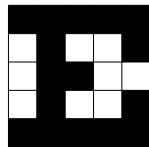


参考. サイン表示における最小寸法

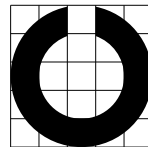
■ガイドラインの「視距離1mで表示する場合の最小寸法を35mm角とする」との記述は以下のISOの技術報告書 (ISO/TR7239-1984) の指摘によっています。

[目の解像力の限界は、視力測定用のスネレンの“E”の文字の識別に基づく。文字“E”を確実に視認することができる正常の視角は5分で、1つひとつの画またはすき間は1分になる。すなわち視距離1mあたり0.3mmである。意味のある細部の線の最小幅はこれに安全係数1.5を掛けて計算する。]

欧米で用いられているスネレン試視力表では、ランドルト環にかわって文字“E”を使います。この視標もランドルト環と同様に視角5分スリット幅1分でつくられています。両者を関連づけると、高さ7.5mmの文字“E”にあげられた幅1.5mmのスリットを5mの距離から見分けられる能力が、ランドルト環視力の1.0にあたります。

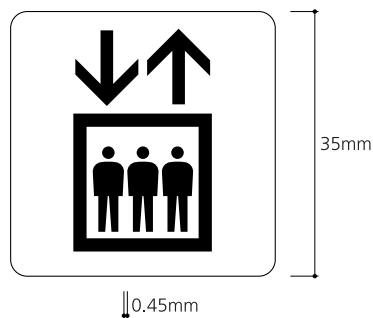


スネレン視標

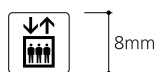


ランドルト環

■検討委員会では、上記の指摘にしたがって視距離1mからの最小スリット幅を0.45mm以上確保することとしました。策定された125項目のうちスリット幅が最も小さいのは「エレベーター」の人物と人物間のスリットで、基準枠を35mmとした場合、0.45mmになります。このため視距離1mで表示する場合の最小寸法を35mm角とすることとしました。



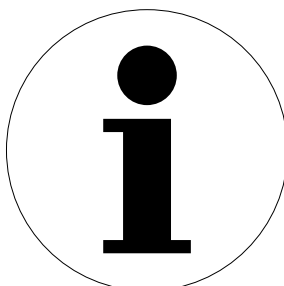
■またガイドラインの「手元で見る地図類に用いる場合の最小寸法は8mm角」との記述は、その大きで行われた視認性調査のデータを補正や採択の判断根拠としたことに基づいています。



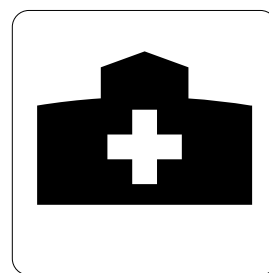
推奨度
A



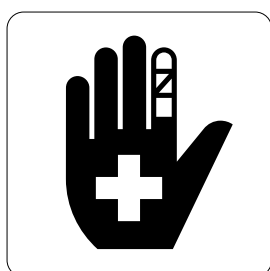
案内所
Question & answer



情報コーナー
Information



病院
Hospital



救護所
First aid



警察
Police



お手洗
Toilets



男子
Men



女子
Women



身障者用設備
Accessible facility

※



車椅子スロープ
Accessible slope



飲料水
Drinking water

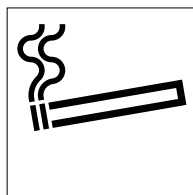
1 公共・一般施設 Public Facilities

推奨度
A



喫煙所
Smoking area

(備考)
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。

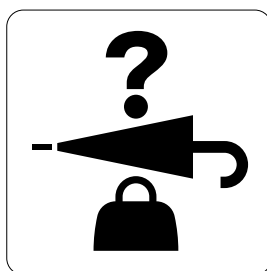


※

推奨度
B



チェックイン / 受付
Check-in / Reception



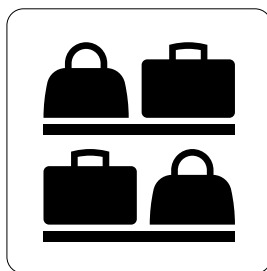
忘れ物取扱所
Lost and found



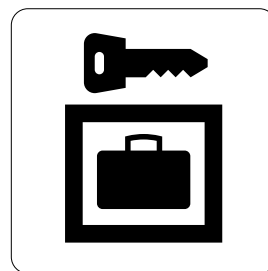
ホテル / 宿泊施設
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所
Baggage storage



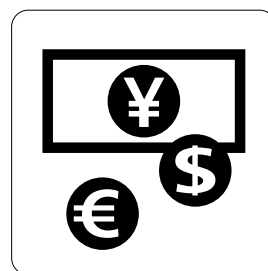
コインロッカー
Coin lockers



休憩所 / 待合室
Lounge / Waiting room



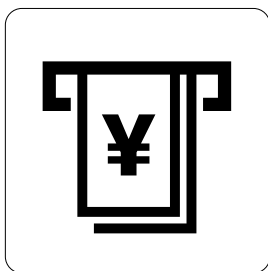
ミーティングポイント
Meeting point



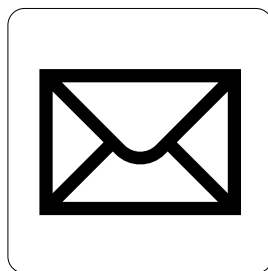
銀行・両替
Bank, money exchange
[注2] (通貨記号差し替え可)

1 公共・一般施設 Public Facilities

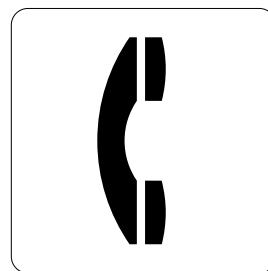
推奨度
B



キャッシュサービス
Cash service
【注2】(通貨記号差し替え可)



郵便
Post



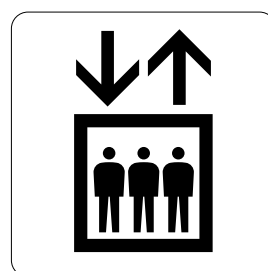
電話
Telephone



ファックス
Fax



カート
Cart



エレベーター
Elevator



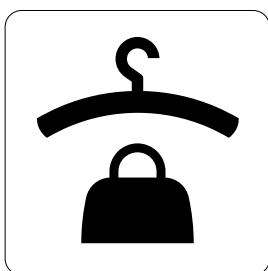
エスカレーター
Escalator



階段
Stairs



乳幼児用設備
Nursery



クローク
Cloakroom



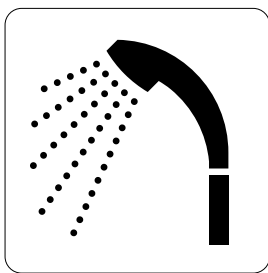
更衣室
Dressing room



更衣室(女子)
Dressing room (women)

1 公共・一般施設 Public Facilities

推奨度
B



シャワー
Shower



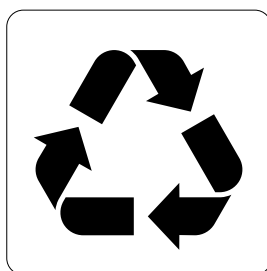
浴室
Bath



水飲み場
Water fountain

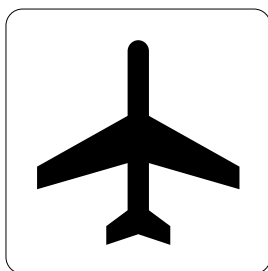


くず入れ
Trash box

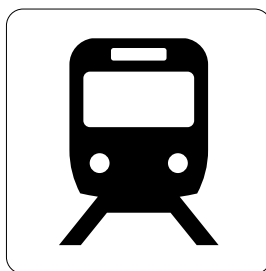


リサイクル品回収施設
Collection facility for
the recycling products

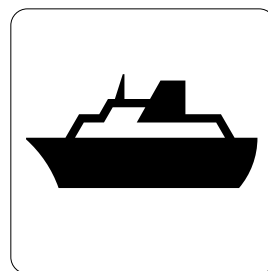
推奨度
B



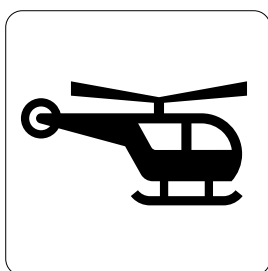
航空機 / 空港
Aircraft / Airport



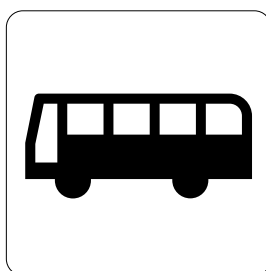
鉄道 / 鉄道駅
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港
Ship / Ferry / Port



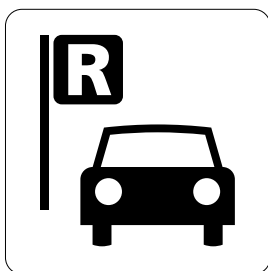
ヘリコプター / ヘリポート
Helicopter / Heliport



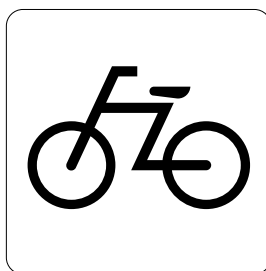
バス / バスのりば
Bus / Bus stop



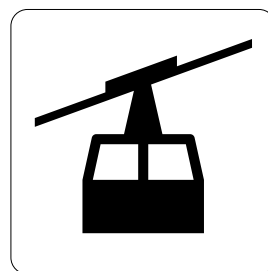
タクシー / タクシーのりば
Taxi / Taxi stop



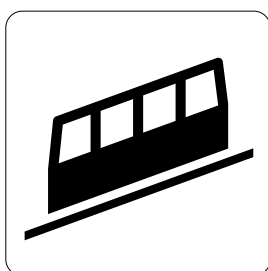
レンタカー
Rent a car



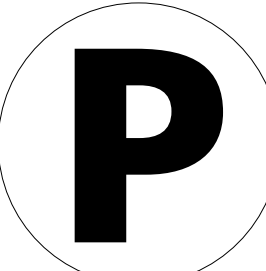
自転車
Bicycle



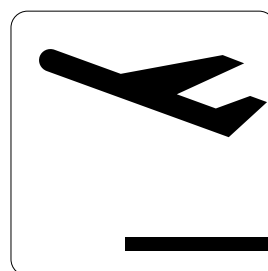
ロープウェイ
Cable car



ケーブル鉄道
Cable railway



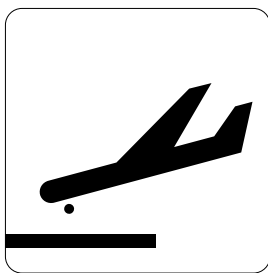
駐車場
Parking



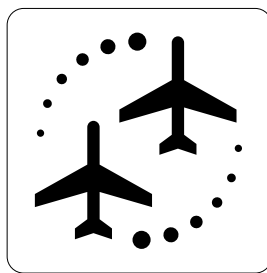
出発
Departures

2 交通施設 Transport Facilities

推奨度
B



到着
Arrivals



乗り継ぎ
Connecting flights



手荷物受取所
Baggage claim

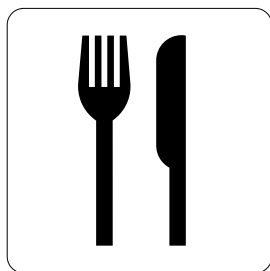


税関 / 荷物検査
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査
Immigration / Quarantine / Inspection

推奨度
B



レストラン
Restaurant



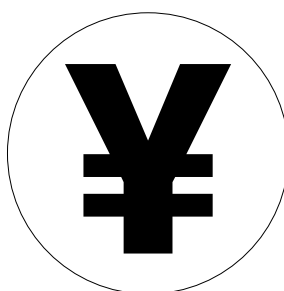
喫茶・軽食
Coffee shop



バー
Bar



ガソリンスタンド
Gasoline station



会計
Cashier
[注2] (通貨記号差し替え可)

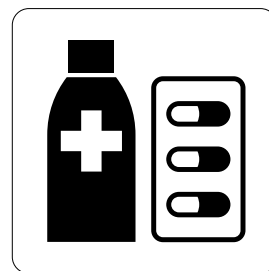
推奨度
C



店舗 / 売店
Shop



新聞・雑誌
Newspapers, magazines



薬局
Pharmacy



理容 / 美容
Barber / Beauty salon



手荷物託配
Baggage delivery service

推奨度
B

展望地 / 景勝地
View point



陸上競技場
Athletic stadium



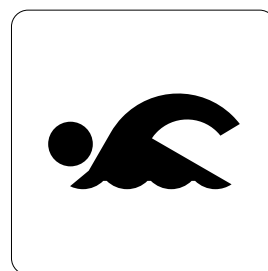
サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



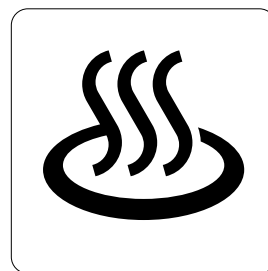
海水浴場 / プール
Swimming place



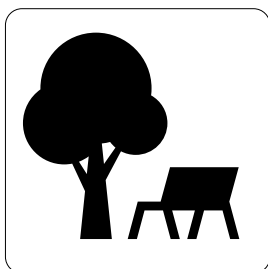
スキー場
Ski ground



キャンプ場
Camp site



温泉
Hot spring

推奨度
C

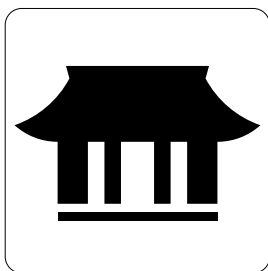
公園
Park



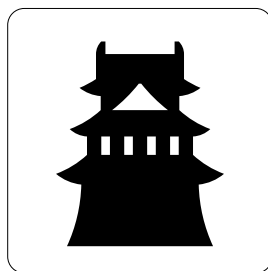
博物館 / 美術館
Museum

4 観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities

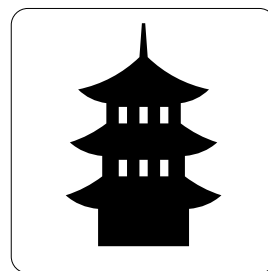
推奨度
C



歴史的建造物
Historical monument

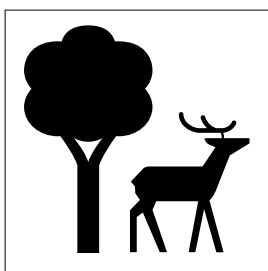


応用例 1
variant 1



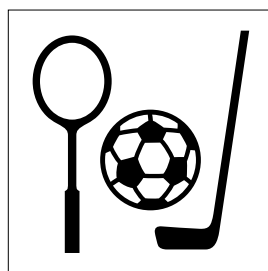
応用例 2
variant 2

参考



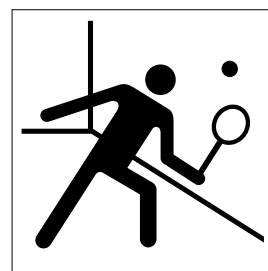
自然保護
Nature reserve

※



スポーツ活動
Sporting activities

※



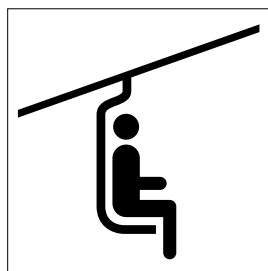
スカッシュコート
Squash court

※



Tバーリフト
T bar lift

※



腰掛け式リフト
Chairlift

※

推奨度
A



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



非常口
Emergency exit

※



広域避難場所
Safety evacuation area

※

推奨度
A

(備考)
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



一般禁止 ※
General prohibition



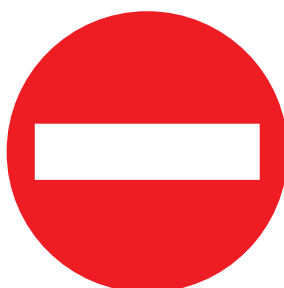
禁煙
No smoking



※



火気厳禁 ※
No open flame



進入禁止
No entry



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



立入禁止
No admittance



走るな / かけ込み禁止
Do not rush



さわるな
Do not touch



捨てるな
Do not throw rubbish



飲めない
Not drinking water

6 禁止 Prohibition

推奨度
A



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止
Do not use electronic devices



撮影禁止
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止
Do not take flash photographs

推奨度
B



ベビーカー使用禁止
Do not use prams
[注1] (文字による補助表示が必要)



遊泳禁止
No swimming



キャンプ禁止
No camping

推奨度
C



飲食禁止
Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止
No uncaged animals

推奨度
A



一般注意
General caution

※



障害物注意
Caution, obstacles
【注1】（文字による補助表示が必要）



上り段差注意
Caution, uneven access / up



下り段差注意
Caution, uneven access / down



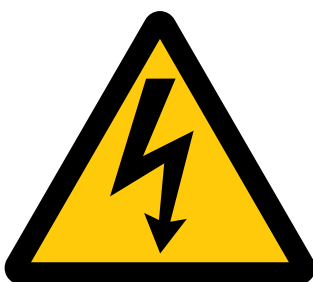
滑面注意
Caution, slippery surface



転落注意
Caution, drop
【注1】（文字による補助表示が必要）



天井に注意
Caution, overhead

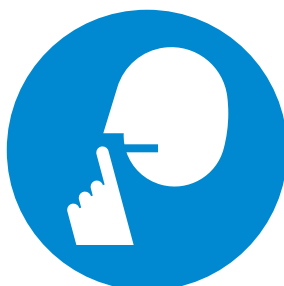


感電注意
Caution, electricity

推奨度
A



一般指示 ※
General mandatory



静かに
Quiet please



左側にお立ちください
Please stand on the left
【注1】（文字による補助表示が必要）



応用例 variant （右側にお立ちください）
Please stand on the right
【注1】（文字による補助表示が必要）

推奨度
B



二列並び
Line up in twos
【注1】（文字による補助表示が必要）



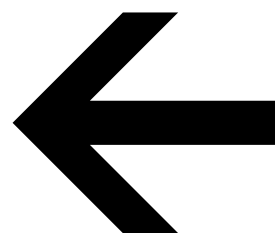
応用例 1 variant 1 （一列並び）
Line up single file
【注1】（文字による補助表示が必要）



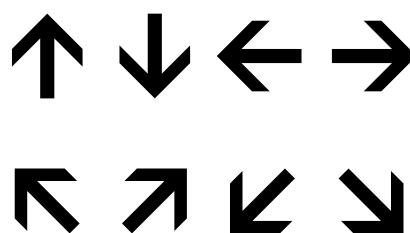
応用例 2 variant 2 （三列並び）
Line up in threes
【注1】（文字による補助表示が必要）



応用例 3 variant 3 （四列並び）
Line up in fours
【注1】（文字による補助表示が必要）



矢印 ※
Directional arrow



応用例
variants

参考



安全バーを閉める
Close safety bar

※



安全バーを開ける
Open safety bar

※



徒歩客は降りる
Get off

※



スキーの先を上げる
Raise ski tips

※



スキーヤーは降りる
Skiers have to get off

※

カラーバリアフリー



色使いのガイドライン

平成20年10月

巻頭言

色というのは誰にでも同じように分かりやすいものだと思われがちですが、案外そうではありません。他の人には明らかに違って見える色が同じように見えたり、逆に他の人が似ていると感じるような色の中のわずかな違いに敏感だったりする人が、大勢います。色盲・色弱・色覚異常・色覚障害などと称されるこれらの人は、日本全体で300万人以上、神奈川県だけでも20万人を越えます。

色覚障害の人が見分けにくい色の組み合わせは多くはなく、生活や仕事には全然支障ありません。私自身も色覚障害ですが、研究で困ったことはありませんし、大学で最先端の研究に活躍している同僚たちにも、色覚障害の人は当たり前のように大勢います。

しかし技術の進歩によって、むかしは白黒や単色だった案内表示や印刷物、表示ランプ、コンピューターの画面などが、最近はどんどんカラーに置き換わっています。この中には配慮に欠ける色づかいも多く、色覚障害の人が支障とは言わないまでも不便を感じるケースが、むしろ昔より増えてきています。

近年バリアフリーという考え方が広く普及するようになりました。しかし視覚に関しては、目が見えない人に比べ、弱視や色覚障害の人への配慮はこれまで不十分でした。このガイドブックは、色覚障害の人が日常どんなところに不便を感じているのか、それに配慮するにはどのような工夫をすればよいのかを解説しています。色覚障害の人にも配慮することによって、そうでない人にもいっそう分かりやすい、ユニバーサルなデザインにつながるのです。

行政機関がこのようなガイドブックを広く配布するのは、これが始めてです。神奈川県で育った人間として、このような先進的取り組みを大変うれしく思います。県庁内だけでなく県内市町村のさまざまな機関や企業に、この冊子をきっかけにカラーバリアフリーの精神が広まるよう願うと共に、この動きが全国へと広がっていくことを期待しています。

伊藤 啓

(東京大学分子細胞生物学研究所准教授)

目次

1 はじめに.....	2
2 色覚障害とは.....	2
3 色覚障害のある人の割合.....	2
4 色覚障害がある人はどのように色が見えるのか.....	2
5 不自由な場面.....	4
6 見わけやすい色使いの方法.....	6
7 色づかい以外の工夫・配慮.....	8
8 さまざまな事例.....	10
(1) 県の刊行物	
(2) 県施設における展示	
(3) 県施設の案内表示	
9 色づかいのチェックポイント.....	13

※「色覚障害」の呼称について

色の識別がしにくい、いわゆる「色盲」の方の呼称については、「色盲」「色弱」「色覚異常」「色覚障害」など、様々な言葉が用いられています。どの呼称を用いるかについては意見の分かれるところですが、本ガイドラインでは原則として「色覚障害」を使用しております。

1 はじめに

近年、日常生活の様々なところで、見やすさ、分かりやすさなどの利便性の観点から、色による表示が多くなされています。しかし、色の識別をしにくい方がいらっしゃることにについての意識は、行政においてもこれまであまり高いとはいえませんでした。

一方、行政からは多くの情報を分かりやすく確実に伝達することが求められ、商業デザインの場合は商品やサービスの情報がより多くの人に確実に伝わることを求められています。

そこで情報を提供する立場の方々に、カラーバリアフリーについてのご理解をいただき、誰にでも分かりやすいユニバーサルな色彩表現を行っていただきたいと思います。

2 色覚障害とは

人間の目の網膜には3種類の錐体細胞があり、それぞれ赤、緑、青を感じる視物質を持っています。このうちどれかの機能が損なわれた状態が「色覚障害」です。

色覚障害の人の大多数は、赤感受性の視物質の遺伝子に変異を生じた「第1色覚障害」（色覚障害全体の約25%）か、緑感受性の視物質の遺伝子に変異を生じた「第2色覚障害」（色覚障害全体の約75%）です。赤と緑の視物質はどちらが失われても似た症状になり、赤～緑の波長域で色の差を感じにくくなるため「赤緑色覚障害」と総称されています。

青感受性の視物質の遺伝子に変異を生じた「第3色覚障害」は色覚障害全体の約0.02%と希で、黄～青の波長域で色の差を感じにくくなるため「青黄色覚障害」と呼ばれています。

2つ以上の視物質に変異を生じた人は色を見分けることができないので、「全色盲」と呼ばれていますが、「全色盲」も「第3色覚障害」同様に希です。

3 色覚障害のある人の割合

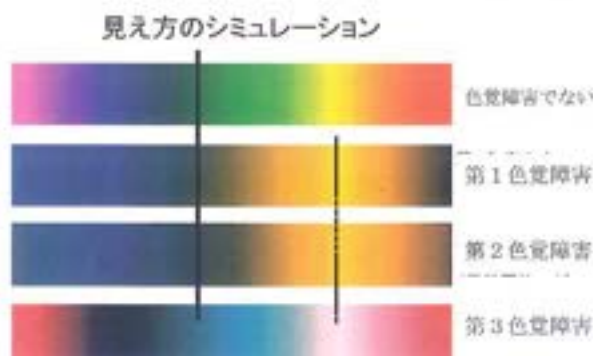
色覚障害の人の割合は、日本人の場合、大体、男性の20人に1人、フランスや北欧の男性ではもっと多く10人に1人、逆にアフリカ系の人では2～4%と少なくなっています。女性でも、日本では500人に1人、欧米では200人に1人くらいの割合で存在します。全世界の人口を65億人と仮定すると色覚障害をもつ人は約2億人、A B型の血液型の男性が世界では約2億人で大体その数に匹敵します。また、小中学校の40人学級（男子20人）の各クラスに必ず1人、男女100人の講演会場では2～3人、色覚障害の方がいるという計算になります。色覚障害がこのように珍しくはない現象であることを理解しておく必要があります。

4 色覚障害がある人にはどのように色が見えるのか

■大多数を占める赤緑色覚障害（第1色覚障害、第2色覚障害）の特徴

・赤～緑の波長域において、明度が類似した色の見分けが困難になっています。次図の、黒い実線から右（長波長）側の「赤～緑の領域」で、色の差が小さくなっています。この範囲では点線を中心に左右の色がほぼ対称に見えていて、「赤と緑」「黄緑と黄色」の差が特に小さくなっています。

・さらに第1色覚障害では、最も長波長側の視物質に変異があるため、赤が暗く感じられます。そのため「濃い赤」はほとんど「黒」に見えます。



「色相」「明度」「彩度」とは？

色の3要素のことで「色相」とは色の種類のことで、「明度」とは明るさの度合いのことで白に近づくほど明度が高くなります。「彩度」は鮮やかさの度合いのことで白や黒を含まない色は彩度が高いと言えます。

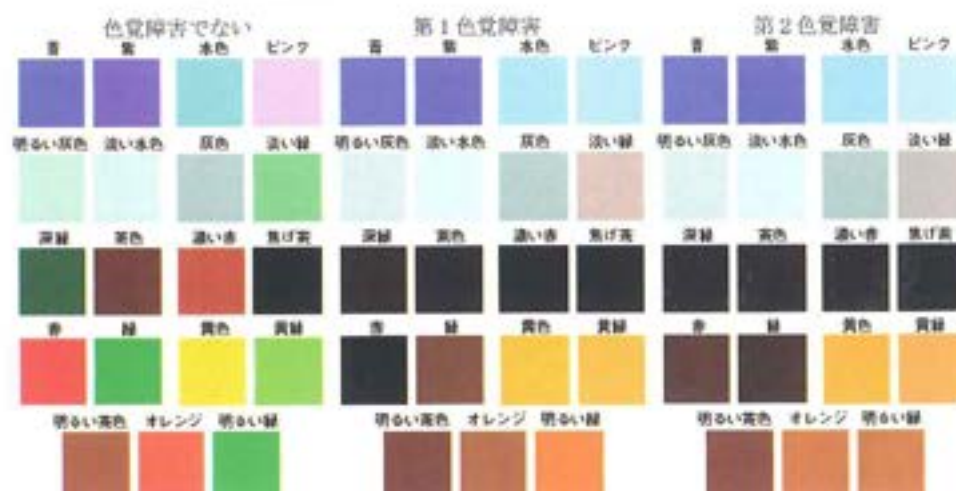
- ・ある色と、それにRGBの赤成分または緑成分を足した色が区別しにくくなります。「紫と青」「緑と茶色」「赤と茶色」などそれぞれの色が同じようにみえてしまいます。
- ・彩度の高い色に比べ、彩度の低い色ではさらに識別が難しくなります。「水色とピンク」「灰色と淡い水色、薄緑」などがそれぞれ同じように見えます。
- ・鮮やかな蛍光色の見分けは特に苦手で、黄色と黄緑の蛍光ペンや、ピンクと水色の蛍光ペンはそれぞれ殆ど同じ色に見えます。
- ・赤と緑の一方の視物質がない分、色の識別において青視物質に依存する度合いが高いため、青色への感度はむしろ高い面があります。赤と緑や黄色と黄緑はほとんど同じ色に見えますが、緑と青緑は全然違う色に見えます。

RGBとは？

光の三原色のことで「R」は「red」、「G」は「green」、「B」は「blue」を現します。

- ・色相（色あい）の見分けが苦手な分、明度や彩度の差にはむしろ敏感であり、同系色の明暗の識別には支障は少ないです。
- ・ある程度の色は区別できるため、区別できないところにさらに色分けがあるとは考えない傾向があります。そのため色分けに気付かないことがあります。
- ・色覚障害でない人の色覚に合わせて作られた「色名」（色のカテゴリー）に、色覚障害の人はうまく対応できません。そのため色名を使ったコミュニケーションが困難になります。

赤緑色覚障害の人が特に区別の困難な色の組み合わせ



○例1：同じような色刺激に複数の色名が存在する場合

- 第1、第2色覚障害のシミュレーションの3段階目～5段階目。色覚障害の人にはほとんどの色が茶色に見えていますが、色名には緑、赤、オレンジ、茶色などの分類が存在し、混乱の原因となります。



○例2：まったく違って見える色に同じ色名が使われている場合

- 赤と緑を違う色、緑と青緑を同じ色のカテゴリーとしてとらえているのが普通ですが、色覚障害の人には赤と緑が同じような色で、緑と青緑はまったく違う色に見えています。同様に、色覚障害の人には黄色と黄緑が同じような色に見え、黄緑と淡い青緑はまったく違う色に見えているのに、普通には黄緑と淡い青緑が同じ緑のカテゴリーに分類されています。これもまた混乱の原因となります。

「この色は何色に見えるの？」と色覚障害の人に質問する方が多くいらっしゃいますが、いかに答えることが難しい質問であるかご理解いただけたかと思います。

■青黄色覚障害(第3色覚障害)の場合

・色覚障害でない人は3つの視物質のうち赤と緑からの情報を重点的に色識別に利用していますので、青からの情報の比重は相対的に低くなっています。そのため青視物質がない第3色覚障害の人の色の感じ方は、色覚障害でない人に比較的近くなります。しかし青と緑の区別が、色覚障害でない人よりもかなり難しくなります。

■全色盲の場合

・白黒画像になると同時に、著しい視力低下を伴います。

5 不自由な場面

(1) 赤が目飛び込んでこない

色覚障害でない人には赤色が明るく目に飛び込み、青が沈んで見える傾向がありますが、特に第1色覚障害の人には逆に赤が沈み、青色が明るく目に飛び込んでくる傾向があります。そのため、強調によく使われる赤字が目飛び込んできません。

・カレンダーなどで休日が赤で表示されていても目立たない。

・電光掲示板などで重要な情報が赤で表示されていてもその部分が黒くなって見えない。情報発信者が強調した部分が見えないというのが問題です。



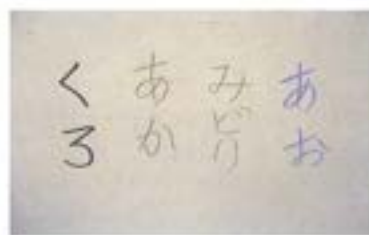
・赤で表示される禁止表示がピンとこない。赤と他の色の境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなります。



禁止を表す道路標識。
右側が第1色覚障害の人の見え方

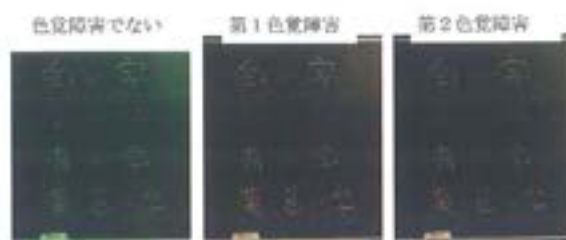


・ホワイトボードで赤が目立たない。青を使うことが推奨されます。



右が第1色覚障害の人の見え方。赤と緑は目立たない。

- ・学校で使う赤チョークの文字が見えない。
赤チョークを置かず、他の色を使うことが推奨されます。



白や黄色は問題ないが赤いチョークは非常に見にくい。
(学校関係で最も深刻な問題)
教室には赤いチョークを置かない。

(2) 色分けされた資料では情報が分からない

色の組み合わせにもよりますが、色分けした情報がわからない場合があります。
カラーの図表で情報が色分けされていても、色の区別がつかないと全く情報が得られません。また、駅の時刻表で「普通」や「快速」が色分けされていても、どれが何なのかよく分かりません。

(3) 信号機の色が分からない

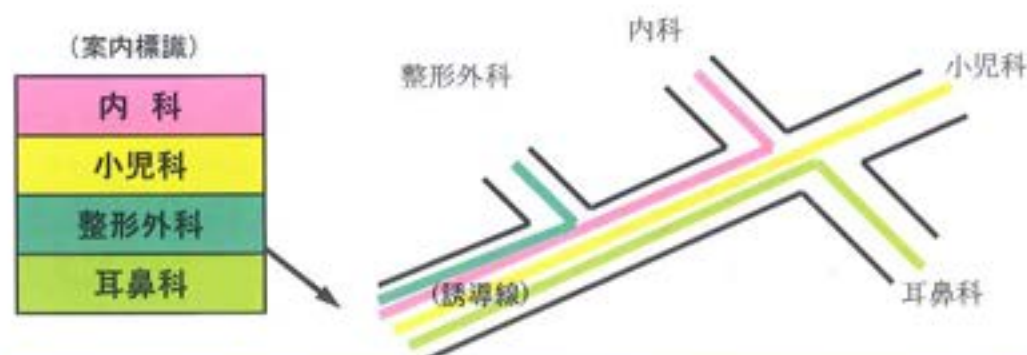
交差点用の普通の信号機は緑が青味が強い緑になっているので他の色と区別が付きませんが、赤と黄色は区別が付きません。実際には点灯する位置により見わけることになりますが、夜間は信号機の枠が見えないので位置による識別が困難になっています。



第2色覚障害の人の信号機の見え方。黄色と赤(右側)が同じように見える。

(4) 離れたものの色合わせができない

直接隣り合っていれば色の違いに気づいても、ちょっと離れてしまうとどれとどれが同じ色かが極端に分かりにくくなります。グラフや地図の本体と凡例、壁に書かれた色分けされた案内標識と床に書かれた誘導線などの色合わせができません。



このイメージ図のように、案内標識の色と床に書かれた誘導線の色との照合が難しい。案内標識と誘導線に番号を付す、誘導線の脇にも直接行先を書く、などの工夫が必要です。

また、例えば絵を描くときに対象物と同じ色の絵具がどれか分かりにくく、実際とは異なる色で塗ってしまうこともあります。

(5) 色の名前が分からない

色の違いが分かったとしても、その色が何色かが分かりません。また、色名で案内されても、その色を探すことが困難です。

・「赤色の窓口に行ってください」「ピンク色の申請書に記入してください」といわれてもどの窓口が赤なのか、どの申請書がピンク色なのか分かりません。この場合の解決策としては、用紙に色名も表示することです。色の区別と合わせて色名を表示することで間違いがなくなります。

・テレビのリモコンなどでボタンが色分けされていても、どのボタンが何色なのか分かりません。この場合にも、ボタンの色を文字で表示することで問題が解決されます。

申請書 **ピンク**

年 月 日

生 年 月 日

姓・大・中・小

年 月 日生

（ご記入は証明する人の氏名）

色名を表示することで間違いが防げる。

BS・地上波デジタル放送のカラーボタン

アンケートやクイズ番組に視聴者が参加するため、青、赤、緑、黄の4色のボタンが付いている。

「赤のボタンを押して下さい」と言われても、どれを押せばいいか間違える。



2003.6月まで



2003.7月から

（地上波デジタル放送にあわせて各メーカー対応）

(6) 光るものの色が見にくい

LED（発光ダイオード）の色の区別が付きにくい。例えば電気製品の状態をLEDの色で表す場合、その色の違いを認識できません。逆に充電中は点滅で、充電完了で点灯に変わるような場合には区別が付きやすいです。赤、オレンジ、黄色、緑のLEDは殆ど同じ色に見えます。赤、白、青の組合せにすると見やすくなります。



右が第1色覚障害のシミュレーション。赤と緑のLEDの区別が付きにくい。

6 見わけやすい色使いの方法

(1) 色覚バリアフリーな色の選び方

なるべく間違えにくい色を使う。

・赤の時には濃い赤、強い赤を使わないで、朱赤やオレンジを使う。緑は赤や茶色と間違えやすいので青味が強い緑を使う。明るい緑と黄色が一緒に見えてしまうので、黄色、黄緑、明るい緑はなるべく同時に使わないようにするのがポイントです。

・文字を作る時には細かい字では色が分からないので太い字を使う。

見え方のシミュレーション				Photoshop, Illustrator, Freehand 等での指定		
オリジナル	第1色覚障害	第2色覚障害	第3色覚障害	色名	C,M,Y,K (%)	R,G,B (0-255)
1				黒	(0,0,0,100)	(0,0,0)
2				オレンジ	(0,50,100,0)	(230,159,0)
3				水色	(80,0,0,0)	(86,180,233)
4				青緑	(97,0,75,0)	(0,158,115)
5				黄色	(10,5,90,0)	(240,228,66)
6				青	(100,50,0,0)	(0,114,178)
7				朱赤	(0,80,100,0)	(213,94,0)
8				赤紫	(10,70,0,0)	(204,121,167)

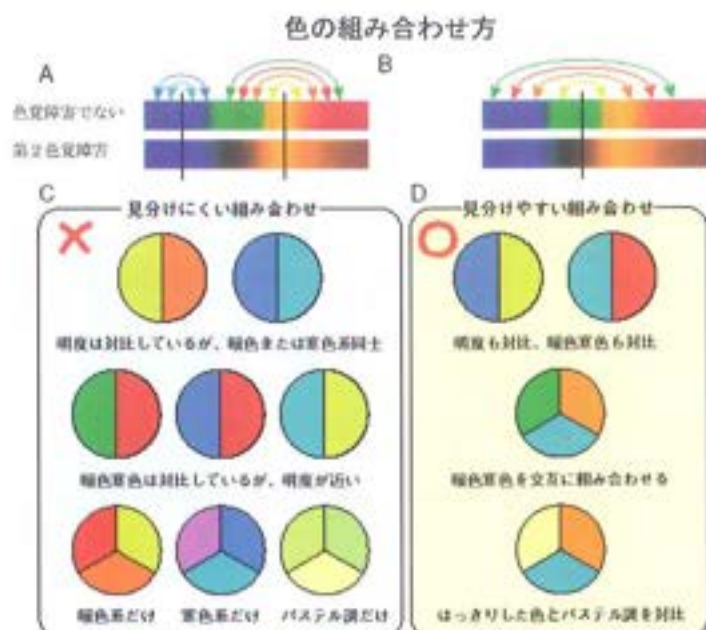
CMYKとは？

「カラー印刷に使う三原色」

「C」は「シアン(明るい青)」、「M(明るい赤)」はマゼンタ、「Y」はイエロー、「K」は黒を表します

(2) 見やすい色の組み合わせ

A: 赤と緑の間や、青と紫の間で色を選ぶと、色覚障害の人には違いが分かりにくくなります。



B: かならず赤～緑(暖色系)と緑～青(寒色系)のそれぞれの側から交互に選ぶようにします。

- ・赤と緑、黄色と黄緑は見分けにくい組み合わせです。
- ・暖色と寒色であっても、同じような明るさの色が並ぶと見づらくなります。明度差も与えます。
- ・色合い(色相)だけでなく見た目の明るさを大きく変化させます。3色以上なら明るい色、中間の色、暗い色を組み合わせます。
- ・彩度の低い色どうしの組み合わせは避けます。原色どうしや、パステルカラーと原色の対比はよいのですが、パステルカラーどうしは避けます。

背景と文字の組み合わせ例



(3) 重要な色の明度と彩度

・色覚障害の人は色相の見分けが苦手な分、明度や彩度の差にはむしろ敏感です。たとえば地図の段彩のようなパターンは、同じ明るさで緑→黄緑→黄色→オレンジのように色相だけ変えてあると差を見分けるのが困難ですが(左)、同じ色相で明るい緑→緑→暗い緑のように明るさを変えてあれば(右)、容易に区別できます。



(4) 注意を喚起する色づかい

建物の中では、安全性の確保のため段差などの視認性を高める色づかいが求められることがあります。

このような場合には、色覚障害の有無にかかわらず認識しやすい色づかいが必要です。



階段に黄色の縁取りを施している。右が第1色覚障害のシミュレーション。どちらも段鼻は視認しやすい。

神奈川県福祉の街づくり条例の整備基準では、視覚障害者誘導用ブロックの色は原則として黄色を使用することとしています。黄色は弱視の方が認識しやすいためですが、上の写真のように黄色の見え方には大きな違いが無いので、色覚障害のある方にとっても黄色による注意喚起は分かりやすいといえます。なお、施工に際しては明るい色の床なら濃い黄色を、暗い色の床なら明るい黄色を使うなど、明暗のコントラストをつけることが大切です。

視覚障害者誘導用ブロック

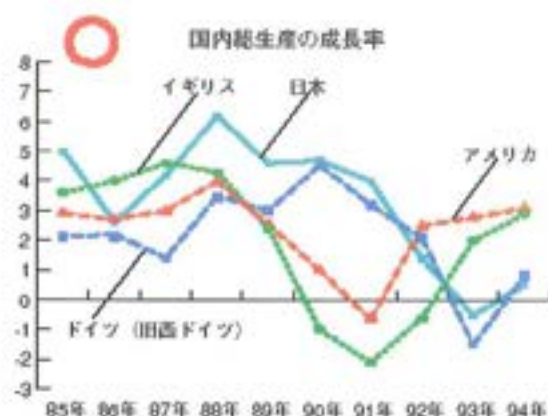
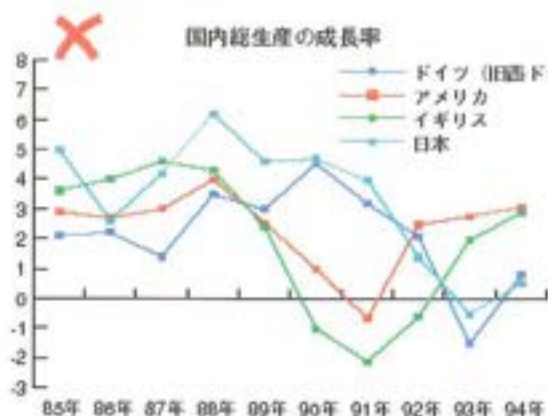


7 色づかい以外の工夫・配慮

最も大切なことは、色だけに頼った情報提供をしないことです。「色なしでも理解できるようにデザインし、その上で強調のために副次的に色を添える」これが基本になります。色彩光学の立場からは、図版の色を支障なく瞬時に識別できるのは、色覚障害でない人でも4色から、せいぜい6色までだと言われています。色だけに頼らず、色以外の情報を必ず付加することで、色覚障害の人にも判別でき、色覚障害でない人にもさらに分かりやすい図版を作ることができます。このように色とそれ以外の要素を組み合わせることを、情報を「冗長的に (redundant)」表現すると言います。

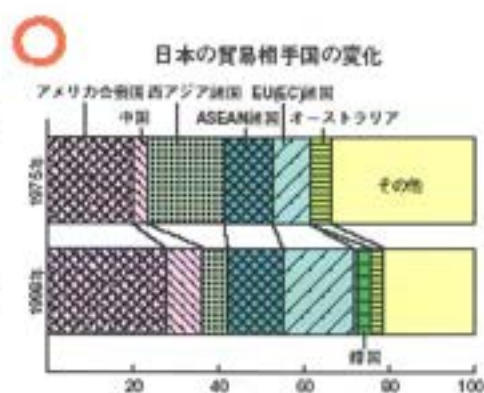
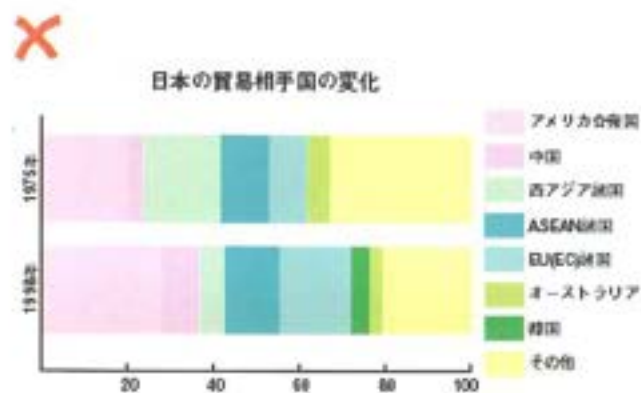
●折れ線グラフの場合

- ・シンボルは、同一形状で色だけを変えるのではなく、形を変化させます。
- ・線を区別させるときは、色の違う実線同士でなく、実線、点線、破線を色と組み合わせます。
- ・凡例を独立させて色だけで照合させるのではなく、何を示すかを図中に直接記入します。(スペースがない場合は、通し番号や略号でもよい)



●帯グラフの場合

- ・塗りには、色だけでなくハッチング（網掛け）を併用します。
- ・凡例を独立させて色だけで照合させるのではなく、何を示すかを図中に直接記入します。
- ・色の境目に細い黒線や白線を入れ、塗りの違いをはっきり示します。
- ・色覚障害の人は色の明暗や濃淡には敏感です。白や黒を使った強いハッチングでなくても同系色の淡い濃淡で模様をつけるだけでも大きな効果があります。

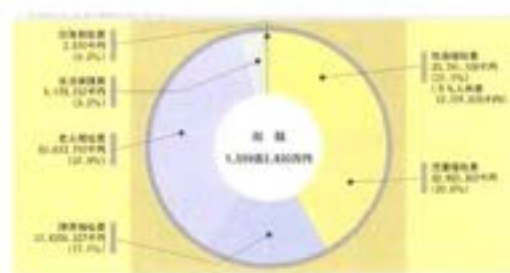
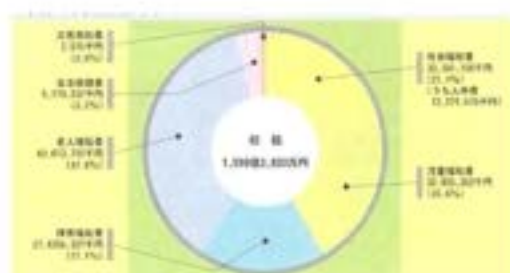


8 さまざまな事例

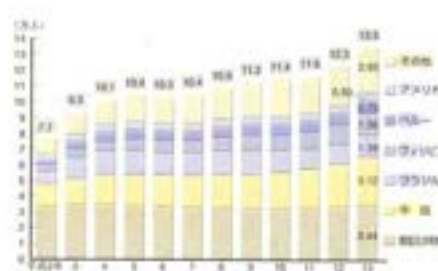
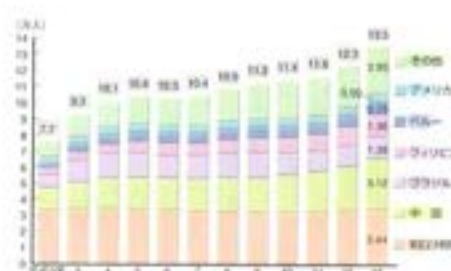
(1) 県の刊行物



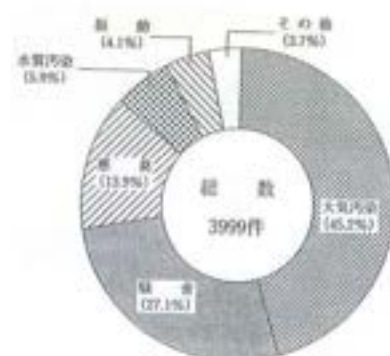
右側が第1色覚障害の人の見え方。四つの線を色のみで区別しなければならないので、識別が困難。線の種類やシンボルの形を変えることで分かりやすくなります。



右側が第2色覚障害の人の見え方。凡例を用いず、何を示すかを図中に直接示してあるので内容は理解できる。グラフの境界を識別することが困難な部分があり、境界線の記入やハッチングなどの工夫を施すことでグラフがいきます。

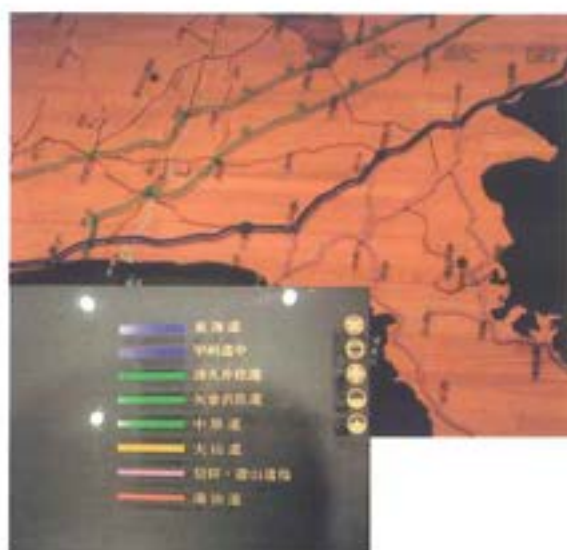


右側が第1色覚障害の人の見え方。色の境界をはっきりさせ、ハッチングなどの工夫を施すことで分かりやすくなります。



異なるハッチングを使い、何を表すかを直接書き込むことで分かりやすくなっている。白黒でも工夫次第で見やすくなる。カラーでも同じ配慮が必要です。

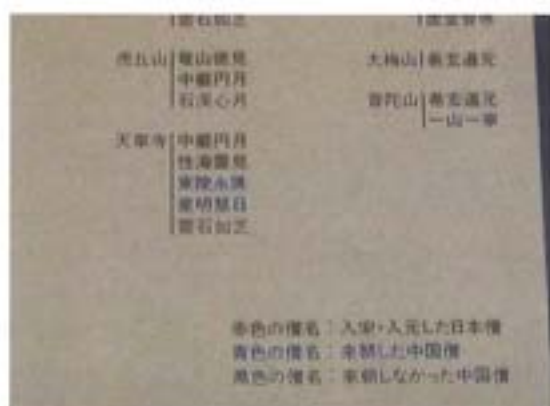
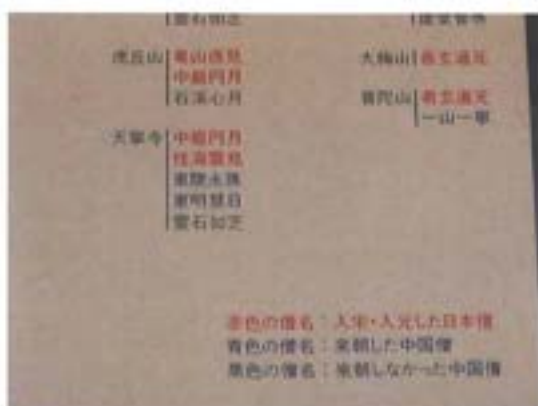
(2) 県施設における展示



右側が第1色覚障害の見え方。色だけでなく線の種類も替えると分かりやすくなります。



右側が第1色覚障害の見え方。色分けだけでなくハッチングを施すと分かりやすくなります。



右側が第1色覚障害の見え方。色分けだけでなく○△□などの記号も利用すると分かりやすくなります。

(3) 県施設の案内表示



右側が第1色覚障害の人の見え方。ピンクのバックがグレーに見えている。文字の背景を白抜きにするなどすれば見やすくなります。



右側は第2色覚障害の人の色の見え方。「現在地」を目立たせるよう、背景色や文字色の工夫が必要です。このように色つきの背景の場合には白い縁取りをつけることが有効です。



右側が第1色覚障害の人の見え方。この場合、男女の絵記号の他に文字表示があるので色覚障害の人でも間違えにくいですが、また、男女の絵記号を使う場合にははっきり形に差のあるものを使う必要があります。

文字表示と番号表示を併用することで分かりやすくなっています。



9 色使いのチェックポイント

印刷物、展示等で配慮すべきこと

色の選び方

- ☐ 赤は濃い赤を使わず、朱色やオレンジを使う
- ☐ 黄色と黄緑は赤緑色覚障害の人にとっては同じ色なので、なるべく黄色を使い、黄緑は使わない
- ☐ 暗い緑は赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う
- ☐ 青に近い紫は青と区別できないので、赤紫を使う
- ☐ 細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない
- ☐ 明るい黄色は白内障では白と混同するので使わない
- ☐ 白黒でコピーしても内容を識別できるか確認する

色の組み合わせ方

- ☐ 暖色系と寒色系、明るい色と暗い色、を対比させる
- ☐ パステル調の色どうしを組み合わせない。はっきりした色どうしか、はっきりした色とパステル調を対比させる

文字に色をつけるとき

- ☐ 背景と文字の間にはっきりした明度差をつける（色相の差ではダメ）
- ☐ 線の細い明朝体でなく、線の太いゴシック体を使う
- ☐ 色だけでなく、書体（フォント）、太字、イタリック、傍点、下線、囲み枠など、形の変化を併用

グラフや概念図

○総論

- ☐ 区別が必要な情報を、色だけで識別させない
- ☐ 明度や形状の違いや文字・記号を併用して冗長性を与え、色に頼らなくても情報が得られるように工夫する
- ☐ 白黒でも意味が通じるように図をデザインし、色はその後で「装飾」としてつける

○各論

- ☐ シンボルは同じ形で色だけ変えるのではなく、形を変えて色は少なく
- ☐ 線は実線どうしで色だけを変えるのではなく、実線、点線、波線など様々な線種と色とを組み合わせる
- ☐ 色情報を載せる線は太く、シンボルは大きく
- ☐ 塗り分けには、色だけでなくハッチング等を併用する
- ☐ 色相の差でなく明度の差を利用して塗り分ける
- ☐ 輪郭線や境界線で、塗り分けの境を強調する
- ☐ 図の脇に凡例をつけず、図中に直接書き込む

図の解説の仕方

- ☐ 色名だけで対象物を指し示さない。位置や形態を描写したり、ポインターで直接指し示す
- ☐ 凡例にはなるべく色名を記入
- ☐ 赤いレーザーポインターは見づらい。緑のレーザーポインターの使用を

その他

- ☐ 申請書などを色分けする場合には、用紙に色名を記載する

施設整備等で配慮すべきこと

- ☐ 色覚障害の人は、色は見分けられても色の名前が分からないことがある
- ☐ 受付を色分けする場合には番号等も併記する。色分けしたパネルには色名を併記する
- ☐ 案内板の表示は、大きく分かりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色は地色と対比効果があり、明暗のコントラストのはっきりした色を使用する
- ☐ 案内図では「現在地」が目立つよう、背景の色を工夫したり白で囲ったりする
- ☐ 絵記号を使う場合には文字表示も併せて行う
- ☐ 階段の段鼻は他と識別しやすい色を使用する
- ☐ 視覚障害者誘導用ブロックは黄色を使用する。この際、床とブロックの色とのコントラストがつくように配慮する

学校、塾、カルチャースクール等で配慮すべきこと

- ☐ クラスには必ず色覚障害の生徒がいるという意識を持つ
- ☐ 色だけに頼った授業をしない

黒板

- ☐ 赤いチョークはほとんど見えない人がいるので、なるべく白と黄色を使う
- ☐ 色分けには文字や記号、ハッチング、縁取りを併用

ホワイトボード

- ☐ 緑、赤のマーカーは見分けが困難。青を優先して使う

色の名前

- ☐ 色覚障害の人は、色は見分けられても色の名前が分からないことがある
- ☐ 色を使う際は生徒に色名を告げる
- ☐ 生徒に色名を答えさせる質問をしない
- ☐ 作業などを指示する際に対象物を色名だけでは示さない。場所や形も指定する

美術の授業

- ☐ 色の見え方が違う人がいることを意識する
- ☐ 絵の評価を色の違いで行わない
- ☐ どんな色で塗ってあっても、それがその生徒の目で「見たままに描いたもの」である

体育の授業

- ☐ 赤と緑の体育帽やゼッケンは見分けがつかない生徒がいることを意識する。（赤・青・黄・白や緑・青・黄・白の組合せなら大丈夫）

実習・実験

- ☐ 標本などの違いを、色だけでなく明るさ、濃淡、形、質感などの違いでも説明する。

●カラーバリアフリーの作業例

1 原案作成

➡ 2 シミュレーションソフトでチェック

（ソフトは <http://www.vischeck.com/vischeck/vischeckImage.php> 又は http://nig.ac.jp/color/install_vischeck.html から利用できます）

3 修正

4 色覚障害の当事者によるチェック

5 修正

10 おわりに

この小冊子は、カラーバリアフリーをテーマに色づかいで配慮すべき事を解説したものです。印刷物を作成するときにはもちろんですが、ホームページや施設、工業製品等をデザインする際にも同じように配慮していく必要があります。

何かを新たに作る時、あるいは以前作ったものを更新する時にこのガイドラインを参考にいただき、カラーバリアフリーの実現をめざし、さらなる工夫、配慮をお願いしたいと思います。

●監修 伊藤 啓（東京大学分子細胞生物学研究所准教授）

●作例提供 橋本 知子（株式会社 文化総合研究所）

●参考HP <http://www.nig.ac.jp/color>

●発行 神奈川県 保健福祉部地域保健福祉課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1
電話 045-210-4750 FAX045-210-8857

（カラーバリアフリーに向けて改善された事例がある場合には、当方まで情報をいただければ幸いです。）

長野市の景観を守り育てる条例

平成19年8月23日

長野市条例第49号

長野市の景観を守り育てる条例（平成4年長野市条例第44号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 景観計画及びこれに基づく措置
 - 第1節 景観計画の策定等（第6条—第9条）
 - 第2節 行為の規制等（第10条—第16条）
 - 第3節 景観重要建造物等（第17条—第21条）
- 第3章 自主的活動の支援（第22条—第24条）
- 第4章 長野市景観審議会（第25条—第33条）
- 第5章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制その他の良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、緑に映える美しい山並みを四方に配し雄大な清流をのぞむ優れた自然並びに歴史及び伝統のある固有の文化を礎とした、長野にふさわしい風格と魅力のある景観をつくり出し、もって現在及び将来の市民がその恵沢を享受できるまじくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 法第7条第2項に規定する建築物をいう。
- (2) 建築等 法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。
- (3) 公共施設 法第7条第4項に規定する公共施設をいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外の物で次に掲げるものをいう。
 - ア 煙突
 - イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（サに掲げるものを除く。）
 - ウ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
 - エ 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
 - オ 擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの
 - カ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
 - キ コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの
 - ク 自動車車庫の用途に供する施設
 - ケ 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
 - コ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 - サ 電気供給又は電気通信のための鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの
- (5) 建設等 法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。

（市の責務）

第3条 市は、法第2条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成を推進するための施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及びその実施に当たっては、市民の意見が反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、建築物の建築等及び公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者の良好な景観に関する意識の高揚を図るため、知識の普及その他必要な措置を講ずるとともに、市民及び事業者の良好な景観の形成に資する活動を支援するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、事業活動を行うに当たっては、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画及びこれに基づく措置

第1節 景観計画の策定等

（景観計画の策定）

第6条 良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を策定するものとする。

（景観計画推進地区）

第7条 市長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域内において、景観計画推進地区を定めることができる。

2 景観計画推進地区は、次に掲げる区域のうち、特に重点的に景観形成を図る必要がある地区とする。

- (1) 歴史的特徴のある景観を有する区域
- (2) 自然と調和した景観を有する区域
- (3) 商工業業務施設が集積し、一体となった景観を有する区域
- (4) 個性的な住宅地景観を有する区域
- (5) 主要な幹線道路、河川等に沿って特徴のある景観を有する区域
- (6) その他景観形成上必要と認める区域

3 景観計画推進地区における法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為に関する制限に関する事項は、景観計画推進地区ごとに定めるものとする。

（策定の手続）

第8条 市長は、景観計画を策定し、又は変更しようとするときは、法第9条の規定によるほか、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（計画提案を行うことができる団体等）

第9条 市長は、法第11条第1項又は第2項の規定による提案があった場合において、法第12条の判断をするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 前項の提案を行ったものは、同項の長野市景観審議会に出席し、当該提案に関する意見を述べることができる。

3 法第11条第2項の条例で定める団体は、法第15条第1項に規定する景観協議会及び第22条第1項に規定する景観形成市民団体とする。

第2節 行為の規制等

（行為の届出）

第10条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。

- (1) 建築物の建築等において屋外に配管、室外機その他の設備を設ける場合 当該設備の位置及び形状等を明らかにする図面
- (2) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為を行う場合 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第16条第4項の規定により作成した現況図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図及び擁壁の断面図

（届出が必要なその他の行為）

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為（以下この条において「その他の行為」という。）は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第4号において同じ。）の堆（たい）積

2 法第16条第1項の規定によるその他の行為の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。

- (1) 行為の種類
- (2) 場所
- (3) 設計又は施行方法
- (4) 着手予定日及び完了予定日
- (5) 行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

3 その他の行為に係る法第16条第2項の規定による変更の届出が必要な事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（届出を要しない行為）

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 仮設の建築物の建築等
- (2) 農業、林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更
- (3) 公共施設又は鉄道若しくは軌道を整備するために行う工作物の建設等又は土地の形質の変更
- (4) 屋外における再生資源の堆（たい）積で、次に掲げるもの
 - ア 農業、林業又は漁業を営むために行うもの
 - イ 堆（たい）積の期間が30日を超えて継続しないもの
- (5) 法第16条第1項の届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの
- (6) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定める行

為

(助言、指導、勧告及び事実の公表)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

2 市長は、法第16条第3項の規定により勧告しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えるとともに、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第14条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

(変更命令等の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により命令しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為の着手日の短縮)

第16条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、速やかに、当該届出をした者に対し法第18条第2項の規定により期間を短縮する旨の通知をしなければならない。

第3節 景観重要建造物等

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続)

第17条 市長は、法第19条第1項又は法第28条第1項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、その所有者及び権原に基づく占有者の同意を得るとともに、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(現状変更の規制の手続)

第18条 市長は、法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(原状回復命令等の手続)

第19条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令をし、又は法第26条若しくは法第34条の規定による管理に関する命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(指定の解除の手続)

第20条 市長は、法第27条第2項又は法第35条第2項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 第17条第2項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

(助成又は援助)

第21条 市長は、法第46条の規定による求めがあった場合において、景観重要建造物又は景観重要樹木の保存のために必要があると認めるときは、その所有者に対し助言を行い、又は技術的援助若しくは保存に要する経費の一部の助成をすることができる。

第3章 自主的活動の支援

(景観形成市民団体の認定)

第22条 市長は、一定の区域内において、良好な景観の形成を図ることを目的とする市民が構成する団体で、規則で定める要件を満たすものを景観形成市民団体として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、景観形成市民団体が第1項の要件に該当しなくなつたと認めるとき、その他景観形成市民団体として適当でないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(助成又は援助)

第23条 市長は、第21条に定めるもののほか、法第81条の規定による景観協定の締結、景観形成市民団体の活動その他の良好な景観の形成に著しく寄与すると認める行為に対し、必要な助言を行い、又は技術的援助若しくはこれらに要する経費の一部の助成をすることができる。

(顕彰)

第24条 市長は、優れた景観の形成に寄与していると認める建築物等について、その所有者、設計者、施工者等を顕彰することができる。

2 市長は、優れた景観の形成に貢献していると認める団体等を顕彰することができる。

3 市長は、前2項の規定により顕彰しようとするときは、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 長野市景観審議会

(設置)

第25条 良好な景観の形成に関し、必要な事項を調査及び審議するため、長野市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第26条 審議会は、この条例に定めるもののほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第27条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(デザイン専門部会)

第31条 審議会に、次に掲げる事項を調査及び審議するため、デザイン専門部会を置く。

(1) 第13条第2項、第15条、第18条又は第19条の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

(2) 景観形成を特に推進する地区におけるデザイン評価に関する事項

(3) 公共事業のデザイン評価に関する事項

2 デザイン専門部会に属すべき委員は、審議会の会長が指名する。

3 デザイン専門部会に、デザイン専門部会長及びデザイン専門副部会長各1人を置き、デザイン専門部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 デザイン専門部会長は、デザイン専門部会の会務を掌理する。

5 デザイン専門副部会長は、デザイン専門部会長を補佐し、デザイン専門部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 デザイン専門部会に、専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、市長が委嘱する。

(デザイン専門部会の会議)

第32条 第30条の規定は、デザイン専門部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「デザイン専門部会」と、「会長」とあるのは「デザイン専門部会長」と、「委員」とあるのは「デザイン専門部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

2 審議会は、その定めるところにより、デザイン専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(専門部会)

第33条 審議会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

第5章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月4日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の長野市の景観を守り育てる条例（以下「旧条例」という。）第12条第1項又は第17条第1項の規定により届出がなされた行為については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前に旧条例第22条第1項の規定により指定を受けている景観重要建築物等については、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例による。ただし、当該景観重要建築物等が法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定を受けたとき又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝

天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定されたときは、この限りでない。

- 4 この条例の施行前に旧条例第26条第1項の規定により認定を受けている景観形成市民団体は、改正後の長野市の景観を守り育てる条例（以下「新条例」という。）第22条第1項の規定により認定を受けた景観形成市民団体とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第31条の規定により置かれている長野市景観審議会（以下「旧審議会」という。）は、新条例第25条の規定により置かれる審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧審議会の委員に委嘱されている者は、新条例の規定に基づく審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、旧条例の規定に基づく委員として任命された日から起算する。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（重要景観建造物等の指定のために必要な準備行為）
- 8 法第19条第1項又は法第28条第1項の規定による景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても新条例第17条の規定の例により行うことができる。
（長野市緑を豊かにする条例の一部改正）
- 9 長野市緑を豊かにする条例（平成6年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

長野市屋外広告物条例

平成17年9月28日
長野市条例第44号

改正 平成18年6月30日条例第49号 平成19年6月27日条例第36号
 平成20年6月30日条例第46号 平成21年12月28日条例第122号
 平成22年3月30日条例第17号 平成22年9月22日条例第52号
 平成24年3月29日条例第21号

長野市屋外広告物条例（平成10年長野市条例第60号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 規制
 - 第1節 屋外広告物表示禁止物件（第3条）
 - 第2節 広告物等の表示の方法等の基準（第4条）
 - 第3節 規制地域・規制地区（第5条—第8条）
 - 第4節 許可等（第9条—第17条）
 - 第5節 監督等（第18条—第20条）
 - 第6節 管理義務等（第21条—第24条）
- 第3章 屋外広告業の登録等（第25条—第40条）
- 第4章 雑則（第41条—第44条）
- 第5章 罰則（第45条—第49条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（屋外広告物の在り方）

第2条 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2章 規制

第1節 屋外広告物表示禁止物件

- 第3条 次の各号に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 橋、高架構造物、トンネル、隧（ずい）道及び擁壁（道路の防護施設に限る。）
 - (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上の柵（さく）及び駒（こま）止（どめ）
 - (3) 銅像及び記念碑
 - (4) 火災報知機、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
 - (5) 公衆電話ボックス、郵便差出箱及び信書便差出箱
 - (6) 信号機、道路標識、道路交通情報の管理施設及びカーブミラー
 - (7) 電柱及び街路灯柱（次条第2項に定める基準に適合する広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
 - (8) 送電塔、送受信塔、ガスタンク及び貯水塔
 - (9) 路上変電塔及びパーキング・チケット発給設備（道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条第2項に規定する設備をいう。）
 - (10) 地下道・地下鉄の出入口の上屋及びバス停留所の上屋（次条第2項に定める基準に適合する広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
 - (11) アーケードの柱（規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
 - (12) 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号）第2条第1項に規定する樹木をいう。）
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める物件

2 次に掲げる広告物等については、前項の規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- (2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
- (3) 自己用広告物（自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に表示され、又は設置される広告物等をいう。以下同じ。）
- (4) 所有者又は管理者が土地・物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、非営利目的であり規則で定める基準に適合するもの
- (5) 市長が、違反屋外広告物の是正のために表示し、又は設置するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第2節 広告物等の表示の方法等の基準

第4条 次に掲げる形状、面積、色彩、意匠その他設置の方法及びその維持の方法の基準に適合しない広告物等は、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度（日本工業規格Z8721に定める彩度をいう。以下同じ。）15以上の色を使用していないこと。

- (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
- (3) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、当該面が塗装されていること。
- (4) 汚染し、退色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (5) 倒壊又は落下のおそれがないこと。
- (6) 信号機又は道路標識等の効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれがないこと。
- 2 別表第1に掲げる広告物等は、同表に定める基準に適合しなければならない。
- 3 次条に規定する第1種規制地域及び第2種規制地域において、広告物等を表示し、又は設置するときは、次の各号のいずれかに適合しなければならない。
 - (1) 別表第2の基準に適合する自己用広告物であること。
 - (2) 別表第3の基準に適合する案内用広告物（案内のために表示し、又は設置する広告物をいう。以下同じ。）であること。
- 4 次条に規定する第3種規制地域及び第4種規制地域（第8条に規定する屋外広告物活用地区を除く。）において、広告物等を表示し、又は設置するときは、別表第4に定める基準に適合しなければならない。
- 5 次に掲げる広告物等については、前3項の規定は、適用しない。
 - (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - (2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
 - (3) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - (4) 祭典その他慣例上使用するもので、祭典その他年中行事等のために表示し、又は設置するもの
 - (5) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
 - (6) 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
 - (7) 所有者又は管理者が土地・物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、非営利目的であり規則で定める基準に適合するもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第3節 規制地域・規制地区

(規制地域)

第5条 広告物等の表示の方法等を規制する地域又は場所として、第1種規制地域、第2種規制地域、第3種規制地域及び第4種規制地域（以下「規制地域」という。）を次のとおり定める。

- (1) 第1種規制地域 自然景觀に配慮し、良好な景觀の形成及び風致を維持すべき地域で、次に掲げる地域又は場所をいう。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林。
ただし、自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地域及び長野市自然環境保全条例（平成15年長野市条例第36号）第9条第1項の規定により指定された長野市自然環境保全地域の区域を除く。
 - イ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (2) 第2種規制地域 住宅環境や優れた沿道景觀に配慮し、良好な景觀の形成及び風致を維持すべき地域で、次に掲げる地域又は場所をいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに風致地区
 - イ 道路（道路交通法第2条に規定する道路をいう。）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地（以下この号において「道路等」という。）、又は道路等に接続し、かつ、道路等から展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域。ただし、長野市都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く。
- (3) 第3種規制地域 広告物等の大きさや高さを抑え、住宅環境や田園景觀に配慮した良好な街なみ景觀の形成を図る地域で、都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び市街化調整区域をいう。
- (4) 第4種規制地域 経済活動に配慮しつつ、事業所等と調和した良好な街なみ景觀の形成を図る地域で、都市計画法第2章の規定により定められた準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

(屋外広告物特別規制地区)

第6条 市長は、規則で定めるところにより、地域の特性を生かした良好な景觀の形成又は風致の維持を図ることが特に必要な地区又は場所を屋外広告物特別規制地区として指定することができる。

- 2 市長は、屋外広告物特別規制地区を指定するときは、当該屋外広告物特別規制地区の区域、当該屋外広告物特別規制地区における広告物等に関する基本方針（以下「特別規制地区基本方針」という。）及び当該屋外広告物特別規制地区における広告物等の表示又は設置の方法に関する基準（以下「特別規制地区設置基準」という。）を規則で定めるものとする。
- 3 特別規制地区基本方針には、当該地区の特性に応じた広告物等に関する基本構想を定めるものとする。
- 4 特別規制地区設置基準には、特別規制地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他の表示又は設置の方法に関する基準を定めるものとする。
- 5 屋外広告物特別規制地区において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該表示又は設置について、特別規制地区設置基準に適合させなければならない。
- 6 第4条第5項各号に掲げる広告物等については、前項の規定は、適用しない。
（屋外広告物モデル地区）
- 第7条 市長は、地域の自主的な取組によって、良好な景観の形成又は風致の維持を促進することが特に必要な地区又は場所を屋外広告物モデル地区として指定することができる。
- 2 市長は、屋外広告物モデル地区を指定するときは、当該屋外広告物モデル地区の区域、当該屋外広告物モデル地区における広告物等に関する基本方針（以下「モデル地区基本方針」という。）及び当該屋外広告物モデル地区における広告物等の表示又は設置の方法に関する基準（以下「モデル地区設置基準」という。）を規則で定めるものとする。
- 3 モデル地区基本方針には、当該地区の特性に応じた広告物等に関する基本構想を定めるものとする。
- 4 モデル地区設置基準には、モデル地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他の表示又は設置の方法に関する基準を定めるものとする。
- 5 屋外広告物モデル地区において広告物等を表示し、設置し、変更し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置、変更又は改造について、モデル地区設置基準に適合するように努めなければならない。
（屋外広告物活用地区）
- 第8条 市長は、第4種規制地域の中で広告物等の規制を一部緩和し、広告物等を活用することにより、活力ある街なみの形成を図ることが特に必要な地区又は場所を屋外広告物活用地区として指定することができる。
- 2 市長は、屋外広告物活用地区を指定するときは、当該屋外広告物活用地区の区域、当該屋外広告物活用地区における広告物等に関する基本方針（以下「活用地区基本方針」という。）及び当該屋外広告物活用地区における広告物等の表示又は設置の方法に関する基準（以下「活用地区設置基準」という。）を規則で定めるものとする。
- 3 活用地区基本方針には、当該地区の特性に応じた広告物等に関する基本構想を定めるものとする。
- 4 活用地区設置基準には、活用地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他の表示又は設置の方法に関する基準を定めるものとする。
- 5 屋外広告物活用地区において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該表示又は設置について、活用地区設置基準に適合させなければならない。
- 第4節 許可等
（許可等）
- 第9条 規制地域又は屋外広告物特別規制地区若しくは屋外広告物活用地区において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該表示又は設置について、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第4条第1項各号及び同条第2項に定める基準並びに次に掲げる規制地域、屋外広告物特別規制地区及び屋外広告物活用地区の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合し、かつ、当該広告物等を施工する事業者が第25条第1項の規定による登録を受けている者であるときは、許可しなければならない。
 - (1) 第1種規制地域及び第2種規制地域 別表第2の基準に適合する自己用広告物であること又は別表第3の基準に適合する案内用広告物であること。
 - (2) 第3種規制地域及び第4種規制地域（前条に規定する屋外広告物活用地区を除く。） 別表第4の基準
 - (3) 屋外広告物特別規制地区 次のアからウまでの場合に応じ、それぞれ定める基準
 - ア 第1種規制地域及び第2種規制地域内の場合 特別規制地区設置基準及び別表第2の基準に適合する自己用広告物であること又は別表第3の基準に適合する案内用広告物であること。
 - イ 第3種規制地域及び第4種規制地域内の場合 特別規制地区設置基準及び別表第4の基準
 - ウ 規制地域以外の地域の場合 特別規制地区設置基準
 - (4) 屋外広告物活用地区 活用地区設置基準
- 3 第1項の規定による許可を受けた者は、広告物等を表示し、又は設置したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第1項の許可の有効期間は、5年（規則で定める広告物等にあつては、5年を超えない

い範囲内で規則で定める期間)とする。

- 5 第1項の許可には、当該地域又は地区における良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害防止のために必要な限度において、条件を付けることができる。
- 6 市長は、第1項の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり札等その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもってこれに代えることができる。
- 7 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を当該許可に係る広告物等にかけて表示しておかなければならない。
- 8 市長は、第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が第2項に定める基準(第4条第1項各号の基準を除く。)に適合しない場合でも、良好な景観の形成若しくは風致を害することなく、かつ、公衆に対して危害を与えるおそれがないものとして特に必要と認めるときは、長野市景観審議会の議を経て、特例で許可することができる。
- 9 第3項から第7項までの規定は、前項の特例の許可について準用する。
(変更の許可等)
- 第10条 前条第1項及び第8項の規定による許可を受けた者が、当該許可を受けた広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更として市長が認めるものは、この限りでない。
- 2 前条第2項から第9項までの規定は、前項の規定による変更の許可について準用する。
(適用除外)
- 第11条 次に掲げる広告物等については、第9条第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - (2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
 - (3) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
 - (4) 祭典その他慣例上使用するもので、祭典その他年中行事等のために表示し、又は設置するもの
 - (5) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25平方センチメートルの大きさの範囲内に明示したもので、表示期間が30日を超えないもの
 - (6) 営利を目的としない広告物等で、次に掲げるもの
 - ア 交通安全、公衆衛生、水火災警報その他公益に関する宣伝告知のためにするもの
 - イ 会合その他催物に関するもの
 - ウ はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等
 - エ 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件
 - (7) 規制地域(屋外広告物特別規制地区を除く。)内の自己用広告物で、次に掲げるもの
 - ア 第1種規制地域及び第2種規制地域の自己用広告物で、1敷地当たりの表示面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - イ 第3種規制地域の自己用広告物で、1敷地当たりの表示面積の合計が15平方メートル以下のもの
 - ウ 第4種規制地域の自己用広告物で、1敷地当たりの表示面積の合計が25平方メートル以下のもの
 - (8) 屋外広告物特別規制地区内の自己用広告物で、1敷地当たりの表示面積の合計が10平方メートル以下のもの
 - (9) 所有者又は管理者が土地・物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので、非営利目的であり規則で定める基準に適合するもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
(規制地域の指定等があった場合の特例)
- 第12条 第3条から第6条まで又は第8条の規定による物件若しくは基準の追加又は地域若しくは地区の決定若しくは拡張があった際、現に適法に表示若しくは設置されている広告物等又は当該決定若しくは拡張に係る地域若しくは地区に表示若しくは設置されている広告物等は、当該追加又は決定若しくは拡張のあった日から5年(規則で定める広告物等にあつては、5年を超えない範囲内で規則で定める期間)を経過する日までは、第3条、第4条、第6条、第8条又は第9条の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。
(屋外広告物モデル地区における届出等)
- 第13条 屋外広告物モデル地区において広告物等を表示し、設置し、変更し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置、変更又は改造について、市長にその旨を届け出なければならない。
 - 2 市長は、屋外広告物モデル地区における広告物等が当該モデル地区設置基準に適合しないと認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は当該広告物等を管理する者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
 - 3 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 第9条第1項の規定により市長の許可を受けたもの

- (2) 第11条第1号から第3号までに掲げるもの
 (3) その他規則で定めるもの
- 4 屋外広告物モデル地区の指定があった際、現に適法に表示又は設置されている広告物等についての第1項の規定の適用については、同項中「表示し、設置し、変更し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置、変更又は改造」とあるのは、「変更し、又は改造しようとする者は、当該変更又は改造」と読み替えるものとする。
- (許可の更新)
- 第14条 第9条第1項又は第8項の規定による許可（第10条第1項の規定により変更の許可を受けた場合を含み、当該許可についてこの項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可をいう。以下この節において同じ。）の有効期間（第16条において「許可期間」という。）満了後、引き続いて広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該表示又は設置について、許可の更新を受けなければならない。
- 2 第9条第2項及び第4項から第7項まで（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の許可の更新について準用する。
- 3 第1項に規定する許可の更新を受けようとする者は、当該許可の更新に係る広告物等について、第22条に規定する管理者による安全点検を実施しなければならない。
- (許可の取消し)
- 第15条 市長は、第9条第1項若しくは第8項、第10条第1項又は前条第1項の規定による許可を受けた者（第17条において「許可を受けた者」という。）が、偽りその他不正の手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。
- (許可の失効)
- 第16条 許可期間が満了したとき又は第24条第1項の規定による滅失若しくは廃止の届出があったときは、第9条第1項若しくは第8項、第10条第1項又は第14条第1項の規定による許可は、その効力を失う。
- (除却の義務)
- 第17条 許可を受けた者は、第15条の規定により許可が取り消されたとき又は前条の規定により当該許可が効力を失ったときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。
- 第5節 監督等
- (除却命令等)
- 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、当該広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 第3条第1項の規定に違反した者
 (2) 第9条第1項若しくは第8項の規定による許可又は第10条第1項の規定による変更の許可を受けないで広告物等を表示し、設置し、変更し、又は改造した者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5日以上を期限を定め、当該広告物等の改造その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
 (2) 第9条第5項（同条第9項及び第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付けられた条件に違反した者
- 3 市長は、第4条第2項、第3項若しくは第4項に規定する基準又は特別規制地区設置基準に適合しない広告物等を表示し、又は設置した者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。
- 第19条 市長は、法第7条第2項の規定により、屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15日以上を期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限内に除却しないときは、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。
- (広告物等を保管した場合の告示、売却、返還等)
- 第20条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。
- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
 (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
 (3) 当該広告物等の保管場所
 (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要な事項
- 2 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等について、保管物件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物等 2日

- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間
- 4 市長は、前項の規定による広告物等の価額の評価を、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的な知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 5 市長は、第3項の規定により保管した広告物等の売却を、一般競争入札又は指名競争入札（以下この項において「競争入札」という。）に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。
- 6 市長は、保管した広告物等（第3項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に返還するときは、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める誓約書及び受領書と引換えに行うものとする。

第6節 管理義務等

（管理義務）

第21条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（管理者の設置）

第22条 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

- 2 管理者は、法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者を置いた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該管理者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第23条 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理者について変更があった場合は、新たに、当該広告物等を表示し、若しくは設置することとなった者又は管理者となった者は、従前の者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により従前の者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（滅失等の届出）

第24条 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理者は、これらが滅失したとき又はこれらを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 この条例の規定による許可等に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 屋外広告業の登録等

（屋外広告業の登録）

第25条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、登録の更新を受けなければならない。
- 4 前項の登録の更新の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第26条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者（第36条第1項に規定する業務主任者をいう。第28条において同じ。）の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第28条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第27条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告事業者登録簿に

登録しなければならない。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
- (2) 登録年月日及び登録番号
- (3) 第40条第1項の規定による処分に関する事項

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、登録申請者に登録証を交付するものとする。

(登録の拒否)

第28条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第26条第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第40条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告事業者（第25条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第40条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告事業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第40条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同じ能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第26条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第29条 屋外広告事業者は、第26条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告事業者登録簿に登録しなければならない。

3 第26条第2項及び第27条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告事業者登録簿の閲覧)

第30条 市長は、屋外広告事業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第31条 屋外広告事業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 屋外広告業を廃止した場合 屋外広告事業者であった個人又は屋外広告事業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告事業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告事業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第32条 市長は、屋外広告事業者の登録がその効力を失ったとき又は第40条第1項の規定により屋外広告事業者の登録を取り消したときは、屋外広告事業者登録簿から当該屋外広告事業者の登録を抹消しなければならない。

(長野県の登録を受けた者に関する特例)

第33条 法に基づく長野県の条例の規定により長野県知事の登録を受けている者は、市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、第25条から第27条まで、第29条、第31条及び前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、この条例の規定により屋外広告業の登録を受けた者とみなして、この条例の規定を適用する。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項について変更があったとき又は市の区域内における屋外広告業を廃止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

4 屋外広告事業者が第1項の規定による届出をしたときは、当該屋外広告事業者に係る第25条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。

(屋外広告事業者届出簿の設置)

第34条 市長は、前条第1項及び第3項の規定による届出があったときは、規則で定める

ところにより、屋外広告事業者届出簿に届出があった事項を登載しなければならない。

2 市長は、屋外広告事業者届出簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(講習会)

第35条 市長は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（次条第1項及び第41条第3項において「講習会」という。）を開催するものとする。

(業務主任者の設置)

第36条 屋外広告事業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者
- (2) 講習会の課程を修了した者
- (3) 他の都道府県又は指定都市若しくは中核市の行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することをを行うものとする。

- (1) この条例その他広告物等の表示又は設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第38条に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(登録証の掲示)

第37条 屋外広告事業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、第27条第2項の登録証を掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第38条 屋外広告事業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告事業者に対する指導、助言及び勧告)

第39条 市長は、屋外広告事業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第40条 市長は、屋外広告事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告事業者の登録を受けたとき。
- (2) 第28条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第29条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第28条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

第4章 雑則

(手数料)

第41条 第9条第1項若しくは第8項の規定による許可、第10条第1項の規定による変更の許可又は第14条第1項の規定による許可の更新を受けようとする者は、別表第5に定める手数料を納めなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、この限りでない。

2 第25条第1項の規定による屋外広告業の登録又は同条第3項の規定による屋外広告業の登録の更新を受けようとする者は、申請1件につき1万円の手数料を納めなければならない。

3 講習会を受講しようとする者は、3,500円の手数料を納めなければならない。

4 市長は、公益上その他の理由により必要があると認めるときは、申請により、第1項に規定する手数料を減免することができる。

(報告及び立入検査)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者、管理者若しくは屋外広告事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に広告物等の存する土地若しくは建築物若しくは屋外広告事業者の営業所に立ち入り、広告物等、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(審議会)

第43条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、長野市景観審議会の意見を聴

かなければならない。

- (1) 第3条に規定する物件を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (2) 第4条第1項から第4項までに規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (3) 第5条の規定により地域を定め、又はこれを変更しようとするとき。
- (4) 第6条第1項に規定する屋外広告物特別規制地区を指定し、並びに同条第2項に規定する特別規制地区基本方針及び特別規制地区設置基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (5) 第7条第1項に規定する屋外広告物モデル地区を指定し、並びに同条第2項に規定するモデル地区基本方針及びモデル地区設置基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (6) 第8条第1項に規定する屋外広告物活用地区を指定し、並びに同条第2項に規定する活用地区基本方針及び活用地区設置基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (7) 第9条第2項各号に規定する基準を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項の規定による命令に違反して、広告物等の除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとらなかった者
- (2) 第25条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による登録の更新を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (3) 不正の手段により第25条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による登録の更新を受けた者
- (4) 第33条第1項の規定による届出をせず屋外広告業を営んだ者又は虚偽の届出をした者
- (5) 第40条第1項の規定による営業の停止の命令に違反し、屋外広告業を営んだ者

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項の規定に違反した者
- (2) 第9条第1項若しくは第8項又は第10条第1項の規定に違反して、許可又は変更の許可を受けないで広告物等を表示し、設置し、変更し、又は改造した者
- (3) 第29条第1項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第33条第3項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第36条第1項の規定に違反して、業務主任者を選任しなかった者

第47条 第18条第2項の規定による命令に違反して、広告物等の改造その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置をとらなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

第48条 第42条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第49条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第45条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(施行のために必要な準備)
- 2 市長は、第43条の規定によりあらかじめ長野市景観審議会の意見を聴いて定めるとされているものを定めようとするときは、この条例の施行の日前においても長野市景観審議会の意見を聴くことができる。
(豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村の編入に伴う経過措置)
- 3 平成17年1月1日前に屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号。以下「長野県条例」という。）及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号。以下「特例条例」という。）の規定により豊野町長、戸隠村長、鬼無里村長及び大岡村長が行った許可その他の行為又は平成17年1月1日に現に長野県条例及び特例条例の規定により豊野町長、戸隠村長、鬼無里村長及び大岡村長に対して行っている許可の申請その他の行為は、この条例による改正前の長野市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の相当規定により市長が行った許可その他の行為又は市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。
- 4 平成17年1月1日に現に長野県条例第13条第2項に規定する管理する者を選任してい

ない者又は第22条第2項の資格を有しない者を管理する者として選任している者は、長野県条例の規定による許可の期間は、第22条第1項の規定は、適用しない。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に旧条例第22条第1項の規定による届出をして屋外広告業を営んでいる者は、この条例の施行の日から平成18年9月30日までの間（当該期間内に第28条第1項の規定による登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、第25条第1項の規定にかかわらず、同項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第24条第1項に規定する講習会修了者等である者は、第36条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(長野市収入証紙条例の一部改正)
- 8 長野市収入証紙条例（昭和46年長野市条例第9号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(信州新町及び中条村の編入に伴う経過措置)
- 9 信州新町及び中条村の編入の日（以下「信州新町等編入日」という。）前に長野県条例及び特例条例の規定により信州新町長若しくは中条村長が行った広告物等の表示若しくは設置の許可その他の行為又は信州新町等編入日に現に長野県条例及び特例条例の規定により信州新町長若しくは中条村長に対して行っている広告物等の表示若しくは設置の許可の申請その他の行為は、長野市屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成22年長野市条例第52号）による改正前の長野市屋外広告物条例附則第9項の規定によりその例によることとされる長野県条例の相当規定により市長が行った広告物等の表示若しくは設置の許可その他の行為又は市長に対して行った広告物等の表示若しくは設置の許可の申請その他の行為とみなす。
- 10 信州新町等編入日に現に長野県条例第19条第1項の規定により長野県知事の登録を受けて屋外広告業を営んでいる者は、信州新町等編入日から平成22年6月30日までの間（当該期間に長野県条例第20条の6の規定により長野県知事が登録を抹消したとき又は第28条第1項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該抹消した日又は登録の拒否の処分があった日までの間）は、第25条第1項及び第33条第1項の規定にかかわらず、引き続き編入前の信州新町及び中条村の区域内において屋外広告業を営むことができる。その者が当該期間内に第26条第1項の規定による登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

附 則（平成18年6月30日条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした改正前の長野市屋外広告物条例附則第7項の規定により同条例による改正前の長野市屋外広告物条例（平成10年長野市条例第60号）の例によることとされる行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成19年6月27日条例第36号）
この条例は、平成19年11月1日から施行する。
附 則（平成20年6月30日条例第46号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（平成21年12月28日条例第122号）
この条例は、平成22年1月1日から施行する。
附 則（平成22年3月30日条例第17号）
この条例は、平成22年4月1日から施行する。
附 則（平成22年9月22日条例第52号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にしたこの条例による改正前の長野市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）附則第9項の規定によりその例によることとされる屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）第17条の規定に基づく命令については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に旧条例附則第9項に規定する編入前の信州新町及び中条村の区域内において屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定により除却した屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の保管、売却その他の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則（平成24年3月29日条例第21号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種類		基準	
電柱等利用広告物		はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等でないこと	
	袖（そで）看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
		電柱等からの出幅	0.6メートル以下
		本体の長さ	1.2メートル以下
		個数	電柱等 1 本につき 1 個
	巻看板	位置	地上から1.2メートル以上3.2メートル以下の範囲内に表示し、又は設置すること。
		大きさ	幅0.33メートル以下、縦1.5メートル以下
	バナー広告	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
		電柱等からの出幅	0.6メートル以下
		本体の長さ	1.8メートル以下
		個数	電柱等 1 本につき 2 個以内
広告幕		表示面積	30平方メートル以下
アドバルーン	大きさ	幅1.5メートル以下、縦13メートル以下	
	地上からの高さ	気球上端まで40メートル以下	
はり紙、はり札等	表示面積	1.0平方メートル以下	
	その他	同一のものを 2 枚以上続けて張り付け、又はつり下げないこと。	
広告旗	大きさ	幅0.6メートル以下、縦1.8メートル以下	
	地上からの高さ	上端まで3.0メートル以下	
立看板等	表示面積	片面1.0平方メートル以下かつ合計2.0平方メートル以下	
	地上からの高さ	上端まで2.0メートル以下	
つり下げ看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上	
	表示面積	合計40平方メートル以下	
地下鉄の出入口の上屋に設置する広告物	表示面積	建築物の鉛直投影面積の10分の 4 以下	
	個数	1 建築物当たり 1 個。ただし、駅名等の表示は除く。	
	色彩	地色の彩度 8 以下	
バス停留所の上屋に設置する添加広告板		上屋からはみ出さないこと。	
バス停留所の上屋に表示する広告物	表示面積	1 面当たり 2 平方メートル以下で、上屋 1 基当たり 2 面以下。ただし、バス停留所名等の表示は除く。	
	その他	添加広告板に表示すること。 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するものは使用しないこと。	

備考 広告物等の定義は、次のとおりとする。

広告物等の種類	定義
電柱等利用広告物	電柱及び街路灯柱に設置されるもの
バナー広告	広告幕で、街路灯柱等に設置された支持棒等からつり下げられて設置されるもの
広告幕	布、ビニール等に表示され、建築物等に懸垂され、又は架設されるもの

アドバルーン	綱を付けた気球を掲揚し、その気球又は綱を利用して表示されるもの
はり紙	紙等に、印刷又は手書きされたもので、工作物等に張り付けられるもの
はり札等	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物
広告旗	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）
立看板等	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作部等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）
つり下げ看板	建築物その他の工作物からつり下げて表示され、又は設置されるもの
添加広告板	上屋の支柱又は壁面に添加して設置されるもの

別表第2（第4条、第9条関係）

第1種規制地域及び第2種規制地域における自己用広告物の基準

区分		第1種規制地域	第2種規制地域
1敷地内の総表示面積		10平方メートル以下	
			1敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数に、10平方メートルを乗じて得た面積以下
屋上広告物 （1建築物当たり）	位置	最上階の屋上に設置しないこと。	
	本体の高さ	建築物の高さの10分の6以下	建築物の高さの10分の6以下で、5メートル以下
	個数	建築物1棟につき1個	
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
壁面広告物 （壁面1面当たり）	表示面積	合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下で5平方メートル以下	合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。	
地上設置 広告物 （1基当たり）	高さ	5メートル以下	10メートル以下
	表示面積	1面当たり5平方メートル以下	
			1敷地内にある複数の事業所等が合同で設置する集合看板である場合は、1面当たりの表示面積が事業所等の数に5平方メートルを乗じて得た面積以下で25平方メートル以下とする。ただし、合計50平方メートル以下とする。
壁面袖（そで）看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上	
	上端の高さ	壁面の上端を超えないこと。	
	壁面からの出幅	1.5メートル以下	
	道路上への出幅	1.0メートル以下	
照明		外側の照明の場合は、下向き照射とすること。ただし、近隣住宅に光害を与えるおそれがある場合等やむを得ない場合は、この限りでない。	
その他		次に掲げるものは、使用しないこと。	

	ア 反射光のある素材 イ 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの
--	--

備考 広告物等の定義は、次のとおりとする。

広告物等の種類	定義
屋上広告物	建築物の屋上に表示され、又は設置される広告物（昇降機の機械室や階段室、冷却塔、高架水槽、倉庫など建築物の屋上に突き出した部分で、その部分の水平投影面積が建築面積の8分の1以下となるものに表示され、又は設置されるもの並びに建築物の屋根面に直接描かれた広告物を含む。）
壁面広告物	建築物の壁面に表示され、又は設置される広告物（建築物を取り囲むように設置された板等に表示され、又は設置されるもので、建築物に支持されているものを含む。）
地上設置広告物	自立して地上に設置される広告物（防火壁、塀、フェンス等の工作物に表示され、又は設置されるものを含む。）
壁面袖（そで）看板	建築物の壁面に設置され、又は壁面から突き出して設置される広告物

別表第3（第4条、第9条関係）

第1種規制地域及び第2種規制地域における案内用広告物の基準

区分	第1種規制地域	第2種規制地域	
		著名な地点又は公共的な施設への案内用広告物	事業所等への案内用広告物
条件	案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。		施設の敷地が本通り等に接していないため、広告物が本通り等から展望できないか著しく効果がない場合で、案内用広告物として必要性が認められ、単に宣伝とならないものであること。
表示面積	1面当たり1平方メートル以下で合計2平方メートル以下。ただし、2以上の事業所等への案内用広告物にあつては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下で合計10平方メートル以下	1面当たり0.5平方メートル以下で合計1平方メートル以下（第5条第2号イに掲げる地域にあつては、1面当たり2平方メートル以下で合計4平方メートル以下）。ただし、2以上の地点又は施設への案内用広告物にあつては、当該面積に当該地点又は施設の数乗じて得た面積以下で合計10平方メートル以下	1面当たり0.5平方メートル以下で合計1平方メートル以下。ただし、2以上の事業所等への案内用広告物にあつては、当該面積に当該事業所等の数を乗じて得た面積以下で合計10平方メートル以下
地上からの高さ	5メートル以下		
色彩	地色の彩度8以下		
材質	木又は木質観であること。		
距離	案内する事業所等までの距離が1キロメートル以内	案内する公共的な施設までの距離が1キロメートル以内。ただし、著名な地点への案内用広告物については、適用しない。	案内する事業所等までの距離が100メートル以内
個数	1事業所等について市の区域内に2個以内	1地点又は1施設について市の区域内に2個以内	1事業所等について本通り等の入口に1個

その他	次に掲げるものは、使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの
-----	---

別表第4（第4条、第9条関係）

第3種規制地域及び第4種規制地域における広告物等の基準

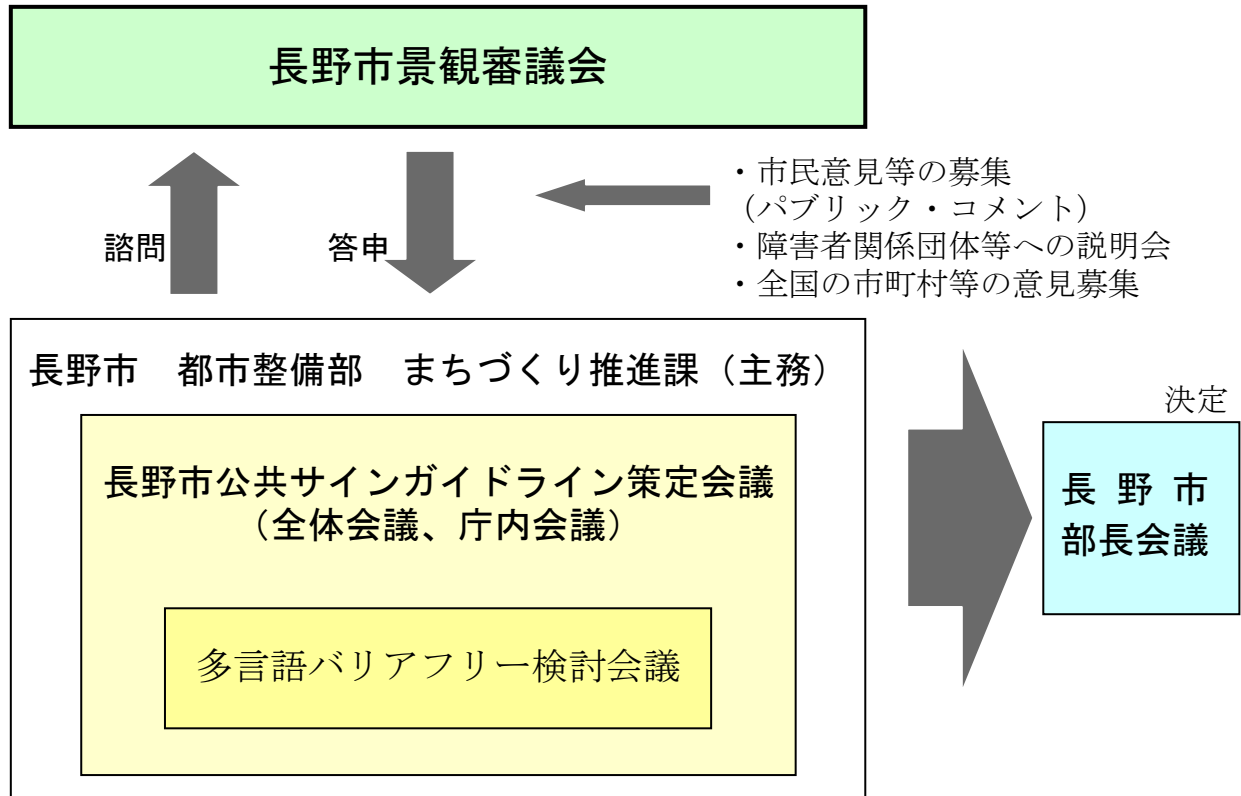
区分	第3種規制地域	第4種規制地域
1敷地内の総表示面積	200平方メートル以下	400平方メートル以下
屋上広告物 （1建築物 当たり）	本体の高さ	建築物の高さの10分の6以下
	地上からの高さ	20メートル以下
	表示面積	1面当たり50平方メートル以下で合計150平方メートル以下
	個数	建築物1棟につき1個
	その他	建築物から横にはみ出さないこと。
壁面広告物 （壁面1面 当たり）	表示面積	合計が建築物の鉛直投影面積の10分の4以下で50平方メートル以下
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。
地上設置広告物 （1基当たり）	高さ	13メートル以下
	表示面積	1面当たり25平方メートル以下で合計50平方メートル以下
壁面袖（そで）看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上
	上端の高さ	壁面の上端を超えないこと。
	壁面からの出幅	1.5メートル以下
	道路上への出幅	1.0メートル以下
照明	外側の照明の場合は、下向き照射とすること。ただし、近隣住宅に光害を与えるおそれがある場合等やむを得ない場合は、この限りでない。	
その他	市街化調整区域内の自己用広告物以外のものについては、次に掲げるものは使用しないこと。 ア 反射光のある素材 イ 動光、点滅照明、ネオンサインその他これらに類するもの	

別表第5（第41条関係）

区分	単位	金額
はり紙、はり札等	10枚（10枚未満の端数があるときは、10枚に切り上げる。）	100円
アドバルーン	1個	3,200円
はり紙、はり札等及びアドバルーン以外の広告物等で、照明設備のないもの	面積2平方メートル未満のもの1個	800円
	面積2平方メートル以上5平方メートル未満のもの1個	1,300円
	面積5平方メートル以上10平方メートル未満のもの1個	2,100円
	面積10平方メートル以上15平方メートル以下のもの1個	4,100円
	面積15平方メートルを超えるもの1	4,100円に15平方メートルを

	個	超える 5 平方メートルまでごとに800円を加えた額
はり紙、はり札等及びアドバルーン以外の広告物等で、照明設備のあるもの	面積 5 平方メートル未満のもの 1 個	1, 500円
	面積 5 平方メートル以上10平方メートル未満のもの 1 個	2, 300円
	面積10平方メートル以上15平方メートル以下のもの 1 個	4, 500円
	面積15平方メートルを超えるもの 1 個	4, 500円に15平方メートルを超える 5 平方メートルまでごとに800円を加えた額

■「長野市公共サインガイドライン」策定の組織体制と経過



長野市公共サインガイドライン策定会議 (全体会議) 名簿 12 団体 (課)

区 分	分 野	団 体 名 等
学識経験者 団 体 等	商 工	長野商工会議所
	観 光	財団法人 ながの観光コンベンションビューロー
	建 築	社団法人 長野県建築士会 長野支部
	広 告	長野県広告塗装事業協同組合
行 政 機 関	サ イ ン 景 観	長野県 建設部 建築指導課
	観 光	長野県 観光部 観光振興課 国際観光推進室
	地 域 景 観	長野県 長野地方事務所 建築課
長 野 市	多言語・多文化	企画政策部 秘書課 国際室
	商 工	商工観光部 産業政策課
	観 光	商工観光部 観光振興課 観光戦略室
	都 市 計 画	都市整備部 都市計画課
	主 務	都市整備部 まちづくり推進課 (街なみ景観担当)

長野市公共サインガイドライン策定会議（全体会議） 会議内容（全3回）

第1回 長野市公共サインガイドライン策定会議（全体会議）

日 時 平成24年10月26日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 市役所 会議室17 （第二庁舎 10階）

- （1）長野市公共サインガイドラインについて
 - ①サインガイドライン策定の主旨、特徴について
ユニバーサルデザイン政策大綱、心のバリアフリー
『安全・安心のまち、みんなが楽しいまち・歩きたくなるまち、美しいまち』
 - ②サインガイドライン（素々案）の全体構成、概要について
 - ア）外国人来訪者への配慮
 - イ）高齢者・車椅子使用者・歩行困難者等への配慮
 - ウ）安全・安心なまちづくりに対する配慮
 - エ）サインの整備方針
 - オ）ピクトグラム、カラーバリアフリー
 - ③多言語・多文化バリアフリーについて
- （2）会議構成員に提案・修正を依頼したもの
 - ①長野市公共サインガイドライン（素々案） 修正・提案事項
 - ②案内・標識の多言語・多文化について
 - ア）必要な多言語の言語数（2言語から6言語までのいずれか）
 - イ）掲載頻度が高いと考えられる名称（多言語）
 - ウ）掲載頻度が高いと考えられる文例（多文化）
- （3）今後のスケジュール

第2回 長野市公共サインガイドライン策定会議（全体会議）

日 時 平成24年12月19日（水）午前9時30分から午前11時30分まで
場 所 市役所 職員会館3階 大会議室

- （1）長野市公共サインガイドライン（素案）について
全体構成について（ユニバーサルデザイン、心のバリアフリー、他）
- （2）多言語事例集、及び5言語6字体の翻訳状況について

第3回 長野市公共サインガイドライン策定会議（全体会議）【通知文開催】

日 時 平成25年3月21日（木）

- （1）長野市公共サインガイドライン（案）の市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施結果について
- （2）長野市公共サインガイドラインの決定、市ホームページ登載について

長野市公共サインガイドライン策定会議（庁内会議） 名簿 26課

総 務 部	庶務課
	危機管理防災課
	第一庁舎・長野市民会館建設事務局
企 画 政 策 部	秘書課 国際室
	交通政策課
地 域 振 興 部	市民活動支援課
生 活 部	男女共同参画推進課
保 健 福 祉 部	高齢者福祉課
	障害福祉課
環 境 部	環境政策課
	衛生センター
商 工 観 光 部	産業政策課
	観光振興課
建 設 部	監理課
	道路課
	河川課
	建築課
都 市 整 備 部	都市計画課
	区画整理課
	公園緑地課
駅周辺整備局	
教 育 委 員 会	総務課
	文化財課
上 下 水 道 局	総務課
消 防 局	総務課
都 市 整 備 部	まちづくり推進課（街なみ景観担当） 【主務】

長野市公共サインガイドライン策定会議（庁内会議） 会議内容（全6回）

第1回 長野市公共サインガイドライン策定会議（庁内会議）

日 時 平成24年4月23日（月）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 市役所 講堂 （第二庁舎 10階）

- （1）長野市公共サインガイドラインの策定について
- （2）スケジュールについて
- （3）組織体制について

第2回 長野市公共サインガイドライン策定会議（庁内会議）

日 時 平成24年6月14日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 市役所 会議室17 （第二庁舎 10階）

- （1）公共サインの課題の検討について
- （2）公共サイン管理台帳の作成について（各所属への依頼事項）
 - 調査範囲 「公共サイン管理台帳 平成24年度作成調査区域」
 - 調査事項 「公共サイン管理台帳」
 - 提出期限 平成24年7月13日（金）
- （3）長野市公共サインガイドラインの概要について

第3回 長野市公共サインガイドライン策定会議（庁内会議）

日 時 平成24年7月30日（月）午後1時30分から午後3時まで
場 所 市役所 会議室17 （第二庁舎 10階）

- （1）公共サイン管理台帳作成調査の結果について
- （2）長野市公共サインガイドライン（素案）について

第4回 長野市公共サインガイドライン策定会議（庁内会議）

日 時 平成24年10月19日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 市役所 会議室19 （第二庁舎 10階）

- （1）長野市公共サインガイドライン（素々案）の課題・検討事項について
 - ①多文化（多言語）表記の基本的方針
 - ②多文化（多言語）の言語数及び多言語で表記する物等
 - ③英語、中国語、韓国語等の多文化（多言語）を設置する場所・物とその連携 実証実験（多言語による案内の連携）等
- （2）各所属への依頼事項（調査・検討事項）について
 - ①案内・標識に必要な多言語の言語数（2言語から6言語までのいずれか）
 - ②案内・標識の掲載頻度が高いと考えられる名称（多言語）

第5回 長野市公共サインガイドライン策定会議（庁内会議）

日 時 平成24年12月13日（木）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 市役所 職員会館3階 大会議室

- （1）長野市公共サインガイドライン（素案）について
全体構成について（ユニバーサルデザイン、心のバリアフリー、他）
- （2）多言語事例集、及び6カ国語の翻訳状況について

第6回 長野市公共サインガイドライン策定会議（庁内会議）【通知文開催】

日 時 平成25年3月18日（月）

- （1）長野市公共サインガイドライン（案）の市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施結果について
- （2）長野市公共サインガイドラインの決定、市ホームページ登載について

長野市公共サインガイドライン 多言語バリアフリー検討会議 名簿

18 団体（課）

区 分	団 体 名 等	
学識経験者 団 体 等	長野商工会議所	
	財団法人 ながの観光コンベンションビューロー	
	社団法人 長野県建築士会 長野支部	
	長野県広告塗装事業協同組合	
行 政 機 関	長野県 建設部 建築指導課	
	長野県 観光部 観光振興課 国際観光推進室	
	長野県 長野地方事務所 建築課	
長 野 市	総 務 部	危機管理防災課
		第一庁舎・長野市民会館建設事務局
	企 画 政 策 部	秘書課 国際室
		交通政策課
	商 工 観 光 部	産業政策課
		観光振興課 観光戦略室
	都 市 整 備 部	都市計画課
	駅周辺整備局	
	教 育 委 員 会	文化財課
	消 防 局	総務課
	都 市 整 備 部	まちづくり推進課（街なみ景観担当） 【主務】

長野市公共サインガイドライン 多言語バリアフリー検討会議 会議内容（全2回）

第1回 長野市公共サインガイドライン 多言語バリアフリー検討会議

日 時 平成24年11月9日（金）午後9時から11時まで

場 所 長野市ふれあい福祉センター 4階 会議室2・3

- （1）長野市公共サインガイドラインの多言語バリアフリーの検討事項について
 - ①多言語表記の基本的考え方、実例について
 - ②多言語化する単語、多文化の文例について
 - ③多言語事例集（隣接市町村、隣接県等の地勢等について）
- （2）今後のスケジュール

第2回 長野市公共サインガイドライン 多言語バリアフリー検討会議

日 時 平成25年1月10日（木）午前9時30分から11時30分まで

場 所 市役所 講堂 （第二庁舎 10階）

- （1）長野市公共サインガイドラインの多言語・多文化バリアフリーの検討事項について
 - ①多言語表記の基本的考え方、実例について
 - ②多言語・多文化の単語集、事例集について
- （2）長野市公共サインガイドライン（案）の市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

障害者関係団体等への説明会 7 団体

○長野市聴覚障害者協会

日 時 平成25年 1 月12日（土）午後 1 時から午後 2 時10分まで
場 所 ピカデリーボール会議室

- （1）長野市公共サインガイドラインの概要
- （2）長野市公共サインガイドライン（案） 平成 25 年 1 月版
- （3）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

○老人クラブ連合会

日 時 平成25年 1 月16日（水）午後 1 時30分から午後 2 時10分まで
場 所 長野市ふれあい福祉センター 4 階 会議室 3

- （1）長野市公共サインガイドライン（案） 平成 25 年 1 月版
- （2）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

○長野市手をつなぐ育成会

日 時 平成25年 1 月17日（木）午前10時から午前10時50分まで
場 所 長野市ふれあい福祉センター 1 階 ハートカフェ

- （1）長野市公共サインガイドライン（案） 平成 25 年 1 月版
- （2）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

○NPO法人ポプラの会

日 時 平成25年 1 月19日（土）午後 2 時40分から午後 3 時20分まで
場 所 長野県社会福祉総合センター 2 階 事務室

- （1）長野市公共サインガイドライン（案） 平成 25 年 1 月版
- （2）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

○長野市障害ふくしネット（ユニバーサルデザインWG）

日 時 平成25年 1 月23日（水）午後 7 時40分から午後 8 時40分まで
場 所 市役所 講堂 （第二庁舎 10階）

- （1）長野市公共サインガイドライン（案） 平成 25 年 1 月版
- （2）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

○長野市視覚障害者福祉協会

日 時 平成25年 1 月27日（日）午後 1 時30分から午後 2 時30分まで
場 所 長野市障害者福祉センター 202会議室

- （1）長野市公共サインガイドライン（案） 概要版 平成 25 年 1 月版
- （2）長野市公共サインガイドライン（案） 本編 平成 25 年 1 月版のうち視覚障害者に関係する部分
- （3）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

○長野市身体障害者福祉協会

日 時 平成25年 2 月 5 日（火）午後 1 時30分から午後 2 時40分まで
場 所 長野市障害者福祉センター

- （1）長野市公共サインガイドライン（案） 平成 25 年 1 月版
- （2）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

全国の市町村等の意見募集（依頼通知）

○長野県内 14 市町村

年月日 平成 25 年 1 月 21 日（月）

須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、白馬村

- （１）長野市公共サインガイドライン（案） 平成 25 年 1 月版
- （２）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

○中核市、集客プロポーションパートナー都市、信越観光圏整備計画都市 43 市

年月日 平成25年 1 月25日（金）

函館市、旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、妙高市、上越市、富山市、金沢市、甲府市、岐阜市、静岡市、豊橋市、岡崎市、豊田市、大津市、豊中市、高槻市、東大阪市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市

- （１）長野市公共サインガイドライン（案） 平成 25 年 1 月版
- （２）市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施について

長野市公共サインガイドライン（案）の市民意見等の募集（パブリック・コメント）の実施

1 意見等募集の対象

「長野市公共サインガイドライン（案）」

心のバリアフリーへの配慮、外国人来訪者への配慮、高齢者・障害者等への配慮安全・安心なまちづくりへの配慮、メディア・ツールとの連携、サインの整備方針、多言語・多文化の単語集・事例集など、ガイドライン（案）全般

2 募集期間

平成 25 年 1 月 21 日（月）～平成 25 年 2 月 13 日（水）（24 日間）

3 ガイドライン（案）の公表、閲覧場所及び意見・提案用紙配布窓口

- ・都市整備部まちづくり推進課の窓口（市役所第二庁舎 5 階）
- ・市役所「行政資料コーナー」（市役所第一庁舎 1 階）
- ・各支所窓口
- ・市ホームページ
- ・長野市観光情報センター（長野駅構内）
- ・国際交流コーナー（もんぜんぷら座 3 階）
- ・広報ながの（平成 25 年 2 月号）

4 意見等の提出方法

所定の「意見・提案用紙」により、次のいずれかの方法で提出。

- ・持参：都市整備部まちづくり推進課、行政資料コーナー、最寄の支所
- ・郵送：〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地 長野市まちづくり推進課あて
- ・FAX：026-224-7297 長野市まちづくり推進課あて
- ・Eメール：machi@city.nagano.lg.jp 長野市まちづくり推進課あて

5 意見等の募集結果

- (1) 意見等の提出者数 31 人（個人 19、団体 12）
- (2) 意見等の件数 44 件
- (3) 募集結果の詳細については、別紙のとおり

長野市景観審議会 14名

区 分	委員数
学 識 経 験 者 委 員	7名
関係民間団体等委員	5名
一 般 公 募 委 員	2名

長野市景観審議会 会議内容（全2回）

平成24年度 第3回 長野市景観審議会

日 時 平成24年11月14日（水）午後1時30分から午後2時45分まで
場 所 市役所 第一委員会室 （第一庁舎 8階）

（1）長野市公共サインガイドラインについて（諮問）

平成24年度 第4回 長野市景観審議会

日 時 平成25年2月13日（水）午後4時から午後5時15分まで
場 所 ホテル国際21 3階 けやき

（1）長野市公共サインガイドラインについて（答申）

長野市部長会議

平成 25 年 1 月 長野市部長会議

日 時 平成 25 年 1 月 7 日 (月) 午前 9 時から
場 所 市役所 会議室 1 (第一庁舎 3 階)

- (1) 長野市公共サインガイドライン (案) の市民意見等の募集 (パブリック・コメント) の実施について決定

平成 25 年 3 月 長野市部長会議

日 時 平成 25 年 2 月 26 日 (火) 午前 9 時から
場 所 市役所 会議室 1 (第一庁舎 3 階)

- (1) 長野市公共サインガイドライン (案) の市民意見等の募集結果について報告
(2) 長野市公共サインガイドラインの決定

長野市公共サインガイドライン策定業務委託契約

- 1 委託期間 平成 24 年 5 月 15 日 から
平成 25 年 3 月 29 日 まで
- 2 契 約 日 平成 24 年 5 月 15 日
- 3 業務発注者 長野市
(都市整備部 まちづくり推進課 街なみ景観担当)
〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
Tel. 026-226-4911
- 4 業務受注者 株式会社 K R C
〒381-2217 長野県長野市稲里町中央三丁目 33 番 23 号
Tel. 026-285-7670

長野市公共サインガイドライン策定の経過

長野市 都市整備部 まちづくり推進課 街なみ景観担当

[illegible]

長野市公共サインガイドライン（案）に対する市民意見等の募集結果について

1 趣旨

本市を取り巻く諸情勢に対応し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」（ユニバーサルデザイン）を基本とした案内（サイン）の整備を推進していくため、その基本方針や整備基準などを定めた「長野市公共サインガイドライン（案）」について、平成24年11月14日に長野市景観審議会に諮問しました。策定にあたり「長野市まちづくり意見等公募制度」に基づき、その内容を公表し、市民の皆さまからのご意見等を募集（パブリックコメント）し、下記のとおり取りまとめました。その結果をお知らせするものです。

なお、提出いただいたご意見・ご提案等につきましては、取りまとめの便宜上、趣旨を損なわない範囲で要約いたしました。

2 募集期間

平成25年 1 月21日（月）～平成25年 2 月13日（水）（24日間）

3 募集方法

市ホームページ、市役所「行政資料コーナー」（市役所第一庁舎1階）、都市整備部まちづくり推進課の窓口、各支所窓口（27支所）、国際交流コーナー（もんぜんぷら座3階）及び長野市観光情報センター（長野駅構内）、広報ながの（平成25年2月号）において、ガイドライン（案）を公表し、書面又は電子メールで意見・提案の募集を実施しました。

4 募集結果

- （1）意見・提案等の提出者数 **3 1 人**（提出方法：窓口 1 4 人、郵送 4 人、電子メール 5 人、F A X 8 人）
- （2）意見・提案等の件数 **4 4 件**

5 意見・提案等の提出内容別の件数

意見等のガイドライン（案）の該当箇所		件数（件）
第Ⅰ編 公 共 サ イ ン ガ イ ド サ イ ン ガ イ ド サ イ ン ガ イ	1. 計画策定の趣旨と背景、 2. 長野市公共サインガイドラインの適用範囲	5
	3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」（ユニバーサルデザイン）するための方針	11
	4. 安全・安心なまちづくりに関する案内の配慮	1
	5. メディア・ツールとの連携	1
	6. サインの整備方針	17
	7. サインの維持管理方針	5
第Ⅱ編	案内の多言語・多文化表記	4

計 44 件

6 意見・提案等に対する市の考え方

区分	対応方針	件数（件）
1	ガイドライン案を修正・追加する。	1
2	ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。	14
3	ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。	19
4	検討の結果、ガイドライン案に反映しない。	9
5	その他(状況説明)	1

計 44 件

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
1. 計画策定の趣旨と背景 及び	1	ガイドライン案は、公共施設や公共交通機関に付属する施設等に係る細かいサインの統一や、色覚障がい者のための色づかひの配慮など、時代に合った、まさに「心のバリアフリー」の名にふさわしい内容であった。	ガイドライン案に従い、時代に合った、「心のバリアフリー」の名にふさわしい案内・標識の整備を図ってまいります。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
2. 長野市公共サインガイドラインの適用範囲	2	公共サインを地域住民のためと、観光等で長野を訪れる人のための使い分けがわからない。観光等には単純明解とし、パンフレットと併用での詳細情報可能にすべき。	ガイドライン案は、すべての方に分かりやすく、使いやすい案内・標識を整備するための指針を定めるものです。また、案内標識と観光パンフレット、ホームページなどの連携も計画しています。 なお、「6. 4配置・施設整備基準」の中で、地域住民動線と観光客動線を区分した軸線誘導システム等を計画しています。 いただきましたご意見は、今後の案内・標識の取り組みにおいて、参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	3	ソフト(人の案内、紙媒体、IT関連機器)・交通機関も含めてガイドラインの適用範囲とするなど、今後の取り組みの参考にしていきたい。	ガイドライン案の対象とするサイン(ソフト・交通機関・標識)の連携を図ってまいります。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	4	災害時、屋外広告物は避難誘導の役割を担う。災害があった時に、その観点からすると、視覚障がい者の方にとって、視覚に頼った屋外広告物だけでは、必要な情報が届かない。すべての市民が正しい情報を得ることができるように、公共サインに「防災」の視点が盛り込まれるよう、お願いしたい。(今からでは無理なのかもしれないが、危機管理防災課との連携が取れていれば、と感じる。) 【理由等】 増える観光客、外国人、あるいは障がい者への配慮という観点から策定されているものと理解し、重要なことと思う。ただ、屋外広告物等については、そのまま「防災」という問題に直結することを考慮していただきたい。実際、3・11以降、「音声ガイダンスがなければ、命に関わる」と不安を感じている視覚障害者の方が多くいらっしゃる。	ガイドライン策定会議には、市の危機管理担当課の出席も得て、「4. 安全・安心なまちづくりに関する案内の配慮」の中で、案内サイン・誘導サイン・観光パンフレットなどで、避難場所の表示等の案内の充実を図ることを計画しました。 すべての市民に対する緊急避難時における誘導等につきましては、音声ガイダンスの設置など、本市の課題として認識しておりますので、関係課との連携を図り、今後の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	5	長野市周辺におけるサインのデザインの広域的な統一については、今後検討していきたい。 ガイドライン案の内容については、今後の公共サインの設置に際して参考にしていきたい。	サインのデザインの広域的な統一につきましては、今後の取組において、周辺市町村との協議を検討させていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
3.「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」(ユニバーサルデザイン)するための方針	6	第1編3の本文4行目「可能な限りすべての人々が人格と個性が尊重され、」の表記について、「人権尊重の視点」を位置付ける意味で、「人格と個性」を「人権」に置き換えて、「可能な限りすべての人の人権が尊重され」としたらどうか。	第1編3の本文4行目「 可能な限りすべての人々が人格と個性が尊重され、 」の表記について、「人権尊重の視点」を位置付けることから、「 すべての人々の人権と人格・個性が尊重され、 」と修正します。	1 ガイドライン案を修正・追加する。
	7	案内には、何と言っても人の力が大切である。屋外広告物等の対策のみにとどまることなく、真のバリアフリーとして、多様な障がい等にも配慮した「インフォメーション」の視点で対応していただくことを、心からお願いしたい。 【理由等】 視覚に頼ったインフォメーションが進めば進むほど、視覚障がい者の方に対する対応が取り残されがちになる。 例えば、ガイドライン案14ページの「色分けによる窓口案内」は、色覚障がい者(いわゆる色盲・色弱)の方々にとっては認識しづらいものと思う。病院・役所などの公共施設では、「色分けによる窓口案内」がなされていることに安心することなく、様々な障がいや高齢者の方にも対応できる総合案内職員の配置などが必要だと思う。	ガイドライン案では、「色分けによる窓口案内」の計画もしていますが、「3. 1心のバリアフリーに関する案内の配慮」の中では、最も重要なものとして、「バリアフリーボランティア、またはボランティアガイドなど、人と人とのふれあいによる対応は重要です」として、人によるやさしさとおもてなしによる案内の推進を計画しています。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	8	「(5)多言語表記に関する基本的な配慮 ①多言語表記の留意事項」について 「ハングル」は、英語でいう「アルファベット」と同じく文字の種類なので、韓国語(または韓国・朝鮮語)とした方がよいのではないかと。	「①多言語表記の留意事項について」は、財団法人 自治体国際化協会(自治体の国際交流・国際協力・国際観光、多文化共生社会推進の支援等を実施している団体)で発行している「多言語標準訳語集」を参考に計画したものです。この中で、「ハングル」という表記がされているので、韓国語(または韓国・朝鮮語)ではなく「ハングル」とします。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。
	9	各言語別の多言語表記の留意事項の地名・施設名などの具体例が、横浜市のものになっている。	各言語別の多言語表記の留意事項は、財団法人 自治体国際化協会(自治体の国際交流・国際協力・国際観光、多文化共生社会推進の支援等を実施している団体)で発行している「多言語標準訳語集」を参考にしたものであり、この中で使用されている横浜市の地名・施設名などを、そのまま記載したものです。	5 その他(状況説明)

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
3.「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」(ユニバーサルデザイン)するための方針	10	ユニバーサルデザイン(UD)の理念が生かされた市街地環境が見えないなか、公共サインにもUDといっても、ただの流言飛語にしかとれない。もっと具体的に提言を。長野市にも機構改革でUD課を設け、情報プールを願う。	案内標識につきましては、「第四次長野市総合計画 後期基本計画（平成24年1月）」において、「ユニバーサルデザインのまちづくり」として位置づけられており、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進し、市民・観光客・外国人などすべての人が安心して行動できる、やさしい環境を施策の目標としています。 ガイドライン案は、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編))（平成19年7月 国土交通省）」の中の「誘導案内設備に関するガイドライン」など、国等の法律、ガイドライン等を参考に策定しました。 機構改革等につきましては、今後の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	11	公共サインの必要性は社会的弱者のためには、どうあるべきかが主題であることを忘れず、当事者との議論をなおざりにしないこと。	ガイドライン案では、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編))（平成19年7月 国土交通省）」の中の「誘導案内設備に関するガイドライン」を参考に、高齢者、車いす使用者・歩行困難者、色覚障害者などの社会的弱者のための配慮事項を計画しました。 また、ガイドライン案につきましては、視覚障害者団体、聴覚障害者団体等の皆様のご意見もいただきました。 いただきましたご意見を参考に、今後の案内・標識の取り組みにおいて、実施させていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	12	ガイドライン策定の理念の一つに「ユニバーサルデザインによるわかりやすい案内の統一」という考えを立てて、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という方針の案を出している。この方針を忠実に実現することを衷心から望む。 しかしながら、「高齢者・歩行困難者、色覚障害者等への配慮」では、弱視以上の高度な「視覚障害者」に対する「配慮」は除外されている。 これで、策定方針の「だれでも」について十分に検討、配慮がされたのであろうか。 【理由等】 国においては「障害者権利条約」の批准作業・関係法令整備・制度改革が進められており、条約批准後の新しい社会環境(不均等待遇、合理的配慮の不提供など)のニーズにも対応できる「ガイドライン」の策定を心から望む。	ガイドライン案では、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編))（平成19年7月 国土交通省）」の中の「誘導案内設備に関するガイドライン」を参考に高齢者、車いす使用者・歩行困難者、色覚障害者等の方々への配慮事項を作成しました。 ガイドライン案の「6. 4配置・施設整備基準」では、駅などの交通拠点での案内板の音声案内、点字表示等の設置を検討しています。 なお、国等において新たな制度改革があった場合には、ガイドラインの改訂版を策定していく予定ですので、今後のガイドラインの運用において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」(ユニバーサルデザイン)するための方針	13	「3. 3高齢者、車椅子使用者・歩行困難者、色覚障害者への配慮」に視力障害者、聴力障害者を追加すべきではないか。	ガイドライン案では、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編))」(平成19年7月 国土交通省)の中の「誘導案内設備に関するガイドライン」を参考に高齢者、車いす使用者・歩行困難者、色覚障害者等の方々への配慮事項を作成しました。 なお、ガイドライン案の「6. 4配置・施設整備基準」の中で、駅などの交通拠点での案内板の音声案内、点字表示等の設置を検討しています。 各設備の詳細及び配置計画につきましては、今後の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	14	色が判別できない方のために、白黒の表示で濃淡をはっきりさせて表示がわかるようにして欲しい。	「3. 3高齢者、車椅子使用者・歩行困難者、色覚障害者への配慮」の中で、サインの文字色と地色の明度差(明るさ、暗さの度合いの差)を大きくすること等により容易に識別できるものとする、としています。 また、「6サインの整備方針」の「6. 2表示デザイン基準」の中で、文字色と地色の明度差(明るさ、暗さの度合いの差)が大きいほど判読しやすくなることに配慮し、その差を5以上となるように計画しています。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	15	サインの位置が高いと見つけられないので、目線の高さ(車イス使用者、子供の目線の高さに配慮)に。	「3. 3高齢者、車椅子使用者・歩行困難者、色覚障害者への配慮」で、誘導サインは視点の低い車いす使用者が見やすいように、案内サインは歩行者および車いす使用者が共通して見やすいように、としています。 また、「6サインの整備方針」の「6. 4配置・施設整備基準」の中で、近くから見るサインは車いす使用者が見やすいように、その盤面の中心の高さを床面(地面)から125センチメートルとなるように計画しています。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	16	エレベーターのボタンや自動ドアの表示も濃淡をはっきりさせて色でわかるようにして欲しい。	エレベーターのボタンや自動ドアの表示等は、メーカー等の基準によるところもあり、ガイドライン案の対象とはしていませんが、関係課と協議の上、今後の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
4. 安全・安心なまちづくりに 関する案内の 配慮	17	高齢者も多いことから、トイレの位置まであと何メートルという表示が必要である。(あと50mとか100mというように具体的に細かく)	「6. サインの整備方針」の「6. 3表示内容基準」の中で、トイレ(公衆便所)は誘導サインに記載する事項としています。この誘導サインには誘導する施設(トイレ)まであと何メートルという具体的な距離(メートル単位)を表示することとしています。 (例 トイレ180m など)	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
5. メディア・ツールとの連携	18	メディア・ツールとの連携について、民間が配布するような地図、案内等が統一できるのか疑問を感じる。ある程度、強制力を持った(条例等)考えが必要と感じる。	「5. メディア・ツールとの連携」の中で、既にバス停のバスルートの基本図に案内サインと同一の図・マップを使用している具体例もあります。 長野市が発注するパンフレット等の印刷物のデータ、案内サインの盤面のデータ等は、通常、デジタルデータ(パソコンで加工できるデータ)として長野市に著作権が帰属します。このデータを、市のホームページ、及び商工・観光関連団体等のホームページに登載し、民間事業者の方々が自由に使用できるようにするなど、条例等の強制力を持った方法ではなくとも、メディア・ツールとの連携の協力を求めていくことはできると考えられます。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。
6. サインの整備方針	19	ガイドラインをつくる立場になりすぎている。より利用者の立場にたって利用しやすいものをつくり、長野らしいオリジナルにするためにもっと全国の事例を見てきてほしい。	ガイドライン案の作成にあたり、既に同様のサインガイドラインの策定を行っている先進都市や、案内表示の多言語化調査を行っている国土交通省地方運輸局での事例調査等を行いました。 いただきましたご意見を参考に、今後の案内・標識の取組において、実施させていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	20	駅舎内または駅前等の目的地への案内表示に電光表示があれば親切である。目的地のボタンを押すことにより、目的地及び経路が点滅する等のシステム。	「3. 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」(ユニバーサルデザイン)するための方針」の中で、夜間等の見やすさを高めるために、内照式サイン(電光表示サイン)を適材適所で設置することとしています。が、目的地のボタンを押すことにより目的地と経路を電光表示するシステムはガイドラインの対象とはしていません。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。
	21	「↓」を「下れ」、または「くぐれ」の意味で使用し、「戻る」の意味では使用しないとしているが、「戻る」を意味する表示(矢印など)を具体的に示してはいかがいか。	JIS規格等では「戻る」の意味の表示(矢印など)は標準化されておらず、国際的にも認知度・汎用性が低いため、「戻る」の表示を使用した場合、誤解を招く可能性があります。 「6. サインの整備方針」に基づき、「戻る」の表示(矢印など)を必要としないように、適正な場所に適正な案内標識を配置・設置するべきだとは考えますが、今後の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	22	路側型の誘導サインについて、77ページのイメージ例と88ページのイラストではデザインが違って、参考設計もないため、どちらのデザインのサインを設置するのか不明である。	77ページのイメージ例と88ページのイラストは前後の説明文のイメージが伝わるように使用したもので具体例ではありません。、具体的な参考設計は、91ページの「参考設計 誘導サイン」に掲載しています。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。
	23	案内看板設置場所は、ただの歩道の一角ではなく、余裕空間があり、休憩しながら目的地への道順を確認できる場 にすること。 できれば、公衆トイレと案内空間の併設を。	ガイドライン案では、「6. 4配置・施設整備基準」の中で、人の流れや移動パターンをふまえ、適切な位置に配置することとしています。 いただきましたご意見は、今後の案内・標識の取組において、参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
6. サインの整備方針	24	戸隠地区は山間部にあり、かなりの積雪量がある。そのエリアについて、設置基準や管理方法などのガイドラインも示していただくと参考になる。	「6. 4配置・施設整備基準」の中で、サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮し、施行管理面にも配慮した構造とすることを計画しています。 標準的な構造につきましては、87ページの「参考設計案内サイン」、及び91ページの「参考設計 誘導サイン」に掲載していますが、積雪量の多い地域での設置基準や管理方法などにつきましては、今後の案内・標識の個別の実施計画策定の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	25	案内図が地図的になりすぎて利用者が現地での自分の立ち位置、目的地へのオリエンテーションがとらえにくい。もっと観光の目玉(建物等)を立体表現(鳥瞰図)した市街地図を手作り表現で人にやさしい表現を期待。	ガイドライン案では、「6. 1サイン整備の基本的な考え方」の中で、サインには、必要な情報を、だれもが正しく理解できるよう分かりやすい手法で表示することとしています。さらに、「3. 1心のバリアフリーに関する案内の配慮」では、だれもが直感的にわかるイラストやイメージを活用することとしています。 建物の立体表現など、いただきましたご意見は、今後の案内・標識の取組において、参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	26	サインはなるべく単純化、分かりやすく、補足はパンフレットでなるべく細かく情報提供し、特に観光客には経済効果が高まるようにすること。	ガイドライン案では、「6. 1サイン整備の基本的な考え方」の中で、必要最低限の情報をシンプルに表示し、表示面の見やすさを確保すること、また、パンフレットなどと連携を図ることとしています。 いただきましたご意見は、今後の案内・標識の取組において、参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	27	長野駅周辺(駅前広場、東口等)とも、統一された、わかり易い案内の表示と設置をお願いしたい。市民のみならず、観光客からの視点に沿った案内の表示と設置もお願いしたい。	「6. 1サイン整備の基本的考え方」の中で、市民・観光客・外国人来訪者を問わず、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」のユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、だれもが安全に、安心して、「みんなが歩きたくなるまちづくり」をサイン整備の基本的な考え方としています。 この考え方は長野市全域に適用するものであると同時に、市のガイドライン策定会議では、統一された、わかり易い案内の表示と設置のため、長野駅周辺関係課など公共サインに関係する26課が参集し、連携を図る中で、検討をしました。 今後も関係各課と連携を密に取り、長野駅周辺(駅前広場、東口等)の、統一された、わかり易い案内の表示と設置を実施していきます。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
6. サインの整備方針	28	戸隠地区(戸隠に限らず)は古くからの歴史文化など、他地域と違う風土を有しているため、ガイドライン案の記述に関してもエリアを指定するなど、その土地の風土を生かした書体やデザインなどが反映できることも考慮いただきたい。	「6. 1サイン整備の基本的な考え方」の中で、「長野市景観計画」等の景観に関する関連計画をもとに、サインの地域景観への配慮を計画しています。 また、「6. 5地域の独自性の検討」の中で、サイン本体のデザインは、サインを設置する周辺の雰囲気、まちなみや景観になじむ色を基調として、サイン本体の材質、形状、デザインで地域らしさを表現する手法もあるとしています。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	29	統一性、連続性、快適性及び個性を考慮した地域独自の公共サイン設置方針を定め、これにより、整合性のある適正な整備を行い、ゆとりと真の豊かさが実感できる快適な環境づくりを推進することが重要と考える。 【理由等】 公共サインは、都市景観形成において都市の快適性の創出に大きな役割を担っており、また、利用者の誘導など行動形態にも大きな影響を持っている。	「6. 1サイン整備の基本的な考え方」の中で、公共サインは、案内誘導情報を連続したシステムで提供するものであるため、地域内の施設は統一性・一貫性・連続性のあるデザインを計画しています。 また、「6. 5地域の独自性の検討」の中で、地域のまちなみや景観に配慮し、統一感のあるサイン整備を行うことが重要であるとしています。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	30	「誘導サインの距離表示は2桁または3桁の場合、下1桁を四捨五入し表示する」とあるが、数字の前に「約」をつけて「約380m」とするべきである。 【理由等】 距離表示が正確性に乏しいことも考えられるので、あくまでも数字の前に「約」を使うことで、誤解を防ぐことができる。また、他の標識があった場合の誤差を防ぐためにも「約」を使用すべき。	「長野県公共案内標識整備指針」、及び既に同様のサインガイドラインを策定している全国の先進都市においては、誘導サインの距離表示の数字の前に「約」を使用しておらず、これらの先例に準じ、全国的な基準と同様とするため、「約」を使用しないこととしたものです。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。
	31	それぞれの地区において、その地区の街並みや景観を考慮し、基調となるカラーを決めたり、サイン本体の材質、形状、デザインにより各地区(地域)の特色を出すことも、地域を表現する上で有効かと思われる。単に案内等、サインとして表示内容を示すだけでなく、サイン自体に付加価値が生まれるかと考える。	ガイドラインでは、「6. 5地域の独自性の検討」として、サイン本体の地域の独自性への考慮とその地域の景観への調和を計画し、サイン本体の材質、形状、デザインで地域らしさを表現する手法もあるとしています。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
6. サインの整備方針	32	長野を訪れた観光客等に対して、感覚的にでも長野はこれだというデザインの統一を掘り下げて示したほうが良いと考える。例えば、門前町を想像させるデザインにするとか。 【理由等】 現在、JR長野駅前広場は新幹線金沢延伸に向けて整備が始まっている。中央通りは駅から善光寺に向かう表参道であるので、長野駅と中央通り及び善光寺周辺地域の標識デザインがバラバラではなく調和していることが望まれる。	「6. 5地域の独自性の検討」の中で、サイン本体のデザインは、サインを設置する周辺の雰囲気、まちなみや景観になじむ色を基調として、整備対象区域内では、統一感のあるサイン整備を行うことが重要であるとしています。また、サイン本体の材質、形状、デザインで地域らしさを表現する手法もあるとしています。 「長野はこれだというデザインの統一の掘り下げ」、及び「門前町を想像させるデザイン検討」につきましては、今後の案内・標識の個別の実施計画策定の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	33	「サインを近接して複数設置する場合は、できるだけ集約化」との記載の主旨がわかりにくい。複数設置したほうが歩行者には親切であるが、集約した場合は設置場所が重要となる。 中心市街地の場合は、長野駅から善光寺に至る集約化の設置ポイントを具体的に示す方が良いのではないかと。	公共サインは景観構成要素の一つです。「6. 5地域の独自性の検討」の中で、サインが多数設置されると設置箇所(土地、空間)の有効利用の阻害、又は周辺の雰囲気、まちなみや景観への阻害も起こりうることから、誘導サインと案内サインが至近距離に設置される場合は、できるだけサイン施設の集約を行うこととしたものです。 「長野駅から善光寺に至る集約化の設置ポイントを具体的に示す方が良い」ということにつきましては、今後の案内・標識の個別の実施計画策定の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	34	「6. 1. (3)長野だけにしかない自然景観、都市景観を生かしたまちづくりへの貢献」の記載内容が具体性に欠け、説得力に乏しい。	「6. 5地域の独自性の検討」の中で、「サインの景観への配慮」、及び「長野市に設置するサインの景観配慮事例」等について記載しています。また、87ページの「参考設計案内サイン」、及び91ページの「参考設計 誘導サイン」で、長野だけにしかない景観を生かした具体的な設計例を掲載しています。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	35	松代地域においては、松代城をデザインした道路標識など、城下町らしい統一感のある標識が欲しい。	「6. 5地域の独自性の検討」の中で、サイン本体のデザインは、サインを設置する周辺の雰囲気、まちなみや景観になじむ色を基調として、整備対象区域内では、統一感のあるサイン整備を行うことが重要であるとしています。 城下町らしい松代の標識の整備につきましては、今後の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
7. サインの維持管理方針	36	今回のこと(公共サインの維持管理、ガイドライン策定)を継続して今後も続けて欲しい。	「7. 1維持管理方法」の中で、サイン整備の計画段階から関係者で協議し、維持管理方針を定め、整備後の維持管理方法、管理の役割分担を明確にし、継続して管理していくこととしています。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	37	公共案内標識管理台帳には、公共サインの設置場所の地権者情報(許可期間等)もあった方がよいと思う。	公共案内標識管理台帳は工作物としての案内標識の管理台帳です。地権者情報(許可期間等)については、市有財産台帳(土地)の中で、賃借財産または占用許可物件として管理します。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。
	38	公共案内標識管理台帳を総括する全体マップがあればよいかとも思う。	公共案内標識を設置した各課で、その設置した標識を適正に管理するために、公共案内標識管理台帳を作成することとしています。 今後、ガイドライン案に従った公共案内標識の適正な管理を図り、公共案内標識データの市役所全体での共有化などを進める中で、全体マップの作成などの検討を図ります。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	39	市役所で、まちづくり推進課だけでなく、全課で共通して管理して欲しい。	「6. サインの整備方針」の中で、サイン本体の一部分に、管理者名(設置担当課)・連絡先をいれることとしており、「7. サインの維持管理方針」の中では、サインに市役所の管理者(設置担当課)を記入したステッカーを貼付することとしています。 ガイドライン案は公共サインに関係する市の26課が参集し策定しましたが、ガイドライン決定後は、市の全課(全職員)への周知徹底を図ります。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。
	40	「本体のメンテナンスは、年に1回程度行います」を「年1回は行います」としたほうがよい。	サインの種類、設置場所の状況等により、本体のメンテナンスの期間が異なるため、年に1回程度行うこととしたものです。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。

ガイドライン(案)の 該当箇所	整理 番号	意見等の概要	長野市の考え方	対応区分・対応方針
案内の多言語・ 多文化表記	41	松代地区における英語、中国語、ハングルなどによるパンフレット、地図、標識、インターネット、スマートフォンのまち歩きアプリなどの統一した整備が欲しい。	ガイドライン案では、案内・標識のために必要な言語として、日本語、英語、中国語(繁体字、簡体字)、ハングル、ポルトガル語の5言語6字体を標準としていますが、既設のサインで1～2言語表記となっているものについては、改修などの機会を捉えて多言語に対応するように計画しています。 松代地区における多言語化につきましては、今後の取組において、いただきましたご意見を参考にさせていただきます。	3 ガイドライン案は修正しないが、今後の具体的な取組において検討又は参考とする。
	42	公共案内標識の多言語表記を長野県の指針(平成18年3月)にしたほうがよい。	最新の国のガイドライン(平成22年4月現在)の英語表記に準じて英語に関する表記基準を計画しました。国の道路標識設置基準も同様の考え方であり、道路標識も案内の1つであることから、現行の国の考え方にしたがって計画をしました。 今後は、国の方針の推移等をみながら、ガイドラインの改定等を実施していきます。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。
	43	国のガイドライン等の英語表記の例をいろいろ挙げているが、今回のガイドラインで採用した英語表記ガイドライン以外のものを掲載する必要があるのか疑問に感じた。	国の英語表記のガイドラインの考え方は、昭和62年の「道路標識設置基準」から最新(平成22年)の「観光活性化標識ガイドライン」、「公共交通機関における外国語等による情報提供促進措置ガイドライン」まで一貫しており、案内の連携という観点から、現行の国の考え方にしたがって英語表記の計画をしました。 今後は、国の方針の推移等をみながら、ガイドラインの改定等を実施していきます。	4 検討の結果、ガイドライン案に反映しない。
	44	固有名詞の英語表記方法について、具体例を示しながら考え方が明記されている。これまでは、同じ施設にもかかわらず、パンフレットや案内標識で異なる英語表記があったが、ガイドライン案では、統一感のある案内が行われるようになっている。 【理由等】 案内板における固有名詞の英語表記は、目的が「案内」であるため、通常の英語の翻訳とは異なり、案内する日本人と案内される外国人の両方が分かるように表記方法を工夫する必要がある。	ガイドラインでは、現行の国の考え方にに基づき英語に関する表記基準を計画しましたが、今後も、国の方針の推移等をみながら、ガイドラインの改定を実施していきます。	2 ガイドライン案に盛り込まれており、修正しない。

参考文献・出典

本書は、次のように国や地方公共団体等でこれまで策定した公共サインに関する調査計画書、ガイドライン、マニュアル等を参考に作成しました。引用文献を次に示します。

- 道路標識設置基準・同解説（昭和 62 年 8 月 20 日（3 版発行） 社団法人 日本道路協会）
- 地図を用いた道路案内標識ガイドブック（平成 15 年 11 月 国土交通省道路局企画課）
- 観光活性化標識ガイドライン（平成 17 年 6 月、国土交通省観光地域振興課）
- 公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編））（平成 19 年 7 月 国土交通省）
- 外国人観光客受け入れ体制整備のための案内表示等の多言語化調査（平成 22 年 3 月 国土交通省 中国運輸局）
- 長野県公共案内標識整備指針（英文表記マニュアル）（平成 7 年 3 月 長野県）
- 多言語情報作成マニュアル 多言語情報をつくるための 43 のポイント（平成 16 年 3 月 地域国際化協会連絡協議会、財団法人 自治体国際化協会）
- 多言語 標準訳語集（平成 16 年 3 月 地域国際化協会連絡協議会、財団法人 自治体国際化協会）
- カラーバリアフリー 色使いのガイドライン（平成 20 年 10 月 神奈川県 保健福祉局 地域保健福祉部 地域保健福祉課）
- 倉敷市 公共サインガイドライン（平成 20 年 3 月 倉敷市）
- 横浜市 公共サインガイドライン（改定版）（平成 23 年 3 月 横浜市 都市整備局都市デザイン室）
- さいたま市 公共サインガイドライン（平成 20 年 3 月 さいたま市都市局都市計画部交通企画課）

長野市公共サインガイドライン

～わかりやすい案内・標識の整備指針～

平成 25 年 3 月

発 行 長野市

編 集 長野市都市整備部まちづくり推進課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

電 話 026(226)4911

E-mail machi@city.nagano.lg.jp

受注者 株式会社 K R C